明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

# 官報 号外

平成十三年六月二十二日

## ○第百五十一回国会 参議院会議録第三十四号（その一）

平成十三年六月二十二日（金曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第三十四号
平成十三年六月二十二日
午前十時開議
第一　特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第二　水産基本法案（内閣提出、衆議院送付）
第三　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　漁業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　漁港法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第六　行政機関が行う政策の評価に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第八　確定拠出年金法案（第百五十回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送付）
第九　商法等の一部を改正する等の法律案（衆議院提出）
第一〇　商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆議院提出）
第一一　自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一より第一一まで
一、国際問題に関する調査の報告
一、国民生活・経済に関する調査の報告
一、共生社会に関する調査の報告
一、少子化対策推進に関する決議案（久保亘君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

○議長（井上裕君）　これより会議を開きます。
日程第一　特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長伊藤基隆君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔伊藤基隆君登壇、拍手〕

○伊藤基隆君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本法律案は、企業の資金調達の機動性を高めるため、特定融資枠契約において借り主となり得る法人の範囲を、現在の商法特例法上の大会社から、資本の額が三億円を超える株式会社などに拡大するものであります。
委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員塩崎恭久君より趣旨説明を聴取した後、範囲拡大に伴う借り手保護策の必要性、借り主の範囲を中小企業に拡大する可能性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して池田幹幸理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。
討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（井上裕君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

| | |
|---|---|
| 投票総数 | 百八十五 |
| 賛成 | 百六十六 |
| 反対 | 十九 |

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　日程第二　水産基本法案
日程第三　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案
日程第四　漁業法等の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）
日程第五　漁港法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
以上四案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長太田豊秋君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔太田豊秋君登壇、拍手〕

○太田豊秋君　ただいま議題となりました四案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、水産基本法案について申し上げます。
本法律案は、本格的な二百海里体制への移行、我が国周辺水域の資源状態の悪化、漁業の担い手の減少と高齢化の進行等の状況を踏まえ、沿岸漁業等振興法にかわる新たな基本法として、水産に関する施策について、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展という二つの基本理念と、その実現を図るのに基本となる事項等を定めようとするものであります。
なお、衆議院において、第三十二条の水産業及び漁村の有する多面的機能に関する施策について、より積極的に規定する等の修正が行われております。
次に、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。
本法律案は、我が国周辺水域の水産資源の回復を計画的、総合的に進めるため、新たに漁獲努力量の総量管理制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。
次に、漁業法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、資源管理の強化、効率的、安定的な漁業経営体の育成等を図る観点から、定置漁業の免許の優先順位における法人形態の見直し、新たな漁業調整機構としての広域漁業調整委員会の設置等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の三案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、水産基本法と漁業、漁村の将来像、水産基本計画の策定と水産物に係る自給率目標のあり方、効率的、安定的な漁業経営の育成、資源回復計画と経営安定対策、漁場環境の保全、回復、水産業、漁村の有する多面的機能の内容と施策の充実等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、三案について一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より漁業法等の一部を改正する法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、水産基本法案及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案はそれぞれ全会一致をもって、漁業法等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁港法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、漁港及び漁場を総合的、統一的に整備するため、法律の題名を漁港漁場整備法に改めるとともに、漁港漁場整備事業に関する基本方針及び長期計画の策定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

---

**○議長（井上裕君）**　これより採決をいたします。

まず、水産基本法案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案及び漁港法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（井上裕君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（井上裕君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　　百八十九
賛成　　百八十九
反対　　〇

よって、三案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（井上裕君）**　次に、漁業法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（井上裕君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（井上裕君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　　百八十七
賛成　　百六十八
反対　　十九

よって、本案は可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（井上裕君）**　**日程第六　行政機関が行う政策の評価に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**
**日程第七　行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長溝手顕正君。

---

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

〔溝手顕正君登壇、拍手〕

**○溝手顕正君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、行政機関が行う政策の評価に関する法律案は、社会経済情勢に応じた効果的かつ効率的な行政の推進に資する等のため、行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、政策評価のあり方及び評価結果の取り扱い、行政監察及び会計検査と政策評価との違い、制度運営における総務省の主導的地位の確認等について質疑が行われました。

質疑を終局しましたところ、本法律案に対し、日本共産党を代表して宮本岳志理事より、行政機関は、政策評価等に関し、国民からの意見、要望等を受け付ける窓口を設置しなければならないことを内容とする修正案が提出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、行政書士法の一部を改正する法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への的確な対応を図るため、行政書士が作成することができる書類に係る官公署への提出手続の代理、代理人としての契約その他の書類の作成等の業務を行政書士の業務として明確化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長御法川英文君より趣旨説明を聴取した後、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（井上裕君）**　これより採決をいたします。

まず、行政機関が行う政策の評価に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（井上裕君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（井上裕君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　　百八十九
賛成　　百八十九
反対　　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（井上裕君）**　次に、行政書士法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（井上裕君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（井上裕君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十六
賛成　百七十八
反対　八
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（井上裕君）　日程第八　確定拠出年金法案（第百五十回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送付）を議題といたします。**

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長中島眞人君

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

〔中島眞人君登壇、拍手〕

**○中島眞人君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人または事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与しようとするものであります。

委員会におきましては、確定拠出年金制度の意義、拠出限度額の根拠、加入者に対する関係機関の忠実義務の確保、投資教育のあり方、企業において確定拠出年金を採用する場合の適正な労使合意の確保等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（井上裕君）**　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（井上裕君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（井上裕君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十八
賛成　百五十七
反対　三十一
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（井上裕君）　日程第九　商法等の一部を改正する等の法律案（いずれも衆議院提出）**

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長日笠勝之君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

〔日笠勝之君登壇、拍手〕

**○日笠勝之君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商法等の一部を改正する等の法律案は、最近における経済情勢にかんがみ、会社の経営の自由度を高め、経済構造改革を進める観点から、いわゆる金庫株の解禁に関し商法等の規定の整備を行うとともに、個人投資家の株式投資への参入を容易にするため、株式に係る純資産額規制を撤廃する等の改正を行うものであります。

次に、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、証券取引法ほか六十八の関係法律について所要の整備を行うものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、金庫株解禁の意義と弊害の防止、今回の改正と緊急経済対策との関係、法定準備金の減少と資本充実の原則との関係、単元株制度創設の妥当性、相場操縦・インサイダー取引の防止と監視体制の強化等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して小川委員より反対、自由民主党・保守党、公明党及び自由党を代表して久野理事より賛成、日本共産党を代表して林委員より反対、及び社会民主党・護憲連合を代表して福島理事より反対の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（井上裕君）**　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（井上裕君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（井上裕君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十九
賛成　百十六
反対　七十三
よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（井上裕君）　日程第一一　自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。**

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長今泉昭君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

〔今泉昭君登壇、拍手〕

**○今泉昭君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自動車損害賠償保障制度について、政府による再保険制度を廃止し、これとあわせて自動車事故による被害者の保護の充実を図るための制度の整備等を行うとともに、自動車損害賠償保障制度に係る特別会計の名称及び勘定区分の変更等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、再保険制度を廃止する理由、保険収支と保険料率の見通し、審議会のあり方、保険金支払いの適正化、被害者救済対策、

運用益の使用状況等について質疑を行うとともに、参考人より意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大沢委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（井上裕君）**　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（井上裕君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（井上裕君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十九

賛成　百六十九

反対　二十

よって、本案は可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（井上裕君）**　この際、国際問題に関する調査会長から、**国際問題に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井上裕君）**　御異議ないと認めます。国際問題に関する調査会長関谷勝嗣君。

---

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

---

〔関谷勝嗣君登壇、拍手〕

**○関谷勝嗣君**　国際問題に関する調査会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成十年八月三十一日に設置され、三年間にわたるテーマを「二十一世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」と決定し、以来、世紀をまたぎ、国連の今日的役割、東アジアの安全保障、我が国外交のあり方などについて、緒方貞子前国連難民高等弁務官を初めとして、内外の有識者、研究者、ジャーナリストなど三十五名を招いての意見聴取と質疑、外務大臣からの報告と質疑、国連大学等の視察及び関係者との意見交換などを行い、最後に、委員の意見表明及び委員間の自由討議を行い、鋭意調査を進めてまいりました。

このたび最終報告を取りまとめ、一昨日、これを議長に提出いたしました。

その主な内容は、「二十一世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」のテーマのもとで進めてまいりました「国連の今日的役」、「東アジアの安全保障」、「我が国外交の在り方」についての調査をそれぞれ「主要論議」及び「課題と提言」の形にまとめたものであります。

「国連の今日的役割」につきましては、二〇〇〇年九月に国連ミレニアム総会及びミレニアム・サミットが予定されており、冷戦終結後の世界で国連や国連機関が重要であるとの認識を踏まえ、国連の理念、国連による平和と安全の確保、経済・社会・文化分野での国連の取り組み、国連の機構及び財政、安保理改革と我が国の対応について、多角的観点から重点的に調査を行いました。

そこでの論議は、国連のあり方と我が国の国連外交、国連憲章と武力行使、軍縮・不拡散、国連の平和維持活動、我が国のＰＫＯ活動への協力、人間の安全保障、グローバリゼーションへの対応、人道支援、文化の摩擦と対話、旧敵国条項、国連総会の機能強化、国連の財政、安保理改革と我が国の対応、特に我が国の常任理事国入り問題などでありました。

次に、「東アジアの安全保障」につきましては、東アジアは民族、宗教、領土などの固有のさまざまな不安定要因を抱えているとの認識を踏まえ、東アジア地域の安全保障環境、朝鮮半島情勢、中国をめぐる情勢、東アジアの安定と安全保障政策について調査を行いました。

そこでは、東アジアの安全保障環境、南北朝鮮の関係、米朝関係、日朝関係、中国の動向、米中・日中関係、台湾問題、東アジア経済と地域安全保障、日米安全保障体制などについて論議が行われました。

次に、「我が国外交の在り方」につきましては、冷戦後の世界情勢は、地域紛争の多発や宗教、民族主義に基づく対立の激化による世界の不安定化、グローバリゼーションの急速な進展など大きな変化が生じており、それに伴い我が国外交を取り巻く問題も多様化、複雑化してきているとの認識のもと、我が国外交の基本、外交と安全保障、外交と文化などについて調査を行いました。

そこでの論議は、外交と国家像、理念や価値観の発信、外交の方向性と姿勢、外交課題への取り組み、外交の基盤、同盟と集団安全保障、集団的自衛権、外交と文化、ＯＤＡ、対米関係、アジア外交、外交と市民社会などでありました。

以上のような調査会での調査を踏まえ、十九項目から成る「課題と提言」にまとめました。

「国連の今日的役割」では十三項目あり、それは、新世紀における国連の改革と機能強化にあらゆる貢献と努力を行うこと、国際社会が直面する問題を解決するため我が国は知的イニシアチブを強化すること、人間の安全保障の概念を整理し、世界に通じる基準をつくり出すこと、国連と市民社会との連携を一層強化すること、平和への取り組みと開発への取り組みのリンケージによって、緊急人道援助から開発援助ができるまでの空白を解消し、紛争の再発を防止すること、国連の人的な基盤を強化し、日本人職員をふやすこと、我が国の国連外交に関する情報を広く国民に提供し、多国間外交の中心である国連への理解を深めること、政府は国際機関への拠出に関する情報の一元的把握に努め、国民や国会への開示を積極的に行い、国会の関係委員会においても関心を強めることにより、納税者である国民への説明責任を果たすべきこと、国連総会に超党派の国会議員団を派遣する方策を検討すること、ユネスコの事業をより有意義に展開していくための知恵を提示し、また米国のユネスコ復帰を促すこと、国連大学を国連の知の担い手として活性化すること、難民等に対する支援、とりわけ教育面での支援を強化すること、アジア太平洋地域における国連活動を強化するため沖縄に国連事務所を設置するようその検討を提唱することであります。

「東アジアの安全保障」では四項目あり、その内容は、朝鮮半島における南北和解の潮流を定着させるため、我が国は積極的な支援をしていくべきこと、日朝国交正常化交渉に粘り強く取り組み、これをさらに推進していくこと、日中の真の意味での相互理解を深めること、東アジア地域との歴史的な関係を踏まえ、東アジア平和研究所（仮称）を創設することであります。

また、「我が国外交の在り方」では、外交の調査研究を充実し情報力を強化するための基盤を整備し、その成果を外交に生かしていくべきこと、外交に文化の力を最大限活用するため幅広い文化交流を行うべきことの二項目であります。

以上が最終報告の主な内容であります。

政府並びに関係各方面におかれましては、本報告に示した「課題と提言」などを十分御検討の上、今後の施策に反映されますよう強く要望するものであります。

ここに、三年間にわたります調査を終えるに当たり、本調査会の前会長でありました井上議長を初め、活発な議論に参画いただきました委員各位、調査会に出席をいただきました有識者の方々

など、関係の皆様方に心からの感謝を申し上げまして、私の報告を終わります。（拍手）

---

**○議長（井上裕君）**　この際、国民生活・経済に関する調査会長から、**国民生活・経済に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井上裕君）**　御異議ないと認めます。国民生活・経済に関する調査会長久保亘君。

---

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

---

〔久保亘君登壇、拍手〕

**○久保亘君**　国民生活・経済に関する調査会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本調査会は、平成十年八月に設置され、初年度においては調査項目を「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」と決定し、少子化の要因と対応を初めとして、調査項目全般にわたる調査を行いました。その結果、少子化問題の重要性にかんがみ、調査項目を「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」と改めることといたしました。

二年度においては、外国の少子化対策、経済界や労働界の少子化対策等について調査を行うとともに、特に重要な事項について政策提言を行いました。

最終年度においては、地方自治体、企業、勤労者から意見を聴取し、また、政策提言の実施状況について報告を求めるなど、精力的な調査を行ってまいりました。

こうした三年間の調査を踏まえ、早急な取り組みが求められる事項について政策提言を行い、さらに、少子化対策推進に関する決議案を当調査会委員の発議により提出いたしました。

今般、各会派の意見の一致を見ましたので、この三年間の調査を踏まえ、報告書を取りまとめ、これを議長に提出いたしました。

以下、報告書の概要を申し上げます。

現在、急速に進行している少子化は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。今日の少子化は、若者の価値観の変化のみならず、女性の社会進出や核家族化など社会の変化に現在の制度や慣行が適応していないことにより生じております。このような社会のあり方を見直し、未来の社会を担う子供を安心して生み育てられる社会を構築することは重要な課題であります。

こうした課題に対処するため、重点的に取り組むべき事項について提言として取りまとめました。

以下、提言について御説明いたします。

まず、男女共同参画社会の形成であります。

出産や育児に負担を感じさせる要因ともなっている固定的な男女の性別役割分業意識や職場優先の企業風土を見直し、男女がともに育児と仕事に喜びを感じることのできる社会を形成することが重要であります。

次に、仕事と育児の両立を可能とする雇用・職場環境の形成が必要であります。

このためには、育児休業の取得しやすい職場環境や再就職しやすい雇用環境の形成、労働時間の短縮が求められます。また、早期に子供の看護休暇制度を導入すべきことを提言いたしました。あわせて、保育環境の整備を図ることが重要であります。かかる観点から、保育所の受け入れの拡大により、待機児童の解消を図るとともに、延長保育や休日保育などの多様な保育サービスの充実、放課後児童クラブの拡充等が図られるべきであります。さらに、子育てに悩む母親が増加している中で、地域社会全体で子育てを支援していく取り組みを促進すべきことを提言しております。

安心して育児を行うためには、十分な小児医療が提供されることが重要であります。特に、夜間でも対応できる小児救急医療体制の整備は喫緊の課題であり、行政機関と医療機関が一体となった総合的な取り組みを推進すべきであります。

出産、育児等にかかる経済的負担の軽減の観点から、乳幼児医療費の国による負担等の措置の検討を求めております。さらに、不妊治療につきましては、カウンセリング体制の整備や生殖補助医療を医療保険の対象とするよう求めております。

最後に、人口の減少する中においても、我が国が引き続き豊かさを維持していくためには、国民一人一人がその能力を高め発揮できる社会をつくることが重要であります。こうした生涯能力発揮社会を実現するための教育環境、労働環境等を整備すべきことを求めております。

政府並びに関係各方面におかれては、以上の提言の趣旨を理解され、その実現に努められるよう要請するものであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（井上裕君）**　この際、共生社会に関する調査会長から、**共生社会に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井上裕君）**　御異議ないと認めます。共生社会に関する調査会長石井道子君。

---

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

---

〔石井道子君登壇、拍手〕

**○石井道子君**　共生社会に関する調査会における最終報告の概要につきまして、御報告申し上げます。

本調査会は、平成十年、第百四十三回国会で設置され、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面の調査のテーマとして、一年目は「女性に対する暴力」、二年目は「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとして取り上げ、調査を進めてまいりました。

調査の最終年となる三年目におきましては、一年目の提言において検討課題とされた女性に対する暴力に関する法的対応策につきまして、昨年四月に理事会のもとに設置したプロジェクトチームでの三十回にわたる討議結果を踏まえまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案として取りまとめました。この法律案は去る四月六日に成立しております。

さらに、二年目の提言の中から「女性の自立のための環境整備」を取り上げ、これを「生涯にわたる女性の健康支援」及び「女性の経済・社会的自立支援」とに分けまして具体的な調査を行い、今後の女性の自立のための環境整備に取り組んでいく上で必要と思われる事項について提言として取りまとめ、その報告書を去る二十日、議長に提出いたしました。

以下、その概要を御報告申し上げます。

まず、「生涯にわたる女性の健康支援」につきましては、参考人からの意見聴取、政府からの説明聴取を行うとともに、調査会委員間の自由討議を行いました。

調査会委員からは、生涯にわたる女性の健康支援の必要性、女性の自己決定権を基本とした両性の平等な関係のあり方等について意見が表明されました。

「女性の経済・社会的自立支援」につきましては、三回にわたる参考人からの意見聴取、政府からの説明聴取を行うとともに、調査会委員間の自由討議を行いました。

調査会委員からは、家庭と仕事の両立を可能とする多様な働き方の実現の必要性、女性の自立のため保育施設の果たす役割、夫婦別氏制度導入等について意見が表明されました。

このような調査を通じ、女性が的確な自己決定に基づき、生涯を通じて健康を享受し、経済的にも社会的にも自立していくための環境整備につい

ては、真に男女が共生する社会の構築のための重要な要件となるものの、我が国においては、なお、女性は雇用面においても、仕事と育児・介護との両立においても十分な環境に置かれていないことが明らかになりました。

こうした観点から、本調査会は、女性の自立のための環境整備に関し当面する課題について提言を取りまとめました。

その内容は、女性のリプロダクティブヘルス・ライツを視座に入れた総合的な施策の充実、雇用の分野における男女差別の解消、家庭との両立を可能とする多様な働き方の実現、女性の経済・社会的自立の支援のための保育施策等の充実、女性の生き方、働き方の選択に中立となるような税制・社会保障制度の改革、選択的夫婦別氏制度の導入、無償労働の社会的評価のあり方に関する検討の七項目であります。

このほか、平成十二年十二月に策定されました男女共同参画基本計画についての政府質疑、三年間を通じたテーマでありました「男女等共生社会の構築に向けて」の調査を締めくくる観点からの男女共同参画担当大臣である内閣官房長官への質疑も行いました。

以上が本調査会の調査の経過及び結果でありますが、この三年間の調査を振り返ったときに、特に言及したいことは、冒頭にも述べましたように、本調査会として配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を超党派による議員立法として提出し、成立させることができたことであります。

言うまでもなく、調査会は国政の基本的事項に関する長期的かつ総合的な調査を行うものであり、調査を通じてみずから法律案をつくり上げていくことが調査会に期待されていることからも、今回の立法化はその目的にも沿ったものであり、まことに意義深く、大きな喜びでもあります。

この法律は十月から施行されますが、円滑な実施により一人でも多くの被害者が救済されることを期待するとともに、社会を構成している男性と女性が互いにその存在を認め合い、共生していく社会が実現するよう強く念願する次第でございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（井上裕君）**　この際、お諮りいたします。

**久保亘君外八名発議に係る少子化対策推進に関する決議案**は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（井上裕君）**　御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。久保亘君。

---

〔議案は本号（その二）に掲載〕

---

〔久保亘君登壇、拍手〕

**○久保亘君**　ただいま議題となりました自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、無所属の会、自由党、二院クラブ・自由連合及びさきがけ環境会議の各派共同提案に係る少子化対策推進に関する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

少子化対策推進に関する決議案

我が国は、急速な少子化の進行により、未だかつて経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしている。こうした少子化の進行は、子どもの健全育成、地域社会、社会保障、労働力等において我が国社会に深刻な影響を与えることが懸念されている。子どもが未来の社会を担う存在であることを思えば、子どもを生み、育てることを社会的に支援していくことは、我が国にとって、極めて重要な課題である。

いうまでもなく結婚や出産は個人の自由な選択に委ねられるべきものである。今日の少子化は、個人の価値観の多様化や意識の変化に社会の仕組みが対応できていないことに大きく起因している。かかる社会の在り方を見直し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の形成を目指し、総合的な施策を早急に確立することは、国会及び政府の責務である。

我々は、人口減少社会の到来を前にして、最善の努力をもって少子化問題に取り組み、男女とも育児に喜びや誇りを共有できる社会を構築していくことを決意する。

このため、政府においては、本院の意思を体し、仕事と育児の両立支援をはじめ子育てへの社会的支援の拡充、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進すべきである。

特に、乳幼児医療費の国庫助成等出産・育児にかかる経済的負担の軽減、小児医療・母子保健等医療体制の整備、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の拡充等男女がともに仕事と子育てを両立できる雇用・職場環境の整備、保育所待機児童の早期解消をはじめ多様な保育サービスの拡充、放課後児童の受け入れ体制の整備等地域の子育て支援環境の整備、子育てしやすい住環境等生活環境の整備については、重点的に取り組むべきである。また、子育て支援の重要性に鑑み、子どもや家庭を支える施策に対して積極的な予算措置を講ずるべきである。

こうした取組が成果をあげるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。

右決議する。

以上であります。

我が国においては、出生率が人口を維持するのに必要な水準を下回る状況が既に四半世紀にわたって続いており、二十一世紀を迎えた我が国社会にさまざまな影響を与えることが懸念されております。

こうした少子化の背景として、仕事と家事・育児といった家庭責任の両立に対する女性の負担感の増大が挙げられます。また、成人しても親からの自立にちゅうちょするいわゆるパラサイトシングルと言われる若者の増加も指摘されております。

このため、男女とも育児等の家庭責任を果たせるような柔軟な働き方を実現するとともに、若者が自立し、次代を担う子供を安心して生み育てることのできる社会を実現するため、総合的な施策を早急に確立することが求められております。

国民生活・経済に関する調査会においては、少子化の要因と対応について、基本法制定の検討も含め、さまざまな角度から調査を重ねてまいりました。その結果、国民に向けて、少子化問題の取り組みについて本院の意思を明らかにするとともに、政府に万全の措置を求めるべきとの結論に達し、各派合意のもとに本決議案を提出するに至った次第であります。

以上が本決議案を提案する趣旨であります。

何とぞ、皆様の御賛同を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。（拍手）

---

**○議長（井上裕君）**　これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（井上裕君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（井上裕君）**　投票の結果を報告いたします。

| | |
|---|---|
| 投票総数 | 百七十八 |
| 賛成 | 百七十八 |
| 反対 | ○ |

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

○議長（井上裕君）　ただいまの決議に対し、厚生労働大臣から発言を求められました。坂口厚生労働大臣。

〔国務大臣坂口力君登壇、拍手〕

○国務大臣（坂口力君）　近年の急速な少子化の進行は、我が国の経済社会に広く深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化に的確かつ迅速に対応し、将来を担う世代が健やかに成長できる社会を構築することが喫緊の課題になっております。

政府といたしましては、少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランに基づき幅広い分野にわたる施策を推進しているところでありますが、ただいまの御決議の趣旨を十分に尊重いたしまして、子育て家庭を社会全体で支援していく観点から、総合的な少子化対策の推進に全力を尽くしてまいる所存でございます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（井上裕君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議長　井上　裕君
副議長　菅野　久光君

議員

高橋　令則君　高橋紀世子君
沢　たまき君　金石　清禅君
岩本　荘太君　海野　義孝君
加藤　修一君　世耕　弘成君
脇　雅史君　平野　貞夫君
魚住裕一郎君　益田　洋介君
鈴木　正孝君　松岡滿壽男君
高野　博師君　松　あきら君
大森　礼子君　溝手　顕正君
阿部　正俊君　但馬　久美君
山下　栄一君　弘友　和夫君
鶴保　庸介君　田名部匡省君
日笠　勝之君　荒木　清寛君
若林　正俊君　続　訓弘君
星野　朋市君　中島　啓雄君
仲道　俊哉君　森田　次夫君
佐々木知子君　斉藤　滋宣君
亀谷　博昭君　岩城　光英君
加納　時男君　服部三男雄君
狩野　安君　野間　赳君
上野　公成君　松田　岩夫君
松谷蒼一郎君　吉村剛太郎君
片山虎之助君　久世　公堯君
関谷　勝嗣君　野沢　太三君
青木　幹雄君　水島　裕君
中川　義雄君　有馬　朗人君
市川　一朗君　岸　宏一君
大野つや子君　林　芳正君
谷川　秀善君　中原　爽君
太田　豊秋君　椎名　素夫君
風間　昶君　入澤　肇君
浜四津敏子君　浜田卓二郎君
鶴岡　洋君　月原　茂皓君
扇　千景君　山下　英利君
国井　正幸君　日出　英輔君
依田　智治君　森山　裕君
鈴木　政二君　森下　博之君
岩永　浩美君　加藤　紀文君
山下　善彦君　清水　達雄君
田中　直紀君　南野知惠子君
須藤良太郎君　山崎　正昭君
中曽根弘文君　吉川　芳男君
石井　道子君　陣内　孝雄君
木村　仁君　景山俊太郎君
亀井　郁夫君　阿南　一成君
笹野　貞子君　山内　俊夫君
久野　恒一君　武見　敬三君
中島　眞人君　海老原義彦君
保坂　三蔵君　成瀬　守重君
宮崎　秀樹君　矢野　哲朗君
入澤　肇君　鹿熊　安正君
浜田卓二郎君　竹山　裕君
鶴岡　洋君　真鍋　賢二君
月原　茂皓君　岡野　裕君
扇　千景君　坂野　重信君
山下　英利君　井上　吉夫君
国井　正幸君　谷林　正昭君
日出　英輔君　浅尾慶一郎君
依田　智治君　福山　哲郎君
森山　裕君　郡司　彰君
鈴木　政二君　小宮山洋子君
森下　博之君　小川　敏夫君
岩永　浩美君　本田　良一君
加藤　紀文君　伊藤　基隆君
山下　善彦君　柳田　稔君
清水　達雄君　藤井　俊男君
田中　直紀君　峰崎　直樹君
南野知惠子君　川橋　幸子君
須藤良太郎君　藁科　滿治君
山崎　正昭君　円　より子君
中曽根弘文君　足立　良平君
吉川　芳男君　千葉　景子君
石井　道子君　北澤　俊美君
陣内　孝雄君　江田　五月君
木村　仁君　広中和歌子君
景山俊太郎君　西川きよし君
亀井　郁夫君　宮本　岳志君
阿南　一成君　中村　敦夫君
笹野　貞子君　八田ひろ子君
山内　俊夫君　大沢　辰美君
久野　恒一君　大脇　雅子君
武見　敬三君　阿部　幸代君
中島　眞人君　堀　利和君
海老原義彦君　岩佐　恵美君
大島　慶久君　鎌田　要人君
成瀬　守重君　鴻池　祥肇君
宮崎　秀樹君　河本　英典君
矢野　哲朗君　池田　幹幸君
入澤　肇君　大渕　絹子君
鹿熊　安正君　松前　達郎君
竹山　裕君　本岡　昭次君
清水嘉与子君　吉岡　吉典君
倉田　寛之君　筆坂　秀世君
真鍋　賢二君　橋本　敦君
岡野　裕君　田　英夫君
坂野　重信君　梶原　敬義君
井上　吉夫君　山本　正和君
谷林　正昭君　日下部禧代子君
浅尾慶一郎君　吉川　春子君
福山　哲郎君　笠井　亮君
郡司　彰君　渕上　貞雄君
小宮山洋子君
小川　敏夫君
本田　良一君
伊藤　基隆君
柳田　稔君
藁科　滿治君
円　より子君
足立　良平君
千葉　景子君
北澤　俊美君
江田　五月君
広中和歌子君
西川きよし君
宮本　岳志君
中村　敦夫君
八田ひろ子君
大沢　辰美君
大脇　雅子君
阿部　幸代君
堀　利和君
岩佐　恵美君
大島　慶久君
鎌田　要人君
鴻池　祥肇君
河本　英典君
池田　幹幸君
大渕　絹子君
鹿熊　安正君
竹山　裕君
本岡　昭次君
吉岡　吉典君
筆坂　秀世君
橋本　敦君
田　英夫君
梶原　敬義君
山本　正和君
日下部禧代子君
吉川　春子君
笠井　亮君
渕上　貞雄君
松前　達郎君
山下　芳生君
山本　正和君

国務大臣

総務大臣　片山虎之助君
法務大臣　森山　眞弓君
厚生労働大臣　坂口　力君
農林水産大臣　武部　勤君
国土交通大臣　扇　千景君
国務大臣（金融担当）　柳澤　伯夫君

富樫　練三君　谷本　巍君
緒方　靖夫君　笠井　亮君
池田　幹幸君　渕上　貞雄君
大渕　絹子君　松前　達郎君
本岡　昭次君　吉岡　吉典君
筆坂　秀世君　山下　芳生君
橋本　敦君　田　英夫君
梶原　敬義君　山本　正和君

議長の報告事項

一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　鹿熊　安正君　仲道　俊哉君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　宮本　岳志君

補欠　世耕　弘成君　武見　敬三君　大野つや子君　山崎　力君　市田　忠義君

総務委員

辞任　鴻池　祥肇君　世耕　弘成君　山下　善彦君　奥石　東君　高橋　千秋君　市田　忠義君　緒方　靖夫君

補欠　海老原義彦君　鹿熊　安正君　常田　享詳君　石田　美栄君　本田　良一君　宮本　岳志君　富樫　練三君

法務委員
筆坂　秀世君
八田ひろ子君
辞任
尾辻　秀久君
薬科　滿治君
林　紀子君
補欠
矢野　哲朗君
竹村　泰子君
笠井　亮君

外交防衛委員
辞任
鶴保　庸介君
森山　裕君
山崎　力君
益田　洋介君
補欠
月原　茂皓君
釜本　邦茂君
尾辻　秀久君
木庭健太郎君

財政金融委員
辞任
海老原義彦君
櫻井　充君
木庭健太郎君
富樫　練三君
補欠
鴻池　祥肇君
小川　勝也君
益田　洋介君
大門実紀史君

文教科学委員
辞任
石田　美栄君
補欠
奥石　東君

厚生労働委員
辞任
釜本　邦茂君
武見　敬三君
月原　茂皓君
風間　昶君
山本　保君
補欠
森山　裕君
仲道　俊哉君
鶴保　庸介君
浜四津敏子君
海野　義孝君

農林水産委員
辞任
大野つや子君
小川　勝也君
本田　良一君
笠井　亮君
補欠
森田　次夫君
櫻井　充君
羽田雄一郎君
林　紀子君

経済産業委員
辞任
常田　享詳君
竹村　泰子君
補欠
山下　善彦君
薬科　滿治君
直嶋　正行君
羽田雄一郎君
海野　義孝君
浜四津敏子君

国土交通委員
辞任
大門実紀史君
八田ひろ子君
補欠
緒方　靖夫君
筆坂　秀世君

環境委員
辞任
世耕　弘成君
岡崎トミ子君
補欠
片山虎之助君
直嶋　正行君

国家基本政策委員
辞任
久世　公堯君
佐藤　泰三君
補欠
三浦　一水君
海老原義彦君

行政監視委員
辞任
海老原義彦君
補欠
佐藤　泰三君

議院運営委員
辞任
片山虎之助君
補欠
世耕　弘成君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
共生社会に関する調査会委員
辞任
峰崎　直樹君
岡崎トミ子君

同日議員から次の議案が提出された。
地域金融の円滑化に関する法律案（櫻井充君外四名発議）（参第二一号）

同日議員久保亘君外八名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。
少子化対策推進に関する決議案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案（河村たかし君外四名提出）（衆第五二号）
少子化社会対策基本法案（中山太郎君外八名提出）（衆第五三号）

同日議長は、次の衆議院提出案を総務委員会に付託した。
行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三四号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案（閣法第八三号）
厚生労働委員会に付託
林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第七九号）
森林法の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）
農林水産委員会に付託
小型船舶の登録等に関する法律案（閣法第九一号）
土地収用法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）
国土交通委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
温泉法の一部を改正する法律案
浄化槽法の一部を改正する法律案
商工会法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
短期社債等の振替に関する法律案
株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
特殊法人等改革基本法案
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日調査会長から次の報告書が提出された。
国際問題に関する調査報告書
国民生活・経済に関する調査報告書
共生社会に関する調査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
出入国管理及び難民認定法の旅券等証明書常時携帯義務違反の運用に関する質問主意書（福島瑞穂君提出）（第三六号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
温泉法の一部を改正する法律
浄化槽法の一部を改正する法律
商工会法の一部を改正する法律
地方税法の一部を改正する法律
特殊法人等改革基本法
短期社債等の振替に関する法律
株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律
租税特別措置法の一部を改正する法律
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任
大野つや子君
世耕　弘成君
大沢　辰美君
補欠
森田　次夫君
鹿熊　安正君
緒方　靖夫君

総務委員
辞任
海老原義彦君
鹿熊　安正君
久世　公堯君
関谷　勝嗣君
石田　美栄君
高嶋　良充君
補欠
中島　啓雄君
世耕　弘成君
尾辻　秀久君
野間　赳君
奥石　東君
佐藤　雄平君

本田　良一君

法務委員
辞任
青木　幹雄君
久野　恒一君
竹山　裕君
矢野　哲朗君
竹村　泰子君
角田　義一君
笠井　亮君
補欠
日出　英輔君
井上　吉夫君
須藤良太郎君
久世　公堯君
直嶋　正行君
峰崎　直樹君
林　紀子君

外交防衛委員
辞任
尾辻　秀久君
釜本　邦茂君
佐藤　昭郎君
須藤良太郎君
今井　澄君
広中和歌子君
補欠
長谷川道郎君
森山　裕君
西田　吉宏君
竹山　裕君
朝日　俊弘君
小川　勝也君

財政金融委員
辞任
金石　清禅君
野間　赳君
日出　英輔君
小川　勝也君
峰崎　直樹君
益田　洋介君
池田　幹幸君
補欠
泉　信也君
関谷　勝嗣君
青木　幹雄君
櫻井　充君
角田　義一君
渡辺　孝男君
筆坂　秀世君

文教科学委員
辞任
奥石　東君
補欠
石田　美栄君

厚生労働委員
辞任
仲道　俊哉君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
補欠
宮崎　秀樹君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
釜本　邦茂君
今井　澄君
森山　裕君
朝日　俊弘君

海野　義孝君

農林水産委員
辞任
井上　吉夫君
金田　勝年君
森田　次夫君
櫻井　充君
羽田雄一郎君
渡辺　孝男君
林　紀子君
補欠
久野　恒一君
成瀬　守重君
大野つや子君
広中和歌子君
堀　利和君
益田　洋介君
笠井　亮君

経済産業委員
辞任
加納　時男君
山下　善彦君
岡崎トミ子君
高橋　千秋君
山本　保君
補欠
田村　公平君
鈴木　政二君
竹村　泰子君
本田　良一君
海野　義孝君

国土交通委員
辞任
泉　信也君
鈴木　政二君
田村　公平君
中島　啓雄君
長谷川道郎君
北澤　俊美君
佐藤　雄平君
緒方　靖夫君
筆坂　秀世君
補欠
金石　清禅君
山下　善彦君
加納　時男君
海老原義彦君
矢野　哲朗君
藤井　俊男君
高嶋　良充君
大沢　辰美君
池田　幹幸君

環境委員
辞任
成瀬　守重君
西田　吉宏君
直嶋　正行君
藤井　俊男君
堀　利和君
補欠
金田　勝年君
佐藤　昭郎君
岡崎トミ子君
北澤　俊美君
羽田雄一郎君

国家基本政策委員
辞任
海老原義彦君
補欠
佐藤　泰三君

山本　保君

行政監視委員
辞任
佐藤　泰三君
宮崎　秀樹君
補欠
海老原義彦君
仲道　俊哉君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
総務委員会
理事　海老原義彦君（海老原義彦君の補欠）
理事　宮本　岳志君（宮本岳志君の補欠）
環境委員会
理事　清水　澄子君（清水澄子君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
民法の一部を改正する法律案（漆原良夫君外二名提出）（衆第五四号）
同日議長は、次の衆議院提出案を総務委員会に付託した。
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三五号）
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
消防法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）　総務委員会に付託
民事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）　法務委員会に付託
同日委員長から次の報告書が提出された。
特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三〇号）審査報告書
水産基本法案（閣法第七五号）審査報告書
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七七号）審査報告書
漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第七六号）審査報告書
漁港法の一部を改正する法律案（衆第二九号）審査報告書
行政機関が行う政策の評価に関する法律案（閣法第八七号）審査報告書
行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三四号）審査報告書
確定拠出年金法案（第百五十回国会閣法第一一号）審査報告書
商法等の一部を改正する等の法律案（衆第二六号）審査報告書
商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第二七号）審査報告書
自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第五三号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
タイ国ヒンクルート石炭火力発電所への経済協力問題に関する質問主意書（中村敦夫君提出）（第二七号）
起訴後の接見禁止に関する質問主意書（福島瑞穂君提出）（第三八号）

投票者氏名
日程第一　特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
賛成者氏名　一六六名
阿南　一成君　阿部　正俊君
青木　幹雄君　有馬　朗人君
井上　吉夫君　石井　道子君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上野　公成君
海老原義彦君　大島　慶久君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　岡野　裕君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　鹿熊　安正君
景山俊太郎君　片山虎之助君
金石　清禅君　鎌田　要人君
亀井　郁夫君　亀谷　博昭君

河本　英典君　岸　宏一君　久野　恒一君　倉田　寛之君　佐々木知子君　斎藤　十朗君　清水嘉与子君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　田中　直紀君　武見　敬三君　月原　茂皓君　中川　義雄君　中島　眞人君　中原　爽君　成瀬　守重君　野沢　太三君　南野知恵子君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山下　英利君　依田　智治君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君　木村　仁君　久世　公堯君　国井　正幸君　鴻池　祥肇君　斉藤　滋宣君　坂野　重信君　清水　達雄君　須藤良太郎君　鈴木　正孝君　関谷　勝嗣君　竹山　裕君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中島　啓雄君　中曽根弘文君　仲道　俊哉君　西田　吉宏君　野間　赳君　林　芳正君　日出　英輔君　真鍋　賢二君　松田　岩夫君　溝手　顕正君　森下　博之君　森山　裕君　柳川　覺治君　山崎　正昭君　山下　善彦君　吉川　芳男君　若林　正俊君　足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　江田　五月君　勝木　健司君　木俣　佳丈君　久保　亘君　小宮山洋子君　奥石　東君　佐藤　雄平君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　長谷川　清君　広中和歌子君　藤井　俊男君　本田　良一君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　佐藤　泰介君　櫻井　充君　谷林　正昭君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　浜四津敏子君　弘友　和夫君　松　あきら君　山下　栄一君　大脇　雅子君　日下部禧代子君　田　英夫君　渕上　貞雄君　岩本　荘太君　田名部匡省君　松岡滿壽男君　平野　貞夫君　西川きよし君　笹野　貞子君　橋本　敦君　八田ひろ子君　筆坂　秀世君　山下　芳生君　吉川　春子君　畑野　君枝君　林　紀子君　宮本　岳志君　吉岡　吉典君　阿部　幸代君　池田　幹幸君　大沢　辰美君　小泉　親司君　大門実紀史君　井上　美代君　岩佐　恵美君　笠井　亮君　須藤美也子君　富樫　練三君

反対者氏名

一九名

日程第二　水産基本法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第三　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第五　漁港法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

一八九名

阿南　一成君　青木　幹雄君　井上　吉夫君　泉　信也君　入澤　肇君　岩崎　純三君　上野　公成君　大島　慶久君　太田　豊秋君　岡野　裕君　加納　時男君　鹿熊　安正君　片山虎之助君　鎌田　要人君　亀谷　博昭君　木村　仁君　久世　公堯君　国井　正幸君　鴻池　祥肇君　斉藤　滋宣君　坂野　重信君　清水　達雄君　須藤良太郎君　鈴木　正孝君　関谷　勝嗣君　竹山　裕君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中川　義雄君　中島　啓雄君　中曽根弘文君　仲道　俊哉君　西田　吉宏君　野間　赳君　林　芳正君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山下　英利君　依田　智治君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君　奥石　東君　佐藤　雄平君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　長谷川　清君　広中和歌子君　藤井　俊男君　本田　良一君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　武見　敬三君　月原　茂皓君　中川　義雄君　中島　眞人君　中原　爽君　成瀬　守重君　野沢　太三君　南野知恵子君　林　芳正君　日出　英輔君　真鍋　賢二君　松田　岩夫君　溝手　顕正君　森下　博之君　森山　裕君　柳川　覺治君　山崎　正昭君　山下　善彦君　吉川　芳男君　若林　正俊君　足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　江田　五月君　勝木　健司君　木俣　佳丈君　久保　亘君　小宮山洋子君　櫻井　充君　谷林　正昭君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　橋本　敦君　畑野　君枝君　林　紀子君　宮本　岳志君　吉岡　吉典君　阿部　正俊君　有馬　朗人君　石井　道子君　市川　一朗君　岩城　光英君　岩永　浩美君　海老原義彦君　大野つや子君　扇　千景君　加藤　紀文君　狩野　安君　景山俊太郎君　金石　清禅君　亀井　郁夫君　河本　英典君　岸　宏一君　久野　恒一君　倉田　寛之君　佐々木知子君　斎藤　十朗君　清水嘉与子君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　田中　直紀君　武見　敬三君　月原　茂皓君　中川　義雄君　中島　眞人君　中原　爽君　成瀬　守重君　野沢　太三君　南野知恵子君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山下　英利君　依田　智治君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君　奥石　東君　佐藤　雄平君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　長谷川　清君　広中和歌子君　藤井　俊男君　本田　良一君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　竹山　裕君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中川　義雄君　中島　啓雄君　中曽根弘文君　仲道　俊哉君　西田　吉宏君　野間　赳君　林　芳正君　日出　英輔君　真鍋　賢二君　松田　岩夫君　溝手　顕正君　森下　博之君　森山　裕君　柳川　覺治君　山崎　正昭君　山下　善彦君　吉川　芳男君　若林　正俊君　足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　江田　五月君　勝木　健司君　木俣　佳丈君　久保　亘君　小宮山洋子君　櫻井　充君　谷林　正昭君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　橋本　敦君　畑野　君枝君　林　紀子君　宮本　岳志君　吉岡　吉典君　阿部　正俊君　有馬　朗人君　石井　道子君　市川　一朗君　岩城　光英君　岩永　浩美君　海老原義彦君　大野つや子君　扇　千景君　加藤　紀文君　狩野　安君　景山俊太郎君　金石　清禅君　亀井　郁夫君　河本　英典君　岸　宏一君　久野　恒一君　倉田　寛之君　佐々木知子君　斎藤　十朗君　清水嘉与子君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　田中　直紀君

本岡　昭次君　　簗瀬　進君
柳田　稔君　　山下八洲夫君
藁科　滿治君　　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　　海野　義孝君
大森　礼子君　　加藤　修一君
風間　昶君　　沢　たまき君
浜四津敏子君　　日笠　勝之君
弘友　和夫君　　益田　洋介君
松　あきら君　　森本　晃司君
山下　栄一君　　阿部　幸代君
井上　美代君　　池田　幹幸君
岩佐　恵美君　　大沢　辰美君
笠井　亮君　　小泉　親司君
須藤美也子君　　大門実紀史君
富樫　練三君　　橋本　敦君
畑野　君枝君　　八田ひろ子君
林　紀子君　　筆坂　秀世君
宮本　岳志君　　山下　芳生君
吉岡　吉典君　　吉川　春子君
大渕　絹子君　　大脇　雅子君
旦下部禮代子君　　谷本　巍君
田　英夫君　　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　　山本　正和君
岩本　荘太君　　高橋紀世子君
田名部匡省君　　高橋　令則君
松岡滿壽男君　　高橋　令則君
平野　貞夫君　　島袋　宗康君
西川きよし君　　黒岩　秩子君
中村　敦夫君　　笹野　貞子君
暫野　久光君

反対者氏名　　〇名

日程第四　漁業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　　一六八名

阿南　一成君　　阿部　正俊君
青木　幹雄君　　有馬　朗人君
井上　吉夫君　　石井　道子君
泉　信也君　　市川　一朗君
入澤　肇君　　岩城　光英君
岩崎　純三君　　岩永　浩美君
上野　公成君　　海老原義彦君
大島　慶久君　　大野つや子君
太田　豊秋君　　扇　千景君
岡野　裕君　　加藤　紀文君
加納　時男君　　狩野　安君
鹿熊　安正君　　景山俊太郎君
片山虎之助君　　金石　清禅君
鎌田　要人君　　亀井　郁夫君
亀谷　博昭君　　河本　英典君
木村　仁君　　岸　宏一君
久世　公堯君　　久野　恒一君
国井　正幸君　　倉田　寛之君
鴻池　祥肇君　　佐々木知子君
斉藤　滋宣君　　斎藤　十朗君
坂野　重信君　　清水嘉与子君
清水　達雄君　　清水　政二君
須藤良太郎君　　鈴木　正孝君
鈴木　正孝君　　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　　田中　直紀君
竹山　裕君　　武見　敬三君
谷川　秀善君　　月原　茂皓君
鶴保　庸介君　　中川　義雄君
中島　啓雄君　　中島　眞人君
中曽根弘文君　　中原　爽君
仲道　俊哉君　　成瀬　守重君
西田　吉宏君　　野沢　太三君
野間　赳君　　南野知惠子君
服部三男雄君　　林　芳正君
日出　英輔君　　保坂　三蔵君
星野　朋市君　　真鍋　賢二君
松谷蒼一郎君　　松田　岩夫君
水島　裕君　　溝手　顕正君

阿部　正俊君　　宮崎　秀樹君
有馬　朗人君　　森田　次夫君
石井　道子君　　矢野　哲朗君
市川　一朗君　　山内　俊夫君
岩城　光英君　　山下　英利君
岩永　浩美君　　依田　智治君
海老原義彦君　　吉村剛太郎君
大野つや子君　　脇　雅史君
扇　千景君　　浅尾慶一郎君
加藤　紀文君　　今井　澄君
狩野　安君　　海野　徹君
景山俊太郎君　　江本　孟紀君
金石　清禅君　　川橋　幸子君
亀井　郁夫君　　北澤　俊美君
河本　英典君　　郡司　彰君
岸　宏一君　　輿石　東君
久野　恒一君　　佐藤　雄平君
倉田　寛之君　　高嶋　良充君
佐々木知子君　　千葉　景子君
斎藤　十朗君　　内藤　正光君
清水嘉与子君　　長谷川　清君
陣内　孝雄君　　福山　哲郎君
鈴木　政二君　　堀　利和君
世耕　弘成君　　前川　忠夫君
田中　直紀君　　円　より子君
武見　敬三君　　本岡　昭次君
月原　茂皓君　　柳田　稔君
中川　義雄君　　藁科　滿治君
中島　眞人君　　魚住裕一郎君
中原　爽君　　大森　礼子君
成瀬　守重君　　風間　昶君
野沢　太三君　　但馬　久美君
南野知惠子君　　鶴岡　洋君
林　芳正君　　浜四津敏子君
保坂　三蔵君　　弘友　和夫君
真鍋　賢二君　　松　あきら君
松田　岩夫君　　山下　栄一君
溝手　顕正君　　大脇　雅子君

森下　博之君　　谷本　巍君
森山　裕君　　福島　瑞穂君
柳川　覺治君　　山本　正和君
山崎　正昭君　　高橋紀世子君
山下　善彦君　　平野　貞夫君
吉川　芳男君　　島袋　宗康君
若林　正俊君　　黒岩　秩子君
足立　良平君　　中村　敦夫君
伊藤　基隆君　　笹野　貞子君
今泉　昭君　　暫野　久光君
江田　五月君
勝木　健司君
木俣　佳丈君
久保　亘君
小宮山洋子君
佐藤　泰介君
櫻井　充君
谷林　正昭君
寺崎　昭久君
直嶋　正行君
広中和歌子君
藤井　俊男君
本田　良一君
松前　達郎君
峰崎　直樹君
簗瀬　進君
山下八洲夫君
荒木　清寛君
海野　義孝君
加藤　修一君
沢　たまき君
続　訓弘君
浜田卓二郎君
日笠　勝之君
益田　洋介君
森本　晃司君
大渕　絹子君
旦下部禮代子君

日程第六　行政機関が行う政策の評価に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　　一八九名

阿南　一成君　　阿部　正俊君
青木　幹雄君　　有馬　朗人君
井上　吉夫君　　石井　道子君
泉　信也君　　市川　一朗君
入澤　肇君　　岩城　光英君
岩崎　純三君　　岩永　浩美君
上野　公成君　　海老原義彦君
大島　慶久君　　大野つや子君
太田　豊秋君　　扇　千景君
岡野　裕君　　加藤　紀文君
加納　時男君　　狩野　安君
鹿熊　安正君　　景山俊太郎君
金石　清禅君　　鎌田　要人君
亀井　郁夫君　　亀谷　博昭君

反対者氏名　　一九名

井上　美代君
岩佐　恵美君
笠井　亮君
小泉　親司君
大門実紀史君
畑野　君枝君
林　紀子君
宮本　岳志君
吉岡　吉典君

河本　英典君　岸　宏一君　久野　恒一君　倉田　寛之君　佐々木知子君　斎藤　十朗君　清水嘉与子君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　田中　直紀君　武見　敬三君　月原　茂皓君　中川　義雄君　中島　眞人君　中原　爽君　成瀬　守重君　野沢　太三君　南野知恵子君　林　芳正君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君　松田　岩夫君　溝手　顕正君　森下　博之君　森山　裕君　柳川　覺治君　山崎　正昭君　山下　善彦君　吉川　芳男君　若林　正俊君　足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　江田　五月君　勝木　健司君　木俣　佳丈君　久保　亘君

木村　仁君　久世　公堯君　国井　正幸君　鴻池　祥肇君　斉藤　滋宣君　坂野　重信君　清水　達雄君　須藤良太郎君　鈴木　正孝君　関谷　勝嗣君　竹山　裕君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中島　啓雄君　中曽根弘文君　仲道　俊哉君　西田　吉宏君　野間　赳君　服部三男雄君　日出　英輔君　星野　朋市君　本田　良一君　松谷蒼一郎君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山下　英利君　依田　智治君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君

小宮山洋子君　佐藤　泰介君　櫻井　充君　谷林　正昭君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　広中和歌子君　藤井　俊男君　本田　良一君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　山下八洲夫君　荒木　清寛君　海野　義孝君　加藤　修一君　沢　たまき君　続　訓弘君　浜田卓二郎君　日笠　勝之君　益田　洋介君　森本　晃司君　阿部　幸代君　池田　幹幸君　緒方　靖夫君　笠井　亮君　須藤美也子君　富樫　練三君　畑野　君枝君　林　紀子君　宮本　岳志君　吉岡　吉典君　大渕　絹子君　旦下部禧代子君　田　英夫君　渕上　貞雄君　岩本　荘太君　田名部匡省君

奥石　東君　佐藤　雄平君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　長谷川　清君　福山　哲郎君　堀　利和君　前川　忠夫君　円　より子君　本岡　昭次君　柳田　稔君　薬科　滿治君　但馬　久美君　鶴岡　洋君　浜四津敏子君　弘友　和夫君　松　あきら君　山下　栄一君　井上　美代君　岩佐　恵美君　大沢　辰美君　小泉　親司君　大門実紀史君　橋本　敦君　八田ひろ子君　筆坂　秀世君　山下　芳生君　吉川　春子君　大脇　雅子君　谷本　巍君　福島　瑞穂君　山本　正和君　椎名　素夫君　高橋紀世子君

松岡滿壽男君　平野　貞夫君　西川きよし君　中村　敦夫君　笹野　貞子君　高橋　令則君　島袋　宗康君　黒岩　秩子君　笹野　貞子君

反対者氏名　〇名

日程第七　行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　一七八名

阿南　一成君　青木　幹雄君　井上　吉夫君　泉　信也君　入澤　肇君　岩崎　純三君　上野　公成君　大島　慶久君　太田　豊秋君　岡野　裕君　加納　時男君　鹿熊　安正君　金石　清禅君　鎌田　要人君　亀井　郁夫君　河本　英典君　岸　宏一君　久野　恒一君　倉田　寛之君　佐々木知子君　斎藤　十朗君　清水嘉与子君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君　関谷　勝嗣君　竹山　裕君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　阿部　正俊君　有馬　朗人君　石井　道子君　市川　一朗君　岩城　光英君　岩永　浩美君　海老原義彦君　大野つや子君　扇　千景君　加藤　紀文君　狩野　安君　景山俊太郎君　鎌田　要人君　亀谷　博昭君　木村　仁君　久世　公堯君　国井　正幸君　鴻池　祥肇君　斉藤　滋宣君　坂野　重信君　清水　達雄君　須藤良太郎君　世耕　弘成君　田中　直紀君　武見　敬三君　月原　茂皓君　中川　義雄君　中島　啓雄君　中曽根弘文君　仲道　俊哉君　西田　吉宏君　野間　赳君　服部三男雄君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山下　英利君　依田　智治君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君　奥石　東君　佐藤　雄平君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　長谷川　清君　福山　哲郎君　堀　利和君　前川　忠夫君　円　より子君　本岡　昭次君　柳田　稔君　薬科　滿治君

中島　眞人君　中原　爽君　成瀬　守重君　野沢　太三君　南野知恵子君　林　芳正君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君　松田　岩夫君　溝手　顕正君　森下　博之君　森山　裕君　柳川　覺治君　山崎　正昭君　山下　善彦君　吉川　芳男君　若林　正俊君　足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　江田　五月君　勝木　健司君　木俣　佳丈君　久保　亘君　小宮山洋子君　佐藤　泰介君　櫻井　充君　谷林　正昭君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　広中和歌子君　藤井　俊男君　本田　良一君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　山下八洲夫君　荒木　清寛君

魚住裕一郎君　海野　義孝君
大森　礼子君　加藤　修一君
風間　昶君　沢　たまき君
但馬　久美君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　益田　洋介君
松　あきら君　森本　晃司君
山下　栄一君　阿部　幸代君
井上　美代君　池田　幹幸君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　笠井　亮君
小泉　親司君　須藤美也子君
大門実紀史君　富樫　練三君
橋本　敦君　八田ひろ子君
林　紀子君　筆坂　秀世君
宮本　岳志君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
岩本　荘太君　椎名　素夫君
田名部匡省君　高橋紀世子君
松岡滿壽男君　平野　貞夫君
島袋　宗康君　西川きよし君
黒岩　秩子君　中村　敦夫君
笹野　貞子君　菅野　久光君

反対者氏名　八名

畑野　君枝君　大渕　絹子君
日下部禧代子君　谷本　巍君
田　英夫君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　山本　正和君

日程第八　確定拠出年金法案（第百五十回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送付）

賛成者氏名　一五七名

阿南　一成君　阿部　正俊君
青木　幹雄君　有馬　朗人君
井上　吉夫君　石井　道子君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩崎　純三君
上野　公成君　大島　慶久君
太田　豊秋君　岡野　裕君
加納　時男君　鹿熊　安正君
片山虎之助君　金石　清禅君
狩野　安君　景山俊太郎君
扇　千景君　加藤　紀文君
亀井　郁夫君　亀谷　博昭君
河本　英典君　岸　宏一君
木村　仁君　久世　公堯君
久野　恒一君　倉田　寛之君
清水　達雄君　斉藤　滋宣君
坂野　重信君　斎藤　十朗君
佐々木知子君　鈴木　正孝君
須藤良太郎君　関谷　勝嗣君
高橋　令則君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
千葉　景子君　月原　茂皓君
鶴保　庸介君　寺崎　昭久君
直嶋　正行君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中原　爽君
中曽根弘文君　仲道　俊哉君
成瀬　守重君　西田　吉宏君
野沢　太三君　野間　赳君
長谷川　清君　林　芳正君
服部三男雄君　日出　英輔君
福山　哲郎君　保坂　三蔵君
星野　朋市君　堀　利和君
本田　良一君　真鍋　賢二君
松谷蒼一郎君　松前　達郎君
松　あきら君　松田　岩夫君
水島　裕君　峰崎　直樹君
宮崎　秀樹君　簗瀬　進君
森下　博之君　森田　次夫君
森山　裕君　矢野　哲朗君
柳川　覺治君　山内　俊夫君
山崎　正昭君　山下　善彦君
吉川　芳男君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　渡辺　孝男君

日程第九　商法等の一部を改正する等の法律案（衆議院提出）

日程第一〇　商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　一一六名

阿南　一成君　阿部　正俊君
青木　幹雄君　有馬　朗人君
井上　吉夫君　石井　道子君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上野　公成君
海老原義彦君　大野つや子君
大島　慶久君　太田　豊秋君
岡野　裕君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　金石　清禅君
亀井　郁夫君　鹿熊　安正君
片山虎之助君　河本　英典君
岸　宏一君　木村　仁君
久世　公堯君　久野　恒一君
倉田　寛之君　清水　達雄君
斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君
坂野　重信君　佐々木知子君
鈴木　正孝君　須藤良太郎君
関谷　勝嗣君　高橋　令則君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　千葉　景子君
月原　茂皓君　鶴保　庸介君
寺崎　昭久君　直嶋　正行君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中原　爽君　中曽根弘文君
仲道　俊哉君　成瀬　守重君
西田　吉宏君　野沢　太三君
野間　赳君　長谷川　清君
林　芳正君　服部三男雄君
日出　英輔君　福山　哲郎君
保坂　三蔵君　星野　朋市君
堀　利和君　本田　良一君
真鍋　賢二君　松谷蒼一郎君
松前　達郎君　松　あきら君
松田　岩夫君　水島　裕君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森山　裕君　矢野　哲朗君
柳川　覺治君　山内　俊夫君
山崎　正昭君　山下　善彦君
吉川　芳男君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　渡辺　孝男君

反対者氏名　三一名

井上　美代君　岩佐　恵美君
大沢　辰美君　小泉　親司君
大門実紀史君　橋本　敦君
八田ひろ子君　筆坂　秀世君
林　紀子君　宮本　岳志君
山下　芳生君　吉川　春子君
大渕　絹子君　谷本　巍君
福島　瑞穂君　山本　正和君
黒岩　秩子君　阿部　幸代君
池田　幹幸君　緒方　靖夫君
笠井　亮君　須藤美也子君
富樫　練三君　畑野　君枝君
日下部禧代子君　田　英夫君
渕上　貞雄君　島袋　宗康君
中村　敦夫君

亀谷　博昭君　木村　仁君　久世　公堯君　国井　正幸君　鴻池　祥肇君　斉藤　滋宣君　坂野　重信君　清水　達雄君　須藤良太郎君　鈴木　正孝君　関谷　勝嗣君　竹山　裕君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中島　啓雄君　中曽根弘文君　仲道　俊哉君　西田　吉宏君　野間　赳君　服部三男雄君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山下　英利君　依田　智治君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　魚住裕一郎君　大森　礼子君　風間　昶君　但馬　久美君　鶴岡　洋君　日笠　勝之君

河本　英典君　岸　宏一君　久野　恒一君　倉田　寛之君　佐々木知子君　斎藤　十朗君　清水嘉与子君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　田中　直紀君　武見　敬三君　月原　茂皓君　中川　義雄君　中島　眞人君　中原　爽君　成瀬　守重君　野沢　太三君　南野知恵子君　林　芳正君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君　松田　岩夫君　溝手　顕正君　森下　博之君　森山　裕君　柳川　覺治君　山崎　正昭君　山下　善彦君　若林　正俊君　荒木　清寛君　海野　義孝君　加藤　修一君　沢　たまき君　続　訓弘君　浜四津敏子君　弘友　和夫君

益田　洋介君　森本　晃司君　椎名　素夫君　高橋紀世子君　髙橋　令則君　西川きよし君

反対者氏名

七三名

足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　江田　五月君　勝木　健司君　木俣　佳丈君　久保　亘君　小宮山洋子君　佐藤　泰介君　櫻井　充君　谷林　正昭君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　広中和歌子君　藤井　俊男君　本田　良一君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　山下八洲夫君　阿部　幸代君　池田　幹幸君　緒方　靖夫君　笠井　亮君　須藤美也子君　富樫　練三君　畑野　君枝君　林　紀子君　宮本　岳志君　吉岡　吉典君

松　あきら君　山下　栄一君　田名部匡省君　松岡滿壽男君　平野　貞夫君　笹野　貞子君

浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君　奥石　東君　佐藤　雄平君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　長谷川　清君　福山　哲郎君　堀　利和君　前川　忠夫君　円　より子君　本岡　昭次君　柳田　稔君　薬科　滿治君　井上　美代君　岩佐　恵美君　大沢　辰美君　小泉　親司君　大門実紀史君　橋本　敦君　八田ひろ子君　筆坂　秀世君　山下　芳生君　吉川　春子君

日程第一一　自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

一六九名

阿南　一成君　青木　幹雄君　井上　吉夫君　泉　信也君　入澤　肇君　岩崎　純三君　上野　公成君　大島　慶久君　太田　豊秋君　加藤　紀文君　狩野　安君　景山俊太郎君　金石　清禅君　亀井　郁夫君　河本　英典君　岸　宏一君　久野　恒一君　倉田　寛之君　佐々木知子君　斎藤　滋宣君　清水嘉与子君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　田中　直紀君　武見　敬三君　大渕　絹子君　日下部禧代子君　田　英夫君　渕上　貞雄君　岩本　荘太君　黒岩　秩子君　菅野　久光君

大脇　雅子君　谷本　巍君　福島　瑞穂君　山本　正和君　島袋　宗康君　中村　敦夫君

阿部　正俊君　有馬　朗人君　石井　道子君　市川　一朗君　岩城　光英君　岩永　浩美君　海老原義彦君　大野つや子君　岡野　裕君　加納　時男君　鹿熊　安正君　片山虎之助君　鎌田　要人君　亀谷　博昭君　木村　仁君　久世　公堯君　国井　正幸君　鴻池　祥肇君　坂野　重信君　須藤良太郎君　関谷　勝嗣君　竹山　裕君　谷川　秀善君

月原　茂皓君　中川　義雄君　森山　裕君　柳川　覺治君　山崎　正昭君　山下　善彦君　依田　智治君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　若林　正俊君　谷林　正昭君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　広中和歌子君　藤井　俊男君　本田　良一君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　佐藤　泰介君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　長谷川　清君　福山　哲郎君　堀　利和君　前川　忠夫君　円　より子君　本岡　昭次君　柳田　稔君　森本　晃司君　椎名　素夫君　高橋紀世子君　髙橋　令則君　西川きよし君　森　ゆうこ君　山本　保君　山本　香苗君　吉田　博美君　吉田　忠智君　若林　秀樹君　渡辺　孝男君　渡辺　秀央君　渡辺　芳樹君　和田　洋子君　浅野　勝人君　池口　修次君　石渡　清元君　泉　信也君　入澤　肇君　岩城　光英君　岩永　浩美君　海老原義彦君　大野つや子君　岡野　裕君　加納　時男君　鹿熊　安正君　片山虎之助君　鎌田　要人君　亀井　郁夫君　木村　仁君　久世　公堯君　国井　正幸君　鴻池　祥肇君　坂野　重信君　須藤良太郎君　関谷　勝嗣君　竹山　裕君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中島　啓雄君　中曽根弘文君　仲道　俊哉君　西田　吉宏君　野間　赳君　服部三男雄君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山下　英利君　依田　智治君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　若林　正俊君　荒木　清寛君　海野　義孝君　加藤　修一君　沢　たまき君　続　訓弘君　浜四津敏子君　弘友　和夫君

山下八洲夫君　荒木　清寛君　海野　義孝君　加藤　修一君　沢　たまき君　但馬　久美君　鶴岡　洋君　浜四津敏子君　弘友　和夫君　松　あきら君　山下　栄一君　大脇　雅子君　谷本　巍君　福島　瑞穂君　山本　正和君　椎名　素夫君　高橋紀世子君　平野　貞夫君　西川きよし君　中村　敦夫君　笹野　貞子君

薬科　満治君　魚住裕一郎君　大森　礼子君　風間　昶君　高野　博師君　続　訓弘君　日笠　勝之君　益田　洋介君　森本　晃司君　大渕　絹子君　旦下部禧代子君　渕上　貞雄君　岩本　荘太君　田名部匡省君　松岡滿壽男君　島袋　宗康君　黒岩　秩子君　笹野　貞子君

有馬　朗人君　泉　信也君　入澤　肇君　岩崎　純三君　上野　公成君　大島　慶久君　太田　豊秋君　加納　時男君　鹿熊　安正君　金石　清禅君　亀井　郁夫君　河本　英典君　岸　宏一君　久野　恒一君　倉田　寛之君　佐々木知子君　斎藤　十朗君　清水　達雄君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　田中　直紀君　武見　敬三君　月原　茂皓君　中川　義雄君　中曽根弘文君　仲道　俊哉君　西田　吉宏君　野間　赳君　服部三男雄君　林　芳正君　日出　英輔君　星野　朋市君　松田　岩夫君　溝手　顕正君　森下　博之君　森山　裕君　柳川　覺治君　山崎　正昭君　山下　善彦君

石井　道子君　市川　一朗君　岩城　光英君　岩永　浩美君　海老原義彦君　大野つや子君　加藤　紀文君　狩野　安君　景山俊太郎君　鎌田　要人君　亀谷　博昭君　木村　仁君　久世　公堯君　国井　正幸君　鴻池　祥肇君　斉藤　滋宣君　清水嘉与子君　須藤良太郎君　鈴木　正孝君　関谷　勝嗣君　竹山　裕君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中島　啓雄君　中原　爽君　成瀬　守重君　野沢　太三君　南野知惠子君　林　芳正君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山下　英利君　吉川　芳男君

吉村剛太郎君　脇　雅史君　浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　勝木　健司君　木俣　佳丈君　北澤　俊美君　久保　亘君　小宮山洋子君　佐藤　泰介君　櫻井　充君　谷林　正昭君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　広中和歌子君　藤井　俊男君　本田　良一君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　山下八洲夫君　荒木　清寛君　海野　義孝君　加藤　修一君　高野　博師君　続　訓弘君　浜田卓二郎君　日笠　勝之君　益田　洋介君　森本　晃司君　阿部　幸代君　池田　幹幸君　緒方　靖夫君　小泉　親司君　大門実紀史君　橋本　敦君　八田ひろ子君

若林　正俊君　足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　江田　五月君　小川　敏夫君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君　奥石　東君　佐藤　雄平君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　長谷川　清君　福山　哲郎君　堀　利和君　前川　忠夫君　円　より子君　本岡　昭次君　柳田　稔君　藁科　滿治君　魚住裕一郎君　大森　礼子君　沢　たまき君　但馬　久美君　鶴岡　洋君　浜四津敏子君　弘友　和夫君　松　あきら君　山下　栄一君　井上　美代君　岩佐　恵美君　大渕　絹子君　旦下部禧代子君　田　英夫君　渕上　貞雄君　岩本　荘太君　高橋紀世子君　高橋　令則君　島袋　宗康君　黒岩　秩子君　笹野　貞子君

山下　芳生君　吉川　春子君　大脇　雅子君　谷本　巍君　福島　瑞穂君　山本　正和君　椎名　素夫君　松岡滿壽男君　平野　貞夫君　西川きよし君　中村　敦夫君　笹野　久光君

反対者氏名　○名

---

反対者氏名　二〇名

阿部　幸代君　池田　幹幸君　緒方　靖夫君　笠井　亮君　須藤美也子君　富樫　練三君　畑野　君枝君　林　紀子君　宮本　岳志君　吉岡　吉典君

井上　美代君　岩佐　恵美君　大沢　辰美君　小泉　親司君　大門実紀史君　橋本　敦君　八田ひろ子君　筆坂　秀世君　山下　芳生君　吉川　春子君

少子化対策推進に関する決議案（久保亘君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

賛成者氏名　一七八名

阿南　一成君　阿部　正俊君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

# 官報　号外

平成十三年六月二十二日

## ○第百五十一回国会　参議院会議録第三十四号（その二）

（本号（その一）参照）

審査報告書

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

財政金融委員長　伊藤　基隆

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、企業の資金調達の機動性の増大を図るため、特定融資枠契約において意思表示により借主となる法人の範囲を拡大しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月十四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律

特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二条に規定する株式会社」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二条に規定する株式会社

二　資本の額が三億円を超える株式会社（前号に掲げる者を除く。）

三　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前二号に掲げる者を除く。）

四　特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第五項に規定する特定債権等譲受業者（前三号に掲げる者を除く。）

五　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人

七　一連の行為として、次のイからへまでに掲げる資金調達の方法（株式会社にあってはホに掲げるもの、有限会社にあってはイ及びニに掲げるものを除く。）により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それぞれ当該イからへまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は有限会社（第一号から第四号までに掲げる者を除く。）

イ　証券取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行　その債務の履行

ロ　証券取引法第二条第一項第八号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行　その債務の履行

ハ　資金の借入れ　その債務の履行

ニ　証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行　利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ホ　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第一項に規定する出資の受入れ　利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ヘ　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ　利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の特定融資枠契約に関する法律の規定は、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

3　特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

審査報告書

水産基本法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

農林水産委員長　太田　豊秋

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の我が国における水産資源の適切な保存及び管理の必要性の増大、漁業生産の減少その他の水産をめぐる諸情勢にかんがみ、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、沿岸漁業等振興法に代わる新たな基本法として、基本理念及び水産基本計画の策定等その実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

水産基本法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月三十一日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

水産基本法案

水産基本法

（小字及び――は衆議院修正）

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　基本的施策
第一節　水産基本計画（第十一条）
第二節　水産物の安定供給の確保に関する施策（第十二条―第二十条）
第三節　水産業の健全な発展に関する施策（第二十一条―第三十二条）
第三章　行政機関及び団体（第三十三条・第三十四条）
第四章　水産政策審議会（第三十五条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（水産物の安定供給の確保）

第二条　水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2　水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。

3　国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行われなければならない。

（水産業の健全な発展）

第三条　水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。

2　水産業の発展に当たっては、漁村が漁業者を含めた地域住民の生活の場として水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前二条に定める水産に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国は、水産に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、水産に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（水産業者の努力等）

第六条　水産業者及び水産業に関する団体は、水産業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2　漁業者以外の者であって、水産動植物の採捕及びこれに関連する活動を行うものは、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

（水産業者等の努力の支援）

第七条　国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるに当たっては、水産業者及び水産業に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

（消費者の役割）

第八条　消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）

第九条　政府は、水産に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十条　政府は、毎年、国会に、水産の動向及び政府が水産に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3　政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

## 第二章　基本的施策

### 第一節　水産基本計画

第十一条　政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　水産に関する施策についての基本的な方針

二　水産物の自給率の目標

三　水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四　前三号に掲げるもののほか、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　前項第二号に掲げる水産物の自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4　第二項第二号に掲げる水産物の自給率の目標については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十五条第二項第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

5　基本計画のうち漁村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

6　政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7　政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

8　政府は、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

9　第六項及び第七項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第二節　水産物の安定供給の確保に関する施策

（食料である水産物の安定供給の確保）

第十二条　食料である水産物の安定的な供給の確保に関する施策については、食料・農業・農村基本法及びこの節に定めるところによる。

（排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理）

第十三条　国は、排他的経済水域等（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第二条に規定する大陸棚をいう。）をいう。以下同じ。）における水産資源の適切な保存及び管理を図るため、最大持続生産量を実現することができる水準に水産資源を維持し又は回復させることを旨として、漁獲量及び漁獲努力量の管理その他必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、前項に規定する施策が漁業経営に著しい影響を及ぼす場合において必要があると認めるときは、これを緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

（排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理）

第十四条　国は、我が国が世界の漁業生産及び水産物の消費において重要な地位を占めていることにかんがみ、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力、我が国の漁業の指導及び監督その他必要な施策を講ずるものとする。

（水産資源に関する調査及び研究）

第十五条　国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、水産資源に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。

（水産動植物の増殖及び養殖の推進）

第十六条　国は、環境との調和に配慮した水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動物の種苗の生産及び放流の推進、養殖漁場の改善の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（水産動植物の生育環境の保全及び改善）

第十七条　国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備○○その他必要な施策を講ずるものとする。

（排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発）

第十八条　国は、排他的経済水域等以外の水域における我が国の漁業に係る漁場の維持及び開発を図るため、操業に関する外国との協議、水産資源の探査その他必要な施策を講ずるものとする。

（水産物の輸出入に関する措置）

第十九条　国は、水産物につき、我が国の水産業による生産では需要を満たすことができないものの輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、水産物の輸入によって水産資源の適切な保存及び管理又は当該水産物と競争関係にある水産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、特に必要があるときは、輸入の制限、関税率の調整その他必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、水産物の輸出を促進するため、水産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

（国際協力の推進）

第二十条　国は、世界の水産物の需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における水産業の振興に関する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第三節　水産業の健全な発展に関する施策

（効率的かつ安定的な漁業経営の育成）

第二十一条　国は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、漁業の種類及び地域の特性に応じ、経営管理の合理化に資する条件の整備、漁船その他の施設の整備の促進、事業の共同化の推進その他漁業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（漁場の利用の合理化の促進）

第二十二条　国は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資するため、漁場の利用の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成及び確保）

第二十三条　国は、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、漁業者の漁業の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者に対する漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、漁ろうの安全の確保、労働条件の改善その他の漁業の従事者の労働環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3　国は、国民が漁業に対する理解と関心を深めるよう、漁業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

（漁業災害による損失の補てん等）

第二十四条　国は、災害によって漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

（水産加工業及び水産流通業の健全な発展）

第二十五条　国は、水産加工業及び水産流通業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、漁業との連携の推進、水産物の流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

（水産業の基盤の整備）

第二十六条　国は、水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推進に資するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、漁港の整備、漁場の整備及び開発その他水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（技術の開発及び普及）

第二十七条　国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（女性の参画の促進）

第二十八条　国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の水産業における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって水産業及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

（高齢者の活動の促進）

第二十九条　国は、水産業における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って水産業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、水産業に従事する高齢者の福祉の向上を図るものとする。

（漁村の総合的な振興）

第三十条　国は、水産業の振興その他漁村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2　国は、地域の水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の基盤の整備と防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

（都市と漁村の交流等）

第三十一条　国は、国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進、遊漁船業の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

（多面的機能に関する施策の充実）

第三十二条　国は、水産業及び漁村が国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるとともに、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能に関する情報の提供が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、その他必要な施策を講ずるものとする。

第三章　行政機関及び団体

（行政組織の整備等）

第三十三条　国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

（団体の再編整備）

第三十四条　国は、基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第四章　水産政策審議会

（設置）

第三十五条　農林水産省に、水産政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十六条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3　審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第

四十九号）、漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第三十七条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

4　第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第三十八条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第三十九条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（沿岸漁業等振興法の廃止）

第二条　沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この法律の施行の際平成十三年における前条の規定による廃止前の沿岸漁業等振興法（以下「旧法」という。）第七条の報告書が国会に提出されていない場合には、同条の報告書の国会への提出については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第七条の規定により同条の報告書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第七条の規定により同条の報告書が国会に提出された場合には、これらの報告書は、第十条第一項の規定により同項の報告として国会に提出されたものとみなす。

3　この法律の施行の際平成十三年における旧法第七条の文書が国会に提出されていない場合には、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に旧法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合には、これらの文書は、第十条第二項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。

（漁業法の一部改正）

第四条　漁業法の一部を次のように改正する。

第五十二条第四項、第五十七条第二項及び第五十八条第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十八条第五項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第五十八条の二第六項及び第五十九条の二第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十条第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第六十四条（見出しを含む。）中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第六十五条第五項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第百十条の三第一項、第百十六条及び第百十七条中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

（漁港法の一部改正）

第五条　漁港法の一部を次のように改正する。

目次中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第六条第三項、第四項、第六項及び第八項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

「第三章　沿岸漁業等振興審議会」を「第三章　水産政策審議会」に改める。

第十三条第一項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「徴する」を「聴く」に改める。

第十三条第二項、第十四条、第十七条第一項並びに第十九条第二項及び第七項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第二十五条第一項第三号中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「徴し」を「聴いて」に改める。

第二十五条第二項、第三十四条第四項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十三条第二項及び第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

（漁船法の一部改正）

第六条　漁船法の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第二十二条第四項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

第二十九条（見出しを含む。）中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）

第七条　水産資源保護法の一部を次のように改正する。

第四条第五項、第九条第三項及び第十条第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十一条第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第十三条第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十五条第一項、第二十条第三項及び第三十四条（見出しを含む。）中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第一号及び第四十六条第一項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

（海洋水産資源開発促進法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

一　海洋水産資源開発促進法第三条第五項及び第十二条第五項

二　沿岸漁場整備開発法第三条第一項及び第六条第一項

三　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第四項、第三条第四項及び第八項、第十一条第三項並びに第十八条の二（見出しを含む。）

四　持続的養殖生産確保法第三条第四項

五　地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）附則第八十条

（漁業再建整備特別措置法の一部改正）

第十条　漁業再建整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　この法律において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一　政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業

二　漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）

三　水産動植物の養殖の事業

第四条第一項中「沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する」を削り、同項第二号中「沿岸漁業等振興法第九条各号に」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ　水産資源の利用に関する事項

ロ　漁船及び漁具、漁ろう装置その他の設備並びに水産物の保蔵及び輸送の施設に関する事項

ハ　水産物の流通及び取引関係に関する事項

ニ　賃金等の労働条件その他の労働関係及び労働環境に関する事項

ホ　その他当該特定業種に係る中小漁業に関し必要な事項

第四条第二項第五号中「沿岸漁業等振興法第九条各号」を「前項第二号イからホまで」に改め、同条第四項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改め、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十一条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「（水産政策審議会）」に改め、同条第一項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改め、同条第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号」を「水産基本法（平成十三年法律第　号」に改める。

---

審査報告書

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

農林水産委員長　太田　豊秋

参議院議長　井上　裕殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国周辺水域における水産資源の状態が悪化しており、食料の安定供給、水産業の持続的発展のために、資源回復を計画的・総合的に進めることが急務となっていることから、新たに漁獲努力量（海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量）の総量管理制度を創設する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月三十一日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

---

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁獲量」の下に「及び漁獲努力量」を加える。

第二条第二項中「暦年」を「年間」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　この法律において「第二種特定海洋生物資源」とは、排他的経済水域等において、漁獲努力可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であって、政令で定めるものをいう。

第二条第二項の次に次の三項を加える。

3　この法律において「漁獲努力量」とは、海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量であって、採捕の種類別に操業日数その他の農林水産省令で定める指標によって示されるものをいう。

4　この法律において「漁獲努力可能量」とは、排他的経済水域等において、海洋生物資源の種類ごとにその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて漁獲努力量による管理を行う場合の海洋生物資源の種類ごとの当該採捕の種類に係る年間の漁獲努力量の合計の最高限度をいう。

5　この法律において「特定海洋生物資源」とは、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源をいう。

第三条第二項第三号中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項第六号中「海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項第八号を同項第十二号とし、同項第七号の次に次の四号を加える。

八　第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

九　前号に掲げる漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類（漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類に限る。）別に定める量（以下「大臣管理努力量」という。）に関する事項

十　第八号に掲げる漁獲努力可能量（大臣管理努力量を除く。）について、都道府県別に定める量に関する事項

十一　大臣管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

第三条第三項中「前項第三号」の下に「及び第八号」を加え、同条第五項中「掲げる数量」の下に「又は同項第十号に掲げる量」を、「当該数量」の下に「又は量」を加える。

第四条第一項中「数量」の下に「又は同項第十号に掲げる量」を加え、同条第二項第三号中「海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項第四号中「特定海洋生物資源知事管理量」を「第一種特定海洋生物資源知事管理量」に改め、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五　前条第二項第十号に掲げる量に関する事項

六　前号に掲げる量のうち第二種特定海洋生物資源の採捕の種類（漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類に限る。）別に定める量（以下「第二種指定海洋生物資源知事管理努力量」という。）に関する事項

七　第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

第四条第四項中「第二項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第八項中「次条第一項の指定海洋生物資源」を「指定海洋生物資源（次条第一項の第一種指定海洋生物資源及び第二種指定海洋生物資源をいう。以下同じ。）」に改め、「同項の」を削る。

第五条第一項中「規則」を「条例」に、「保存」を「、都道府県漁獲限度量（指定海域において、指定漁業等を営む者及び第三条第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの年間の数量の最高限度をいう。以下同じ。）を決定すること等により保存」に、「指定海洋生物資源」という。）を「第一種指定海洋生物資源」という。）又は都道府県漁獲努力限度量（指定海域において、海洋生物資源の種類ごとにその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて都道府県漁獲努力量（海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業（指定漁業等を営む者に係るものを除く。）の量であって、採捕の種類別に操業日数その他の都道府県の規則で定める指標によって示されるものをいう。以下同じ。）による管理を行う場合の海洋生物資源の種類ごとの当該採捕の種類に係る年間の都道府県漁獲努力量の合計の最高限度をいう。以下同じ。）を決定すること等により保存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県の条例で定める海洋生物資源（以下「第二種指定海洋生物資源」という。）に改め、同項第二号中「指定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、「（指定海域において、指定漁業等を営む者及び第三条第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの暦年の数量の最高限度をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「掲げる数量」を「掲げる都道府県漁獲限度量」に、「海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、同項第四号中「数量（」を「都道府県漁獲限度量（」に、「指定海洋生物資源知事管理量」を「第一種指定海洋生物資源知事管理量」に改め、同号の次に次の三号を加える。

五　第二種指定海洋生物資源ごとの都道府県漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに都道府県漁獲努力限度量に関する事項

六　前号に掲げる都道府県漁獲努力限度量のうち第二種指定海洋生物資源の採捕の種類（当該都道府県漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類に限る。）別に定める量（以下「第二種指定海洋生物資源知事管理努力量」という。）に関する事項

七　第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

第五条第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三項中「規則」を「条例」に改め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改め、「都道府県漁獲限度量」の下に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力量」を加え、同条第一項中「、又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力量」を加え、同条第二項中「特定海洋生物資源知事管理量又は指定海洋生物資源知事管理量」を「第一種特定海洋生物資源知事管理量若しくは第一種指定海洋生物資源知事管理量」に改め、「とき」の下に「、又は第二種特定海洋生物資源知事管理努力量若しくは第二種指定海洋生物資源知事管理努力量（以下「知事管理努力量」と総称する。）の対象となる漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量」を加える。

第九条第一項中「とき」の下に「、又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えないようにするため必要があると認めるとき」を、「、当該大臣管理量」の下に「又は大臣管理努力量」を加え、同条第二項中「とき」の下に「、又は知事管理努力量の対象となる漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えないようにするため必要があると認めるとき」を、「、当該知事管理量」の下に「又は知事管理努力量」を加える。

第十条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は大臣管理努力量の対象とな

る漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えており、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認めるとき」を、「、当該大臣管理量」の下に「又は大臣管理努力量」を加え、同条第二項中「、又は」を「、若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は知事管理努力量の対象となる漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えており、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認めるとき」を、「、当該知事管理量」の下に「又は知事管理努力量」を加える。

第十一条第一項中「当該年」を「当該大臣管理量又は知事管理量による管理の対象となる一年の期間」に改め、同条第五項中「特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者が第十条第一項の命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとき」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は知事管理努力量に係る採捕を行う者が第十条第二項の命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとき」を加える。

第十三条第一項中「大臣管理量」の下に「又は大臣管理努力量」を加え、同条第二項中「知事管理量」の下に「又は知事管理努力量」を加える。

第十四条第一項第一号中「又は知事管理量」を「、大臣管理努力量、知事管理量又は知事管理努力量」に改める。

第十七条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同条第二項中「特定海洋生物資源」に、「指定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　大臣管理努力量に係る採捕を行う者は、当該大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、漁獲努力量その他採捕の状況に関し農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

第十七条に次の一項を加える。

4　知事管理努力量に係る採捕を行う者は、当該知事管理努力量の対象となる漁獲努力量又は都道府県漁獲努力量に係る漁ろう作業を行ったときは、都道府県の規則で定めるところにより、漁獲努力量又は都道府県漁獲努力量その他採捕の状況に関し農林水産省令で定める事項を当該都道府県の知事に報告しなければならない。

第二十三条中「第二十条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十七条第一項又は第二項」を「第十七条第一項から第四項まで」に改め、同条を第二十四条とし、第二十一条を第二十三条とする。

第二十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条中「都道府県の」の下に「条例若しくは」を加え、同条を第二十一条とし、第十八条の三を第二十条とし、第十八条の二を第十九条とする。

附則第二条中「第二十三条」を「第二十五条」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前に、この法律による改正後の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第六項又は第七項の政令の制定に当たってその立案をするときは、この法律による改正前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第四項の規定の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正）

第四条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「同条第三項」を「同条第六項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改める。

---

審査報告書

漁業法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

農林水産委員長　太田　豊秋

参議院議長　井上　裕殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応して漁場利用の合理化を図り、漁業生産力の向上に資するため、漁業権につきその免許の優先順位及びその変更等の手続に係る規定を整備するほか、指定漁業につき許可を受けた船舶を使用する権利を取得した場合に許可等の特例を認めることとするとともに、新たな漁業調整機構として広域漁業調整委員会を設置する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

漁業法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月三十一日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

---

漁業法等の一部を改正する法律案

漁業法等の一部を改正する法律

（漁業法の一部改正）

第一条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一条」を「第百九条」に、「第四節　削除」を「第四節　広域漁業調整委員会（第百十条―第百十四条）」に改める。

第六条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第百九条第二項に規定する瀬戸内海」を「第百十条第二項に規定する瀬戸内海」に改め、同条第四項中「左に」を「次に」に改め、同条第五項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「そう類」を「藻類」に改める。

第七条中「基き」を「基づき」に、「そう類養殖業、真珠母貝養殖業」を「藻類養殖業、垂下式養殖業（縄、鉄線その他これらに類するものを用いて垂下して行う水産動物の養殖業をいい、真珠養殖業を除く。）」に、「行なう」を「行う」に改め、「、かき養殖業」を削る。

第八条第三項中「総会」の下に「（総会の部会及び総代会を含む。）」を加える。

第十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「虞」を「おそれ」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第六項及び第八項中「左に」を「次に」に改め、同条第九項中「の構成員若しくは社員又は」を「（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は」に、「構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員」を「組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主」に改める。

第十六条第一項、第二項及び第四項中「左の」を「次の」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「左に」を「次に」に改め、同条第六項中「構成員又は社員と」を「組合員、社員又は株主と」に改め、「法人」の下に「（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）」を加え、「左の」を「次の」に、「全部に」を「いずれにも」に、「前五項」を「前各項」に改め、同項第二号及び第三号中「構成員又は社員」を「組合員、社員又は株主」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「構成員又は」を「組合員若しくは」に、「出資額が」を「出資額又は株主のうちその営む事業に常時従事する者の有する株式の数の合計が」に改め、「総出資額」の下に「又は発行済株式の総数」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第八項中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「前七項」を「前各項」に改め、同項第一号中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同号ロ中「組合員たる」を「組合員である」に改め、同項第二号中「構成員又は社員と」を「組合員、社員又は株主と」に改め、「法人（」の下に「株式会社にあつては定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限り、」を加え、「すべてに」を「いずれにも」に改め、同号イ中「構成員又は社員」を「組合員、社員又は株主」に、「総構成員又は総社員」を「総組合員、総社員又は総株主」に改め、同号ロ中「二分の一」を「三分の一」に、「構成員若しくは社員」を「組合員、社員若しくは株主」に、「これ」を「これら」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　組合員若しくは社員である地元漁民の有する議決権又は株主である地元漁民の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権又は発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である地元漁民の出資額又は株主である地元漁民の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

第十六条第八項第二号ニを削り、同項第三号中「構成員又は社員と」を「組合員、社員又は株主と」に、「法人で」を「法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）で」に、「すべてに」を「いずれにも」に改め、同号イ中「二分の一」を「三分の一」に、「構成員若しくは社員たる」を「組合員、社員若しくは株主である」に、「構成員若しくは社員である」を「組合員、社員若しくは株主である」に、「これ」を「これら」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　組合員若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する議決権又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権又は発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の出資額又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

第十六条第九項中「構成員又は社員」を「組合員、社員又は株主」に、「の構成員若しくは社員又は」を「（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は」に、「構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員」を「組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主」に改め、同条第十項中「構成員若しくは社員」を「組合員、社員若しくは株主」に、「法人が」を「法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）が」に改め、同条第十三項中「法人が」を「法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）が」に、「構成員又は社員」を「組合員若しくは社員」に、「が議決権及び出資額において」を「の有する議決権又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権又は発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の出資額又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の」に改め、同条第十四項中「の議決権及び出資額の過半」を削る。

第十七条第一項から第四項までの規定中「左の」を「次の」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「左の」を「次の」に改め、同条第六

項中「前五項」を「前各項」に、「左の」を「次の」に改め、同条第七項中「前六項」を「前各項」に改め、同条第八項中「構成員」を「組合員若しくは社員」に、「が議決権及び出資額において」を「の有する議決権若しくはその株主のうち地元地区内に住所を有する者の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権若しくは発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の過半を占めていない場合又はその組合員若しくは社員のうち地元地区内に住所を有する者の出資額若しくはその株主のうち地元地区内に住所を有する者の有する株式の数の合計が総出資額若しくは発行済株式の総数の」に改める。

第十八条第二項中「前五項」を「前各項」に、「前七項」を「前各項」に改める。

第十九条第一項から第三項までの規定中「左の」を「次の」に改め、同条第四項中「構成員又は社員」を「組合員、社員又は株主」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「左に」を「次に」に改める。

第二十三条第二項中「第二十八条」を「第二十七条」に改める。

第二十五条第一項中「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

第二十六条第一項ただし書中「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条第三項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十七条を削る。

第二十八条第二項中「きき」を「聴き」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条（見出しを含む。）中「貸付」を「貸付け」に改め、同条を第二十九条とし、第三十一条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（組合員の同意）

第三十一条　第八条第三項から第五項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がその有する特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとするときに準用する。

この場合において、同条第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

第三十七条第二項中「又は同条第十二項」を「、同条第十一項の規定に基づく命令、第六十八条第一項の規定に基づく指示又は同条第四項において読み替えて準用する第六十七条第十一項」に改め、同条第三項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十八条第一項中「、第五十九条及び第五十九条の二第一項」を「及び第五十九条」に改める。

第五十八条の二第一項中「一に該当する場合」を「いずれかに該当する場合」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数（母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第四項までにおいて同じ。）が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超えるときは、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

第五十八条の二第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「こえる」を「超える」に、「左に」を「次に」に改め、同条第五項中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「前四項」を「前各項」に改め、同条第六項中「第二項又は」を削る。

第五十九条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「及び次号」を「から第三号まで」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に、「これ」を「これら」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　指定漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可又は起業の認可を申請した場合

第五十九条の二を削る。

第六十条第一項ただし書中「但し、第五十九条又は前条第一項」を「ただし、前条」に改める。

第六十六条第二項中「第百九条第二項」を「第百十条第二項」に、「海面」を「瀬戸内海」に改め、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第五項中「こえる」を「超える」に改める。

第六十七条の見出し中「漁業調整委員会」を「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」に改め、同条第二項中「当該」の下に「海区漁業調整委員会の」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会を除く。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会を除く。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「、第六項」を「、第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第六十八条から第七十一条までを次のように改める。

（広域漁業調整委員会の指示）

第六十八条　広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第

百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2　前条第一項の規定による海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3　農林水産大臣は、広域漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。

4　第一項の規定による指示については、前条第四項及び第八項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項、第八項、第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第八項中「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

第六十九条から第七十一条まで　削除

第八十二条第一項中「及び連合海区漁業調整委員会」を「、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会」に改め、同条第二項中「、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会を除き、」を削り、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会は」を「広域漁業調整委員会は」に改める。

第八十三条中「海区」の下に「又は海域」を加える。

第百九条を次のように改める。

（準用規定）

第百九条　第八十五条第二項及び第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六条（委員の辞職の制限）、第九十八条第四項（任期満了の場合）並びに第百条から第百二条まで（解任及び会議）の規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「委員」と、同項及び同条第五項中「都道府県知事が」とあるのは「第百六条第四項の委員の選任方法に準じて」と、第百条中「都道府県知事」とあるのは「第百六条第四項に規定する都道府県知事」と、「委員を」とあるのは「委員をその選任方法に準じて」と読み替えるものとする。

「第四節　削除」を削る。

第百九条の次に次の節名を付する。

第四節　広域漁業調整委員会

第百十条を次のように改める。

（設置）

第百十条　太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

2　前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。

第百十一条から第百十四条までを削る。

第百十条の三第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会若しくは有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改め、同条を第百十三条とし、第六章第四節中同条の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第百十四条　第八十五条第二項及び第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六条（委員の辞職の制限）、第九十八条第一項、第三項及び第四項（委員の任期）、第百条から第百二条まで（解任及び会議）並びに第百八条（委員の失職）の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「太平洋広域漁業調整委員会にあつては第百十一条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員」と、同項、同条第四項及び第五項並びに第百条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条中「第八十五条第三項第二号」とあるのは「第百十一条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号」と、第百八条中「第百六条第二項の規定により選出された」とあるのは「第百十一条第二項第一号、同条第三項第一号又は同条第四項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた」と読み替えるものとする。

第百十条の二中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改め、同条を第百十二条とする。

第百十条の次に次の一条を加える。

（構成）

第百十一条　広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2　太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道県ごとに互選した者各一人

二　太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人

三　学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

3　日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人

二　日本海・九州西海域の区域内において漁

業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
三　学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
4　瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
二　学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

第百十六条第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会若しくは有明海連合海区漁業調整委員会若しくは広域漁業調整委員会」に改める。

第百十七条の見出し中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改め、同条中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会並びに」を「広域漁業調整委員会及び」に改める。

第百十八条第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改める。

第百三十七条の三第一項第二号中「第六十七条第四項、第五項、第十項及び第十二項」を「第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項」に改める。

第百三十九条中「第六十七条第十二項」を「第六十七条第十一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第百四十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十条」を「第二十九条」に改める。

第百四十六条中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（総会の部会）

第五十一条の二　組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権（同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。）又は共同漁業権（同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。）を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権に係る同法第十一条に規定する地元地区（当該組合の地区である区域に限る。）又は当該共同漁業権に係る同条に規定する関係地区（当該組合の地区である区域に限る。）ごとに総会の部会を設け、当該特定区画漁業権又は共同漁業権に関し、第四十八条第一項第八号から第十号までに掲げる事項（同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。）についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

2　総会の部会は、その部会の設けられる前項の地元地区又は関係地区の区域内に住所又は事業場を有する組合員（准組合員を除く。）で組織する。

3　総会の部会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　議長は、総会の部会において、その都度これを選任する。

5　議長は、総会の部会を組織する組合員として当該部会の議決に加わる権利を有しない。

6　次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　特定区画漁業権若しくは共同漁業権又はこれらに関する物権の設定、得喪又は変更

二　漁業権行使規則の制定、変更及び廃止

7　第二十一条、第三十九条第二項及び第四項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の五第三項、前条並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「議決権並びに役員及び総代の選挙権」とあるのは「議決権」と、同条第二項中「第四十七条の五第三項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十一条の二第七項において準用する第四十七条の五第三項」と、同項及び同条第四項中「議決権又は選挙権」とあるのは「議決権」と、第四十七条の三第二項中「組合員（准組合員を除く。）」が総組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、前条中「水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法第五十一条の二第七項ニ於テ準用スル同法」と、第百二十五条第一項中「組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）が総組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、「方法又は選挙」とあるのは「方法」と、「議決又は選挙若しくは当選決定」とあり、及び「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と、「決議又は選挙若しくは当選」とあるのは「決議」と読み替えるものとする。

第五十二条第六項中「規定」の下に「（総会の部会に関する規定を除く。）」を加える。

第九十二条第三項中「第四十九条」の下に「から第五十一条まで、第五十二条」を加える。

第九十六条第三項中「第三十二条」の下に「から第五十一条まで及び第五十二条」を加える。

第百条第三項中「第四十九条」の下に「から第五十一条まで、第五十二条」を加える。

第百条の六第三項中「第四十二条」の下に「から第五十一条まで、第五十二条」を加える。

第百三十条第一項第六号中「第三項（これらの規定を」の下に「第五十一条の二第七項、」を加え、同項第六号の二中「第三十九条第四項（」の下に「第五十一条の二第七項、」を加え、同項第九号中「第五十一条（」の下に「第五十一条の二第七項、」を加え、同項第九号の二中「、第八十六条第二項」を「、第五十一条の二第七項、第八十

六条第二項」に改め、同項第九号の三中「第五十一条（」の下に「第五十一条の二第七項、」を加える。

（漁業法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　漁業法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第四条第一項中「うち新法」を「うち改正後の漁業法（以下「新法」という。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中漁業法目次の改正規定、同法第六条第三項、第三十七条第二項、第六十六条から第七十一条まで、第八十二条、第八十三条及び第百九条の改正規定、同法第六章第四節の節名を削る改正規定、同法第百九条の次に節名を付する改正規定、同法第百十条の改正規定、同法第百十一条から第百十四条までを削る改正規定、同法第百十条の三第一項の改正規定、同条を同法第百十三条とする改正規定、同法第六章第四節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十条の二の改正規定、同条を同法第百十二条とする改正規定、同法第百十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第百十六条から第百十八条まで、第百三十七条の三第一項第二号及び第百三十九条の改正規定並びに附則第三条、第五条及び第八条の規定　平成十三年十月一日

（漁業権及び入漁権に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、当該漁業権又は入漁権の存続期間中は、なお従前の例による。ただし、次に掲げる規定の適用については、この限りでない。

一　第一条の規定による改正後の漁業法第八条第三項及び第三十一条の規定

二　第二条の規定による改正後の水産業協同組合法第五十一条の二の規定及び同法第百三十条（同条第一項第六号、第六号の二及び第九号から第九号の三までに係る部分に限る。）の規定

三　附則第六条の規定による改正後の海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十二条の五第一項の規定

四　附則第七条の規定による改正後の持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第六条第一項の規定

（罰則に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の項第二号中「第六十七条第四項、第五項、第十項及び第十二項」を「第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項」に改める。

（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

第六条　海洋水産資源開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の五第一項中「総代会」を「総会の部会及び総代会」に、「同じ。）の」を「同じ。）又は第五十一条の二第六項の」に改め、「同法第五十条」の下に「又は第五十一条の二第六項」を加える。

（持続的養殖生産確保法の一部改正）

第七条　持続的養殖生産確保法の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「総代会」を「総会の部会及び総代会」に、「同じ。）の規定」を「同じ。）又は第五十一条の二第六項の規定」に改め、「同法第五十条」の下に「又は第五十一条の二第六項」を加える。

（農林水産省設置法の一部改正）

第八条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条の見出しを「（広域漁業調整委員会）」に改め、同条中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」を「太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会」に改める。

---

審査報告書

漁港法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

参議院議長　井上　裕殿

農林水産委員長　太田　豊秋

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における水産業をめぐる社会経済情勢の変化にかんがみ、環境との調和に配慮しつつ、漁港及び漁場を総合的かつ計画的に整備するため、漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画の策定について定めるとともに、地方分権の推進を図るため、地方公共団体等が漁港漁場整備事業を主体的に実施できるよう事業計画についての規定を整備し、あわせて漁港漁場整備事業の透明性及び客観性を確保するため、事業計画に対する意見書の提出の手続を導入するほか、漁港漁場整備事業の廃止及び停止に係る手続を整備する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

漁港法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年五月三十一日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

---

漁港法の一部を改正する法律

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港漁場整備法

目次中「第二章　漁港の指定（第六条）」を「第二章　漁港の指定（第六条）　第二章の二　漁港漁場整備基本方針（第六条の二）　第二章の三　漁港漁場整備長期計画（第六条の三・第六条の四）」に、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

第四条を次のように改める。

（漁港漁場整備事業の意義）

第四条　この法律で「漁港漁場整備事業」とは、第一号に掲げる事業で国が施行するもの又は同号若しくは第二号に掲げる事業で地方公共団体若しくは水産業協同組合が施行するものをいう。

一　漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠壊の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業

二　優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成その他水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効用を回復するためのたい積物の除去その他漁場の保全のための事業

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二　漁港漁場整備基本方針

第六条の二　農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（以下「漁港漁場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2　漁港漁場整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

二　漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

三　漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

四　漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

五　その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

3　農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4　農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、漁港漁場整備基本方針を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による漁港漁場整備基本方針の変更について準用する。

第二章の三　漁港漁場整備長期計画

第六条の三　農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　漁港漁場整備長期計画においては、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3　漁港漁場整備長期計画は、水産物の加工及び流通の改善の動向並びに水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の規定により漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

5　農林水産大臣は、漁港漁場整備長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　漁港漁場整備長期計画は、水産業の事情、水産資源の状況、経済事情等の変動により必要が生じたときは、変更するものとする。

7　第一項から第五項までの規定は、前項の規定による漁港漁場整備長期計画の変更について準用する。

第六条の四　国は、漁港漁場整備長期計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講じなければならない。

第十三条第一項及び第二項中「漁港関係者若しくはその組織する団体」を「水産業者若しくは水産業に関する団体」に改める。

第十四条の見出しを「（審議の公開等）」に改め、同条中「第十七条第一項の漁港の整備計画」を「漁港漁場整備基本方針若しくは漁港漁場整備長期計画」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

水産政策審議会の漁港漁場整備基本方針又は漁港漁場整備長期計画に関する審議は、公開して行う。

2　水産政策審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

「第四章　漁港修築事業」を「第四章　特定漁港漁場整備事業」に改める。

第十七条から第十九条の二までを次のように改める。

（地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十七条　地方公共団体が漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「特定漁港漁場整備事業」という。）を施行しようとする場合（第十九条の三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。）

には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。この場合において、地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の効率的な施行を確保する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体と共同して、特定漁港漁場整備事業計画の作成、届出及び公表をすることができる。

2　前項の特定漁港漁場整備事業計画においては、当該特定漁港漁場整備事業につき、目的、その施行に係る区域及び工事に関する事項、事業費に関する事項、効果に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3　地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。

4　地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を、当該公告の日から二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

5　前項の規定による公告があつたときは、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該地方公共団体に対し意見書を提出することができる。

6　前項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による届出には、当該意見書の写しを添付しなければならない。

7　農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画が漁港漁場整備基本方針に適合していないと認めるときは、当該地方公共団体に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8　地方公共団体は、前項の規定による求めを受けたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画について、必要な変更を行わなければならない。

9　農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画について第七項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

10　地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更（農林水産省令で定める基準に適合する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

11　前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、第三項から第九項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、第三項から第六項までの規定によることを要しない。

12　地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、特定漁港漁場整備事業（第十九条の三第一項の特定第三種漁港に係るものを除く。次項並びに次条第八項及び第九項において同じ。）の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

13　地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止しようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。

（水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十八条　水産業協同組合が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合（第十九条の三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。）には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　水産業協同組合は、前項の規定による許可を受けたときは、遅滞なく、当該許可に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表しなければならない。

3　第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該水産業協同組合」と、同条第六項中「第一項の規定による届出には」とあるのは「第十八条第四項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　水産業協同組合は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、農林水産大臣の許可を受けて、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更をすることができる。ただし、軽微な変更については、許可を受けないですることができる。

5　水産業協同組合は、前項本文の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　第四項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、前条第三項から第六項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

7　前項の場合において、前条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該水産業協同組合」と、同条第六項中「第一項の規定による届出には」とあるのは「第十八条第四項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替えるものとする。

8　水産業協同組合は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、農林水産大臣の許可を受けて、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止することができる。この場合には、前条第十三項の規定を準用する。

9　水産業協同組合は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由そ

の他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

10　農林水産大臣は、第一項、第四項又は第八項の規定による許可をするについては、あらかじめ水産政策審議会の議を経て定めた基準によらなければならない。

（国が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十九条　国が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2　前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

3　農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、第十七条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

5　前項の場合において、第十七条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

6　農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

7　前項の規定による特定漁港漁場整備事業の廃止又はその施行の停止については、第十七条第十三項の規定を準用する。

（土地又は水面の測量等）

第十九条の二　地方公共団体又は国は、第十七条第一項又は前条第一項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3　第一項の場合には、地方公共団体又は国は、遅滞なく、同項の立入り、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

4　前三項の規定は、第十七条第十項又は前条第三項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

（特定第三種漁港に係る特定漁港漁場整備事業）

第十九条の三　特定第三種漁港（第三種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものをいう。以下同じ。）については、国以外の者が行う特定漁港漁場整備事業についても、その特定漁港漁場整備事業計画は、農林水産大臣が漁港漁場整備基本方針に基づいてこれを定める。

2　農林水産大臣は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項まで及び前条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、第十七条第三項中「関係地方公共団体」とあるのは「当該特定漁港漁場整備事業の施行者たるべき者、関係地方公共団体」と、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「農林水産大臣」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　水産業協同組合が第一項の特定漁港漁場整備事業計画に基づいて特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

5　農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、第十七条第三項から第五項まで及び前条第四項の規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、第十七条第三項から第五項までの規定によることを要しない。

7　前項の場合において、第十七条第三項中「関係地方公共団体」とあるのは「当該特定漁港漁場整備事業の施行者たるべき者、関係地方公共団体」と、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「農林水産大臣」とそれぞれ読み替えるものとする。

8　農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、第一項の特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の施行者に対し、当該特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部の廃止又はその施行の停止を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部の廃止又はその施行の停止をしなければならない。

9　農林水産大臣は、前項の規定による要求をしようとするときは、当該特定漁港漁場整備事業の施行者、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。

10　農林水産大臣は、第八項の規定による要求をしたときは、遅滞なく、廃止の要求の場合にあつては廃止の要求をした旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の要求の場合にあつては施行の停止の要求をした旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第二十条第一項から第三項までの規定中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第四項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「ものの外」を「もののほか」に改める。

第二十条の二中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第二十一条の見出し並びに同条第一項及び第二

項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第三項中「第十九条第七項」を「第十八条第十項」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

第二十三条第一項中「地形の変化」を「事情の変更」に、「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第二十四条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二項中「立入」を「立入り」に改め、同条第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「立入」を「立入り」に改める。

第二十四条の二の見出し及び同条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第三十七条第一項中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第三十九条第一項中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改め、同条第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第八項第一号中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第四十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四十六条第一号中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「又は第三項」を削り、同号を同条第四号とする。

附則第二項及び第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、附則第四項中「環境の整備を行う事業」の下に「並びに第四条第二号に掲げる事業」を加え、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「漁港施設の整備を行う事業以外の事業を市町村」を「特定漁港漁場整備事業以外の事業を市町村その他政令で定める者」に、「当該市町村」を「その者」に改め、附則第七項、第八項及び第十一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（漁港漁場整備基本方針に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備法（以下「新法」という。）第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。

2　農林水産大臣は、前項の漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

（漁港漁場整備長期計画に関する経過措置）

第三条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の三第一項から第四項までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁港法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2　農林水産大臣は、前項の漁港漁場整備事業に関する長期の計画につき同項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新法第六条の三第一項から第三項までの規定により定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

（費用の負担及び補助に関する経過措置）

第四条　この法律による改正前の漁港法（以下「旧法」という。）の規定に基づき国が施行する漁港修築事業に要する費用に係る漁港管理者の負担については、旧法第二十条第一項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

2　旧法の規定に基づき地方公共団体が施行する漁港修築事業に係る国の負担又は補助のうち、平成十三年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成十四年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧法第二十条第二項から第五項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（資金の貸付けに関する経過措置）

第五条　この法律の施行前に国が貸し付けた旧法附則第二項から第四項まで及び第十一項に規定する資金に係る貸付金については、旧法附則第二項から第十四項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第四号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第九条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第九項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第十条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表第七号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二

十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第四項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第十二条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（企業合理化促進法の一部改正）

第十三条　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項から第四項までの規定中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（道路法の一部改正）

第十四条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（離島振興法の一部改正）

第十五条　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び別表(二)中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第十六条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表漁港の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（海岸法の一部改正）

第十七条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第十九条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（河川法の一部改正）

第二十条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（外国人漁業の規制に関する法律の一部改正）

第二十一条　外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項及び第六条第五項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正）

第二十二条　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

第二十三条　海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第三条の沿岸漁場整備開発計画（以下単に「沿岸漁場整備開発計画」という。）を「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条の二の漁港漁場整備基本方針（以下「漁港漁場整備基本方針」という。）及び同法第六条の三の漁港漁場整備長期計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という。）」に改める。

第七条第三項中「沿岸漁場整備開発計画」を「漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第二十四条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別表漁港の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（海上交通安全法の一部改正）

第二十五条　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（沿岸漁場整備開発法の一部改正）

第二十六条　沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「沿岸漁場整備開発事業を総合的かつ計画的に推進するための措置並びに」を削り、「措置を講ずることにより」の下に「、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による措置と相まって」を加える。

第二条から第五条までを次のように改める。

第二条から第五条まで　削除

第六条第三項中「沿岸漁場整備開発事業」を「漁港漁場整備法第四条の漁港漁場整備事業（以下「漁港漁場整備事業」という。）」に改める。

第七条の二第二項第四号中「沿岸漁場整備開発事業」を「漁港漁場整備事業」に改める。

第二十八条中「、沿岸漁場整備開発事業」を削り、「放流効果実証事業の実施を」の下に「漁港漁場整備事業の実施及び」を加える。

附則第二項から第六項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（沿岸漁場整備開発法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の沿岸漁場整備開発法（以下「旧沿岸漁場整備開発法」という。）第六条の規定により定められている基本方針は、施行日において前条の規定による改正後の沿岸漁場整備開発法第六条の規定により定められた基本方針とみなす。

2　この法律の施行前に国が貸し付けた旧沿岸漁場整備開発法附則第二項に規定する資金に係る貸付金については、旧沿岸漁場整備開発法附則第二項から第六項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十八条　地震防災対策強化地域における地震

対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（地価税法の一部改正）

第二十九条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号イ及び第十九号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（地震防災対策特別措置法の一部改正）

第三十条　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部改正）

第三十一条　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

別表漁港の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（水産基本法の一部改正）

第三十二条　水産基本法（平成十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

---

審査報告書

行政機関が行う政策の評価に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

総務委員長　溝手　顕正

参議院議長　井上　裕殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢に応じた効果的かつ効率的な行政の推進に資する等のため、行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

行政機関が行う政策の評価に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年六月八日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

---

（小字及び――は衆議院修正）

行政機関が行う政策の評価に関する法律案

行政機関が行う政策の評価に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　政策評価に関する基本方針（第五条）
第三章　行政機関が行う政策評価（第六条―第十一条）
第四章　総務省が行う政策の評価（第十二条―第十八条）
第五章　雑則（第十九条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府（次号に掲げる機関を除く。）

二　宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。）並びに警察庁

三　各省（総務省にあっては、次号に掲げる機関を除く。）

四　公正取引委員会及び公害等調整委員会

2　この法律において「政策」とは、行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。

（政策評価の在り方）

第三条　行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2　前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

一　政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。

二　政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

（政策評価の結果の取扱い）

第四条　政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

第二章　政策評価に関する基本方針

第五条　政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針（以

下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　政策評価の実施に関する基本的な方針

二　政策評価の観点に関する基本的な事項

三　政策効果の把握に関する基本的な事項

四　事前評価（政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な事項

五　事後評価（政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な事項

六　学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

七　政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

八　インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

九　その他政策評価の実施に関する重要事項

3　基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、第二十条から第二十二条までの規定に基づき実施し、又は実施しようとしている措置その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

4　総務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5　総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　行政機関が行う政策評価

（基本計画）

第六条　行政機関の長（行政機関が、国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会である場合にあっては、それぞれ国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　政策評価の実施に関する方針

三　政策評価の観点に関する事項

四　政策効果の把握に関する事項

五　事前評価の実施に関する事項

六　計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

七　学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

八　政策評価の結果の政策への反映に関する事項

九　インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

十　政策評価の実施体制に関する事項

十一　その他政策評価の実施に関し必要な事項

3　行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4　行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（事後評価の実施計画）

第七条　行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2　実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一　前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二　計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ　当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ　当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三　前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

3　行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

（事後評価の実施）

第八条　行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

（事前評価の実施）

第九条　行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

一　当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

二　事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

（評価書の作成等）

第十条　行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

一　政策評価の対象とした政策

二　政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

三　政策評価の観点

四　政策効果の把握の手法及びその結果

五　学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

六　政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

七　政策評価の結果

2　行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

（政策への反映状況の通知及び公表）

第十一条　行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

## 第四章　総務省が行う政策の評価

（総務省が行う政策の評価）

第十二条　総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

2　総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

3　前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

（総務省が行う政策の評価に関する計画）

第十三条　総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならない。

2　前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針

二　計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策

三　当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策

四　その他前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する重要事項

3　総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四条　総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

（資料の提出の要求及び調査等）

第十五条　総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を行うため必要な範囲において、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は行政機関の業務について実地に調査することができる。

2　総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

一　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の業務

二　法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）の業務

三　特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

四　国の委任又は補助に係る業務

3　総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の目的を達成するために必要な最小限度において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限り、前項第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

4　総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

（評価書の作成等）

第十六条　総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価を行ったときは、第十条第一項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

2　総務大臣は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する行政機関の長に送付するとともに、当該評価書及びその要旨並びに当該意見の内容を公表しなければならない。

（勧告等）

第十七条　総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評

価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表しなければならない。

2　総務大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

3　総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果を政策に反映させるため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該評価の結果の政策への反映について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

（評価及び監視との連携の確保）

第十八条　総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

## 第五章　雑則

（国会への報告）

第十九条　政府は、毎年、政策評価及び第十二条第一項又は第二項の規定による評価（以下「政策評価等」という。）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

（政策評価等の方法に関する調査研究の推進等）

第二十条　政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

（政策評価等に関する情報の活用）

第二十一条　総務大臣は、政策評価等の効率的かつ円滑な実施に資するよう、行政機関相互間における政策評価等の実施に必要な情報の活用の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

（所在に関する情報の提供）

第二十二条　総務大臣は、政策評価の結果その他の政策評価等に関する情報を入手しようとする者の利便を図るため、その所在に関する情報の提供に関し必要な措置を講ずるものとする。

## 附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（事後評価の実施計画に関する経過措置）

第三条　この法律の施行後第七条第一項の規定により国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官が最初に定める実施計画についての同項の規定の適用については、同項中「一年ごとに」とあるのは、「一年未満で、国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官の定める期間を計画期間として」とする。

（事後評価の実施に関する経過措置）

第四条　第七条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に決定された政策であって、同号イ又はロに規定する期間がこの法律の施行の日以後に経過したものについても、適用する。

（総務省設置法の一部改正）

第五条　総務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中「以下これらの評価及び監視を」を「次号において」に改める。

第六条第一項中「、第十七号」を削り、同条第二項中「行政評価等」を「第四条第十八号の規定による評価又は監視（以下この条において「評価又は監視」という。）」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「行政評価等」を「評価又は監視」に改め、同条第八項中「第四条第十八号の規定による」を削る。

---

審査報告書

行政書士法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

総務委員長　溝手　顕正

参議院議長　井上　裕殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士制度について、行政書士が作成することができる書類に係る官公署への提出手続の代理、代理人としての契約その他の書類の作成等の業務を行政書士の業務として明確化する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

行政書士法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月七日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

---

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「寄与し」の下に「、あわせて」を加える。

第一条の三を次のように改める。

第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一　前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。

二　前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

三　前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

第六条の二第四項中「その旨を」を「当該申請者に行政書士証票を交付し」に改める。

第七条の二中「行政書士名簿」の下に「、行政書士証票」を加え、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（行政書士証票の返還）

第七条の二　行政書士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、行政書士証票を日本行政書士会連合会に返還しなければならない。行政書士が第十四条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

2　日本行政書士会連合会は、前項後段の規定に該当する行政書士が、行政書士の業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、行政書士証票をその者に再交付しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　日本行政書士会連合会は、この法律の施行の際現に行政書士である者に対し、その会則の定めるところにより、行政書士証票を交付しなければならない。ただし、この法律の施行の際現に行政書士法第十四条第一項の規定により業務の停止の処分を受けている行政書士に対しては、当該行政書士が行政書士の業務を行うことができることとなる前に行政書士証票を交付してはならない。

---

審査報告書

確定拠出年金法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

厚生労働委員長　中島　眞人

参議院議長　井上　裕殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、厚生年金保険の適用事業所の事業主又は国民年金基金連合会が実施する確定拠出年金に係る規約、加入者等の資格、掛金及びその運用、給付並びに資産の移換について必要な事項を定めるとともに、確定拠出年金運営管理業の登録及び監督を行い、確定拠出年金の適切な運営を確保しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

---

附帯決議

政府は、確定拠出年金が自己選択と自己責任に基づく初めての年金制度であることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、確定拠出年金の実施に当たっては、本制度に対する国民の理解が深まるよう十分な周知を行うなど、円滑な実施を図るために必要な環境整備に努めること。

二、企業型年金規約の承認に当たっては、法律や政令で定める基準に合致していること及び労使合意が適正になされていることの確認を的確に行うこと。

三、確定給付型の企業年金等から確定拠出年金への移行に当たっては、労使合意が適正になされていること、並びに従前の確定給付型の企業年金及び移行時における権利の保護が十分なされていることの確認を的確に行うこと。

四、事業主等が加入者等に対して行う資産運用に関する情報提供については、提供されるべき情報及び提供に際しての禁止行為に係る基準を示し、加入者等が適切な理解のもとに資産運用を行うことができるようにすること。

五、受託者責任については、その理念・内容が事業主、運営管理機関など関係者に十分に周知され定着するよう努めること。特に、金融機関が運営管理機関を兼ねる場合は、加入者等のために忠実な業務の遂行が確保されるよう適切な指導を行うこと。

六、事業主、国民年金基金連合会や運営管理機関が確定拠出年金の実施に関し業務上取り扱う個人情報については、その適正な保管・使用に万全を期すよう指導を行うこと。

七、管理手数料については、加入者等の利益が図られるよう、運営管理機関の幅広い参入とその競争を基本に、サービスに応じた適正な水準となるように配慮すること。また、手数料についての情報が、加入者等に適切に提供されるようにすること。

八、確定拠出年金の拠出限度額など拠出の在り方については、制度の実施状況などを踏まえ、今後とも検討すること。

九、国民年金第三号被保険者の取扱いについては、公的年金制度における取扱いとのバランスや本制度の導入の目的及び公平性の観点から、引き続き検討を行うこと。

十、年金に対する課税の在り方については、各制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。

十一、国民が年金資産を運用するに当たっては、金融・証券市場の信頼と安心が確立されていることが必要であることにかんがみ、市場の公正性・透明性を高めるための改革を進めること。

右決議する。

---

確定拠出年金法案（第百五十回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よってこれを送付する。

平成十三年六月十二日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

確定拠出年金法案

確定拠出年金法

（小字及び――は衆議院修正）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　企業型年金
第一節　企業型年金の開始
第一款　企業型年金規約（第三条―第八条）
第二款　運営管理業務の委託等（第七条・第八条）
第二節　企業型年金加入者等（第九条―第十八条）
第三節　掛金（第十九条―第二十一条）
第四節　運用（第二十二条―第二十七条）
第五節　給付
第一款　通則（第二十八条―第三十二条）
第二款　老齢給付金（第三十三条―第三十六条）
第三款　障害給付金（第三十七条―第三十九条）
第四款　死亡一時金（第四十条―第四十二条）
第六節　事業主等の行為準則（第四十三条・第四十四条）
第七節　企業型年金の終了（第四十五条―第四十八条）
第八節　雑則（第四十九条―第五十四条）
第三章　個人型年金
第一節　個人型年金の開始
第一款　個人型年金規約（第五十五条―第五十九条）
第二款　運営管理業務の委託等（第六十条・第六十一条）
第二節　個人型年金加入者等（第六十二条―第六十七条）
第三節　掛金（第六十八条―第七十一条）
第四節　個人型年金の終了（第七十二条）
第五節　企業型年金に係る規定の準用（第七十三条）
第六節　雑則（第七十四条―第七十九条）
第四章　個人別管理資産の移換（第八十条―第八十五条）
第五章　確定拠出年金についての税制上の措置等（第八十六条・第八十七条）
第六章　確定拠出年金運営管理機関
第一節　登録（第八十八条―第九十三条）
第二節　業務（第九十四条―第百条）
第三節　監督（第百一条―第百七条）
第四節　雑則（第百八条・第百九条）
第七章　雑則（第百十条―第百十七条）
第八章　罰則（第百十八条―第百二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「確定拠出年金」とは、企業型年金及び個人型年金をいう。

2　この法律において「企業型年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

3　この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第三章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

4　この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所をいう。

5　この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であって、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6　この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者であって、六十歳未満のものをいう。

一　厚生年金保険の被保険者

二　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

三　農林漁業団体職員共済組合の組合員（任意継続組合員を含む。）

7　この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。

一　確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務（連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。）

イ　企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「加入者等」と総称する。）の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知

ロ　加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）又は連合会への通知

ハ　給付を受ける権利の裁定

二　確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供（以下「運用関連業務」という。）

8　この法律において「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

9　この法律において「企業型年金運用指図者」とは、企業型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者（企業型年金加入者を除く。）をいう。

10　この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

11　この法律において「個人型年金運用指図者」とは、個人型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者（個人型年金加入者を除く。）をいう。

12　この法律において「個人別管理資産」とは、企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であった者に支給する給付に充てるべきものとして、一の企業型年金又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。

13　この法律において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額をいう。

第二章　企業型年金

第一節　企業型年金の開始

第一款　企業型年金規約

（規約の承認）

第三条　厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　二以上の厚生年金適用事業所について企業型年金を実施しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

3　企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（第四十七条第五号、第七十条、第七十一条及び第七十八条を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所

二　企業型年金が実施される厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の名称及び所在地（厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶（以下「船舶」という。）の場合にあっては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地）

三　事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合にあっては、その行う業務

四　事業主が第七条第一項の規定により運営管理業務の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託を受けた確定拠出年金運営管理機関（第八十八条第一項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営む者をいう。以下同じ。）（第七条第二項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）の名称及び住所並びにその行う業務

五　資産管理機関の名称及び住所

六　実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあっては、当該資格に関する事項

七　事業主が拠出する掛金（以下「事業主掛金」という。）の額の算定方法に関する事項

八　運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項

九　企業型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項

十　企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主掛金に係る事業主に返還することを定めるときは、当該事業主に返還する資産の額（以下「返還資産額」という。）の算定方法に関する事項

十一　企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項

十二　その他政令で定める事項

（承認の基準等）

第四条　厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一　前条第三項各号に掲げる事項が定められていること。

二　実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあっては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度（第五十四条第一項において「企業年金制度」という。）及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三　事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗ずる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。

四　提示される運用の方法の数又は種類について、第二十三条第一項の規定に反しないこと。

五　企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。）による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

六　企業型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

七　企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年以上である場合又は企業型年金加入者が当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する場合について、その者の個人別管理資産が移換されるときは、そのすべてを移換するものとされていること。

八　その他政令で定める要件

2　厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨をその申請をした事業主に通知しなければならない。

3　事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認を受けた規約（以下「企業型年金規約」という。）を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

（規約の変更）

第五条　事業主は、企業型年金規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織

する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3　前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4　前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被用者年金被保険者等」とあるのは、「被用者年金被保険者等（企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。）」と読み替えるものとする。

第六条　事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2　第四条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。

第二款　運営管理業務の委託等

（運営管理業務の委託）

第七条　事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。

2　確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、前項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

3　運営管理業務の全部又は一部を行う確定拠出年金運営管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、当該全部若しくは一部の運営管理業務を自ら行い、又は当該運営管理業務を承継すべき確定拠出年金運営管理機関を定めて当該運営管理業務を委託しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

（資産管理契約の締結）

第八条　事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一　信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）又は厚生年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

二　生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする生命保険の契約

三　農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）を相手方とする生命共済の契約

四　損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする損害保険の契約

2　前項各号に規定する者は、正当な理由がある場合を除き、同項各号に掲げる契約（以下「資産管理契約」という。）の締結を拒絶してはならない。

3　資産管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理契約の相手方となるべき者を定めて、資産管理契約を締結しなければならない。

4　資産管理契約が解除されたときは、当該解除された資産管理契約に係る資産管理機関は、速やかに、当該資産管理契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理機関に移換しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、資産管理契約の締結に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　企業型年金加入者等

（企業型年金加入者）

第九条　実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。

2　実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としない。

（資格取得の時期）

第十条　企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

一　実施事業所に使用されるに至ったとき。

二　その使用される事業所若しくは事務所（以下「事業所」という。）又は船舶が、実施事業所となったとき。

三　実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。

四　実施事業所に使用される者が、企業型年金規約により定められている資格を取得したとき。

（資格喪失の時期）

第十一条　企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一　死亡したとき。

二　実施事業所に使用されなくなったとき。

三　その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。

四　被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五　企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき。

六　六十歳に達したとき。

（企業型年金加入者の資格の得喪に関する特例）

第十二条　企業型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、企業型年金加入者でなかったものとみなす。

（同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者の取扱い）

第十三条　同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者は、第九条の規定にかかわらず、その者の選択する一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者としないものとする。

2　前項の選択は、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して十日以内にしなければならない。

3　第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日にさかのぼって、その選択した一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者でなかったものとする。

4　第一項に規定する者が同項の選択をしなかったときは、その者は、政令で定めるところにより、当該二以上の企業型年金のうちその一の企業型年金を選択したものとみなす。

5　甲企業型年金の企業型年金加入者が同時に乙企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った場合において、第一項の規定により乙企業型年金を選択したときは、その者は、乙企業型年金の企業型年金加入者となった日に、甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失する。

6　第一項に規定する者が、同項の規定により選択した企業型年金の企業型年金加入者でなくなったときは、その者は、その日に、当該企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得する。

（企業型年金加入者期間）

第十四条　企業型年金加入者である期間（以下「企業型年金加入者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、企業型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2　企業型年金加入者の資格を喪失した後、再びもとの企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者については、当該企業型年金における前後の企業型年金加入者期間を合算する。

（企業型年金運用指図者）

第十五条　次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

一　第十一条第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

二　企業型年金の企業型年金加入者であった者であって当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

2　企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。

3　企業型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第三号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

一　死亡したとき。

二　当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

三　当該企業型年金の企業型年金加入者となったとき。

4　第十二条の規定は企業型年金運用指図者の資格について、前条の規定は企業型年金運用指図者である期間（以下「企業型年金運用指図者期間」という。）を計算する場合について準用する。

（通知等）

第十六条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（以下「企業型記録関連運営管理機関」という。）に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

2　企業型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十三条第一項の規定により選択した企業型年金その他の事項を事業主又は企業型記録関連運営管理機関に申し出なければならない。

第十七条　企業型年金運用指図者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を企業型記録関連運営管理機関（記録関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型記録関連運営管理機関等」という。）に申し出なければならない。

（企業型年金加入者等原簿）

第十八条　企業型記録関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2　企業型年金加入者及び企業型年金加入者であった者（死亡一時金を受けることができる者を含む。）は、企業型記録関連運営管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができる。この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

第三節　掛金

（事業主掛金）

第十九条　事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2　事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

（拠出限度額）

第二十条　各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額（一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

（事業主掛金の納付）

第二十一条　事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付するものとする。

2　事業主は、事業主掛金を納付する場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を企業型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

第四節　運用

（事業主の責務）

第二十二条　事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運用の方法の選定及び提示）

第二十三条　企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従って少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法（第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。）のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。

一　銀行その他の金融機関又は国を相手方とする預金又は貯金の預入

二　信託会社への信託

三　有価証券の売買

四　生命保険会社若しくは国又は農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）その他政令で定める生命共済の事業を行う者への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み

五　損害保険会社への損害保険の保険料の払込み

六　前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結

2　企業型運用関連運営管理機関等は、前項の運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

（運用の方法に係る情報の提供）

第二十四条　企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が次条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

（運用の指図）

第二十五条　企業型年金加入者等は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

2　前項の運用の指図は、提示運用方法の中から一又は二以上の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連運営管理機関等に示すことによって行うものとする。

3　企業型記録関連運営管理機関等は、第一項の運用の指図を受けたときは、政令で定めるところにより、同時に行われた同項の運用の指図を第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法ごとに取りまとめ、その内容を資産管理機関に通知するものとする。

4　資産管理機関は、前項の通知があったときは、速やかに、同項の通知に従って、それぞれの運用の方法について、契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置を行わなければならない。

（運用の方法の除外に係る同意）

第二十六条　企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

（個人別管理資産額の通知）

第二十七条　企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない。

第五節　給付

第一款　通則

（給付の種類）

第二十八条　企業型年金の給付（以下この款において「給付」という。）は、次のとおりとする。

一　老齢給付金

二　障害給付金

三　死亡一時金

（裁定）

第二十九条　給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下この節において「受給権者」という。）の請求に基づいて、企業型記録関連運営管理機関等が裁定する。

2　企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理機関に通知しなければならない。

（給付の額）

第三十条　給付の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

（年金給付の支給期間等）

第三十一条　給付のうち年金として支給されるもの（次項において「年金給付」という。）の支給は、これを支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

2　年金給付の支払期月については、企業型年金規約で定めるところによる。

（受給権の譲渡等の禁止等）

第三十二条　給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

2　租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

第二款　老齢給付金

（支給要件）

第三十三条　企業型年金加入者であった者であって次の各号に掲げるもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。）が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

一　六十歳以上六十一歳未満の者　十年

二　六十一歳以上六十二歳未満の者　八年

三　六十二歳以上六十三歳未満の者　六年

四　六十三歳以上六十四歳未満の者　四年

五　六十四歳以上六十五歳未満の者　二年
六　六十五歳以上の者　一月

2　前項の通算加入者等期間とは、政令で定めるところにより同項に規定する者の次に掲げる期間（その者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を合算した期間をいう。
一　企業型年金加入者期間
二　企業型年金運用指図者期間
三　個人型年金加入者である期間（以下「個人型年金加入者期間」という。）
四　個人型年金運用指図者である期間（以下「個人型年金運用指図者期間」という。）

3　第一項の請求があったときは、資産管理機関は、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に老齢給付金を支給する。

（七十歳到達時の支給）

第三十四条　企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が前条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく七十歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

（支給の方法）

第三十五条　老齢給付金は、年金として支給する。

2　老齢給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

（失権）

第三十六条　老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。
一　受給権者が死亡したとき。
二　当該企業型年金の障害給付金の受給権者となったとき。
三　当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

第三款　障害給付金

（支給要件）

第三十七条　企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）から七十歳に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

2　企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であって、基準傷病に係る障害認定日から七十歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前項の政令で定める程度の障害の状態に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるときに限る。）は、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

3　前二項の請求があったときは、資産管理機関は、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に障害給付金を支給する。

（支給の方法）

第三十八条　障害給付金は、年金として支給する。

2　障害給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

（失権）

第三十九条　障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。
一　受給権者が死亡したとき。
二　当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

第四款　死亡一時金

（支給要件）

第四十条　死亡一時金は、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が死亡したときに、その者の遺族に、資産管理機関が企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づいて、支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第四十一条　死亡一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下この条において同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を企業型記録関連運営管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。
一　配偶者
二　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
三　前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって第二号に該当しないもの

2　前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3　前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が二人以上あるときは、死亡一時金は、その人数によって等分して支給する。

4　死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。

5　死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後五年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

（欠格）

第四十二条　故意の犯罪行為により企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第六節　事業主等の行為準則

（事業主の行為準則）

第四十三条　事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2　事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

3　事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、第七条第一項の規定による運営管理業務の委託に係る契約又は資産管理契約を締結すること。

二　前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

4　事業主（運用関連業務を行う者である場合に限る。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定すること。

二　前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

（資産管理機関の行為準則）

第四十四条　資産管理機関は、法令及び資産管理契約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

第七節　企業型年金の終了

（企業型年金の終了）

第四十五条　企業型年金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

一　次条第一項の承認があったとき。

二　第四十七条の規定により企業型年金規約の承認の効力が失われたとき。

三　第五十二条第二項の規定により企業型年金規約の承認が取り消されたとき。

第四十六条　事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3　第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認の申請があった場合について準用する。

第四十七条　事業主（企業型年金を共同して実施している場合にあっては、当該企業型年金を実施している事業主の全部）が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その実施する企業型年金の企業型年金規約の承認は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　事業主が死亡したとき　その相続人

二　法人が合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であった者

三　法人が破産により解散したとき　その破産管財人

四　法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき　その清算人

五　厚生年金適用事業所の事業主でなくなったとき（前各号に掲げる場合を除く。）　厚生年金適用事業所の事業主であった個人又は厚生年金適用事業所の事業主であった法人を代表する役員

（政令への委任）

第四十八条　この節に定めるもののほか、企業型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

第八節　雑則

（運営管理業務に関する帳簿書類）

第四十九条　事業主（運営管理業務を行う者である場合に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、運営管理業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書の提出）

第五十条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第五十一条　厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主に対し、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2　前項の規定によって質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事業主に対する監督）

第五十二条　厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主がその実施する企業型年金に関し法令、企業型年金規約若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、又は事業主の企業型年金の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期間を定めて、事業主に対し、その違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2　事業主が前項の命令に違反したとき、又は企業型年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該事業主の企業型年金規約の承認を取り消すことができる。

（厚生年金基金の業務の特例）

第五十三条　厚生年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

2　厚生年金基金は、資産管理契約に係る業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3　第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十三年法律第　号）第五十三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（他の制度の資産の移換）

第五十四条　企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。この場合において、移換を受ける資産のうち当該企業型年金の各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるものの額は、第二十条に規定する拠出限度額、当該企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間等を勘案して政令で定める額を超えてはならない。

2　前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　個人型年金

第一節　個人型年金の開始

第一款　個人型年金規約

（規約の承認）

第五十五条　連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　連合会の名称及び所在地

二　第六十条第一項の規定により委託を受けた確定拠出年金運営管理機関（同条第三項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）の名称及び住所並びにその行う業務

三　個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「個人型年金加入者等」という。）による確定拠出年金運営管理機関の指定に関する事項

四　個人型年金加入者が拠出する掛金（以下「個人型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方法に関する事項

五　運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項

六　個人型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項

七　個人型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項

八　その他政令で定める事項

（承認の基準等）

第五十六条　厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一　前条第二項各号に掲げる事項が定められていること。

二　提示される運用の方法の数又は種類について、第七十三条において準用する第二十三条第一項の規定に反しないこと。

三　個人型年金加入者等による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

四　個人型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

五　その他政令で定める要件

2　厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨を連合会に通知しなければならない。

3　連合会は、前条第一項の承認を受けたときは、政令で定めるところにより、同項の承認を受けた規約（以下「個人型年金規約」という。）を公告しなければならない。

（規約の変更）

第五十七条　連合会は、個人型年金規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の変更の承認の申請があった場合について準用する。

第五十八条　連合会は、個人型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2　第五十六条第三項の規定は、前項の変更について準用する。

（個人型年金規約の見直し）

第五十九条　連合会は、少なくとも五年ごとに、個人型年金加入者数の動向、企業型年金の実施の状況、国民生活の動向等を勘案し、個人型年金規約の内容について再検討を加え、必要があると認めるときは、個人型年金規約を変更しなければならない。

第二款　運営管理業務の委託等

（運営管理業務の委託）

第六十条　連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。

2　確定拠出年金運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委託に係る契約の締結を拒絶してはならない。

3　確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

4　前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務の委託）

第六十一条　連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一　次条第一項の申出の受理に関する事務

二　第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出の受理に関する事務

三　積立金の管理に関する事務

四　積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務

五　その他厚生労働省令で定める事務（個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。）

2　銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項第一号、第二号及び第五号（厚生労働省令で定める事務に限る。）に掲げる事務を受託することができる。

第二節　個人型年金加入者等

（個人型年金加入者）

第六十二条　次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法第八十九条（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）

二　六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者（第三項第八号において「企業年金等対象者」という。）を除く。）

2　個人型年金加入者は、前項の申出をした日に個人型年金加入者の資格を取得する。

3　個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一　死亡したとき。

二　六十歳に達したとき。

三　国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

四　国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者となったとき。

五　第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指図者となったとき。

六　国民年金法第八十九条（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七　法律によって組織された共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となったとき。

八　企業年金等対象者となったとき。

4　個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、個人型年金加入者でなかったものとみなす。

（個人型年金加入者期間）

第六十三条　個人型年金加入者期間を計算する場合には、月によるものとし、個人型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2　個人型年金加入者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の個人型年金加入者期間を合算する。

（個人型年金運用指図者）

第六十四条　第六十二条第三項各号（第一号及び第五号を除く。）のいずれかに該当するに至ったことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、個人型年金運用指図者とする。

2　前項の規定によるほか、企業型年金加入者であった者（企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）又は個人型年金加入者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、連合会に申し出て、個人型年金運用指図者となることができる。

3　個人型年金運用指図者は、第一項に規定する者については個人型年金加入者の資格を喪失した日に、前項の申出をした者についてはその申出をした日に、それぞれ個人型年金運用指図者の資格を取得する。

4　個人型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第三号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、個人型年金運用指図者の資格を喪失する。

一　死亡したとき。

二　個人型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

三　個人型年金加入者となったとき。

5　第六十二条第四項の規定は個人型年金運用指図者の資格について、前条の規定は個人型年金運用指図者期間を計算する場合について準用する。

（確定拠出年金運営管理機関の指定）

第六十五条　個人型年金加入者等は、厚生労働省令で定めるところにより、自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関を指定し、又はその指定を変更するものとする。

（届出）

第六十六条　個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を連合会に届け出なければならない。

2　前項の規定は、個人型年金運用指図者について準用する。

3　連合会は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の届出があったときは、速やかに、その届出があった事項を個人型年金加入者等が指定した記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（以下「個人型記録関連運営管理機関」という。）に通知しなければならない。

（個人型年金加入者等原簿等）

第六十七条　連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する原簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2　個人型記録関連運営管理機関は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する帳簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

3　個人型年金加入者及び個人型年金加入者であった者（死亡一時金を受けることができる者を含む。）は、連合会又は個人型記録関連運営管理機関に対し、第一項の原簿若しくは前項の帳簿の閲覧を請求し、又は当該原簿若しくは帳簿に記録された事項について照会することができる。この場合においては、連合会及び個人型記録関連運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

第三節　掛金

（個人型年金加入者掛金）

第六十八条　個人型年金加入者は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2　前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第八十九条第一号又は第三号に係る部分に限る。）又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。）についてのみ行うことができる。

3　個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者が決定し、又は変更する。

（拠出限度額）

第六十九条　個人型年金加入者掛金の額は、拠出限度額（一月につき拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の上限として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であって、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）又は第二号加入者（個人型年金加入者であって、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）の区別をいう。）並びに国民年金基金の掛金及び農業者年金基金の保険料の額を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

（個人型年金加入者掛金の納付）

第七十条　個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

2　第二号加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

3　前項の場合において、厚生年金適用事業所の事業主は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

4　連合会は、第一項及び第二項の納付を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を個人型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。

（個人型年金加入者掛金の源泉控除）

第七十一条　前条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の個人型年金加入者掛金（第二号加入者がその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金）を給与から控除することができる。

2　厚生年金適用事業所の事業主は、前項の規定によって個人型年金加入者掛金を控除したときは、個人型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を第二号加入者に通知しなければならない。

第四節　個人型年金の終了

第七十二条　個人型年金は、連合会が解散するに至った日に終了する。

2　前項に定めるもののほか、個人型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節　企業型年金に係る規定の準用

第七十三条　前章第四節の規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について、第四十三条第一項から第三項までの規定は連合会について準用する。この場合において、第二十二条中「事業主」とあり、並びに第二十五条第三項及び第四項、第二十九条第二項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十七条第三項並びに第四十条中「資産管理機関」とあるのは、「連合会」と読み替えるほか、同章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項までの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節　雑則

（連合会の業務の特例）

第七十四条　連合会は、国民年金法の規定による業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、この法律の規定による業務を行う。

（個人型年金規約策定委員会）

第七十五条　連合会に、個人型年金規約策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2　連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、又は個人型年金規約を変更しようとするときは、策定委員会の議決を経なければならない。

3　この法律の規定による連合会の業務に係る次に掲げる事項は、国民年金法第百三十七条の十一第一項の規定にかかわらず、策定委員会の議決を経なければならない。

一　毎事業年度の予算

二　毎事業年度の事業報告及び決算

三　その他個人型年金規約で定める事項

4　前三項に定めるもののほか、策定委員会の組織その他策定委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

（区分経理）

第七十六条　連合会は、この法律の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と

区分して整理しなければならない。

（国民年金基金の業務の特例）

第七十七条　国民年金基金は、連合会の委託を受けて、第六十一条第一項各号に掲げる事務を行うことができる。

2　国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

（個人型年金についての事業主の協力等）

第七十八条　厚生年金適用事業所の事業主は、当該厚生年金適用事業所に使用される者が個人型年金加入者である場合には、当該個人型年金加入者に対し、必要な協力をするとともに、法令及び個人型年金規約が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

2　前項の場合において、国は、厚生年金適用事業所の事業主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（国民年金法の適用）

第七十九条　この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第百三十七条の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（第二号から第四号までに掲げる事項にあっては、確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）の規定による連合会の業務に係るものを除く。）」と、同法第百三十七条の二十三中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第百三十八条の表第百五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）及び第五項を除く。）の項中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。）」と、同法第百四十二条第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約（次項において「個人型年金規約」という。）」と、同条第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同条第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令（確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。）」と、「事業」とあるのは「事業（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。）」と、同法第百四十五条第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　第七十七条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第七十七条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　個人別管理資産の移換

（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第八十条　次の各号に掲げる者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

一　乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者並びに第三号及び第四号に掲げる者を除く。）　乙企業型年金の資産管理機関

二　個人型年金加入者（個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び第四号に掲げる者を除く。）　連合会

三　個人型年金運用指図者（個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び次号に掲げる者を除く。）　連合会

四　第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者　連合会

2　次の各号に掲げる者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、その者が個人別管理資産の移換を申し出たときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

一　乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限り、第三号に掲げる者を除く。）　乙企業型年金の資産管理機関

二　個人型年金加入者（個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。）　連合会

三　個人型年金運用指図者（個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。）　連合会

3　甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前二項の規定により当該企業型記録関連運営管理機関等に係る者の個人別管理資産が甲企業型年金の資産管理機関に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

（個人型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第八十一条　企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。）が第六十二条第一項の申出の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2　企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者であって、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。）が第六十二条第一項の申出と同時にその者の個人別管理資産の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

3　連合会は、前二項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

（個人型年金運用指図者となった者の個人別管理資産の移換）

第八十二条　企業型年金の企業型年金加入者であった者が第六十四条第二項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2　連合会は、前項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

（その他の者の個人別管理資産の移換）

第八十三条　企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

一　当該企業型年金の企業型年金加入者であった者であって、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に前三条の規定により移換されなかったもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。）

二　当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であった者であって、その個人別管理資産が前三条の規定により移換されなかったもの

2　当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により当該企業型記録関連運営管理機関等に係る者の個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

3　当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、第一項の規定により個人別管理資産が移換された者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該個人別管理資産が連合会に移換された旨を公告しなければならない。

（事業主への資産の返還）

第八十四条　企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第八十条から前条までの規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

2　企業型年金の資産管理機関は、前項に規定する場合においては、返還資産額に相当する金銭を当該返還資産額に係る事業主に返還するものとする。

（政令への委任）

第八十五条　この章に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章　確定拠出年金についての税制上の措置等

（税制上の措置）

第八十六条　確定拠出年金に係る掛金、積立金及び給付については、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）並びにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる。

（指導及び助言）

第八十七条　国は、事業主及び連合会に対し、確定拠出年金の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

## 第六章　確定拠出年金運営管理機関

### 第一節　登録

（登録）

第八十八条　確定拠出年金運営管理業は、主務大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

2　銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営むことができる。

（登録の申請）

第八十九条　前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称及び住所

二　資本金額（出資の総額及び基金の総額を含む。）

三　役員の氏名及び住所

四　営業所の名称及び所在地

五　業務の種類及び方法

六　他に事業を行っているときは、その事業の種類

七　その他主務省令で定める事項

2　前項の登録申請書には、第九十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第九十条　主務大臣は、第八十八条第一項の登録の申請があった場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第九十一条　主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　法人でない者

二　第百四条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　この法律、厚生年金保険法その他政令で定める法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

四　他に営んでいる事業が公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために確定拠出年金運営管理業の遂行に支障を生ずると認められる法人

五　その役員のうちに、第百四条第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内に当該取消しに係る確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないもの、禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

その他政令で定める者のある法人

2　主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第九十二条　確定拠出年金運営管理機関は、第八十九条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2　主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

（廃業等の届出等）

第九十三条　確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該確定拠出年金運営管理機関の登録は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一　合併により消滅したとき　確定拠出年金運営管理機関であった法人を代表する役員

二　破産により解散したとき　確定拠出年金運営管理機関であった法人の破産管財人

三　合併及び破産以外の理由により解散したとき　確定拠出年金運営管理機関であった法人の清算人

四　確定拠出年金運営管理業を廃止したとき　確定拠出年金運営管理機関であった法人を代表する役員

第二節　業務

（標識の掲示）

第九十四条　確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2　確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第九十五条　確定拠出年金運営管理機関は、自己の名義をもって、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませてはならない。

（書類の閲覧）

第九十六条　確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、加入者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

（加入者等の運用の指図に資する措置）

第九十七条　確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十二条（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

（業務の引継ぎ）

第九十八条　確定拠出年金運営管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、委託又は再委託を受けた運営管理業務の全部又は一部を当該運営管理業務を承継する他の確定拠出年金運営管理機関に引き継がなければならない。

一　第七条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第三項の規定による運営管理業務の委託に係る契約（以下「運営管理契約」という。）の変更又は解除があったとき。

二　第六十五条の規定による指定の変更があったとき。

三　第九十三条の規定により登録が効力を失ったとき。

四　第百四条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

（確定拠出年金運営管理機関の行為準則）

第九十九条　確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2　確定拠出年金運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第百条　確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。

二　運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。

三　運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）。

四　運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

五　自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。

六　加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること（当該確定拠出年金運営管理機関が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投資顧問業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。）。

七　前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

第三節　監督

（業務に関する帳簿書類）

第百一条　確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書の提出）

第百二条　確定拠出年金運営管理機関は、主務省

令で定めるところにより、その業務についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第百三条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、確定拠出年金運営管理機関に対し、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして確定拠出年金運営管理機関の営業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2　第五十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

（確定拠出年金運営管理機関に対する監督）

第百四条　主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に関し、加入者等の利益を害する事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2　主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第八十八条第一項の登録を取り消すことができる。

一　第九十一条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けたとき。

三　その行う確定拠出年金運営管理業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四　確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

（登録の抹消）

第百五条　主務大臣は、第九十三条の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分の公告）

第百六条　主務大臣は、第百四条第二項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（政令への委任）

第百七条　この節に定めるもののほか、確定拠出年金運営管理機関の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第四節　雑則

（厚生年金基金及び国民年金基金の業務の特例）

第百八条　厚生年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2　厚生年金基金及び国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3　第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第七章　雑則

（期間の計算）

第百十条　この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定を準用する。

（資料の提供）

第百十一条　社会保険庁長官は、連合会に対して、この法律の規定による業務を行うために必要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。

（書類等の提出）

第百十二条　確定拠出年金運営管理機関（記録関連業務を行う事業主を含む。）は、必要があると認めるときは、給付の受給権を有する者（以下「受給権者」という。）に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

（届出）

第百十三条　個人型年金加入者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を連合会（受給権者が死亡した場合にあっては、当該受給権を裁定した者）に届け出なければならない。

2　第六十六条第三項の規定は、連合会が前項の届出を受理した場合について準用する。

（主務大臣等）

第百十四条　前章における主務大臣は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣とする。

2　この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣の発する命令とする。

3　この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

5　内閣総理大臣は、前章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

6　前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（財務大臣への資料提出等）

第百十五条　財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、確定拠出年金運営管理業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（実施規定）

第百十六条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、前章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は主務省令で、その他この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

（経過措置）

第百十七条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第八章　罰則

第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第八十八条第一項の登録を受けないで確定拠出年金運営管理業を営んだ者

二　不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けた者

三　第九十五条の規定に違反して、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませた者

四　第百条第一号から第三号までの規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第百条第四号の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

二　第百四条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、確定拠出年金運営管理業を営んだ者

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第八十九条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

三　第百一条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

四　第百二条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

五　第百三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第九十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第九十四条第一項の規定に違反した者

三　第九十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四　第九十六条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは加入者等の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは加入者等に閲覧させた者

五　第百四条第一項の規定による命令に違反した者

第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百二十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第六条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十九条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

三　第五十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第五十二条第一項の規定による命令に違反した者

五　第五十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定に違反して、通知をしない者

七　第八十三条第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした者

第百二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十六条第一項の規定に違反して、通知をしない者

二　第十六条第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

三　第四十七条、第六十六条第一項、第九十三条又は第百十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## 附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第十五条中地方税法第三十四条第一項第四号及び第三百十四条の二第一項第四号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十三条及び第二十四条の規定　平成十三年四月一日

二　附則第十五条中地方税法第三十四条第一項第四号及び第三百十四条の二第一項第四号の改正規定並びに附則第十六条の規定　平成十四年四月一日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から国民年金法等

に附則第十六条の規定は、平成十四年四月一日

の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第一条第三号に定める日前までの間における第六十二条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「第九十条の三第一項」とあるのは「第九十条の二第一項」と、「されている者及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者」とあるのは「されている者」と、同条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項」とあるのは「又は第九十条の二第一項」と、「されたとき、又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき」とあるのは「されたとき」とする。

2　この法律の施行の日（施行日）から平成十四年三月三十一日までの間における第七十九条第一項の規定の適用については、同項中「第百五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）及び第五項を除く。）」とあるのは、「第百五条」とする。

（脱退一時金）

第三条　当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあっては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあっては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一　六十歳未満であること。

二　企業型年金加入者でないこと。

三　第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。

四　障害給付金の受給権者でないこと。

五　その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第五十四条第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）を合算した期間をいう。）が一月以上三年以下であること。

六　最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

2　前項の請求があったときは、連合会は、個人型年金運用指図者にあっては個人型記録関連運営管理機関の裁定に基づき、個人型年金運用指図者以外の者にあっては自己の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3　企業型年金加入者であった者（個人型年金運用指図者を除く。）は、第一項の請求は、第六十四条第二項の申出と同時に行うものとする。

4　脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。

5　脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間に算入しない。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（厚生年金保険法の一部改正）

第五条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

（確定拠出年金を実施する場合における基金に関する特例）

第三十条　基金（確定拠出年金法（平成十三年法律第　号）の施行の日前に設立された基金（同法の施行の日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）に限る。以下同じ。）は、設立事業所の事業主が同法第二条第二項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）を実施する場合には、第百三十二条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、規約で定めるところにより、加入員の全部又は一部について、企業型年金加入期間（基金の加入員であった期間のうち同時に当該企業型年金の同法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間であった期間をいう。次項並びに第三項第一号及び第二号において同じ。）を年金給付の額の計算の基礎としないこととすることができる。

2　第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付の額の計算の基礎とするものとする。

3　第一項の場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　第四十四条の二、第百三十二条第二項その他この法律及び他の法令の規定であって政令で定めるものの適用については、第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととされた企業型年金加入期間を当該基金の加入員であった期間でないものとみなす。

二　第八十一条第五項の規定の適用については、特定加入員（第一項の規定により企業型年金加入期間を年金給付の額の計算の基礎としないこととされた加入員をいう。以下この条において同じ。）を基金の加入員でない者とみなす。

三　第百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「各月」とあるのは、「各月（附則第三十条第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととした月を含む。）」とする。

四　第百三十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「半額」とあるのは「半額（附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係る掛金にあっては、当該事業主が全額）」と、同条第二項中「掛金」とあるのは「掛金（附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係るものを除く。）」とする。

4　第一項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び加入員のうち特定加入員となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち特定加入員となるべき者以外の者の二分の一以上

の同意を得なければならない。

5　前項の場合において、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上であるときは、同項の特定加入員となるべき者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

第三十一条　基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金給付等積立金の一部を当該企業型年金の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換することができる。

2　前条第四項及び第五項の規定は、前項の規約を定める場合について準用する。この場合において、同条第四項中「特定加入員」とあるのは、「当該年金給付等積立金の移換に係る加入員」と読み替えるものとする。

3　解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散した基金に係る適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該適用事業所に使用される被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第百四十七条第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（附則第三十一条第三項の規定により移換されたものを除く。）」とする。

第三十二条　前二条に定めるもののほか、基金に係る適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該基金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国税徴収法の一部改正）

第六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「休業手当金及びこれらの性質を有する給付（」の下に「確定拠出年金法（平成十三年法律第　号）第三十五条第一項（老齢給付金の支給方法）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金及び」を、「一時恩給及びこれらの性質を有する給付（」の下に「確定拠出年金法第三十五条第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金及び」を加える。

（所得税法の一部改正）

第七条　所得税法の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「掲げる者」を「定める者」に改め、「厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第七十五条第二項中「契約に基づく」を削り、同項第一号中「除く。）」の下に「に基づく掛金」を加え、同項第二号中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　確定拠出年金法（平成十三年法律第　号）第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金

第百七十六条第一項第二号中「厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第百八十八条の見出し中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同条中「社会保険料が」を「社会保険料又は第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金が」に改め、「社会保険料の金額」の下に「と当該小規模企業共済等掛金の額との合計額」を加える。

第百九十条第二号イ中「金額」の下に「及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（以下この条において「小規模企業共済等掛金」という。）の額」を加え、同号ロ中「社会保険料の金額（」を「社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれ」に改め、「されたもの」の下に「（小規模企業共済等掛金の額にあつては、第百九十六条第二項（保険料等の支払を証明する書類の提出等）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）」を加え、「第七十五条第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額、」及び「（生命保険料控除等の支払を証する書類の提出等）」を削る。

第百九十五条第一項中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

第百九十六条第一項第二号中「金額」の下に「及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（給与等から控除されるものを除く。）の額」を加え、同項第三号中「第七十五条第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額、」を削り、同条第二項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「、生命保険料」を「又は同項第三号に規定する生命保険料」に、「又は損害保険料」を「若しくは損害保険料」に改める。

第二百二十七条中「厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加える。

別表第二の表中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同表の注を次のように改める。

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

（一）　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（二）　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

別表第二の備考中「社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）」を「社会保険料等」に、「社会保険料控除後」を「社会保険料等控除後」に、「社会保険料の」を「社会保険料等の」に改める。

別表第三の表中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同表の注を次のように改める。

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

（一）　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（二）　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模

企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

別表第三の備考中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

別表第四の表中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同表の注を次のように改める。

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

（一）「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（二）「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

別表第四の備考中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の所得税法（以下この条において「新所得税法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、この法律の施行の日（以下この条及び附則第十四条において「施行日」という。）以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（以下この条及び附則第十四条において「給与等」という。）について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

3　新所得税法第百九十条の規定は、平成十三年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、その最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正）

第九条　法人税法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「掲げる者」を「定める者」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、「厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加え、同条第二項中「又は第八十四条第一項」を「若しくは第八十四条第一項」に改め、「厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を、「に係る信託」の下に「又は厚生年金基金の第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託」を、「当該信託会社」の下に「又は当該厚生年金基金」を加える。

第八十四条第一項中「管理の受託の業務」の下に「、確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第二条第三項（定義）に規定する個人型年金を実施する業務」を加え、同条第二項中「各号に掲げる金額」を「各号に定める金額」に改め、同項第一号中「、厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る確定拠出年金法第三条第一項に規定する企業型年金規約の定めるところにより算定した金額の合計額

第八十四条第二項第三号中「適格退職年金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第四号を次のように改める。

四　確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る損害保険の業務を行う内国法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ　各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項に次の一号を加える。

八　確定拠出年金法第二条第三項に規定する個人型年金を実施する同条第五項に規定する連合会　同法第六十一条第一項第三号（事務の委託）に規定する積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

第八十四条第三項中「規定する信託の契約をいい」の下に「、前二項に規定する確定拠出年金資産管理契約とは、確定拠出年金法第八条第一項（資産管理契約の締結）の規定により締結された信託、生命保険、生命共済又は損害保険の契約をいい」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「同条第二項第一号（連合会の業務）の業務」の下に「並びに確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三条第三項（支給要件）、第三十七条第三項（支給要件）及び第四十条（支給要件）に掲げる給付」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の次に次の一号を加える。

| | | |
|---|---|---|
| 二十九の二　確定拠出年金運営管理業の登録 | 登録件数 | 一件につき九万円 |
| 確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第八十八条第一項（登録）の確定拠出年金運営管理業の登録 | | |

（消費税法の一部改正）

第十二条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「寄付金」を「寄附金」に改め、「厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加える。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正）

第十三条　経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までの規定中「社会保険診療報酬支払基金」を「社会保険診療報酬支払基金等」に、「社会保険診療報酬」を「社会保険診療報酬等」に、「社会保険診療を」を「社会保険診療及び同法第七十五条第一項に規定する介護保険法施行規則第百十条の二に規定する介護予防サービス費等の支給に係る居宅サービス等をいう。）を」に、「社会保険診療の」を「社会保険診療等の」に改める。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律別表第一から別表第三までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十五条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第三十四条第一項第四号中「契約に基づく」を削り、同号イ中「除く。）」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金

第七十二条の三第一項ただし書、第七十二条の八十第一項ただし書及び第二百九十四条の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第三百十四条の二第一項第四号中「契約に基づく」を削り、同号イ中「除く。）」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定による改正後の地方税法（次項において「新地方税法」という。）第三十四条第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新地方税法第三百十四条の二第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（郵便貯金法の一部改正）

第十七条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二（資産管理機関等の郵便貯金に関する特例）　確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関又は同条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）が同法第二十五条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する措置としてする郵便貯金については、当該郵便貯金のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなされた部分の一部で前条第三項の規定により国債証券を購入保管したときは、当該国債証券については、同条第四項の規定は適用せず、当該資産管理機関等の請求により当該資産管理機関等に引き渡すものとする。

第十六条第一号中「第十条ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関又は同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）が同法第二十五条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する措置として通常郵便貯金をするとき。

（郵便法の一部改正）

第十八条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「交付に関する業務」の下に「、○郵政事業庁が郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された第　号）第六十一条第一項の規定により国原動機付自転車等責任保険募集に関する業務、○総務省が確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第百九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業」を加える。

（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正）

第十九条　国営企業及び特定独立行政法人の労働

関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに当せん金付証票法」を「、当せん金付証票法」に改め、「交付に関する業務」の下に「○、郵政官署における原動機付自転車等の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務○並びに確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第百九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業」を加える。

（簡易生命保険法の一部改正）

第二十条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「被保険者」の下に「（当該保険契約が確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第二十五条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する措置として締結されたものであるときは、保険契約者）」を加える。

第五十九条第四項中「保険契約においては」を「保険契約（保険契約者を年金受取人とするものを除く。）においては」に改める。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第二十一条　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「交付に関する事務」の下に「、○郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第二条第一項の規定により○確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第六同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する事務、十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から総務省に委託された事務及び同法第百九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業に関する事務」を加える。

（簡易郵便局法の一部改正）

第二十二条　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「交付に関する郵政窓口事務」の下に「、確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務に関する郵政窓口事務及び同法第百九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業に関する郵政窓口事務」を加える。

第十条第一項中「及び当せん金付証票法」を「、当せん金付証票法及び確定拠出年金法」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第二十三条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「この条」の下に「、次条」を加え、「次項」を「次項及び次条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（確定拠出年金に係る預金等の特例）

第五十四条の二　一の保険事故が発生した金融機関の預金者等が確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一　当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金（確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等（同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日（以下この項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額の部分（次項において「個人別管理資産額相当預金等債権」という。）を当該加入者等の預金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二　保険事故日において現に当該加入者等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三　保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2　前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一　前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の預金等に係る債権と当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当預金等債権があるときは、当該加入者等の預金等に係る債権の元本を先とする。

二　当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3　第一項の場合において、第五十三条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に積み立てられたものとみなす。

4　次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるの

は、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項」とする。

一　第一項の場合において、破綻金融機関の預金等に係る債務を他の金融機関が引き受けるとき　第二条第十一項

二　第一項の場合において、第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があったとき　第五十八条第一項

三　第一項の場合において、破綻金融機関が営業の一部を他の金融機関に譲渡するとき　第五十九条第二項

5　第一項の場合において、機構が第百二十七条第一項各号に掲げる金融機関から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の適用については、同項中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項」とする。

附則第二十三条に次の二項を加える。

7　第五十四条の二第一項の場合において、附則第六条の二第一項の保険事故が発生したときにおける第五十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第六条の二」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第六条の二第二項」とする。

8　第五十四条の二第一項の場合において、次に掲げる規定により機構が保険金の額を計算するときにおける当該規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項」とする。

一　附則第十六条第一項

二　附則第十八条第二項

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　前条の規定による改正後の預金保険法第五十四条の二の規定は、施行日平成十三年四月一日以後に発生する預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故（以下この条において「保険事故」という。）に係る保険金について適用し、施行日同日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

（農水産業協同組合貯金保険法）
（農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「この条」の下に「、次条」を、「次項」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

第五十六条の二　一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が確定拠出年金法（平成十三年法律第　号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一　当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金（確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等（同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日（以下この項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額の部分（次項において「個人別管理資産額相当貯金等債権」という。）を当該加入者等の貯金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二　保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三　保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2　前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一　前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の貯金等に係る債権と当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権があるときは、当該加入者等の貯金等に係る債権の元本を先とする。

二　当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3　第一項の場合において、第五十五条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に積み立てられたものとみなす。

4　次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

一　第一項の場合において、機構が第百十一条第一項各号に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

二　第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合が引き受けるとき。　第二条第九項

三　第一項の場合において、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があったとき。　第六十条第一項

四　第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合が信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するとき。　第六十一条第二項第三号

5　第一項の場合において、機構が第百十一条第一項各号に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

附則第六条の二に次の一項を加える。

5　第一項に規定する保険事故が発生した場合における第五十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第六条の二第一項から第三項まで」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第六条の二第二項」とする。

附則第七条第一項及び第九条第二項中「第五十六条第一項から第三項まで」の下に「並びに第五十六条の二第一項及び第二項」を加える。

附則第十一条中「確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）」を「確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）の」を「確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）の」に改め、同条のうち確定拠出年金法附則第二十四条の次に二条を加える改正規定中「確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）」を「確定拠出年金法（平成十二年法律第　号）」に改め、「連合会」の下に「若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）」を加える。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に発生する同法第四十九条第二項に規定する保険事故（以下この条において「保険事故」という。）に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

（郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の一部改正）

第二十七条　郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から附則第五条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を削る。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十九条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「から　まで」を「からノまで」に改め、同条第三号に次のように加える。

ノ　確定拠出年金運営管理業を営む者

（総務省設置法の一部改正）

第三十条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号ニ中「並びに当せん金付証票法」を「、当せん金付証票法」に改め、「交付に関する業務」の下に「、〇並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第　号）第六十一条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」を加える。

（郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の効力）

第三十一条　郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）のうち、附則第二条の規定はこの法律による改正後の郵便法の規定を、附則第三条の規定はこの法律による改正後の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の規定を、附則第四条の規定はこの法律による改正後の郵政事業特別会計法の規定を、附則第五条の規定はこの法律による改正後の総務省設置法の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三十二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百号の次に次の一号を加える。

百の二　確定拠出年金事業に関すること。

第十八条第一項中「第百号」の下に「、第百号の二」を加える。

---

審査報告書

商法等の一部を改正する等の法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

法務委員長　日笠　勝之

参議院議長　井上　裕殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢にかんがみ、会社の経営の自由度を高め、経済構造改革を進める観点からいわゆる金庫株の解禁に関し商法等の規定の整備を行うとともに、個人投資家の株式投資への参入を容易にするため、株式に係る純資産額規制を撤廃しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

商法等の一部を改正する等の法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月十四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

---

商法等の一部を改正する等の法律

（商法の一部改正）

第一条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第百六十六条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四及五　削除

第百六十六条第一項第六号中「並ニ額面無額面ノ別及数」を削り、同条第二項を削る。

第百六十八条第一項第五号中「額面無額面ノ別」を削る。

第百六十八条ノ三を次のように改める。

第百六十八条ノ三　削除

第百七十五条第二項第四号ノ三の次に次の一号を加える。

四ノ四　一単元ノ株式ノ数ヲ定メタルトキハ其ノ数

第百七十五条第二項第九号中「額面無額面ノ別」を削り、同条第三項第一号を次のように改める。

一　削除

第百七十五条第三項第三号中「無額面株式ヲ発行シ又ハ額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行スルトキハ」を削る。

第百八十条第二項中「引受アリタル株式」を「議決権」に改める。

第百八十八条第二項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第百九十九条を次のように改める。

第百九十九条　削除

第二百二条を次のように改める。

第二百二条　削除

第二百四条ノ三ノ二第七項中「且買受クルコトヲ得ベキ株式ノ数ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シタル株式ノ数ト併セテ発行済株式ノ総数ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ」を削る。

第二百九条第三項中「及端株券」を削る。

第二百十条を次のように改める。

第二百十条　会社ガ自己ノ株式ヲ買受クルニハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外定時総会ノ決議アルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ左ニ掲グル事項ニ付之ヲ為スコトヲ要ス

一　決議後最初ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄ニ買受クベキ株式ノ種類、総数及取得価額ノ総額

二　特定ノ者ヨリ買受クルトキハ其ノ者

前項第一号ノ取得価額ノ総額ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十条第一項各号ノ金額及定時総会ニ於テ利益ヨリ配当シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ定時総会ニ於テ第二百八十九条第二項又ハ第三百七十五条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於ケル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「金額及」トアルハ「金額ヨリ第二百八十九条第二項ノ決議ニ依リ減少スベキ準備金ノ額及第三百七十五条第一項ノ決議ニ依リ減少スベキ資本ノ額ヲ控除シタル額並ニ」トス

第二項第二号ニ定ムルトキハ第一項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ三ノ二第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ決議ヲ為ス場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス第二項第二号ニ掲グル事項ニ関スル議案ノ要領ヲ記載スルトキハ次項ノ規定ニ依ル請求アリ得ベキコトヲモ記載スルコトヲ要ス

株主ハ第二項第二号ニ掲グル事項ニ関スル議案ノ要領ガ記載サレタル前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ取締役ニ対シ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ其ノ事項ニ係ル議案ヲ売主ニ自己ヲモ加ヘタルモノト為スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百五十六条ノ三第六項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ決議ニ基キ株式ヲ買受クルニハ市場ニ於テスル取引又ハ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二章の二第二節ニ定ムル公開買付ケノ方法ニ依ルコトヲ要ス但シ第二項第二号ニ掲グル事項ニ付決議アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百十条ノ二及び第二百十条ノ三を削る。

第二百十条ノ四第一項中「第二百十条ノ二第二項又ハ前条第一項」を「前条第一項又ハ第二百十一条ノ三第一項」に改め、同条第二項中「ヨリシテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」を削り、「前項ニ」を「同項ニ」に改め、「及其ノ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額」を削り、同条を第二百十条ノ二とする。

第二百十一条を次のように改める。

第二百十一条　会社ガ有スル自己ノ株式ヲ処分スル場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ本法ニ別段ノ定アルトキ又ハ定款ヲ以テ株主総会ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　処分スベキ株式ノ種類及数

二　処分スベキ株式ノ価額及払込期日

三　特定ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル価額ヲ以テ株式ヲ譲渡スベキモノ並ニ之ニ対シ譲渡ス株式ノ種類、数及価額

株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ前項第一号及第二号ニ掲グル事項ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

第百七十五条第一項第三項乃至第五項、第百七十六条、第百七十七条第二項、第百七十八条、第百九十条、第二百八十条ノ二第二項乃至第五項、第二百八十条ノ三、第二百八十条ノ三ノ二、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ七、第二百八十条ノ九乃至第二百八十条ノ十一及第二百八十条ノ十五乃至第二百八十条ノ十八ノ規定ハ第一項ノ決議ニ基キ株式ヲ処分スル場合ニ、第二百八十条ノ二第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ第一項第三号ニ掲グル事項ニ付決議アル場合ハ第二百八十条ノ三及第二百八十条ノ三ノ二ノ規定ハ之ヲ準用セズ

第二百十一条ノ二第一項及び第三項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削り、「資本ノ過半ニ当ル出資口数」を「総社員ノ議決権ノ過半数」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百十一条ノ三　会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ其ノ子会社ノ有スル自己ノ株式ヲ買受クルコトヲ得

前項ノ決議ハ買受クベキ株式ノ種類、総数及取得価額ノ総額ニ付之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ取得価額ノ総額ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十三条ノ五第三項各号ノ金額及同条第一項ノ規定ニ依リ分配シタル金銭ノ額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百十二条を次のように改める。

第二百十二条　会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ其ノ有スル自己ノ株式ヲ消却スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ消却スベキ株式ノ種類及数ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク株式失効ノ手続ヲ為スコトヲ要ス

第二百十二条ノ二を削る。

第二百十三条を次のように改める。

第二百十三条　株式ハ前条ノ規定ニ依ルノ外資本減少ノ規定ニ従フ場合又ハ定款ノ規定ニ基キ株主ニ配当スベキ利益ヲ以テスル場合ニ非ザレバ之ヲ消却スルコトヲ得ズ

第二百十五条第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ株式ヲ消却スル場合ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二百十五条第一項ノ期間満了ノ時ニ第三百七十六条第二項ニ於テ準用スル第百条ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ株式ノ消却ノ効力ヲ生ズ

第二百十四条第一項中「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ総

数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ満タザルトキハ」及び「其ノ額ヲ五万円以上トスル為」を削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主総会ニ於テ株式ノ併合ヲ為スコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百十五条第一項中「及端株券」を削り、「並ニ前条第二項」を「及前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二百十六条第一項中「又ハ旧端株券」及び「又ハ新端株券」を削る。

第二百十七条を次のように改める。

第二百十七条　削除

第二百十八条第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ第三百四十二条ノ規定ニ拘ラズ取締役会ノ決議ヲ以テ定款ヲ変更シテ会社ガ発行スル株式ノ総数ヲ株式ノ分割ノ割合ニ応ジテ増加スルコトヲ得但シ現ニ二以上ノ種類ノ株式ヲ発行シタル会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百十八条第三項を削る。

第二百十九条第一項中「株式ノ分割ニ因リ株券及端株券ヲ提出スルコトヲ要セザル」を「前条第一項ノ決議ヲ為シタル」に改め、同条第二項中「前項ノ場合ニ於テハ」を削り、同条第三項中「第一項ノ場合ニ於テ」を削り、「同項」を「第一項」に改め、「額面無額面ノ別」を削り、同条第四項を削る。

第二百二十条を次のように改める。

第二百二十条　株式ノ発行、併合又ハ分割ニ因リ一株ニ満タザル端数ヲ生ズルトキハ其ノ部分ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端数ニ応ジテ其ノ代金ヲ従前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ端株原簿ニ記載スベキ端株ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

会社ハ前項ノ競売ニ代ヘ市場価格アル株式ハ其ノ価格ヲ以テ之ヲ売却シ又ハ買受ケ市場価格ナキ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

第二百四条ノ四第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ買受クル場合ノ株式ノ移転ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ依リ利害関係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間経過後ニ於テ同項ノ代金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百十六条第一項但書及第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百二十条の次に次の五条を加える。

第二百二十条ノ二　株式ノ発行、併合又ハ分割ニ因リ一株ノ百分ノ一ノ整数倍ニ当ル端数ヲ生ジタルトキハ其ノ端数ヲ端株トシテ之ニ付左ノ事項ヲ端株原簿ニ記載スルコトヲ要ス但シ次条第一項第三号ノ権利ヲ与ヘザル旨ノ定款ノ定アルトキハ第四号ノ事項ニ付テハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

一　端株主ノ氏名及住所

二　各端株主ノ有スル端株ノ種類及一株ニ対スル割合

三　各端株ノ取得ノ年月日

四　転換株式ニ係ル端株ナルトキハ第二百二十二条ノ四ニ掲グル事項

会社ハ定款ヲ以テ端株原簿ニ記載スベキ端数ノ一株ニ対スル割合ニ付異ナル割合ヲ定メ又ハ一株ニ満タザル端数ヲ端株トシテ端株原簿ニ記載セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

会社ノ成立後定款ヲ変更シテ前項ノ定ヲ設クル場合ニ於テハ取締役ハ株主総会ニ於テ其ノ変更ヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百六条第二項前段ノ規定ハ端株原簿ニ、前条第一項乃至第三項ノ規定ハ定款ノ変更ニ因リ端株ガ端株原簿ニ記載サレザルモノトナリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十条ノ三　端株主ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外株主トシテ左ニ掲グル権利以外ノ権利ヲ有セズ

一　利益若ハ利息ノ配当又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ受クル権利

二　株式ノ消却、併合若ハ分割又ハ会社ノ株式交換、株式移転、分割若ハ合併ニ因リ金銭又ハ株式ヲ受クル権利

三　株式ノ転換ヲ請求スル権利

四　第二百八十条ノ二第一項第五号、第三百四十一条ノ二第二項第六号又ハ第三百四十一条ノ八第二項第八号ノ引受権ヲ受クル権利

五　残余財産ノ分配ヲ受クル権利

会社ハ定款ヲ以テ端株主ニ対シ前項第一号、第三号又ハ第四号ノ権利ヲ与ヘザル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百二十条ノ四　会社ハ端株主トシテ権利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル為一定ノ日ニ於テ端株原簿ニ記載アル端株主ヲ以テ其ノ権利ヲ行使スベキ端株主ト看做スコトヲ得

第二百二十四条ノ三第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百二十条ノ五　端株主ハ其ノ端株ト併セテ一株トナルベキ端株ヲ取得シタル時ニ株主トナル

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ニ前項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セズ

会社ガ総会ニ於テ議決権ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ニ第一項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ハ其ノ総会ニ於テ議決権ヲ有セズ

第二百二十条ノ六　端株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル端株ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

市場価格アル株式ニ係ル端株ニ付前項ノ請求アリタルトキハ其ノ株式一株ノ請求ノ日ノ最終ノ市場価格ニ相当スル額ニ其ノ端株ノ一株ニ対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス

第二百四条ノ四第一項及第二項ノ規定ハ市場価格ナキ株式ニ係ル端株ニ付第一項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十一条　会社ハ定款ヲ以テ一定ノ数ノ株式ヲ以テ一単元ノ株式トスル旨ヲ定ムルコトヲ得但シ一単元ノ株式ノ数ハ千及発行済株式ノ総数ノ二百分ノ一ニ当ル数ヲ超ユルコトヲ得ズ

一単元ノ株式ノ数ヲ減少シ又ハ其ノ数ノ定ヲ廃止スル場合ニ於テハ第二百四十二条ノ規定

ニ拘ラズ取締役会ノ決議ヲ以テ定款ノ変更ヲ為スコトヲ得

会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ一単元ノ株式ノ数ハ株式ノ種類毎ニ之ヲ定ムルコトヲ要ス

一単元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ハ第二百二十条ノ二第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ一株ニ満タザル端数ヲ端株トシテ端株原簿ニ記載セザル旨ヲ定メタルモノト看做ス

会社ハ定款ヲ以テ一単元ノ株式ノ数ニ満タザル株式ニ係ル株券ヲ発行セザル旨ヲ定ムルコトヲ得但シ会社ガ株主ノ為ニ必要ト認ムルトキハ定款ノ定ニ拘ラズ其ノ株式ニ係ル株券ヲ発行スルコトヲ妨ゲズ

第二百二十条ノ二第三項ノ規定ハ会社ノ成立後定款ヲ変更シテ第一項本文ノ定ヲ設クル場合ニ、第二百十九条第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ場合ニ、前条ノ規定ハ一単元ノ株式ノ数ニ満タザル数ノ株式ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条第一項中「分配」の下に「、株式ノ買受」を加え、同条第三項中「、分割」の下に「、買受」を加える。

第二百二十二条ノ五第一項に次のただし書を加える。

但シ端株ニ付テノ転換ノ請求ハ請求書ノミノ提出ヲ以テ足ル

第二百二十三条第二号中「額面無額面ノ別、」を削る。

第二百二十四条第三項中「又ハ質権者」を「質権者又ハ端株主」に改める。

第二百二十五条第三号から第五号までを次のように改める。

三乃至五　削除

第二百三十条ノ二から第二百三十条ノ九までを次のように改める。

第二百三十条ノ二乃至第二百三十条ノ九　削除

第二百三十二条ノ二第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削り、「三百株以上ノ株式」を「三百個以上ノ議決権」に改める。

第二百三十七条第一項、第二百三十七条ノ二第一項及び第二百三十九条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第二百四十条を次のように改める。

第二百四十条　削除

第二百四十一条第一項に次のただし書を加える。

但シ一単元ノ株式ノ数ヲ定メタル場合ニ於テハ一単元ノ株式ニ付一個ノ議決権ヲ有ス

第二百四十一条第三項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に、「株式又ハ」を「議決権又ハ」に、「資本」を「総社員ノ議決権」に、「出資口数」を「議決権」に改める。

第二百四十二条第三項中「第一項ノ株式ノ総数」の下に「（一単元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ニ於テハ同項ノ株式ニ係ル株式ノ数ニ付株式ノ種類毎ニ其ノ種類ノ株式ノ一単元ノ数ヲ以テ除シタル数ノ合計数）」を、「発行済株式ノ総数」の下に「（一単元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ニ於テハ其ノ数ニ付株式ノ種類毎ニ其ノ種類ノ株式ノ一単元ノ数ヲ以テ除シタル数ノ合計数）」を加える。

第二百四十五条ノ三第一項中「額面無額面ノ別、」を削る。

第二百四十五条ノ五第四項中「額面無額面ノ別、」を削り、同条第六項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第二百五十六条ノ二中「株式ノ数」を「議決権」に、「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改める。

第二百五十六条ノ三第三項中「一株」の下に「（一単元ノ株式ノ数ヲ定メタルトキハ一単元ノ株式）」を加える。

第二百五十七条第三項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第二百六十六条第六項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改める。

第二百八十条ノ二第一項第一号、第三号、第五号及び第八号中「額面無額面ノ別、」を削り、同項第九号を削り、同条第二項中「額面無額面ノ別、」を削り、同条に次の一項を加える。

市場価格アル株式ヲ公正ナル価額ニテ発行スル場合ニ於テハ第一項第二号ノ発行価額ニ付テハ其ノ決定ノ方法ヲ定ムルヲ以テ足ル

第二百八十条ノ三ノ二中「額面無額面ノ別、」を削り、「発行価額」の下に「（第二百八十条ノ二第五項ノ規定ニ依リ発行価額ノ決定ノ方法ヲ定メタル場合ハ其ノ方法）」を加える。

第二百八十条ノ三ノ三第二項中「次条第一項但書」を「次条第二項」に、「第二百八十条ノ五第四項」を「第二百八十条ノ五第三項」に改める。

第二百八十条ノ四第一項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ株主ハ一株ノ百分ノ一（第二百二十条ノ二第二項ノ規定ニ依リ異ナル割合ヲ定メタル場合ハ其ノ割合）ニ満タザル端数ニ付テハ前項ノ権利ヲ有セズ一株ニ満タザル端数ヲ端株トシテ端株原簿ニ記載セザル旨ノ定アル場合ニ於ケル一株ニ満タザル端数ニ付亦同ジ

第二百八十条ノ五第一項中「額面無額面ノ別、」を削り、同条第三項中「前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項」を「前項ノ通知ハ同項」に改め、同条第四項中「又ハ公告」を削り、同条第二項を削る。

第二百八十条ノ五ノ二第一項中「額面無額面ノ別、」を削る。

第二百八十条ノ六第二号中「、額面無額面ノ別」を削り、同条第三号中「及第九号」を削り、同条第四号を次のように改める。

四　削除

第二百八十条ノ六ノ二第二項第三号中「額面無額面ノ別、」を削る。

第二百八十条ノ七中「又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」を削る。

第二百八十条ノ九ノ二を削る。

第二百八十条ノ十七第二項中「及端株券」を削る。

第二百八十条ノ十九第二項中「額面無額面ノ別、」を削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ取締役ハ取締役又ハ使用人ニ新株ノ引受権ヲ与フルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ十九第三項中「及第二百十条ノ二第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノ」を削り、同条第六項中「第二百十条ノ二第二項後段及第八項前段」を「第二百十条第六項前段」に改める。

第二百八十条ノ二十一第二項第一号中「額面無額面ノ別、」を削る。

第二百八十四条ノ二第二項ただし書、第三項及び第四項を削る。

第二百八十八条中「会社ハ」の下に「資本準備金ノ額ト併セテ」を加える。

第二百八十八条ノ二第一項第二号中「第三百五十七条前段」を「第三百五十七条」に改め、同項第三号中「第三百六十七条前段」を「第三百六十七条」に改め、同項第二号ノ二中「第三百七十四条ノ五前段」を「第三百七十四条ノ五」に改め、同項第三号ノ三中「第三百七十四条ノ二十一前段」を「第三百七十四条ノ二十一」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　削除

第二百八十八条ノ二第三項中「第一項第三号ノ二」を「前項第三号ノ二」に改め、同条第二項を削る。

第二百八十九条第二項を次のように改める。

会社ハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主総会ノ決議ヲ以テ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヨリ其ノ資本ノ四分ノ一ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ヲ為スコトヲ得

第二百八十九条に次の一項を加える。

第三百七十五条第二項、第三百七十六条第二項第三項及第三百八十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十条第一項第五号を次のように改める。

五　削除

第二百九十三条ノ五第三項第四号を次のように改める。

四　削除

第二百九十三条ノ五第三項第六号中「第二百十条ノ二第二項又ハ第二百十二条ノ二第一項」を「第二百十条第一項」に改め、同条第五項中「ヨリ第二百十条第五号ニ掲グルトキニ又ハ第二百十条ノ二第一項若ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」を削る。

第二百九十三条ノ六第一項、第二百九十三条ノ八第一項及び第二百九十四条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第三百三十九条第一項中「、第二百四十条」を削る。

第三百四十一条ノ二ノ四第二項中「第二百八十条ノ四第二項」を「第二百八十条ノ四第三項」に改める。

第三百四十一条ノ二ノ五第二項及び第三百四十一条ノ十一第二項中「乃至第四項」を「及第三項」に改める。

第三百四十三条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第三百四十五条第一項中「株主総会ノ決議」の下に「（第二百二十一条第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ変更スル場合ニハ同項ノ決議）」を加え、同条第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第三百四十八条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ一単元ニ満タザル数ノ株式ノミヲ有スル株主ノ数及第二百四十一条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ議決権ヲ有セザル株主ノ数ハ総株主ノ数ニ之ヲ算入セズ

第三百五十条第一項中「及端株券」を削る。

第三百五十一条を次のように改める。

第三百五十一条　削除

第三百五十三条第二項第二号中「、額面無額面ノ別」を削る。

第三百五十六条中「ニシテ第二百十一条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノ」及び「、額面無額面ノ別」を削る。

第三百五十七条後段を削る。

第三百五十八条第六項中「額面無額面ノ別、」を削り、同条第八項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第三百五十九条第一項中「及端株券」を削り、「提出スベキ旨並ニ」を「提出スベキ旨及」に改める。

第三百六十二条第二項中「株式ヲ併合セザル場合ニ於テ」を削り、同条第一項を削る。

第三百六十七条後段を削る。

第三百六十八条第一項中「及端株券」を削り、「提出スベキ旨並ニ」を「提出スベキ旨及」に改める。

第三百七十一条第二項中「株式ヲ併合セザル場合ニ於テ」を削り、同条第一項を削る。

第三百七十四条ノ五後段を削る。

第三百七十四条ノ七第一項中「分割ニ際シテ株券及端株券ヲ提出スルコトヲ要セザルトキ」を削り、同条第二項中「額面無額面ノ別、」を削る。

第三百七十四条ノ十五第二項及び第三項を削る。

第三百七十四条ノ十七第二項第二号中「、額面無額面ノ別」を削り、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第三百七十四条ノ十九中「ニシテ第二百十一条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノ」及び「、額面無額面ノ別」を削る。

第三百七十四条ノ二十一後段を削る。

第三百七十四条ノ二十二第二項中「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改める。

第三百七十四条ノ二十三第六項中「額面無額面ノ別、」を削り、同条第八項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第三百七十四条ノ三十一第二項及び第三項を削る。

第三百七十七条から第三百七十九条までを次のように改める。

第三百七十七条乃至第三百七十九条　削除

第三百八十一条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第三百九十八条第二項中「第二百八十条ノ十五」の下に「（第二百十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第四百六条ノ二第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第四百七条中「発シ且端株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」を「発スル」に改める。

第四百九条第二号中「、額面無額面ノ別」を削る。

第四百九条ノ二中「ニシテ第二百十一条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノ」及び「、額面無額面ノ別」を削る。

第四百十三条を次のように改める。

第四百十三条　削除

第四百十三条ノ二第一項後段及び第二項後段を削る。

第四百十三条ノ三第六項中「額面無額面ノ別」を削り、同条第八項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第四百十六条第四項中「株式ヲ併合セザル場合ニ於テ」を削り、同条第三項を削る。

第四百二十六条第二項及び第四百五十二条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第四百八十九条第二号中「又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受ケ」を削る。

第四百九十四条第一項第二号中「及第二百八十条ノ十一第二項」を「（第二百八十条ノ十一第二項（第二百十一条第三項及第三百四十一条ノ七第一項（第三百四十一条ノ十八ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二百九十四条ノ二第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に、「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に、「ニ当ル株主、三百株以上ノ株式」を「ヲ有スル株主、三百個以上ノ議決権」に改め、同項第三号中「第二百八十条ノ十」の下に「（第二百十一条第三項及第三百四十一条ノ七第一項（第三百四十一条ノ十八ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第四百九十八条第一項第六号中「第百十七条第三項」の下に「、第二百八十九条第三項」を、「処分」の下に「、準備金ノ減少」を加え、同項第九号中「第二百八十条ノ六」の下に「（第二百十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加え、同項第十号中「又ハ第二百八十条ノ十四」を「（第二百十一条第三項及第二百八十条ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改め、同項第十一号ノ二中「第二百十条ノ二第九項又ハ第二百十二条ノ二第四項ニ於テ準用スル第二百十条ノ二第九項」を「第二百十条第七項」に改め、同項第十二号中「第二百十一条又ハ第二百十一条ノ二第二項」を「第二百十一条ノ二第二項又ハ第二百十二条第二項」に、「株式失効ノ手続又ハ株式若ハ質権ノ処分」を「株式ノ処分又ハ株式失効ノ手続」に改め、同項第十三号中「第二百十二条ノ二第一項」を「第二百十三条第一項」に改め、同項第十四号中「、端株券」を削り、同項第十九号及び第二十号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改める。

（有限会社法の一部改正）

第二条　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「トシ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ」を「ナルコトヲ要ス」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条ノ二　会社ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外第四十八条ニ定ムル決議ヲ以テ其ノ有スル自己ノ持分ヲ処分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十二条第一項第二項、第四十九条及第五十二条ノ二及第五十六条ノ規定ヲ準用ス

第二十三条ノ三　会社ハ第四十八条ニ定ムル決議ヲ以テ其ノ有スル自己ノ持分ヲ消却スルコトヲ得

前項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク持分失効ノ手続ヲ為スコトヲ要ス

第二十四条第一項中「第二百十条、第二百十条ノ三第一項第二項、第二百十条ノ四第一項第二項、第二百十一条」を「第二百十条第一項」に改め、同条第三項中「第六十三条ノ四」の下に「、第六十三条ノ六第二項」を加える。

第七十一条ノ二第一項中「資本」を「総社員ノ議決権」に改め、「ニ当ル出資口数」を削る。

第七十八条第一項第二号中「又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受ケ」を削る。

第八十二条第一項第二号中「資本」を「総社員ノ議決権」に改め、「ニ当ル出資口数」を削る。

第八十五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二　第二十三条ノ三第一項又ハ第二十四条第一項ニ於テ準用スル商法第二百十三条第一項ノ規定ニ違反シテ持分ノ消却ヲ為シタルトキ

第八十五条第一項第七号中「第二十四条第一項」を「第二十三条ノ三第二項又ハ第二十四条第一項」に、「第二百十一条又ハ第二百十一条ノ二第二項」を「第二百十一条ノ二第二項」に改め、「若ハ質権」を削り、同項第八号を削り、同項第七号ノ二を同項第八号とし、同項第十三号中「第二百八十八条ノ二第一項第三項乃至第六項」を「第二百八十八条ノ二」に、「第二百八十九条第一項本文第二項」を「第二百八十九条第一項本文第二項」に改め、同項第十四号中「第五十二条第二項」の下に「（第二十三条ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加え、同条第二項中「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改める。

（商法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条　削除

附則第三条を次のように改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

附則第十五条から第二十一条までを次のように改める。

第十五条から第二十一条まで　削除

（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の廃止）

第四条　株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の施行前に買い受けた自己の株式等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第二百十二条第一項（この法律による改正前の有限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第二十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二百十二条ノ二第一項（旧有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により買い受けた株式若しくは持分又はこの法律による廃止前の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（以下「旧消却特例法」という。）第三条第一項の規定により買い受けた株式（資本準備金をもって買い受けたものを除く。）であって失効の手続を終了していないものに関しては、なお従前の例による。

（次期決算期に関する定時総会の終結の時までの自己の株式の買受けに関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に到来した最終の決算期（以下「直前決算期」という。）に関する定時総会において、旧商法第二百十条ノ二第二項（次項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。以下この項並びに附則第五条第二項及び第十三条において同じ。）及び第二百十二条ノ二第一項（次項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の決議をした株式会社は、この法律による改正後の商法（以下「新商法」という。）第二百十条第一項の規定にかかわらず、その決議において定めた買い受けるべき株式の種類、総数及び取得価額の総額の範囲内で、この法律の施行後最初に到来する決算期（以下「次期決算期」という。）に関する定時総会の終結の時までの間、自己の株式を買い受けることができる。

2　この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、旧商法第二百十条ノ二（第十項を除く。）並びに第二百十二条ノ二第一項から第三項まで及び第四項（旧商法第二百十条ノ二第十項を準用する部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、その定時総会の終結の時までは、新商法第二百十条第一項から第七項までの規定は、適用しない。

3　株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある会社が、この法律の施行前に開始した相続に係る株主の相続人からその相続によって得た株式を買い受ける場合については、旧商法第二百十条ノ三（第一項ただし書を除く。）の規定は、次期決算期に関する定時総会の終結の時までは、なおその効力を有する。

4　この法律の施行の際現に旧消却特例法第三条第一項の定款の定めがある株式会社は、新商法第二百十条第一項の規定にかかわらず、次期決算期に関する定時総会の終結の時までの間、旧消却特例法第三条第二項の規定によりその定款で定められていた株式の総数から旧消却特例法第三条の二第二項の規定によりその定款で定められていた株式の総数を控除した数の範囲内で、取締役会において買い受けるべき株式の種類、数及び取得価額の総額について決議することにより、株主に配当すべき利益をもって自己の株式を買い受けることができる。この場合において、次期決算期に関する定時総会の終結の時までに買い受けることができる株式の取得価額の総額及び取締役の責任については、旧消却特例法第三条第五項及び第六条の規定の例による。

5　この法律の施行後に第一項又は前項の規定により株式を買い受ける場合については、新商法第二百十条第八項中「第二項第二号ニ掲グル事項ニ付」とあるのは、「市場価格ナキ株式ノ売主ニ付」として、同項の規定を適用する。

6　この法律の施行後に第一項若しくは第四項の規定、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法第二百十条ノ三第一項本文の規定又は附則第二十四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧消却特例法第三条第一項の規定（以下この条及び次条第二項において「施行後買受規定」という。）により株式を買い受ける場合における新商法第二百十条ノ二第一項の規定の適用については、同項中「又ハ第二百十一条ノ三第一項」とあるのは、「、第二百十一条ノ三第一項又ハ商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第三条第六項ニ規定スル施行後買受規定」とする。

（この法律の施行日を含む営業年度以前に自己の株式を買い受けた取締役の責任に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前に終了した営業年度における自己の株式の買受けに係る取締役の責任に関しては、なお従前の例による。

2　この法律の施行の日を含む営業年度内に商法第二百四条ノ三第一項（第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）の規定、旧商法第二百十条ノ二第一項、第二百十条ノ三第一項本文若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定、新商法第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項の規定、旧消却特例法第三条第一項の規定又は施行後買受規定により株式を買い受けた場合における取締役の責任についての新商法第二百十条ノ二第二項の規定の適用については、同項中「ニ於テ前項」とあるのは「ニ於テ商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第三条第六項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前項」と、「純資産額」とあるのは「純資産額ニ其ノ有スル自己ノ株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ加ヘタル額」と、「同項ノ合計額」とあるのは「同項ノ合計額ニ同項ニ規定スル規定又ハ同法第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ第二百十条ノ二第一項、第二百十条ノ三第一項本文若ハ第二百十二条ノ二第一項ノ規定若ハ同法第四条ノ規定ニ依ル廃止前ノ株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条第一項ノ規定（以下本項ニ於テ任意買受規定ト称ス）ニ依リ取得シテ有スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ヲ加ヘタル額ヨリ其ノ株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」と、「同項ニ規定スル規定」とあるのは「任意買受規定」と、「株式ノ価額ノ総額」とある

のは「株式ノ価額ノ総額及其ノ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額」と、「前項ノ廣」とあるのは「本項本文ニ規定スル場合ニ当ル廣」とする。

（自己の株式の処分の制限等）

第五条　株式会社は、平成十四年三月三十一日までの間、新商法第三百五十六条、第三百七十四条ノ十九及び第四百九条ノ二並びに次項に規定する場合を除き、その有する自己の株式を処分してはならない。

2　旧商法第二百十条ノ二第二項の決議に基づいて株式を買い受けた会社は、その株式をその決議の範囲内で譲渡することができる。この場合においては、新商法第二百十一条の規定は、適用しない。

（株式分割に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前に決議をした株式の分割に関しては、なお従前の例による。

（端株主の権利に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際旧商法第二百三十条ノ五前段の規定による定款の定めがない株式会社（この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）については、この法律の施行の日において、新商法第二百二十条ノ三第二項の規定により端株主に対して同条第一項第三号の権利を与えない旨の定款の変更の決議があったものとみなす。

2　この法律の施行の際現に存する株式会社（この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）については、この法律の施行の日において、新商法第二百二十条ノ三第二項の規定により端株主に対して同条第一項第一号又は第四号の権利を与えない旨の定款の変更の決議があったものとみなす。

3　この法律の施行の際旧商法第二百三十条ノ五後段の規定による定款の定めがある株式会社の端株主であって株主でないものの配当若しくは金銭の分配又は引受権を受ける権利に関しては、なお従前の例による。

（端株券に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前に旧商法第二百三十条ノ八ノ二第一項の規定により、定款を変更して、端株券を発行しない旨の定めをした株式会社の端株券に関しては、平成十五年三月三十一日までは、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合については、旧商法第三百五十一条第一項中「一定ノ期間内」とあるのは、「平成十五年三月三十一日以前ノ日ヲ終期トスル一定ノ期間内」とし、この法律の施行前に同項の規定により平成十五年四月一日以後の日を同項の一定の期間の終期としてされた公告については、平成十五年三月三十一日をその一定の期間の終期としてされたものとみなす。

3　端株券（第一項の株式会社が発行しているものを除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）であって、平成十五年三月三十一日までに次項ただし書の規定による提出がなかったものについては、同日限り無効とする。ただし、株式会社は、取締役会の決議により、その発行している端株券を、同日以前の一定の日において無効とすることができる。

4　この法律の施行前に発行されている端株券に関しては、平成十五年三月三十一日（前項ただし書の決議をした場合にあっては、その決議により定められた一定の日）までは、なお従前の例による。ただし、端株券を有する者がその端株券を会社に提出して新商法第二百二十条ノ二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を端株原簿に記載すべき旨の請求をすること又は新商法第二百二十条ノ六第一項の規定による請求をすることを妨げない。

5　第三項ただし書の決議をしたときは、株式会社は、同項ただし書の一定の日までに端株券を当該株式会社に提出すべき旨及びその日までに提出されなかった端株券はその日において無効となる旨をその日の一月前に公告しなければならない。

6　第四項ただし書及び前項の場合において、株式会社は、端株券が提出されたときは、新商法第二百二十条ノ二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を端株原簿に記載しなければならない。

7　第四項ただし書及び第五項の場合において端株券を提出することができない者がいるときは、株式会社は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、その期間経過後において前項の記載をすることができる。

8　この法律の施行前に端株券を発行している株式会社は、第一項から第三項までの規定により提出されなかった端株券が無効とされる日後でなければ、新商法第二百二十条ノ二第二項及び第二百二十一条第一項の規定による定款の定めをしてはならない。

9　新商法第四百九十八条第一項第二号の規定は第五項の規定に違反して公告を怠り又は不正の公告をした場合について、新商法第二百十六条第一項ただし書及び第二項の規定は第七項の公告をする場合について、それぞれ準用する。

（単元株式等に関する経過措置）

第九条　数種の株式を発行する会社が、平成十三年十二月三十一日までの間に、一単元の株式の数を定める場合については、株式の種類ごとに定める一単元の株式の数は、同一の数としなければならない。

2　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商法等の一部を改正する法律（以下「旧商法等改正法」という。）附則第十六条第一項の規定により五万円を額面株式一株の金額で除して得た数を一単位の株式の数としている株式会社又は定款で一単位の株式の数を定めている株式会社は、この法律の施行の日において、その一単位の株式の数を株式の種類ごとに新商法第二百二十一条第一項の一単元の株式の数として定める旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。この場合において、この法律の施行の際に千を超える数を一単位の株式の数としている株式会社についての同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「千」とあるのは、「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第九条第二項前段ノ規定ニ依リ定メタルモノト看做サレタ数」とする。

3　この法律の施行前に旧商法等改正法附則第十六条第一項の一単位の株式の数を定め又は変更する旨の定款の変更の決議をした場合であって、この法律による改正がなかったとしたならばその効力を発生したであろう日がこの法律の施行の日後の日であるときは、その効力を発生したであろう日において、当該決議に係る一単位の株式の数を株式の種類ごとの一単元の株式の数として定める旨の定款の変更がされたものとみなす。ただし、当該決議に係る一単位の株式の数が千又は発行済株式の総数の二百分の一に当たる数を超えるときは、この限りでない。

4　第二項の株式会社は、この法律の施行の日において、新商法第二百二十一条第五項本文の規

定により一単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。

5　この法律の施行の際現に存する株式会社（第二項の株式会社を除き、この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）であって一単元の株式の数を定めたことがないものが株式の分割を行うことをその効力の発生の条件とする新商法第二百二十一条第一項の一単元の株式の数を定める旨の定款の変更の決議をした場合において、その条件を満たすため株式の分割を行うときは、取締役会は、新商法第二百十八条第一項の決議において、現に発行している株券の提出を要する旨を定めることができる。この場合においては、同条第二項及び新商法第二百十九条の規定は、適用しない。

6　この法律の施行前に旧商法等改正法附則第十九条第一項の規定によりなされた単位未満株式に係る買取りの請求に関しては、なお従前の例による。

7　この法律の施行の際現に旧商法等改正法附則第六条第一項の規定により旧商法第二百三十条ノ二第一項の規定を適用しないこととされている株式会社（第二項の株式会社を除く。）については、この法律の施行の日において、新商法第二百二十条ノ二第二項の規定により一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。

8　新商法第二百十六条並びに第三百五十条第一項及び第二項の規定は第五項の株券の提出を要する旨の定めをした場合について、新商法第四百九十八条第一項第二号の規定はこの項において準用する新商法第三百五十条第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

（議決権の数等に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前に招集の手続が開始された創立総会における議決権の数又はこの法律の施行前に招集の手続が開始された株主総会若しくは旧商法第三百四十五条第一項（第三百四十六条において準用する場合を含む。）の規定によるある種類の株主の総会における議決権の数及び定足数に関しては、なお従前の例による。

（簡易合併等に対する反対の意思の通知に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行前二週間以内に旧商法第二百四十五条ノ五第二項、第三百五十八条第四項、第三百七十四条ノ二十三第四項又は第四百十三条ノ三第四項に規定する公告又は通知がされた営業全部の譲受け、株式交換又は会社の分割若しくは合併については、旧商法第二百四十五条ノ五第六項、第三百五十八条第八項、第三百七十四条ノ二十三第八項又は第四百十三条ノ三第八項の規定は、なおその効力を有する。

（抱合せ増資に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前に旧商法第二百八十条ノ二第一項第九号に掲げる事項について決議のあった新株の発行に関しては、なお従前の例による。

（新株の引受権の付与に関する経過措置）

第十三条　旧商法第二百十条ノ二第二項の決議（同項第三号に掲げる事項に関するものに限る。）をした株式会社についての新商法第二百八十条ノ十九第三項の適用については、同項中「ノ数ト併セテ」とあるのは、「及商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七号）第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ第二百十条ノ二（同法附則第三条第二項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル場合ヲ含ム）第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノノ数ト併セテ」とする。

（利益準備金の積立てに関する経過措置）

第十四条　直前決算期以前の決算期に株式会社又は有限会社が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。

（利益の配当の限度に関する経過措置）

第十五条　直前決算期以前の決算期に係る株式会社又は有限会社の利益の配当の限度に関しては、なお従前の例による。

（中間配当に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前に旧商法第二百九十三条ノ五第一項の決議があった場合におけるその決議による金銭の分配に関しては、なお従前の例による。

2　この法律の施行後（この法律の施行の日の属する営業年度内に限る。）に新商法第二百九十三条ノ五第一項の決議があった場合における同条第三項の適用については、同項各号列記以外の部分中「純資産額」とあるのは、「純資産額ヨリ其ノ有スル自己ノ株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ控除シタル額」とする。

（会社分割に伴う株式又は持分の消却及び株式の併合に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行前に分割計画書又は分割契約書が作成された会社の分割（分割計画書に旧商法第三百七十四条第二項第七号（旧有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の記載がある新設分割又は分割契約書に旧商法第三百七十四条ノ十七第二項第七号（旧有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の記載がある吸収分割に限る。）については、旧商法第二百十二条第一項本文（旧有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三百七十四条ノ七第一項（第三百七十四条ノ三十一第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ十五第二項並びに第三百七十四条ノ三十一第二項の規定並びにこれらの規定によって準用される旧商法第二百十四条第二項及び第二百十五条から第二百十七条までの規定は、なおその効力を有する。

（資本の減少に関する経過措置）

第十八条　この法律の施行前に旧商法第三百七十五条第一項又は旧有限会社法第四十七条の決議があった資本の減少に関しては、なお従前の例による。

（合併による株式併合に関する経過措置）

第十九条　この法律の施行前に合併契約書が作成された合併（旧商法第四百十六条第三項に規定する合併による株式併合をするものに限る。）については、旧商法第四百十六条第三項及び第四項の規定並びにこれらの規定において準用する旧商法第二百八条、第二百九条第三項、第二百十四条第二項及び第二百十五条から第二百十七条までの規定は、なおその効力を有する。

（額面株式の株券の無効手続及び新株券の交付）

第二十条　株式会社は、取締役会の決議により、この法律の施行前に発行されている一株の金額の記載のある株券を無効として新たな株券を発行することができる。

2　新商法第二百十六条及び第三百五十条第一項の規定は前項の場合について、新商法第四百九

十八条第一項第二号の規定はこの項において準用する新商法第三百五十条第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

（自己の持分の処分の制限）

第二十一条　有限会社は、平成十四年三月三十一日までの間、この法律による改正後の有限会社法（以下「新有限会社法」という。）第六十三条第一項において準用する新商法第四百九条ノ二及び新有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する新商法第三百七十四条ノ十九に規定する場合を除き、その有する自己の持分を処分してはならない。

（次期決算期に関する社員総会の終結の時までの自己の持分の買受けに関する経過措置）

第二十二条　直前決算期に関する社員総会において、旧有限会社法第二十四条第一項において準用する旧商法第二百十二条ノ二第一項（次項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）の決議をした有限会社は、新有限会社法第二十四条第一項において準用する新商法第二百十条第一項の規定にかかわらず、その決議において定めた買い受けるべき自己の持分の総数及び取得価額の総額の範囲内で、次期決算期に関する社員総会の終結の時までの間、自己の持分を買い受けることができる。

2　この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する社員総会においてこの法律の施行後にする自己の持分の買受けに関する決議については、旧有限会社法第二十四条第一項において準用する旧商法第二百十二条ノ二第一項及び第三項並びに旧有限会社法第二十四条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、その社員総会の終結の時までは、新有限会社法第二十四条第一項において準用する新商法第二百十条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

3　有限会社が、この法律の施行前に開始した相続に係る社員の相続人からその相続によって得た持分を買い受ける場合については、旧有限会社法第二十四条第一項において準用する旧商法第二百十条ノ三第一項本文及び第二項並びに旧有限会社法第二十四条第二項の規定は、次期決算期に関する社員総会の終結の時までは、なおその効力を有する。

4　この法律の施行後に第一項の規定若しくは前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧有限会社法第二十四条第一項において準用する旧商法第二百十条ノ三第一項本文の規定（以下この項及び次条第二項において「施行後買受規定」という。）により持分を買い受ける場合における新有限会社法第二十四条第一項において準用する新商法第二百十条ノ二第一項の規定の適用については、同項中「第二百四条ノ三第一項若ハ第二百四条ノ五ニ於テ準用スル同項」とあるのは「有限会社法第十九条第五項後段（同条第七項後段ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル第二百四条ノ三第一項」と、「前条第一項」とあるのは「同法第二十四条第一項ニ於テ準用スル前条第一項」と、「第二百十一条ノ三第一項」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第二十二条第四項ニ規定スル施行後買受規定」とする。

（この法律の施行日を含む営業年度以前に自己の持分を買い受けた取締役の責任に関する経過措置）

第二十三条　この法律の施行前に終了した営業年度における自己の持分の買受けに係る取締役の責任に関しては、なお従前の例による。

2　この法律の施行の日を含む営業年度内に有限会社法第十九条第五項後段（同条第七項後段において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四条ノ三第一項の規定、旧有限会社法第二十四条第一項において準用する旧商法第二百十二条ノ三第一項本文若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定、新有限会社法第二十四条第一項において準用する新商法第二百十条第一項の規定又は施行後買受規定により持分を買い受けた場合における取締役の責任についての新有限会社法第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「第二百十条ノ二第一項第二項」とあるのは「第二百十条ノ二第一項」と、「ノ規定ハ」とあるのは「ノ規定並ニ商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第四条第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用サレル商法第二百十条ノ二第二項ノ規定ハ」とする。

（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十四条　この法律の施行の際現に旧消却特例法第三条の二第一項の定款の定めがある株式会社についての資本準備金をもってする株式の消却に関しては、この附則に別段の定めがある場合を除き、次期決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお従前の例による。

2　土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第八条の二第三項の規定の適用については、旧消却特例法第三条の二第二項から第六項まで、第四条から第六条まで、第八条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十五条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（商法の一部を改正する法律施行法の一部改正）

第二十六条　商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

---

審査報告書

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

法務委員長　日笠　勝之

参議院議長　井上　裕殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、証券取引法ほか六十八の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月十四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（非訟事件手続法の一部改正）

第一条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第百三十二条ノ二第一項中「同法」の下に「第二百十一条第三項、」を加える。

第百三十二条ノ二中「第二百十七条第二項（同条第四項、同法第二百二十条、第三百六十二条第一項、第三百七十一条第一項、第三百七十四条ノ十五第二項第三項、第三百七十四条ノ三十一第二項第三項、第三百七十七条第一項及ビ第四百十六条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第二百二十条第二項」に改める。

第百三十二条ノ六第一項中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改める。

第百三十三条ノ二第一項中「第二百八十条ノ十八第二項」の下に「（同法第二百十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第百三十五条ノ二十一中「同法」の下に「第二百八十九条第三項、」を加える。

（信託業法の一部改正）

第二条　信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「資本ノ総額」を「資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ額」に、「金銭ニ依ル利益ノ配当額」を「利益ノ処分トシテ支出スル金額」に改め、同条に次の一項を加える。

信託会社ニ対スル商法第二百八十九条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「資本ノ四分ノ一ニ相当スル額」トアルハ「資本ノ額」トス

（信託業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　直前決算期（商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号。以下「商法等改正法」という。）附則第三条第一項に規定する直前決算期をいう。以下同じ。）以前の決算期に信託会社が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。

（農林中央金庫法の一部改正）

第四条　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六項中「同条第四項（同法」の下に「第二百十一条第三項及」を、「第百七十八条（同法」の下に「第二百十一条第三項、」を、「第十二条第二項（同法」の下に「第二十三条ノ二及」を加える。

（無尽業法の一部改正）

第五条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「資本ノ総額」を「資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ額」に、「金銭ニ依ル利益ノ配当額」を「利益ノ処分トシテ支出スル金額」に改め、同条に次の一項を加える。

無尽会社ニ対スル商法第二百八十九条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「資本ノ四分ノ一ニ相当スル額」トアルハ「資本ノ額」トス

（無尽業法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　直前決算期以前の決算期に無尽会社が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第七条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第六項中「同条第四項（同法」の下に「第二百十一条第三項及」を、「第百七十八条（同法」の下に「第二百十一条第三項、」を、「第十二条第二項（同法」の下に「第二十三条ノ二及」を加える。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第八条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「発行済の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える株式を所有する」を「総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権の過半数を有する」に改め、「）の株式」の下に「（社員の持分を含む。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

第十条第二項中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

第十五条第二項第一号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している」を「総株主の議決権の過半数を有している」に改め、同項第二号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

第十五条の二第四項第一号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している」を「総株主の議決権の過半数を有している」に改め、同項第二号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

第十六条第三項第一号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している」を「総株主の議決権の過半数を有している」に改め、同項第二号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度に係る前条の規定による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧私的独占禁止法」という。）第九条第六項に規定する持株会社及びその子会社の事業に関する報告書の提出については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にした旧私的独占禁止法第九条第七項に規定する持株会社の設立又は旧私的独占禁止法第十条第二項に規定する株式所有に係る届出又は報告書の提出については、なお従前の例による。

3　旧私的独占禁止法第十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は第十六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた届出であって、この法律の施行の際旧私的独占禁止法第十五条第四項本文（旧私的独占禁止法第十五条の二第六項又は第十六条第五項において準用する場合を含む。）に規定する三十日の期間又は旧私的独占禁止法第十五条第四項ただし書（旧私的独占禁止法第十五条の二第六項又は第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により短縮された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。

4　施行日から起算して三十日を経過するまでに合併、共同新設分割、吸収分割又は営業等の譲受け（以下この項において「合併等」という。）をしようとする場合において、この法律の施行の際現に旧私的独占禁止法第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は第十六条第二項の規定により当該合併等に関する計画を届け出なければならないとされていなかったときについては、なお従前の例による。

（農業協同組合法の一部改正）

第十条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百

三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十一項中「同条第四項（同法）」の下に「第二百十一条第三項及び」を、「第百七十八条（同法）」の下に「第二百十一条第三項、」を、「第十二条第二項（同法）」の下に「第二十三条ノ二及び」を加える。

第七十二条の二の二中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（証券取引法の一部改正）

第十一条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「（端株券を含む。以下同じ。）」を削る。

第二十四条の六第一項中「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項」を「第二百十条第一項」に改め、「又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条第一項に規定する取締役会の決議」を削り、「又は当該取締役会の決議があつた日」を「の属する月」に改め、「又は当該取締役会の決議後」及び「（以下この項において「次期総会」という。）」を削り、「までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合、その区分した期間が十日以内であるときは当該区分した期間はその直前の区分した期間に含まれるものとし、その区分した期間が十一日以上三月未満であるときは当該区分した期間をもつて一の区分した期間とするほか、最初の区分した期間にあつては当該決議があつた定時総会が終結した日の当該終結時までの間を除き、最後の区分した期間にあつては当該次期総会の終結時までの間とする。以下同じ。）ごとに」を「の属する月までの各月（以下この項において「報告月」という。）ごとに」に改め、「又は当該取締役会の決議」を削り、「当該各期間中」を「各報告月中」に、「当該各期間経過後十五日以内」を「各報告月の翌月十五日まで」に改め、同条第二項中「第二百十二条第一項」を「第二百十三条第一項」に改める。

第二十七条の二十二の二第一項第一号中「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項」を「第二百十条第一項」に改め、「買付け」の下に「（同条第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。）」を加え、同項第二号中「第二百十二条第一項」を「第二百十三条第一項」に改める。

第四十二条第一項第六号中「及び第四十七条第三項」を「、第四十七条第三項及び第百六十二条の二」に改める。

第百一条の六第二項中「第二百十七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に改める。

第百一条の八第二項中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第百一条の九第一項第四号中「額面無額面の別、」を削る。

第百一条の十三第一項中「、第二項及び第三項、第百六十八条ノ三並びに第二百八十四条ノ二第二項」を「及び第二項」に改める。

第百三十九条第二項中「第二百十七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に改める。

第百四十四条中「第四百十三条ノ二第一項前段」を「第四百十三条ノ二第一項」に、「第六号まで」を「第四号まで及び第六号」に、「第四百十三条ノ二第二項前段」を「第四百十三条ノ二第二項」に改める。

第百四十五条中「及び第六項」を「及び第五項」に改める。

第百四十六条第二項中「第四百十三条ノ二第二項前段」を「第四百十三条ノ二第二項」に改める。

第百六十二条第一項第一号中「委託若しくは受託」を「委託等若しくは受託等」に改め、同項第二号中「委託を」を「委託等を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百六十二条の二　内閣総理大臣は、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券（以下この条において「上場等株券」という。）の発行者である会社が行う商法第二百十条、第二百十一条若しくは第二百十一条ノ三の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定（当該会社が外国会社である場合に限る。）による上場等株券の売買若しくはその委託等、信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券の発行者である会社の計算において行うこれらの取引の委託等又は証券会社が行うこれらの取引の受託等その他の内閣府令で定めるものについて、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場等株券の相場を操縦する行為を防止するため、上場等株券の取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第百六十六条第二項第一号ワ中「ヲ」を「カ」に改め、同号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをヘとし、同号ハ中「第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは第二百十一条ノ二」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ二」に改める。

第百六十六条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百六十六条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第二百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項の規定による定時総会の決議若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百六十七条第五項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百六十七条第五項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百六十七条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百六十八条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百六十八条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百六十八条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百六十九条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百六十九条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十一条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十一条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十二条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十二条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十三条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十三条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十四条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十四条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十五条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十五条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十六条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十六条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十七条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十七条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十八条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十八条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百七十九条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百七十九条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十一条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十一条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十二条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十二条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十三条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十三条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十四条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十四条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十五条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十五条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十六条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十六条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十七条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十七条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十八条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十八条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百八十九条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百八十九条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百九十条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百九十条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百九十一条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百九十一条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百九十二条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百九十二条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百九十三条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百九十三条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百九十四条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百九十四条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十条第一項若しくは第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第百九十五条第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ　資本準備金又は利益準備金の減少

第百九十五条第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十条ノ二、第二百十一条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を「第二百十条若しくは第二百十一条ノ三」に、「第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十一条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会

る自己株券等の買付け等については、前条の規定による改正後の証券取引法第二十七条の二十二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。）第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは商法等改正法による廃止前の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号。以下「旧消却特例法」という。）第三条の規定（以下この項及び第五項において「旧取得規定」という。）又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての証券取引法第百六十六条第二項第一号に規定する機関の決定が行われた場合（商法等改正法附則第三条第一項若しくは第四項若しくは第二十四条第一項の規定により旧商法第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項に規定する決議若しくは旧消却特例法第三条第一項若しくは第三条の二第一項の定款の定めに基づき施行日以後に自己の株式の買受けに関する決定が行われる場合又は旧取得規定に相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得に関する決定に基づき施行日以後に自己の株式の買受けに関する決定が行われる場合を含む。）における証券取引法第百六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧商法第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき株式の譲渡を請求する権利を取得した者が当該権利を行使することにより株券の買付けをする場合における証券取引法第百六十六条第六項及び第百六十七条第五項の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

5　施行日前に旧取得規定若しくは旧取得規定に相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての証券取引法第百六十六条第六項第四号の二に規定する定時総会決議等が行われた場合（商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法第二百十条ノ二若しくは第二百十二条ノ二の規定又は商法等改正法附則第三条第四項若しくは第二十四条第一項の規定により施行日以後に当該定時総会決議等が行われる場合を含む。）における証券取引法第百六十六条第六項第四号の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（国有財産法の一部改正）

第十三条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「端株券」を「端株」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十四条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「同条第四項（同法」の下に「第二百十一条第三項及び」を、「第百七十八条（同法」の下に「第二百十一条第三項、」を、「第十二条第二項（同法」の下に「第二十三条ノ二及び」を加える。

第七十七条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十五条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第十項中「同条第四項（同法」の下に「第二百十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び」を、「第百七十八条（同法」の下に「第二百十一条第三項、」を、「第十二条第二項（同法」の下に「第二十三条ノ二（会社が有する自己の持分の処分についての準用規定）及び」を加える。

第六十九条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第十六条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十八条（利益準備金の積立て）」を「第十八条第一項（利益準備金の積立て等）」に改める。

第六条の二第四項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削り、「第二百八十条ノ十五」の下に「（第二百十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第十二条第一項第十六号中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　直前決算期以前の決算期に信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。）が準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。

（放送法の一部改正）

第十八条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項及び第六項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、「に当たる株式」を削り、「資本の過半に当たる出資口数」を「総社員の議決権の過半数」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第十九条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項及び第四十八条第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（地方税法の一部改正）

第二十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項第二号中「若しくは端株券」を削る。

附則第三十五条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「及び租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「金額」とあるのは「金額」とあるのは、」に改め、「と、「及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第三十三条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の五第一項に規定する上場会社等の株主である個人が施行日前にされた同項に規定する資本準備金をもってする株式の消却（当該株式の消却のための当該上場会社等による自己の株式の取得を含む。）により交付を受けた金銭に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二十二条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第二百八十条ノ十五第一項」の下に「（同法第二百十一条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十条の二第二項中「額面無額面ノ別、」を削る。

第六十七条第六項中「第百六十六条第四項」を「第百六十六条第三項」に改める。

第七十一条第六項中「、同法第二百八十条ノ七中「発行価額又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」と」を削る。

第七十三条第四項中「第二百四十一条第一項」の下に「（ただし書を除く。）」を加える。

第八十五条第二項中「第二百十四条第二項」を「第二百十四条第三項」に改める。

第八十六条第四項中「第二百十七条第三項」を「第二百二十条第四項」に改める。

第九十四条第一項中「、第二百四十一条」の下に「（第一項ただし書を除く。）」を加え、「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削り、「三百株以上ノ株式」を「三百個以上ノ議決権」に改める。

第九十九条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第百二十三条第一項中「、同法第二百八十条ノ七中「発行価額又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」と」を削る。

第百三十八条第四項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第百四十条第二項中「「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株式」とあるのは「投資口」を「総株主ノ議決権」とあるのは「発行済投資口ノ総数」と、「過半数」とあるのは「過半数ニ当ル投資口」に改める。

第百六十四条第四項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第百七十三条第一項中「、株主が会社に通知した住所又は株主が第百三十一条の規定によって管財人に届け出た住所」を「又は株主が会社に通知した住所」に改める。

第三十条第二項中「当る債権」を「当たる債権」に、「発行済株式の総数」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により計算される総株主の議決権」に改め、「に当る株式」を削り、「申立」を「申立て」に改める。

第三十一条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「申立」を「申立て」に改め、「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第三十二条第二項第六号中「総数」の下に「、商法の規定により計算される総株主の議決権の数」を加え、同条第三項中「の外」を「のほか」に、「申立」を「申立て」に、「株式」を「商法の規定により計算される議決権」に改める。

第三十三条第二項中「申立」を「申立て」に、「株式」を「商法の規定により計算される議決権」に改める。

第百二十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、会社が商法第二百二十一条に規定する一単元の株式の数を定めている場合においては、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

第百三十条第一項中「記名株式を有する」を削り、同条第二項中「又は端株券を発行しないこと」を削る。

第百三十一条を次のように改める。

第百三十一条　削除

第百三十一条の二第一項中「若しくは端株原簿」を「又は端株原簿」に改め、「又は前条の規定による株券若しくは端株券の預託をすることができない株主」を削り、「前二条」を「第百三十条」に改める。

第百三十四条第二項及び第百四十一条第四項を削る。

第百五十九条第五項中「第百四十一条第一項から第三項まで」を「第百四十一条」に、「但し」を「ただし」に、「言渡」を「言渡し」に改める。

第二百十一条第二項中「資本の減少」の下に「、株式の併合」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、株式の併合に関する条項については、資本の減少、合併又は分割に関する条項を定める場合に限り、定めることができる。

第二百二十二条第一項第一号中「額面無額面の別」を削り、同条第二項第二号中「あらたに」を「新たに」に改め、「額面無額面の別、」を削る。

第二百二十三条の二第三号中「額面無額面の別、」を削り、同条第四号中「で商法第二百十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別、」を削る。

第二百二十四条第三号中「額面無額面の別、」を削り、同条第四号中「で商法第二百十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別、」を削る。

第二百二十五条の二第七号を次のように改める。

七　削除

第二百二十五条の三第一項第三号中「額面無額面の別、」を削り、同項第四号中「で商法第二百十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別、」を削り、同項第九号を次のように改める。

九　削除

第二百二十五条の三第二項第二号中「額面無額面の別、」を削り、同項第三号中「で商法第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別、」を削り、同項第八号を次のように改める。

八　削除

第二百二十六条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四　削除

第二百二十六条第一項第五号中「額面無額面の別」を削り、同条第二項第一号中「から第三号まで」を「、第二号」に改め、同項第二号及び第三号中「額面無額面の別」を削る。

第二百四十二条第二項中「、株券及び端株券」を「及び株券」に改める。

第二百五十三条第二項中「第二百十二条第二項」を「第二百十三条第二項及び第三項」に、「、第三項（資本減少の手続）及び」を「及び第三項（資本減少の手続）並びに」に、「適用せず、同法第三百七十七条第一項において準用する同法第二百十七条第二項（競売以外の方法による端株の売却の許可）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（株式の併合に関する商法等の規定の特例）

第二百五十三条の二　第二百二十一条の二の規定により更生計画において株式の併合を定めたときは、計画の定めによって株式の併合をすることができる。

2　前項の場合においては、商法第二百二十条第二項（競売以外の方法による端株の売却の許可）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3　第一項の場合においては、株式の併合による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第二百五十四条第三項中「拘束されない」を「拘束されず、商法第二百二十条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」に改め、同条第四項中「、第二百十六条並びに第二百十七条（株式併合）」を「並びに第二百十六条（株式併合）」に改め、同項後段を削る。

第二百五十五条第三項中「定に」を「定めに」に改め、「商法」の下に「第二百二十条第一項の規定の適用については、従前の株主に交付すべき代金から、端株につき払い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならず、同条第二項に定めた事件及び同法」を加え、同条第四項中「同条第二項中「端株券ヲ発行シタル場合ニ於テ端株券ヲ所持スル者ニ対シ新株ノ引受権ヲ与フル旨ノ定款ノ定アルトキハ」とあるのは、「無記名式ノ株券若ハ社債券又ハ端株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ」を「「通知スルコトヲ要ス」とあるのは、「通知シ且無記名式ノ社債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは、「通知又ハ公告」に改め、同条第六項ただし書を削る。

第二百五十七条の二第三項中「第三百五十七条前段」を「第三百五十七条」に、「適用せず、同法第三百六十二条第一項（株式交換の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百五十七条の三第三項中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「適用せず、同法第三百七十一条第一項（株式移転の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百五十八条第三項中「第四百十三条ノ二第一項前段」を「第四百十三条ノ二第一項」に、「適用せず、同法第四百十六条第三項（合併の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百五十九条第二項中「定」を「定め」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百二十条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

第二百六十条第五項中「第百六十六条第三項」を「第百六十六条第二項」に改める。

第二百六十二条第一項中「第二百十二条第二項」を「第二百十三条第二項」に、「、第三百六十八条第一項、第三百七十四条ノ十五第二項、第三百七十四条ノ三十一第二項若しくは第四百十六条第三項」を「若しくは第三百六十八条第一項」に改め、「又は端株券」及び「端株券の交付又は」を削り、同条第二項中「、端株券」を削り、同条第五項を削る。

第二百九十六条第一項第三号を次のように改める。

三　第二百六十二条第一項の規定によってすべき公告又は通知をすることを怠ったとき。

第二百五十五条第三項及び第六号」に改め、同条第十一項中「第九十条第一号及び第二号から第九号まで」を「第九十条第一号、第三号、第四号及び第六号から第九号まで」に改める。

第二百五十八条の二第三項中「適用せず、同法第三百七十四条ノ十五第二項及び第三項（新設分割の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百五十八条の三第三項中「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に、「適用せず、同法第三百七十四条ノ三十一第二項及び第三項（吸収分割の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百五十九条第二項中「定」を「定め」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百二十条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

第二百六十条第五項中「第百六十六条第三項」を「第百六十六条第二項」に改める。

第二百六十二条第一項中「第二百十二条第二項」を「第二百十三条第二項」に、「、第三百六十八条第一項、第三百七十四条ノ十五第二項、第三百七十四条ノ三十一第二項若しくは第四百十六条第三項」を「若しくは第三百六十八条第一項」に改め、「又は端株券」及び「端株券の交付又は」を削り、同条第二項中「、端株券」を削り、同条第五項を削る。

第二百九十六条第一項第三号を次のように改める。

三　第二百六十二条第一項の規定によってすべき公告又は通知をすることを怠ったとき。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行前に更生手続開始の申立てがあった場合又はこの法律の施行の際無記名式の株券を発行している会社についてこの法律の施行後に更生手続開始の申立てがあった場合においては、当該申立てに係る更生事件に係る会社更生法第十三条第二項、第十四条第三項、第百三十条第一項、第百三十一条、第百三十一条の二第一項、第百三十四条第二項、第百四十一条第四項、第百五十九条第五項及び第二百五十五条第四項の規定に定める事項（無記名式の株券を発行している場合の手続に関する部分に限る。）に関する取扱いについては、前条の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に更生手続開始の申立てがあった場合又はこの法律の施行の際端株券を発行している会社についてこの法律の施行後平成十五年三月三十一日までの間に更生手続開始の申立てがあった場合においては、当該申立てに係る更生事件に係る前項に規定する会社更生法の規定に定める事項（端株券を発行している場合の手続に関する部分に限る。）並びに同法第二百六十二条第一項及び第二項の規定に定める事項に関する取扱いについては、前条の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件に係る会社更生法第三十条第二項、第三十二条第二項第六号及び第三項並びに第三十三条第二項に定める事項に関する取扱いについては、前条の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に更生手続開始の決定があった更生事件における株主の議決権については、前条の規定による改正後の会社更生法第百二十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

5　この法律の施行前に可決された更生計画の条項、認否及び遂行については、第一項及び第二項に定める事項を除き、なお従前の例による。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二十八条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第十二号中「利益準備金を積み立てなかつた」を「、利益準備金を積み立てず、又は資本準備金若しくは利益準備金を使用した」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　直前決算期以前の決算期に長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。）が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。

（農地法の一部改正）

第三十条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項第二号中「株式（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の数又は」を削り、「発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）又は議決権の総数」を「総株主又は総社員の議決権」に改め、「株式の数又は」を削り、「発行済株式又は議決権の総数」を「総株主又は総社員の議決権」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）

第三十一条　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十五条の二及び第三十九条中「第十五条第五項」を「第十五条第四項」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第三十二条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第十三項中「同条第四項（同法」の下に「第二百十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び」を、「第百七十八条（同法」の下に「第二百十一条第三項」を、「第十二条第二項（同法」の下に「第二十三条ノ二（会社が有する自己の持分の処分についての準用規定）及び」を加える。

第六十六条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削り、「第二百八十条ノ十五」の下に「（第二百十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第六十八条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十三条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の四」に改める。

第九条の四の見出しを「（上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例）」に改め、同条第一項中「及び次条第一項」を削り、「利益をもつてする株式の消却を行つた」を「自己の株式の取得をした」に、「当該株式の消却により交付される金銭の交付を受け、かつ、その」を「交付を受けた」に改める。

第九条の五を削る。

第二十九条の二の見出しを「（特定の取締役等が受ける新株引受権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）」に改め、同条第一項中「第二百十条ノ二第二項又は第二百八十条ノ十九第二項の決議により同法第二百十条ノ二第二項第三号に規定する権利（以下この項及び第五項において「株式譲渡請求権」という。）又は同法第二百八十条ノ十九第二項に規定する新株の引受権（以下この項及び第五項において「新株引受権」という。）」を「（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第九十一条の四第一項中「商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則第十六条第一項」を「同法第二百二十一条第一項本文」に、「一単位の株式の数」を「一単元の株式の数」に改め、「株主総会の決議」の下に「若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議」を加え、「印紙税法別表第一第四号に掲げる株券（以下この条において「株券」という。）」を「株券」に改め、「（当該株式の分割が額面株式の一株の金額を減少させるものである場合には、当該金額の減少により、その株主から提出された株券と交換するために新たに発行する株券を含む。）」を削る。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第九条の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する譲渡の対価として交付を受ける金銭について適用し、個人が施行日前に行った前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第九条の四第一項に規定する譲渡の対価として交付を受けた金銭については、なお従前の例による。

2　商法等改正法附則第三条第一項若しくは第四項又は第二十四条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第九条の四の規定の適用については、同条第一項に規定する公開買付けには、第十二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる同項に規定する自己株券等の買付け等に係る第十一条の規定による改正前の証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを含むものとする。

る。

3　商法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第九条の四の規定の適用については、同条第一項に規定する自己の株式の取得には、商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）に規定する決議をした株式会社が行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式の取得を含まないものとする。

4　旧租税特別措置法第九条の五第一項に規定する上場会社等の株主である個人が施行日前にされた同項に規定する資本準備金をもってする株式の消却（当該株式の消却のための当該上場会社等による自己の株式の取得を含む。）により交付を受けた金銭については、なお従前の例による。

5　個人が施行日前にされた旧租税特別措置法第三十七条の十第四項第四号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する株式の消却（当該株式の消却のための同号の法人による自己の株式又は出資の取得を含む。）により交付を受けた同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（次項において「金銭等の額」という。）については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第三十七条の十第四項（同項第五号に係る部分に限るものとし、新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が施行日以後にされる同号に規定する自己の株式の取得により交付を受ける金銭等の額について適用する。

7　商法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十七条の十第四項（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第三十七条の十第四項第五号に規定する自己の株式の取得には、商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）に規定する決議をした株式会社が行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式の取得を含まないものとする。

8　前三項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第　号）第三十四条第五項から第七項までの規定」とする。

9　施行日前に行われた旧租税特別措置法第九十一条の四第一項に規定する株式の分割（以下この項及び次項において「株式の分割」という。）に併せて同条第一項に規定する一単位の株式の数（次項及び第十一項において「一単位の株式の数」という。）を増加させる株式の分割（額面株式の一株の金額を変更させるものを除く。）により施行日以後に作成する同条第一項第一号又は第三号に規定する株券に係る印紙税については、なお従前の例による。

10　施行日前に行われた株式の分割に係る取締役会の決議に基づき施行日以後に作成する旧租税特別措置法第九十一条の四第一項第一号又は第三号に規定する株券（当該株式の分割が額面株式の一株の金額を減少させるものである場合に作成する株券（額面株式の一株の金額を減少させる株式の分割に併せて一単位の株式の数を増加させる株式の分割により作成するものを含む。）に限る。）に係る印紙税については、なお従前の例による。

11　施行日前に行われた一単位の株式の数の変更により施行日以後に作成する旧租税特別措置法第九十一条の四第一項第二号又は第三号に規定する株券に係る印紙税については、なお従前の例による。

（内航海運組合法の一部改正）

第三十五条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第三十六条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第三十七条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の七第三項中「第二百十七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に、同条第四項中「、第二項及び第三項」を「及び第二項」に改める。

第百条の九第二項中「第二百八十八条ノ二第三項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第三十八条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号中「若しくは端株券」を削る。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第三十九条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「数の議決権」に、「資本の総額」を「総社員の議決権」に、「額に相当する出資口数」を「数の議決権」に改め、同条第二項中「株式若しくは資本」を「議決権」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第四十条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（商業登記法の一部改正）

第四十一条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の二中「（資本減少の場合を除く。）」を削る。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条　削除

第八十七条第二号中「併合又は」を削る。

第八十九条の二第五号中「第三百五十七条前段」を「第三百五十七条」に改め、同条第六号中「株式の総数」を「議決権の総数及び総株主の議決権の数」に改める。

第八十九条の三第一項第三号中「第三百六十七条前段」を「第三百六十七条」に改める。

第八十九条の五第一項第五号中「第三百七十四条ノ五前段」を「第三百七十四条ノ五」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第八十九条の六第四号中「第三百七十四条ノ二十一前段」を「第三百七十四条ノ二十一」に改め、同条第六号中「株式の総数」を「議決権の総数及び総株主の議決権の数」に改め、同条第九号中「第八十九条の五第一項第二号及び第七号」を「前条第一項第三号」に改める。

第九十条第五号を次のように改める。

五　削除

第九十条第七号中「第四百十三条ノ二第一項

前段」を「第四百十三条ノ二第一項」に改め、同条第九号中「株式の総数」を「議決権の総数及び総株主の議決権の数」に改める。

第九十一条第一号中「第六号まで」を「第四号まで及び第六号」に改め、同条第三号中「第四百十三条ノ二第二項前段」を「第四百十三条ノ二第二項」に改める。

第九十七条の二第一項第三号中「及び第五号から第七号まで」を「、第五号及び第六号」に改める。

（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　この法律の施行前に決議をした株式の分割、商法等改正法附則第十一条に規定する株式交換並びに会社の分割及び合併、商法等改正法附則第十七条に規定する会社の分割、商法等改正法附則第十八条に規定する資本の減少（株式会社に係るものに限る。）並びに商法等改正法附則第十九条に規定する会社の合併の登記の申請書の添付書類に関しては、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第四十三条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第四号中「株式の消却」の下に「（取得した株式について行うものを除く。）」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該法人の自己の株式の取得（証券取引法第二条第十四項（定義）に規定する証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　前条の規定による改正前の所得税法第二十五条第一項に規定する株主等（次項において「株主等」という。）が施行日前にされた同条第一項第四号に掲げる株式の消却（当該株式の消却のための同号の法人による自己の株式又は出資の取得を含む。）により交付を受けた同項に規定する金銭その他の資産（次項において「金銭等」という。）については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の所得税法（次項において「新所得税法」という。）第二十五条第一項（同項第五号に係る部分に限る。）の規定は、株主等が施行日以後にされる同号に掲げる自己の株式の取得により交付を受ける金銭等について適用する。

3　商法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新所得税法第二十五条の規定の適用については、同条第一項第五号に規定する自己の株式の取得には、商法等改正法附則第三条第一項の規定に基づき旧商法第二百十条ノ二第二項（商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）に規定する決議をした株式会社が行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式の取得を含まないものとする。

（法人税法の一部改正）

第四十五条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「ヲからネまで」を「ヲからナまで」に改め、同号イ中「（商法第二百八十八条ノ二第二項（資本準備金）の規定により同条第一項の資本準備金として積み立てなかった金額を除く。）」を削り、同号ヨ中「次号ル」を「次号カ」に改め、同号ソ中「株式の消却」の下に「（取得した株式について行うものを除く。）」を加え、同号ネを同号ナとし、同号ツ中「ツに」を「ネに」に改め、同号ツを同号ネとし、同号ソの次に次のように加える。

ツ　株式の消却（取得した株式について行うものに限る。）の直前の当該株式の帳簿価額を当該直前の当該株式の数で除し、これに当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額

第二条第十八号中「ヘからルまで」を「ヘからカまで」に改め、同号ヌ中「前号レからツまで」を「前号レに規定する合計額」に、「それぞれ同号レからツまでに規定する減資資本等金額、消却資本等金額又は退社資本等金額」を「同号レに規定する減資資本等金額」に改め、同号ルを同号カとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル　前号ソに規定する合計額が同号ソに規定する消却資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額

ヲ　第二十四条第一項第五号に規定する自己の株式の取得により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が取得資本等金額（当該取得の直前の資本等の金額を当該直前の発行済株式又は出資の総数で除して計算した金額に当該取得をした株式の数を乗じて計算した金額をいう。）を超える場合における当該超える部分の金額

ワ　前号ネに規定する合計額が同号ネに規定する退社資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額

第二十四条第一項第四号中「株式の消却」の下に「（取得した株式について行うものを除く。）」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　自己の株式の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　前条の規定による改正後の法人税法（以下この項及び第四項において「新法人税法」という。）第二条（第十七号イに係る部分を除く。）及び第二十四条第一項の規定は、次項及び第三項に定めるものを除き、法人が施行日以後に行う自己の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）の消却（商法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされるものの消却（以下この項において「経過措置対象自己株式消却」という。）を除く。）、法人が施行日以後に行う自己の株式の取得、当該消却を行う法人の新法人税法第二十四条第一項に規定する株主等である法人（以下この項において「株主等」という。）が当該消却により交付を受ける同条第一項に規定する金銭その他の資産（以下この条において「金銭等」という。）及び当該取得を行う法人の株主等が当該取得により交付を受ける金銭等について適用し、法人が施行日前に行った自己の株式の消却（経過措置対象自己株式消却を含む。）、法人が施行日前に行った自己の株式の取得、当該消却を行った法人の株主等が当該消却により交付を受けた金銭等及び当該取得を行った法人の株主等が当該取得により交付を受けた金銭等については、なお従前の例による。

2　旧商法第二百十条ノ二第二項（商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）に規定する決議をした株式会社である法人が商法等改正法附則第三条第一項の規定により買い受けることができるものとされる自己の株式の当該買受けによる取得に係る当該法人及び金銭等取得法人（当該株式を当該法人に譲渡して金銭等の交付を受ける法人をいう。）の法人税については、なお従前の例による。

3　商法等改正法附則第二十四条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同項に規定する消却に係る消却法人（当該消却を行う法人をいう。）の法人税及び当該消却により交付を受ける金銭等に係る金銭等取得法人（当該金銭等の交付を受ける法人をいう。）の法人税については、なお従前の例による。

4　新法人税法第二条（第十七号イに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う新株の発行（商法等改正法附則第十二条の規定によ

りなお従前の例によるものとされる同条に規定する新株の発行（以下この項において「経過措置対象新株発行」という。）を除く。）について適用し、法人が施行日前に行った新株の発行（経過措置対象新株発行を含む。）については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第四十七条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の課税物件の定義欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3を同欄2とし、同号の課税標準及び税率欄中「（端株券にあっては、端株の一株に対する割合。以下この号において同じ。）」を削る。

（印紙税法の一部改正等に伴う経過措置）

第四十八条　平成十五年三月三十一日までの間に作成する端株券に係る印紙税については、なお従前の例による。

2　商法等改正法附則第二十条第一項の規定により作成する株券（当該株券に該当することにつき財務省令で定めるところにより当該株券を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、財務省令で定める表示がされたものに限る。）については、印紙税を課さない。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第四十九条　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「で商法第二百十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するもの」を削る。

第十八条第一号中「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第二十一条第二項中「第二百十七条」を「第二百二十条」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第五十条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「第二百八十条ノ十五」の下に「（同法第二百十一条第三項において準用する場合を含む。）」を、「第三百八十条（」の下に「同法第二百八十九条第三項、」を加える。

第八十六条第一項中「第二百八十条ノ二第二項」の下に「（同法第二百十一条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百十二条第二項中「（端株券を含む。）」を削る。

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　この法律の施行前に発行されている端株券については、前条の規定による改正後の預金保険法の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

第五十二条　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第二百八十条ノ十五第二項」及び「第二百八十条ノ十六」の下に「（第二百十一条第三項において準用する場合を含む。）」を、「第三百八十条第二項及び第三項」の下に「（これらの規定を第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

（森林組合法の一部改正）

第五十三条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十二条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（銀行法の一部改正）

第五十四条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「（利益準備金の積立て等）」に改め、同条中「銀行は、」の下に「資本準備金の額と併せて」を加え、同条に次の一項を加える。

2　銀行に対する商法第二百八十九条第二項（法定準備金の減少）の規定の適用については、同項中「資本ノ四分ノ一ニ相当スル額」とあるのは、「資本ノ額」とする。

第六十五条第九号中「利益準備金を積み立てなかった」を「、利益準備金を積み立てず、又は資本準備金若しくは利益準備金を使用した」に改める。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条　直前決算期以前の決算期に銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が利益準備金として積み立てるべき金額については、なお従前の例による。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第五十六条　株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条・第三十九条の二」に、「第三十九条の二」を「第三十九条の二の二」に改める。

第二十八条第二項を次のように改める。

2　商法第二百二十一条第五項本文の規定により一単元の株式の数に満たない数の株式（以下この項及び第三十四条において「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない旨の定款の定めがある場合においては、前項の規定は、単元未満株式に係る株券については、適用しない。

第三十一条第一項第二号中「第二百八十条ノ四第二項」を「第二百八十条ノ四第三項」に、「第三百七十四条ノ三十一第三項」を「第三百七十四条ノ三十一第五項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十二条第四項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第三十四条の見出し中「単位未満株式」を「単元未満株式」に改め、同条第一項中「単位未満株式」を「単元未満株式」に、「商法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項」を「商法第二百二十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「単位未満株式」を「単元未満株式」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十九条第三項中「、第二項及び第四項」を「及び第二項」に、「、第三十四条並びに第三十五条第二項」を「並びに第三十四条」に改め、同条第五項中「、同条第二項及び第四項」を「並びに第二項」に、「、第三十四条並びに第三十五条第二項」を「並びに第三十四条」に、「、第二項及び第四項」を「及び第二項」に、「、第三十四条並びに第三十五条第二項」を「並びに第三十四条」に改める。

第三十九条の二を第三十九条の二の二とし、第四章中第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二　資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券が保管振替機関に預託されている場合においては、発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員の権利の行使についての規定の適用並びに社員総会及び優先出資社員を構成員とする総会の決議については、実質優先出資社員名簿に記載された優先出資の合計口数を超える保管振替機関名義優先出資の口数は、発行済優先出資の総口数に算入しない。

2　前項の規定は、資産の流動化に関する法律に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び協同組

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、主務省令で定める。

第四十五条第七号中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条　前条の規定による改正前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧保管振替法」という。）第三十一条第一項各号に掲げる時又は日が施行日前の日である場合における保管振替機関が行うその時又は日の実質株主についての通知に関しては、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「新保管振替法」という。）第三十一条第一項各号に掲げる時又は日（第四項において「基準日」という。）が施行日である場合においては、保管振替機関は、新保管振替法第三十条第一項の規定により単元未満株式のみを有するものとみなされる実質株主については、新保管振替法第三十一条第一項の通知をすることができない。ただし、この法律の施行前に旧保管振替法第三十一条第一項又は第二項の規定による通知をした者（その一般承継人を含み、実質株主でなくなった旨の通知をした者を除く。）については、この限りでない。

3　この法律の施行前に招集の手続が開始された場合における株主総会の決議又は旧商法第三百四十五条第一項（第三百四十六条において準用する場合を含む。）の規定によるある種類の株主の総会の決議については、株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第一項の実質株主名簿に記載された株式の合計数を超える同法第二十九条第二項に規定する保管振替機関名義株式に関しては、なお従前の例による。

4　この法律の施行後最初に株式会社が新保管振替法第三十一条第一項の規定による通知（その通知が第一項の通知又は基準日が施行日である場合における通知であるときは、その次に保管振替機関が行うべき通知）を受けるまでは、実質株主名簿に記載された株式の合計数を超える数の保管振替機関名義株式であって預託株券に係るものに関する保管振替機関による株式の発行についての株主としての権利の行使に関しては、なお従前の例による。

（関西国際空港株式会社法の一部改正）

第五十八条　関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項中「会社」を「関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十四条第二号及び第二十八条第一項第一号中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第五十九条　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の九第二項中「第二百十七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に改める。

第三十四条の十一第二項中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三十四条の十二第一項第四号中「額面無額面の別、」を削る。

第三十四条の十六第一項中「、第二項及び第三項、第百六十八条ノ三並びに第二百八十四条ノ二第二項」を「及び第二項」に改める。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正）

第六十条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項の」を「同条第三項の」に、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項中」を「同項中」に改め、同条第二項中「第二百十条ノ二第二項又は」を削る。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条　この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第二条に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十条ノ二第二項第三号」と、「同法第二百八十条ノ十九第一項」とあるのは「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項」と、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第四項及び商法第二百八十条ノ十九第三項」と、同条第二項中「商法第二百十条ノ二第二項又は第二百八十条ノ十九第二項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第二項又は商法第二百八十条ノ十九第二項」とする。

（旧通信・放送開発法の一部改正）

第六十二条　商法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十六号）附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十条の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（次条において「旧通信・放送開発法」という。）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「額面無額面の別、」を削り、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項」に、「第六十七条第一項」を「第二条第十一項」に改める。

第九条第一項中「及び端株券」を削る。

（旧通信・放送開発法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条　旧通信・放送開発法第八条第二項に規定する定款の定めをした認定会社のこの法律の施行前に発行している端株券への当該定款の定めをした旨の記載に関しては、平成十五年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正）

第六十四条　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「、株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第六十五条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第二百八十条ノ四第二項（新株引受権の割当期日等）並びに第二百八十条ノ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

五第一項、第三項及び第四項」を「第二百八十条ノ四第三項（新株引受権の割当期日等）及び第二百八十条ノ五」に、「同法第二百八十条ノ四第二項」を「同法第二百八十条ノ四第三項」に改め、「額面無額面ノ別、」を削る。

第十四条中「及端株券」を削る。

第十五条第五項中「及端株券」を削り、「並ニ前条第二項」を「及前条第三項」に改める。

第十六条第五項中「第二百十九条第一項から第三項まで（株式分割により株券の提出を必要としない場合における分割期日等）」を「第二百十九条（株式分割の場合における分割期日等）」に、「第二百十七条第一項本文、第二項及び第三項」を「第二百二十条第一項本文、第二項及び第四項」に、「第二百十九条第一項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」を「第二百十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」に改め、「額面無額面ノ別、」を削り、「第二百十五条第一項中「株券及端株券」を「第二百十五条第一項中「株券」に、「並ニ前条第二項」を「及前条第三項」に改め、「又ハ旧端株券」及び「又ハ新端株券」を削り、「第二百十七条第一項本文中」を「第二百二十条第一項本文中」に、「同条第三項中「株券又ハ端株券」を「同条第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」と、同条第四項中「株券」に改める。

第二十五条中「株式引受人、」の下に「質権者又ハ端株主」を、「若ハ引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第二十六条第二項中「及端株券」を削る。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第六十六条　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の五第一項中「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項の規定」を「同条第三項の規定」に、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項中」を「同項中」に改め、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十四項」に改め、「第二百十条ノ二第二項又は」を削る。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十七条　この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第八条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第二条に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十条ノ二第二項第三号」と、「同法第二百八十条ノ十九第一項」とあるのは「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項」と、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第四項及び商法第二百八十条ノ十九第三項」と、同条第二項中「商法第二百十条ノ二第二項又は第二百八十条ノ十九第二項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第二項又は商法第二百八十条ノ十九第二項」とする。

（保険業法の一部改正）

第六十八条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「（株式申込証）」の下に「（同法第二百十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）において準用する場合を含む。）」を加える。

第十一条第二項中「第二百二十条ノ七第二項」を「第二百二十条ノ四第二項」に改める。

第十四条の見出しを「（利益準備金等）」に改め、同条中「会社は、」の下に「資本準備金の額と併せて」を加え、同条に次の一項を加える。

2　会社に対する商法第二百八十九条第二項（法定準備金の減少）の規定の適用については、同項中「資本ノ四分ノ一ニ相当スル額」とあるのは、「資本ノ額」とする。

第十五条第一項中「又は同法第二百十二条第一項ただし書、第二百十二条ノ二第一項若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条第一項」を「、同法第二百十条（自己の株式の買受け）若しくは第二百十一条ノ三第一項（子会社の有する自己の株式の買受け）の株式の買受け又は同法第二百十三条第一項」に改める。

第二十二条第四項中「第百六十六条第四項」を「第百六十六条第三項」に改める。

第四十一条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第五十一条第二項中「株主ノ有スベキ株式」を「株主ノ有スベキ議決権」に、「「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」」に、「引続キ発行済株式ノ総数」を「引続キ総株主ノ議決権」に、「百分ノ三以上ニ当ル株式」を「百分ノ三以上」に改める。

第五十三条第二項中「株主ノ有スベキ株式」を「株主ノ有スベキ議決権」に、「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第五十九条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第八十六条第五項第二号中「及び額面株式を発行するときは、一株の金額」を削り、同項第三号中「額面又は無額面の別並びに」を削る。

第八十九条第三項中「第二百十七条第一項本文及び第二項」を「第二百二十条第一項本文、第二項及び第三項」に改め、同項後段及び同条第四項を削り、同条第五項中「第二百三十条ノ八ノ二第二項から第六項まで」を「第二百二十条ノ六」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第九十一条第二項中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第九十二条の二第一項第四号及び第九十二条の四第一号中「額面又は無額面の別、」を削る。

第九十二条の六第二項中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第七項の」を「第六項の」に改め、「及び第五項」を削り、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第九十二条の七第二号中「及び額面又は無額面の別」を削る。

第九十二条の九第二項中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に改める。

第九十四条第一項中「、第二項及び第三項（定款の記載事項）、第百六十八条ノ三（設立の際の無額面株式の発行価額）並びに第二百八十四条ノ二第二項（払込剰余金）」を「及び第二項（定款の記載事項）」に改める。

平成十三年六月二十二日　参議院会議録第三十四号（その二）　商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

第百五十一条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削り、「、第二百八十条ノ十五」の下に「（第二百十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第百六十四条第一項第二号中「、額面又は無額面の別」を削り、同条第三項中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第四項中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に改める。

第百八十三条第一項及び第百八十四条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第二百四十二条第一項中「（新株発行の無効の訴え）」の下に「同法第二百十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び」を、「（資本減少無効の訴え）」の下に「（同法第二百八十九条第三項（準備金の減少に関する準用規定）において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百四十九条の二第一項中「（新株の有利発行）」の下に「（同法第二百十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）において準用する場合を含む。）」を加える。

第三百三十条第一項第二号中「第二百八十条ノ十五」の下に「（第二百十一条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三百三十三条第一項第五号中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条　直前決算期以前の決算期に保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第五項に規定する相互会社を除く。）をいう。）が利益準備金として積み立てるべき金額については、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第七十条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「額面無額面の別」を削り、同条第三号中「で商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第十二条第四項中「商法第四百八条ノ二及び第四百十三条ノ二第一項前段」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百八条ノ二及び第四百十三条ノ二第一項」に、「第二百十七条第二項又は合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十六条第三項において準用する同法第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第十三条第三項中「第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第十八条の三第一項の表第二百五十三条第二項の項、第二百五十八条第三項の項、第二百五十八条の二第三項の項及び第二百五十八条の三第三項の項中「は、適用せず、同法」及び「は、適用せず、商法」を削る。

第十八条の四第二号中「額面無額面の別、」を削り、同条第三号中「で商法第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別、」を削る。

第十八条の十二第四項中「第四百十三条ノ二第一項前段」を「第四百十三条ノ二第一項」に、「第二百十七条第二項又は保険業法第百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十六条第三項において準用する同法第二百十七条第二項」を「第二百十条第二項」に改める。

第二十二条第二項中「、「若しくは株券又は」とあるのは「又は」と」を削る。

第三十一条中「発行済株式の総数」の下に「、商法の規定により計算される総株主の議決権の数」を加え、「株式の数」を「商法の規定により計算される議決権の数」に改める。

第百十二条第三号中「額面無額面の別、」を削り、同条第四号中「で商法第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別、」を削る。

第百十七条第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第百十七条第一項第五号中「額面無額面の別、」を削る。

第百二十六条中「、株券及び端株券」を「及び株券」に改める。

第百三十七条第四項中「第二百十七条第二項又は合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十六条第三項において準用する同法第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第百三十八条第三項中「第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第百四十条第三項中「第二百八十条ノ五第一項、第三項及び第四項」を「第二百八十条ノ五」に改め、「、同条第三項中「前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項」とあるのは「第一項ノ通知ハ同項」と、同条第四項中「通知又ハ公告」とあるのは「通知」と」を削り、同条第五項中「第二百十七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第百四十二条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百二十条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

第百四十二条第四項中「並びに第二百五十四条第四項」及び「、同法第二百五十四条第四項中「第二百十五条第一項及び第二項、第二百十六条並びに第二百十七条」とあるのは「第二百十七条第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）」と」を削る。

第百四十五条第一項中「端株券の交付又は」を削り、同条第三項を削る。

第百六十条の五第二項中「「若しくは株券又は」とあるのは「を発行している場合又は組織変更後の株式会社が無記名式の社債券若しくは」を「が無記名式の社債券」とあるのは「又は組織変更後の株式会社が無記名式の社債券」に改める。

第百六十条の十四中「発行済株式の総数」の下に「、商法の規定により計算される総株主の議決権の数」を加え、「株式の数」を「商法の規定により計算される議決権の数」に改める。

第百六十条の九十三第三号中「額面無額面の別、」を削り、同条第四号中「で商法第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別、」を削る。

第百六十条の九十七第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第百六十条の九十七第一項第五号並びに第百六十条の九十八第一号及び第四号中「額面無額面の別、」を削る。

第百六十条の九十九第三号中「額面無額面の

別」を削り、同条第四号中「で商法第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第百六十条の百二十三第四項中「第二百十七条第二項又は保険業法第百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十六条第三項において準用する同法第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第百六十条の百二十四第三項中「第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第百六十条の百二十五第三項中「第二百八十条ノ五第一項、第三項及び第四項」を「第二百八十条ノ五」に改め、「、同条第三項中「前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項」とあるのは「第一項ノ通知ハ同項」と、同条第四項中「通知又ハ公告」とあるのは「通知」と」を削り、同条第五項中「第二百十七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第百六十条の百二十八第三項中「第百六十六条第三項」を「第百六十六条第二項」に改める。

第百六十条の百二十九第三項及び第百六十条の百三十第三項中「第二百十七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第百六十条の百三十一第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百二十条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

第百六十条の百三十一第四項中「並びに第二百五十四条第四項」及び「、同法第二百五十四条第四項中「第二百十五条第一項及び第二項、第二百十六条並びに第二百十七条」とあるのは「第二百十七条第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「社員」と」を削る。

第百六十条の百三十四第一項中「、端株券の交付又は」を削り、同条第五項を削る。

第二百一条第一項第三号中「を怠り、又は同条第三項において準用する会社更生法第二百六十二条第五項の規定に違反して株式の処分をすること」を削る。

第二百二条第一項第二号中「を怠り、又は同条第五項において準用する会社更生法第二百六十二条第五項の規定に違反して株式の処分をすること」を削る。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十一条　この法律の施行前に可決された更生計画の条項、認否及び遂行については、なお従前の例による。

（商法の一部を改正する法律の一部改正）

第七十二条　商法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項を削る。

附則第十一条第二項中「第二百十条ノ二第四項及び」を削り、「並びに」を「及び」に、「「ト併セテ」を「「ノ数ト併セテ」に、「並ニ」を「及」に、「ト併セテ発行済株式ノ総数ノ十分ノ一」を「ノ数ト併セテ発行済株式ノ総数ノ十分ノ一」に改め、「及び同法第二百十条ノ二第二項第三号に定める場合における同項の決議に係る譲り渡すべき株式であって取締役又は使用人に譲り渡していないもの」を削る。

（商法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十三条　旧商法第二百十条ノ二第二項（商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の決議をした株式会社についての前条の規定による改正後の商法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定の適用については、同項中「商法第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第十三条の規定により読み替えて適用される商法第二百八十条ノ十九第三項」と、「及商法の一部を改正する法律」とあるのは「並ニ商法の一部を改正する法律」と、「第八条第一項中」とあるのは「第八条第一項中「同条第三項」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第十三条の規定により読み替えて適用される商法第二百八十条ノ十九第三項」と、「及び商法」とあるのは「並びに商法」と、「の数と合わせて」とあるのは「及び商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正前の商法第二百十条ノ二（商法等の一部を改正する等の法律附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）第二項第三号に定める場合における同項の決議に係る譲り渡すべき株式であって取締役又は使用人に譲り渡していないものの数と合わせて」とする。

2　この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の商法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「における商法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「における商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）第二項第三号」とする。

（銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正）

第七十四条　銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「額面無額面の別」を削る。

第七条第二項及び第四項中「第四百十六条第三項において準用する同法」を削る。

第八条第一項中「第四百十六条第四項」を「第四百十六条第三項」に改める。

旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第一条に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十条ノ二第四項及び商法第二百八十条ノ十九第三項」と、「前条の規定による改正後の通信・放送開発法第八条第一項並びに」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第　号）第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第六十条の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「旧通信・放送開発法」という。）第八条第一項並びに」と、「商法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項中」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第四項及び商法第二百八十条ノ十九第三項中」と、「前条の規定による改正後の通信・放送開発法第八条第一項中」とあるのは「旧通信・放送開発法第八条第一項中」と、「同法第二百十条ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正前の商法第二百十条ノ二（商法等の一部を改正する等の法律附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）第二項第三号」とする。

（土地の再評価に関する法律の一部改正）

第七十五条　土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「第二百十条ノ二第三項」を「第二百十条第三項」に、「第二百十条ノ四第一項及び第二項の純資産額、同法第二百十二条ノ二第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同条第五項及び第六項」を「第二百十条ノ二第一項及び第二項並びに第二百十一条ノ三第三項」に、「、同条第四項」を「並びに同条第四項」に改め、「並びに株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号。以下「株式消却特例法」という。）第三条第五項に規定する株式の取得価額の総額の限度額及び株式消却特例法第三条の二第六項の純資産額」を削る。

第八条の二第一項中「株式消却特例法第二条第五号に規定する公開会社」を「証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式の発行者である会社又は同条第十一項に規定する証券業協会に備える同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社」に改め、同条第三項中「株式消却特例法第三条の二第二項」を「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第二十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による廃止前の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号。以下「旧株式消却特例法」という。）第三条の二第二項」に、「第二百十二条ノ二第五項から第七項まで」を「第二百十条ノ二」に、「株式消却特例法第三条の二第三項」を「旧株式消却特例法第三条の二第三項」に、「株式消却特例法第六条第一項」を「旧株式消却特例法第六条第一項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定による株式の買受けについては、証券取引法第二十四条の六第一項中「規定による定時総会の決議」とあるのは「規定による定時総会の決議又は土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第八条の二第一項に規定する取締役会の決議」と、同法第二十七条の二十二の二第一項第一号中「商法第二百十条第一項の規定による買付け（同条第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。）」とあるのは「商法第二百十条第一項の規定による買付け（同条第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。）又は土地の再評価に関する法律第八条の二第一項の規定による買付け」と、同法第百六十六条第二項第一号ニ中「第二百十一条ノ三」とあるのは「第二百十一条ノ三若しくは土地の再評価に関する法律第八条の二」と、同条第六項第四号の二中「第二百十一条ノ三の規定」とあるのは「第二百十一条ノ三若しくは土地の再評価に関する法律第八条の二の規定」と、「同法第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」とあるのは「同法第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）若しくは土地の再評価に関する法律第八条の二第一項に規定する取締役会の決議（同条第三項において準用する商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第二十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による廃止前の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条第二項に係るものに限る。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第八条の二第六項中「若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条第一項」及び「、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条第一項」を「同法第二百十三条第一項」に改める。

（土地の再評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十六条　施行日を含む営業年度内に土地の再評価に関する法律第八条の二第二項の規定により株式を買い受けた場合における同条第三項の規定の適用については、「読み替える」とあるのは、「、商法第二百十条ノ二第二項中「純資産額」とあるのは「純資産額ニ其ノ有スル自己ノ株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ加ヘタル額」と、「同項ノ合計額」とあるのは「同項ノ合計額ニ商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第三条第六項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前項ニ規定スル規定又ハ同法第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ商法第二百十条ノ二第一項、第二百十条ノ三第一項本文若ハ第二百十二条ノ二第一項ノ規定若ハ商法等の一部を改正する等の法律第四条ノ規定ニ依ル廃止前ノ株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ヲ加ヘタル額ヨリ其ノ株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」と、「総額ヨリ其ノ株式中既ニ処分シタル株式ノ価額ノ総額ヲ控除シタル残額」とあるのは「総額」と、「残額ニ付」とあるのは「総額ニ付」と、「前項ノ廣」とあるのは「本項本文ニ規定スル場合ニ当ル廣」と読み替える」とする。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第七十七条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第百六十六条第四項」を「第百六十六条第三項」に改める。

第三十六条中「株式引受人」の下に「、質権者又ハ端株主」を、「特定出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第三十七条第三項中「第二百二条第二項（発行価額）及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　優先出資の発行価額は、額面金額を下回ってはならない。

第四十三条第一項第三号中「第二百三十条ノ八ノ二第二項」を「第二百二十条ノ六第一項」に改める。

第四十四条第二項中「株式引受人」の下に「、質権者又ハ端株主」を、「優先出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第四十八条の二の見出し中「商法」を「商法等」に改め、同条中「同法第三百七十七条第二項（株式併合の効力の発生）」を「第百十八条の十第二項」に、「同法第二百十五条第一項」を「商法第二百十五条第一項」に、「並ニ前条第二項」を「及前条第三項」に改める。

第四十八条の四の次に次の三条を加える。

（単位未満優先出資証券）

第四十八条の四の二　単位未満優先出資原簿に記載されている単位未満優先出資社員は、特定目的会社に対し、単位未満優先出資証券の発行を請求することができる。ただし、特定目的会社は、資産流動化計画で、単位未満優

先出資証券を発行しないことを定めることができる。

2　単位未満優先出資証券は無記名式とする。

3　単位未満優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一　第四十五条各号に掲げる事項

二　単位未満優先出資の優先出資一口に対する割合

三　単位未満優先出資証券の発行の年月日

4　単位未満優先出資証券を発行したときは、単位未満優先出資原簿には、その種類、優先出資一口に対する割合、番号及び発行の年月日を記載しなければならない。

5　商法第二百五条（株式の譲渡方法及び株式占有者の資格）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百三十条（除権判決による再発行）の規定は、単位未満優先出資証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（単位未満優先出資証券を有する者の権利行使等）

第四十八条の四の三　単位未満優先出資証券を有する者は、単位未満優先出資証券を特定目的会社に供託しなければ、単位未満優先出資社員の権利を行使することができない。

2　単位未満優先出資証券を有する者は、併せて優先出資一口となる単位未満優先出資証券を特定目的会社に提出したときに、優先出資社員となる。

3　商法第二百二十条ノ五第二項及び第三項（端株主が株主となる時期）の規定は、前項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（少数社員権の算定等についての単位未満優先出資不算入）

第四十八条の四の四　発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員の権利の行使についての規定の適用及び社員総会の決議については、単位未満優先出資の合計数に相当する優先出資の口数は、発行済優先出資の総口数に算入しない。

第四十八条の五中「単位未満優先出資原簿について」の下に「、同法第二百二十条ノ四（権利を行使することができる端株主の決定）の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二百二十条ノ五（端株主が株主となる時期）の規定は単位未満優先出資原簿に記載のある単位未満優先出資社員について、同法第二百二十条ノ六（端株の買取請求）の規定は単位未満優先出資について」を加え、「、同法第二百三十条ノ二（端株券）の規定は単位未満優先出資証券について、同法第二百三十条ノ七及び第二百三十条ノ八（権利を行使することができる端株主の決定、端株主が株主となる時期）の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二百三十条ノ八ノ二及び第二百三十条ノ九前段（端株券の不発行・端株の買取請求、少数株主権の算定等についての端株不算入）の規定は単位未満優先出資について」を削り、「第二百三十条ノ三第三項第一号中「第二百二十五条第一号、第二号、第四号及第六号乃至第八号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十五条各号」と、同法第二百三十条ノ八ノ二第一項中「定款」とあるのは「資産流動化計画」と、同条第五項」を「第二百二十条ノ六第一項中「端株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項但書ノ規定ニ依ル定アル場合ニ於テハ単位未満優先出資社員」と、同条第四項」に改める。

第四十九条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「第二百十四条から第二百十七条まで（株式の併合）」を「第二百十四条第一項前段及び第三項（株式併合の決議）、第二百十五条（株式併合の手続）、第二百十六条（新株券の交付）、第二百二十条第一項、第二項及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）」に、「第二百十四条第一項中「純資産額」とあるのは「純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「発行済優先出資ノ総口数」と、「第三百四十三条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十四条第二項」と、同条第二項」を「第二百十四条第一項前段中「会社ハ第三百四十三条」とあるのは「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額ヲ発行済優先出資ノ総口数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ満タザルトキハ会社ハ其ノ額ヲ五万円以上トスル為資産の流動化に関する法律第百十四条第二項」と、同条第三項」に、「第二百十七条第一項中「第二百三十条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三」を「第二百二十条第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同条第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」に改め、同条に次の二項を加える。

2　単位未満優先出資証券につき前項において準用する商法第二百十五条第一項の規定による提出がないときは、その単位未満優先出資の部分につき新たに発行した優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資に応じてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。

3　商法第二百二十条第二項及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条及び第八十四条第一項中「株主」とあるのは「社員」と、「株式ノ数」とあるのは「議決権ノ数」と、「発行済株式ノ総数」を「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員ノ有スベキ議決権ノ数」と、「総株主ノ議決権」に改める。

第百十八条の十の見出しを「（商法等の準用等）」に改め、同条中「商法第三百七十七条（株式の併合）」を「第四十九条第二項及び第三項、商法第二百十四条第三項（株券提出の省略）、第二百十五条（株式併合の手続）、第二百十六条（新株券の交付）並びに第二百二十条第一項、第二項及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）」に、「第三百七十七条において準用する同法第二百十四条第二項中「前項」を「第二百十四条第三項中「第一項」に、「第三百七十七条において準用する同法第二百十七条第一項中「第二百三十条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三」を「第二百二十条第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同条第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項において準用する商法第二百十五条第一項の期間満了の時に第百十八条の八第二項において準用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条又は前条第三項において準用する商法第百条の手続が未だ終了していないときは、その終了の時において

優先出資の併合の効力を生じる。

第百二十四条中「、「社員」を「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且単位未満優先出資証券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」に改める。

第百三十一条第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第百七十五条第二項中「又ハ質権者」を「質権者又ハ端株主」に改める。

第二百十条第四項中「額面無額面ノ別、」を削る。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第七十八条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第百六十六条第四項」を「第百八十六条第三項」に改める。

第三十六条中「株式引受人」の下に「、質権者又ハ端株主」を、「特定出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第四十四条第二項中「株式引受人」の下に「、質権者又ハ端株主」を、「優先出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第四十九条中「及端株券」を削る。

第七十八条及び第八十四条第一項中「株主」とあるのは「社員」と、「株式ノ数」とあるのは「議決権ノ数」と、「発行済株式ノ総数」を「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員ノ有スベキ議決権ノ数」と、「総株主ノ議決権」に改める。

第百六条第二項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「読み替えるものとする」を「、「自己又ハ其ノ子会社」とあるのは「自己」と読み替えるものとする」に改める。

第百二十条中「及端株券」を削り、「並ニ前条第二項」を「及前条第三項」に改める。

第百二十四条中「、「社員」を「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且単位未満優先出資証券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」に改める。

第百三十一条第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第七十九条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第二百八十条ノ十五」の下に「（同法第二百十一条第三項において準用する場合を含む。）」を、「第三百八十条（」の下に「同法第二百八十九条第三項、」を加える。

第二十一条第一項中「第二百八十条ノ二第二項」の下に「（同法第二百十一条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十九条第二項中「（端株券を含む。以下同じ。）」を削る。

（新事業創出促進法の一部改正）

第八十条　新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百四条ノ二第四項及び第二百八十条ノ二第二項の規定」を「同条第三項の規定」に、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項中」を「同項中」に改める。

第十一条の五第一項中「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項の規定」を「同条第三項の規定」に、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項中」を「同項中」に改め、同条第二項中「、第二百十条ノ二第四項」を削り、「第二百八十条ノ六」の下に「（同法第二百十一条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「、同法第二百十条ノ二第四項中「第二百八十条ノ十九第二項」とあるのは「新事業創出促進法第十一条の五第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第二百八十条ノ十九第二項」と、「十分ノ一」とあるのは「三分ノ一」と」を削り、同条第四項中「第二百十条ノ二第二項又は」を削る。

（新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置）

第八十一条　この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の新事業創出促進法第十条並びに第十一条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第十条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第二条に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十条ノ二第二項第三号」と、「同法第二百八十条ノ十九第一項」とあるのは「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項」と、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「及び第百八十八条第二項、旧商法第二百十条ノ二第四項並びに商法第二百八十条ノ六」と、「同法第二百十条ノ二第四項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第四項」と、「同法第二百八十条ノ六第五号」とあるのは「商法第二百八十条ノ六第五号」と、同条第四項中「商法第二百十条ノ二第二項又は第二百八十条ノ十九第二項」とあるのは「旧商法第二百八十条ノ十九第一項」と、「同法第二百八十条ノ十九第二項」とあるのは「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項」と、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「及び第百八十八条第二項、旧商法第二百十条ノ二第四項並びに商法第二百八十条ノ六」と、「同法第二百十条ノ二第四項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第四項」と、「同法第二百八十条ノ六第五号」とあるのは「商法第二百八十条ノ六第五号」と、同条第四項中「商法第二百十条ノ二第二項又は第二百八十条ノ十九第二項」とする。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八十二条　租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第四項中「施行日から平成十五年三月三十一日までの間に、」を「施行日から商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第二十四条第一項に規定する

株式会社の同項に規定する次期決算期に関する定時総会の終結の時までの間に、当該株式会社の同法による廃止前の」に改める。

附則第十五条第二項中「第三十七条の十の」の下に「、「第二百三十条ノ八ノ二第二項又は商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則第十九条第一項の規定に基づいて行うこれらの規定に規定する端株又は単位未満株式」とあるのは「第二百二十条ノ六第一項（同法第二百二十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて行う同法第二百二十条ノ六第一項又は第二百二十一条第六項に規定する端株又は一単元の株式の数に満たざる数の株式」と」を加える。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十三条　個人が、平成十五年三月三十一日までに行う商法等改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同項に規定する株式会社の端株券に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「旧平成十一年租税特別措置法等改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧平成十一年租税特別措置法等改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項第三号に規定する端株の同号に掲げる譲渡については、なお従前の例による。

2　個人が、商法等改正法附則第九条第六項の規定によりなお従前の例によるものとされた同項に規定する単位未満株式に係る買取りの請求に基づいて施行日以後に行う旧平成十一年租税特別措置法等改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧平成十一年租税特別措置法等改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項第三号に規定する単位未満株式の同号に掲げる譲渡については、なお従前の例による。

（政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律の一部改正）

第八十四条　政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律（平成十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（端株券を含む。）」を削る。

（政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条　商法等改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合又は同条第三項の規定により端株券が無効とされるまでの間における端株券の取得及び譲渡については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第八十六条　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「（端株券を含む。）」を削る。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条　前条の規定による改正後の国家公務員倫理法の規定は、平成十七年三月一日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第八十八条　自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「（端株券を含む。）」を削る。

（自衛隊員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第八十九条　前条の規定による改正後の自衛隊員倫理法の規定は、平成十七年三月一日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第九十条　産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「自己株式の取得及び」を削り、同条第一項中「、第二百十条ノ二、第二百十一条」を削り、「、第二百八十条ノ六」の下に「（同法第二百十一条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「、同法第二百十条ノ二第一項、第二項、第四項及び第十一項並びに第二百十一条中「取締役又ハ使用人」とあるのは「取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九条第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人」と」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第三項中「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項の規定」を「同条第三項の規定」に、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項中」を「同項中」に改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第九十一条　認定事業者（産業活力再生特別措置法第四条第一項に規定する認定事業者をいう。）である会社が認定事業再構築計画（同条第二項に規定する認定事業再構築計画をいう。）に従ってその特定関係事業者（同法第三条第五項に規定する特定関係事業者をいう。）とともに事業再構築（同法第二条第二項に規定する事業再構築をいう。）のための措置を行う場合における商法等改正法附則第十三条の規定の適用については、同条中「取締役又ハ使用人」とあるのは、「取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九条第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人」とする。

2　この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第九条第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「、第二百十条ノ二、第二百十一条、第二百八十条ノ六」とあるのは「、商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第二条に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十条ノ二並びに商法第二百八十条ノ六」と、「同法第二百十条ノ二第一項、第二項、第四項及び第十一項並びに第二百十一条」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第一項、第二項、第四項及び第十一項」と、「同法第二百八十条ノ六第五号」とあるのは「商法第二百八十条ノ六第五号」と、同条第三項中「商法第二百十条ノ二第二項第三号」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第二項第三号」と、「同法第二百八十条ノ十九第一項」とあるのは「商法第二百八十条ノ十九第一項」と、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第四項及び商法第二百八十条ノ十九第三項」とする。

（新事業創出促進法の一部改正）

第九十二条　新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を削る。

（民事再生法の一部改正）

第九十三条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「発行済株式の総数」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により計算される総株主の議決権」に改め、「に当たる株式」を削り、「資本の過半に当たる出資口数」を「有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の規定により計算される総社員の議決権の過半数」に改める。

第十二条第三項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第百五十四条第三項中「おいては、」の下に「株式の併合に関する条項又は」を加える。

第百六十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　再生計画によって再生債務者の株式の併合をするときは、その方法を定めなければならない。

第百八十三条第二項中「第二百十二条第二項」を「第二百十三条第二項及び第三項」に、「適用せず、同法第三百七十七条第一項において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、再生裁判所が管轄する」を「適用しない」に改め、同条第四項中「又は第三項」を「、第三項又は前項」に改め、「資本の減少」の下に「、株式の併合」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第百五十四条第三項後段の規定により再生計画において株式の併合を定めたときは、認可された再生計画の定めによって、株式の併合をすることができる。

4　前項の場合においては、商法第二百二十条第二項に定めた事件は、再生裁判所が管轄する。

（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条　この法律の施行前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件に係る民事再生法第五条第三項に定める事項に関する取扱いについては、前条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に可決された再生計画の条項及び認可等については、なお従前の例による。

（銀行法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十五条　銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち保険業法第八十六条第五項の改正規定のうち同項第二号中「及び額面株式を発行するときは、一株の金額」を削り、同項第三号中「額面又は無額面の別並びに」を削る。

（中間法人法の一部改正）

第九十六条　中間法人法（平成十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第百五十一条第三項中「第五号、」を削り、「第四百十三条ノ二第一項前段」を「第四百十三条ノ二第一項」に、「「第六号」とあるのは「第四号」」を「第四号まで及び第六号」とあるのは「第四号まで」」に、「第四百十三条ノ二第二項前段」を「第四百十三条ノ二第二項」に改める。

（漁業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十七条　漁業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち漁業法第十六条第八項第二号ハの改正規定のうち同号ハ中「若しくは社員である地元漁民の有する議決権又は株主である地元漁民の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権又は発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数」を、「社員又は株主である地元漁民の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権」に改める。

第一条のうち漁業法第十六条第八項第三号ロの改正規定のうち同号ロ中「若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する議決権又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権又は発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数」を「、社員又は株主である第一号の漁業協同組合又は前号の法人の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権」に改める。

第一条のうち漁業法第十六条第十三項の改正規定中「若しくは社員」を「、社員又は株主」に、「又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権又は発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数」を「の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権」に改める。

第一条のうち漁業法第十七条第八項の改正規定中「若しくは社員」を「、社員若しくは株主」に、「若しくはその株主のうち地元地区内に住所を有する者の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権若しくは発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数」を「の合計が総組合員、総社員若しくは総株主の議決権」に改める。

（農業協同組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条　農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち第二章の二中第七十三条の次に一節を加える改正規定のうち第七十三条の六第三項中「第二百十七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「、第二項及び第三項」を「及び第二項」に改め、同改正規定のうち第七十三条の八第二項中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第九十九条　農林中央金庫法（平成十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第十二項中「同条第四項（同法」の下に「第二百十一条第三項及び」を、「第百七十八条（同法」の下に「第二百十一条第三項、」を、「第十二条第二項（同法」の下に「第二十三条ノ二及び」を加える。

第九十五条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（旧塩業組合法の一部改正）

第百条　たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧塩業組合法（昭和二十八年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（旧真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正）

第百一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成九年法律第九十六号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

（旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正）

第百二条　新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十条ノ二及び第二百八十条ノ十九」を「同条第三項」に、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」を「同項」に改め、同条第二項中「第二百十条ノ二第二項又は」を削る。

（旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百三条　この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第二条に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十条ノ二第二項第三号」と、「同法第二百八十条ノ十九第一項」とあるのは「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項」と、「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第四項及び商法第二百八十条ノ十九第三項」と、同条第二項中「商法第二百十条ノ二第二項又は第二百八十条ノ十九第二項」とあるのは「旧商法第二百十条ノ二第二項又は商法第二百八十条ノ十九第二項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第百四条　この法律の施行前にした行為及びこの法律においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百五条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

---

審査報告書

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十一日

国土交通委員長　今泉　昭

参議院議長　井上　裕殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自動車損害賠償保障制度について、政府による再保険制度を廃止し、これと併せて自動車事故による被害者の保護の充実を図るための制度の整備等を行うとともに、自動車損害賠償保障制度に係る特別会計の名称及び勘定区分の変更等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に必要な経費は、平成十四年度自動車損害賠償保障事業特別会計予算に計上される予定である。

---

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、自賠責保険制度に関する審議会の緊密な連携を図り、審議会の意見を十分尊重し、制度の充実、運営の適正化に努めること。

二、ノーロス・ノープロフィットの原則を堅持しつつ、保険料率の見直しを適時・適切に行うこと。

三、損害保険会社等は、保険料等を全額運用することになることを踏まえ、その安全かつ効率的な運用を図るとともに、再保険廃止による事務コストの削減を契機に、徹底した各種経費の節減及び合理化に努めること。

四、保険金等の過少払いと過払いを防止するための業務の改善を図るとともに、被害者等に対する情報開示・説明等を充実させ、また、損害査定の透明性、客観性の定着に努めること。

五、自賠責保険金の支払いと各種公的保険制度による給付が競合する場合、被害者救済に最もふさわしいものが適用されるよう、各制度との分担、調整の円滑化を図ること。

六、政府保障事業の保障金の支払いについて、公平性の確保の観点から、被害者の過失相殺の緩和、実勢を加味した治療費査定及びこれらの事務の早期処理等について検討すること。

七、指定紛争処理機関については、効率的な運用を行うとともに、紛争処理業務の独立性、中立性及び公平性を確保し、所管官庁の出身者がその役員になることは厳に抑制すること。

八、運用益活用事業については、財源が自賠責保険の果実であることに留意し、事業の必要性及び実施方法を見直すとともに、その情報を公開すること。

九、自動車事故対策センターの運営について、事業の内容を見直し、ニーズの高い事業の充実、低い事業の縮減を行うとともに、組織・人員の縮減に努めること。

十、重度後遺障害者等の自動車事故被害者の急増にかんがみ、遺族の心のケアを含めた被害者の保護の充実を図るとともに、いわゆる自損事故を起こした被害者の救済についても検討すること。

十一、療護センターにおける介護病床の整備とともに、一般病院への短期入院・委託等により、介護病床の拡大に努め、重度後遺障害者の療養対策の強化を図ること。

十二、医師会等の協力のもと、診療報酬基準案を作成しその普及に努めているが、未実施の府県があることから、その早期浸透に努めること。

十三、自賠責特会から一般会計への繰入金及び自賠責特会の当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入は、速やかに自賠責特会に繰り戻すこと。

十四、自動車事故の被害者の救済及び自動車事故の防止については、この改正法の施行後五年以内に、社会経済情勢の推移等を踏まえ、賦課金制度の導入の可能性を含め、検討を行うこと。

右決議する。

---

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年六月七日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第一条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　自動車損害賠償責任保険契約及び自動車損害賠償責任共済契約（第十一条―第二十三条の三）」を「第二節　自動車損害賠償責任保険契約及び自動車損害賠償責任共済契約（第十一条―第二十三条の二）　第二節の二　指定紛争処理機関（第二十三条の五―第二十三条の二十一）」に、「第三十九条」を「第七十条」に改め、「第五節　政府の自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（第四十条―第七十条）」を削り、「第八十二条の二」を「第八十二条の二」に、「第八十二条の二」を「第八十二条の三」に、「第九十一条」を「第九十二条」に改める。

第九条の四中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第一項」に改める。

第十六条の二中「損害賠償額」の下に「（第二十八条の四第一項を除き、以下「保険金等」という。）」を加え、同条の次に次の六条を加える。

（支払基準）

第十六条の三　保険会社は、保険金等を支払うときは、死亡、後遺障害及び傷害の別に国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める支払基準（以下「支払基準」という。）に従ってこれを支払わなければならない。

2　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により支払基準を定める場合には、公平かつ迅速な支払の確保の必要性を勘案して、これを定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（書面の交付）

第十六条の四　保険会社は、保険金等の請求があったときは、遅滞なく、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、支払基準の概要その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を当該請求を行った被保険者又は被害者に交付しなければならない。

2　保険会社は、保険金等の支払を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、支払った保険金等の金額、後遺障害の該当する等級、当該等級に該当すると判断した理由その他の保険金等の支払に関する重要な事項であって国土交通省令・内閣府令で定めるものを記載した書面を前項に規定する請求を行った被保険者又は被害者に交付しなければならない。

3　保険会社は、第三条ただし書に規定する事項の証明があったことその他の理由により保険金等を支払わないこととしたときは、遅滞なく、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、支払を行わないこととした理由を記載した書面を第一項に規定する請求を行った被保険者又は被害者に交付しなければならない。

4　保険会社は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、被保険者又は被害者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令・内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面による説明等）

第十六条の五　保険会社は、前条第二項又は第三項の規定により書面を交付した後において、被保険者又は被害者から、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、書面により、保険金等の支払に関する重要な事項（同条第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項を除く。）であって国土交通省令・内閣府令で定めるもの又は同条第三項に規定する支払を行わないこととした理由の詳細であって国土交通省令・内閣府令で定めるものについて説明を求められたときは、次項前段に規定する場合を除き、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、当該説明を求めた者に対し、書面により、当該説明を求められた事項を説明しなければならない。ただし、当該説明を求めた者の同意があるときは、書面以外の方法により説明することができる。

2　保険会社は、前項の規定により説明を求められた場合であって第三者の権利利益を不当に害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該説明を求められた事項の全部又は一部について説明をしないことができる。この場合において、保険会社は、説明をしない旨及びその理由を記載した書面を当該説明を求めた者に交付しなければならない。

3　第一項の規定による説明又は前項の規定による書面の交付（次項において「説明等」という。）は、第一項の規定により説明を求められた日から起算して三十日以内にしなければならない。

4　保険会社は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に説明等をすることができないときは、同項に規定する期間内に、第一項の規定により説明を求めた者に対し、書面により、前項に規定する期間内に当該説明等をすることができない理由及び当該説明等の期限を通知しなければならない。

5　保険会社は、第一項の規定による書面による説明、第二項の規定による書面の交付又は前項の規定による書面による通知（以下「書面による説明等」という。）に代えて、政令で定めるところにより、被保険者又は被害者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令・内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社は、書面による説明等を行ったものとみなす。

（支払等の届出）

第十六条の六　保険会社は、保険金等の支払の適正化を図る必要性が特に高いものとして国土交通省令で定める死亡その他の損害に関し、保険金等を支払ったとき又は第十六条の四第三項の規定による書面の交付をしたとき

は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（国土交通大臣に対する申出）

第十六条の七　被保険者又は被害者は、保険会社による保険金等の支払又は支払に係る手続に関し、次のいずれかに該当する事実があるときは、国土交通大臣に対し、その事実を申し出ることができる。

一　保険金等の支払が支払基準に従つていないとき。

二　第十六条の四第一項から第三項までの規定による書面の交付を行つていないとき。

三　第十六条の五第一項の規定による説明、同条第二項の規定による通知を行つていないとき。

（指示等）

第十六条の八　国土交通大臣は、第十六条の六の規定による届出があつた場合、前条の規定による申出があつた場合その他の場合において、保険会社による保険金等の支払又は支払に係る手続が同条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保険会社に対し、支払基準に従つた支払、第十六条の四第一項から第三項までの規定による書面の交付又は第十六条の五第一項の規定による説明、同条第二項の規定による書面の交付若しくは同条第四項の規定による通知をすべき旨の指示をするものとする。

2　国土交通大臣は、前項に規定する指示を行つたときは、遅滞なく、内閣総理大臣にその旨を通知しなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項に規定する指示を受けた保険会社が、正当な理由がなくてその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4　国土交通大臣は、第一項に規定する指示を受けた保険会社が、前項の規定によりその指示に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、当該保険会社に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5　国土交通大臣は、第三項に規定する公表又は前項に規定する命令を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の同意を得るものとする。

第十九条の二を削る。

第二十三条の三を第二十三条の四とする。

第二十三条の二第一項中「第十九条の二まで及び第二十二条」を「第十九条まで、第二十二条及び前条」に改め、「「共済金」と」の下に「、「保険金等」とあるのは「共済金等」と」を加え、「、「追加保険料」とあるのは「追加共済掛金」と」を削り、「「前条第一項」とあるのは「第二十三条の二第一項において準用する第十六条第一項」と」を「前条第一項」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条第一項」と、「第二十八条の四第一項を除き、以下」とあるのは「以下」と、第十六条の五第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の四第二項又は第三項」と、第十六条の六中「第十六条の四第三項」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の四第一項から第三項まで」と、第十六条の七第二号及び第十六条の八第一項中「第十六条の四第一項から第三項まで」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の四第一項から第三項まで」と、第十六条の八第一項中「第十六条の六」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の六」と、「前条」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の七」と、第十六条の八第二項及び第五項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁（農業協同組合等に係るものを行う場合にあつては第二十七条第一項に規定する行政庁とし、消費生活協同組合等に係るものを行う場合にあつては第二十七条の二第一項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁とし、事業協同組合等に係るものを行う場合にあつては第二十七条の二第二項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁とする。）」と」に、「「第十六条第一項」とあるのは「第二十三条の二第一項」を「第十六条第一項」とあるのは「第二十三条の三第一項」に、「「第十六条第一項及び第十七条第一項」とあるのは「第二十三条の二第一項」を「第十六条第一項及び第十七条第一項」とあるのは「第二十三条の三第一項」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、前項において準用する第十六条の三第一項に規定する支払基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び事業協同組合等の定款において組合員の資格として定められる事業の所管大臣（以下「事業所管大臣」という。）に協議するものとする。

第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（報告及び立入検査）

第二十三条の二　国土交通大臣は、第十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　指定紛争処理機関

（指定紛争処理機関の指定等）

第二十三条の五　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「紛争処理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、紛争処理業務を行う者として指定することができる。

一　職員、紛争処理業務の実施の方法その他の事項についての紛争処理業務の実施に関する計画が、紛争処理業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の紛争処理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員及び職員の構成が、紛争処理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　紛争処理業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて紛争処理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　前各号に定めるもののほか、紛争処理業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

2　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、その指定した者（以下「指定紛争処理機関」という。）の名称及び住所、紛争処理業務を行う事務所の所在地並びに紛争処理業務を開始する日を公示しなければならない。

3　指定紛争処理機関は、その名称若しくは住所又は紛争処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨及びこれらの事項を変更しようとする日を国土交通大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5　指定紛争処理機関は、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、指定紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（業務）

第二十三条の六　指定紛争処理機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　保険金等又は共済金等の支払に関する紛争の当事者である保険会社、組合、被保険者、被共済者又は被害者からの申請により、当該紛争の調停（以下「紛争処理」という。）を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号の申請の手続は、国土交通省令・内閣府令で定める。

（紛争処理委員）

第二十三条の七　指定紛争処理機関は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、国土交通省令・内閣府令で定める数以上の紛争処理委員を選任しなければならない。

2　指定紛争処理機関は、紛争処理を行うときは、前項の規定により選任した紛争処理委員のうちから、事件ごとに、指定紛争処理機関の長が指名する者に紛争処理を実施させなければならない。この場合において、指定紛争処理機関の長は、当該事件に関し当事者と利害関係を有することその他紛争処理の公正を妨げるべき事情がある紛争処理委員については、当該事件の紛争処理委員に指名してはならない。

3　前項の規定により指名される紛争処理委員のうち少なくとも一人は、弁護士でなければならない。

（役員等の選任及び解任）

第二十三条の八　紛争処理業務に従事する指定紛争処理機関の役員（紛争処理委員を含む。次項及び次条において同じ。）の選任及び解任は、国土交通大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、指定紛争処理機関の役員が、第二十三条の十一第一項の認可を受けた紛争処理業務規程に違反したとき、紛争処理業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定紛争処理機関が第二十三条の五第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定紛争処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第二十三条の九　指定紛争処理機関の役員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、紛争処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2　指定紛争処理機関の役員及び職員で紛争処理業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（紛争処理業務の義務）

第二十三条の十　指定紛争処理機関は、紛争処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、紛争処理業務を行わなければならない。

（紛争処理業務規程）

第二十三条の十一　指定紛争処理機関は、紛争処理業務に関する規程（以下「紛争処理業務規程」という。）を定め、国土交通大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　紛争処理業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令・内閣府令で定める。

3　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、第一項の認可をした紛争処理業務規程が紛争処理業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その紛争処理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（説明又は資料提出の請求）

第二十三条の十二　指定紛争処理機関は、紛争処理業務の実施に必要な限度において、保険会社又は組合に対して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2　保険会社又は組合は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、

これを拒んではならない。

（紛争処理の手続の非公開）

第二十三条の十三　指定紛争処理機関が行う紛争処理の手続は、公開しない。ただし、指定紛争処理機関は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

（事業計画等）

第二十三条の十四　指定紛争処理機関は、毎事業年度、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、紛争処理業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定紛争処理機関は、毎事業年度、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、紛争処理業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止等）

第二十三条の十五　指定紛争処理機関は、国土交通大臣及び内閣総理大臣の許可を受けなければ、紛争処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　国土交通大臣及び内閣総理大臣が前項の規定により紛争処理業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第二十三条の十六　指定紛争処理機関は、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、紛争処理業務に関する事項で国土交通省令・内閣府令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（報告及び立入検査）

第二十三条の十七　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、紛争処理業務の公正かつ適確な実施の確保に必要な限度において、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、指定紛争処理機関に対し、紛争処理業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定紛争処理機関の事務所に立ち入り、紛争処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

（監督命令）

第二十三条の十八　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、紛争処理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定紛争処理機関に対し、紛争処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第二十三条の十九　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、指定紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十三条の五第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二　第二十三条の五第三項若しくは第五項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項、第二十三条の十、第二十三条の十三、第二十三条の十四又は第二十三条の十五第一項の規定に違反したとき。

三　第二十三条の八第二項、第二十三条の十一第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四　第二十三条の十一第一項の認可を受けた紛争処理業務規程によらないで紛争処理業務を行つたとき。

五　指定紛争処理機関又はその役員が、紛争処理業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六　不正な手段により指定を受けたとき。

2　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は紛争処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定紛争処理機関への情報提供等）

第二十三条の二十　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、指定紛争処理機関に対し、紛争処理業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供を行うものとする。

（国土交通省令・内閣府令への委任）

第二十三条の二十一　この節に規定するもののほか、指定紛争処理機関及び紛争処理業務に関し必要な事項は、国土交通省令・内閣府令で定める。

第二十七条の二第二項中「当該事業協同組合等の定款において組合員の資格として定められる事業の所管大臣（以下「事業所管大臣」という。）」を「事業所管大臣」に改める。

第二十八条の四第一項第一号中「第四十条及び第七十八条その他この法律」を「第七十八条」に改め、同項第二号中「第四十条その他この法律」を「第十六条第四項又は第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

「第五節　政府の自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業」を削る。

第四十条から第七十条までを次のように改める。

第四十条から第七十条まで　削除

第七十二条第二項、第七十五条並びに第七十六条第二項及び第三項中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第一項」に改める。

第八十二条中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」を「自動車損害賠償保障事業特別会計」に改める。

第八十二条の二第一項及び第三項中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の三第一項」に改め、同条を第八十二条の三とする。

第四章中第八十二条の次に次の一条を加える。

（報告及び立入検査）

第八十二条の二　国土交通大臣は、第七十八条の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社若しくは組合に対し、その業務若しくは経理の状

況に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社若しくは組合の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第八十三条中「自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償責任共済保険事業及び」を削る。

第八十六条の二中「十万円」を「百万円」に改める。

第八十六条の三から第八十八条までを次のように改める。

第八十六条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定に違反した者

二　第二十三条の九第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

三　第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者

第八十七条　偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自動車損害賠償責任共済証明書又は保険標章、共済標章若しくは保険・共済除外標章の交付又は再交付を受けた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八十七条の二　第十六条の八第四項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第八十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八条又は第九条の三第一項若しくは第二項（第九条の五第三項及び第十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十三条の二第一項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第八十二条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

三　第二十八条の四第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定紛争処理機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条の十五第一項の規定による許可を受けないで紛争処理業務の全部を廃止したとき。

二　第二十三条の十六の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三　第二十三条の十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十九条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「一万円」を「二十万円」に改める。

第九十条中「関して、」の下に「第八十六条の三第一号若しくは第二号又は」を加える。

第九十一条第一項中「第二十四条第一項又は第二項の規定に違反したときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十六条の六（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第二十三条の十二第二項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき。

三　第二十四条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四　第二十八条の四第四項の規定による命令に違反したとき。

第九十一条第二項中「第二十六条の三の」の下に「規定による」を加え、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「含む。）の」の下に「規定による」を加え、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第四項を削る。

第九十一条の次に次の一条を加える。

第九十二条　偽りその他不正の手段により、第十六条の五第一項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による説明（第十六条の五第五項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により書面による説明等を行つたものとみなされる場合における説明を含む。）を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

附則第二項中「第五十一条及び」を削り、附則第三項から第十一項までを削り、附則に次の六項を加える。

3　前項の場合においては、自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第百三十四号。以下「特別会計法」という。）第三条中「同条第二項の規定による一般会計からの繰入金、法第七十六条」とあるのは、「法第七十六条」とする。

（自動車事故対策計画）

4　国土交通大臣は、被害者の保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生の防止に資するため、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第四条第四項の規定により特別会計法附則第十五項の規定による読替え後の特別会計法附則第三項に規定する自動車事故対策勘定に帰属した資産を充てて行う被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業に関する計画（以下「自動車事故対策計画」という。）を作成し、又は変更するものとする。

5　政府は、自動車事故対策計画に基づき、自動車事故対策センターに対する自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第四条第四項の出資及び同法第四十条の貸付け並びに自動車事故対策センターその他の自動車事故対策計画に規定する事業を実施する者に対する補助を安定的に行うものとする。

6　国土交通大臣は、自動車事故対策計画を作

成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財務大臣及び国家公安委員会に協議しなければならない。

（保険料等充当交付金）

7　政府は、平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた責任保険又は責任共済の契約について、保険契約者又は共済契約者が保険会社又は組合に支払うべき当該責任保険の契約の保険料又は当該責任共済の契約の共済掛金の一部に充てさせるため、その充てさせるべき額に相当する額の交付金（以下「保険料等充当交付金」という。）を、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、保険会社又は組合に交付するものとする。

8　保険料等充当交付金は、遅くとも責任保険又は責任共済の効力が生じた日の属する年度の翌年度までに交付しなければならない。

（自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部改正）

第二条　自動車損害賠償責任再保険特別会計法（昭和三十年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自動車損害賠償保障事業特別会計法

第一条中「自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償責任共済保険事業及び」を削り、「自動車損害賠償責任再保険特別会計」を「自動車損害賠償保障事業特別会計」に改める。

第三条及び第四条を削る。

第五条の見出しを「（歳入及び歳出）」に改め、同条中「保障勘定」を「この会計」に、「保険勘定」を「同条第二項の規定による一般会計」に、「基く」を「基づく」に、「保障金、自動車損害賠償保障事業の業務の取扱に関する諸費に充てるための業務勘定への繰入金」を「法第七十二条第一項及び第二項の規定による支払金（以下「保障金」という。）」に改め、「一時借入金の利子」の下に「、業務取扱費」を加え、同条を第三条とする。

第六条を削る。

第七条第二項中「保険勘定及び保障勘定に係る」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第四条とし、第八条を第五条とする。

第九条第二項中「第七条第一項」を「第四条第一項」に、「添附」を「添付」に改め、同条を第六条とする。

第十条第一項中「保険勘定又は保障勘定」を「この会計」に、「利益を生じたときは、これを当該勘定の積立金に組み入れて」を「生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条とする。

第十一条の見出しを「（剰余金の繰入れ）」に改め、同条中「各勘定」を「この会計」に改め、「当該勘定の」を削り、同条を第八条とする。

第十二条第二項中「保険勘定及び保障勘定の」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第九条とし、第十三条を第十条とする。

第十四条中「各勘定」を「この会計」に改め、同条を第十一条とする。

第十五条第一項中「保険勘定又は保障勘定」及び「当該勘定」を「この会計」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により借入金をすることができる金額は、賦課金及び法第八十二条第一項の規定による他の会計からの繰入金をもって保障金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

第十五条を第十二条とする。

第十六条第一項中「保険勘定又は保障勘定」及び「当該勘定」を「この会計」に改め、同条を第十三条とし、第十七条を第十四条とする。

第十八条の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第十九条を第十六条とし、第二十条を第十七条とする。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第二項を削り、附則に次の十九項を加える。

（再保険事業等に関する政府の経理の経過措置）

2　自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（以下「再保険事業等」という。）並びに法附則第四項の自動車事故対策計画（以下「自動車事故対策計画」という。）に基づく法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

3　前項の規定により自動車事故対策計画に基づく法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理をこの会計において行う場合においては、この会計は、保障勘定及び自動車事故対策勘定に区分する。

4　前項に規定する自動車事故対策勘定（以下「自動車事故対策勘定」という。）においては、平成十四年四月一日における当該勘定の資産の金額から同日における当該勘定の負債の金額を控除した額に相当する金額をもって基金とする。

5　前項の基金の金額は、附則第八項又は第九項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

6　自動車事故対策勘定においては、附則第十項に規定する当該勘定の積立金からの受入金、当該積立金から生ずる収入、自動車事故対策計画に基づく法附則第五項の規定による貸付金の償還金及び附属雑収入をもってその歳入とし、自動車事故対策計画に基づく同項の規定による出資金及び貸付金並びに補助金、保障勘定への繰入金、一時借入金の利子その他の諸費をもってその歳出とする。

7　前項に規定する保障勘定への繰入金は、予算で定めるところにより、自動車事故対策計画に基づく法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助に係る業務取扱費に充てるための金額を繰り入れるものとする。

8　自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

9　自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失

については、当該勘定の基金を減額して整理するものとする。

10　自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の積立金として積み立てなければならない。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、当該勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

11　自動車事故対策勘定の積立金は、当該勘定の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める額を限り、当該勘定の歳入に繰り入れることができる。

12　自動車事故対策勘定の積立金は、財政融資資金に預託して、運用することができる。

13　附則第二項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合においては、第三条中「この会計」とあるのは「保障勘定」と、「過怠金」とあるのは「過怠金、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金、附則第三項に規定する自動車事故対策勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金」とあるのは「なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還金、借入金の償還金」と、「業務取扱費」とあるのは「法の規定による自動車損害賠償保障事業、なお効力を有する旧自賠法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業並びに法附則第四項の自動車事故対策計画に基づく法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助に係る業務取扱費」と、第四条第二項中「次の書類」とあるのは「各勘定に係る次の書類」と、第七条及び第八条中「この会計」とあるのは「保障勘定」と、第八条中「翌年度」とあるのは「当該勘定の翌年度」と、第九条第二項中「当該年度」とあるのは「各勘定の当該年度」と、第十一条中「この会計」とあるのは「保障勘定」と、第十二条第一項中「この会計に」とあるのは「保障勘定に」と、「この会計の」とあるのは「当該勘定の」と、第十三条第一項中「この会計に」とあるのは「各勘定に」と、「この会計の」とあるのは「当該勘定の」とする。

（保険料等充当交付金の交付に関する政府の経理の経過措置）

14　法附則第七項の規定による保険料等充当交付金（以下「保険料等充当交付金」という。）の交付に関する政府の経理は、保険料等充当交付金の交付が完了する年度までの間、第一条及び附則第二項の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

15　前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合においては、附則第三項中「前項」とあるのは「前項及び附則第十四項」と、「補助」とあるのは「補助並びに法附則第七項の規定による保険料等充当交付金の交付」と、「及び自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定」とする。

16　前項の規定による読替え後の附則第三項に規定する保険料等充当交付金勘定においては、附則第十八項の規定による読替え後の附則第十項に規定する当該勘定の積立金からの受入金、当該積立金から生ずる収入、なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険料及び同条第二項の規定による保険の保険料（以下「再保険料等」という。）、なお効力を有する旧自賠法第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、保険料等充当交付金、なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金、なお効力を有する旧自賠法第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による再保険料等の払戻金及び返還金、保障勘定への繰入金、一時借入金の利子その他の諸費をもってその歳出とする。

17　前項に規定する保障勘定への繰入金は、予算で定めるところにより、当該勘定における保障金の支払財源に充てるため再保険料等のうち政令で定める金額並びに再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付に係る業務取扱費に充てるための金額を繰り入れるものとする。

18　附則第十四項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合においては、附則第四項中「という。）」とあるのは「という。）及び同項に規定する保険料等充当交付金勘定（以下「保険料等充当交付金勘定」という。）」と、附則第八項から第十二項までの規定中「自動車事故対策勘定」とあるのは「自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定」と、附則第十三項中「附則第二項」とあるのは「附則第二項及び次項」と、「同項」とあるのは「これらの項」と、「「過怠金、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金、附則第三項に規定する自動車事故対策勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金」とあるのは「なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還金、借入金の償還金」と」とあるのは「「過怠金、附則第三項に規定する自動車事故対策勘定及び保険

料等充当交付金勘定からの繰入金」と」と、「自動車損害賠償責任共済保険事業並びに」とあるのは「自動車損害賠償責任共済保険事業」と、「補助」とあるのは「補助並びに法附則第七項の規定による保険料等充当交付金の交付」とする。

（保険料等充当交付金勘定の権利義務の帰属等）

19　保険料等充当交付金の交付が完了する年度の末日における保険料等充当交付金勘定に所属する権利義務は、附則第三項に規定する保障勘定に帰属するものとする。この場合において、保険料等充当交付金勘定の当該年度の歳入歳出の決算上剰余金又は当該勘定の積立金があるときは、同項に規定する保障勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

20　保険料等充当交付金の交付が完了する年度における保険料等充当交付金勘定の経費の金額のうち、第十六条第一項の規定による繰越しをするものは、附則第三項に規定する保障勘定に繰り越して使用することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前に政府と保険会社との間に成立した再保険関係及び政府と組合との間に成立した保険関係については、第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「旧自賠法」という。）第四十条から第五十一条まで及び第八十三条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2　前項の場合においては、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法第五十一条中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計」と、第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（以下「新自賠法」という。）第二十八条の四第一項第一号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十条及び第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「準用する場合を含む。）並びになお効力を有する旧自賠法第四十条及び第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」と、新自賠法附則第二項中「第八十二条第二項」とあるのは「第八十二条第二項及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条」と、新自賠法附則第三項中「、「法第七十六条」とあるのは「法第七十六条」と、特別会計法附則第十三項中「納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「納付金」と、特別会計法附則第十六項中「、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入」とあるのは「及び附属雑収入」と、特別会計法附則第十八項中「納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「納付金」とする。

第三条　この法律の施行前に政府と保険会社との間に再保険関係が成立した責任保険の契約に係る保険会社が被保険者に対して支払うべき保険金若しくは新自賠法第十六条第一項の規定により被害者に対して支払うべき損害賠償額の支払又はこの法律の施行前に政府と組合との間に保険関係が成立した責任共済の契約に係る組合が被共済者に対して支払うべき共済金若しくは新自賠法第二十三条の三第一項において準用する新自賠法第十六条第一項の規定により被害者に対して支払うべき損害賠償額の支払については、新自賠法第十六条の六（新自賠法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第四条　自動車損害賠償責任再保険特別会計の平成十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、次項及び第三項の規定を除き、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正前の自動車損害賠償責任再保険特別会計法（以下「旧特別会計法」という。）に基づく自動車損害賠償責任再保険特別会計（以下「旧特別会計」という。）の保険勘定（以下「旧保険勘定」という。）の平成十三年度の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、第四項の規定により第二条の規定による改正後の自動車損害賠償保障事業特別会計法（以下「新特別会計法」という。）附則第十五項の規定による読替え後の新特別会計法附則第三項に規定する新特別会計法に基づく自動車損害賠償保障事業特別会計（以下「新特別会計」という。）の自動車事故対策勘定（以下「自動車事故対策勘定」という。）に帰属した資産の金額から当該資産のうち自動車事故対策センターへの出資金及び貸付金の額に相当する金額を控除した金額は自動車事故対策勘定の積立金として積み立て、第六項の規定により繰り越して使用できる金額は新特別会計法附則第十五項の規定による読替え後の新特別会計法附則第三項に規定する新特別会計の保険勘定（以下「保険勘定」という。）の歳入に繰り入れ、その他の金額は保険料等充当交付金勘定の積立金として積み立てるものとする。

3　旧特別会計の保障勘定（以下「旧保障勘定」という。）及び旧特別会計の業務勘定（以下「旧業務勘定」という。）の平成十三年度の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を新特別会計法附則第十五項の規定による読替え後の新特別会計の保障勘定（以下「新保障勘定」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

4　この法律の施行の際旧保険勘定に所属する権利義務（附則第七条の規定による改正後の平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号。以下「新六年財特法」という。）附則第二項の規定による読替え後の新六年財特法第七条第二項及び附則第八条の規定による改正後の平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号。以下「新七年財特法」という。）附則第二項の規定による読替え後の新七年財特法第十条第二項の規定により一般会計から自動車事故対策勘定に繰り入れられるべきものを除く。）のうち、第一号、第三号及び第五号に掲げる金額を合算した金額の二十分の九に相当する金額から第二号から第五号までに掲げる金額を合算した金額を控除した金額を基準として、新自賠法附

則第四項に規定する自動車事故対策計画に基づく新自賠法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助の安定的な実施に必要なものとして政令で定める金額に相当する資産（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法に基づく再保険関係及び保険関係に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、自動車事故対策勘定に帰属し、その他の権利義務は、保険料等充当交付金勘定に帰属するものとする。

一　平成十四年三月三十一日における旧特別会計法第十条第一項の規定による旧保険勘定の積立金の額に、旧保険勘定において平成十三年度の損益計算上利益を生じた場合には当該利益の額を加え、同年度の損益計算上損失を生じた場合には当該損失の額を控除した額に相当する金額

二　附則第七条の規定による改正前の平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（以下「旧六年財特法」という。）第七条第一項の規定により旧保険勘定から一般会計に繰り入れられた金額から、平成十四年三月三十一日までに同条第二項の規定により一般会計から旧保険勘定に繰り入れられた金額を控除した金額

三　旧六年財特法第七条第一項の規定による旧保険勘定から一般会計への繰入れがなかったとした場合に平成十四年三月三十一日までに旧保険勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する金額

四　附則第八条の規定による改正前の平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（以下「旧七年財特法」という。）第十条第一項の規定により旧保険勘定から一般会計に繰り入れられた金額から、平成十四年三月三十一日までに同条第二項の規定により一般会計から旧保険勘定に繰り入れられた金額を控除した金額

五　旧七年財特法第十条第一項の規定による旧保険勘定から一般会計への繰入れがなかったとした場合に平成十四年三月三十一日までに旧保険勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する金額

5　この法律の施行の際旧保障勘定及び旧業務勘定に所属する権利義務は、新保障勘定に帰属するものとする。

6　旧保険勘定又は旧保障勘定若しくは旧業務勘定の平成十三年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧特別会計法第十九条第一項の規定により繰越しをするものは、保険料等充当交付金勘定又は新保障勘定にそれぞれ繰り越して使用することができる。

7　新特別会計法第四条第二項又は第六条第二項の規定により新特別会計の歳入歳出予定計算書又は予算に添付すべき前前年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書であって自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定に係るものは、平成十四年度（前前年度の貸借対照表及び損益計算書については、平成十五年度を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添付を要しないものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

（平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部改正）

第七条　平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「それぞれ」を削り、「当該勘定」の下に「又は自動車損害賠償保障事業特別会計」を加え、「同特別会計の保険勘定又は保障勘定」を「同特別会計」に改め、同条第三項中「同特別会計の保険勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ」を「自動車損害賠償保障事業特別会計への繰入金は、」に、「保険勘定又は保障勘定の歳入」を「歳入」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2　自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第百三十四号）附則第二項の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車損害賠償保障事業特別会計において行う場合においては、第七条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、「一般会計から同特別会計」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定からの繰入れに係るものにあっては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあっては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「への繰入金は、同特別会計」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

（平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部改正）

第八条　平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「それぞれ」を削り、「当該勘定」の下に「又は自動車損害賠償保障事業特別会計」を加え、「同特別会計の保険勘定又は保障勘定」を「同特別会計」に改め、同条第三項中「同特別会計の保険勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ」を「自動車損害賠償保障事業特別会計への繰入金は、」に、「保険勘定又は保障勘定の歳入」を「歳入」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第百三十四号）附則第二項の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車損害賠償保障事業特別会計において行う場合においては、第十条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」

と、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、「一般会計から同特別会計」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定からの繰入れに係るものにあっては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあっては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「への繰入金は、同特別会計」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第九条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十五号中「自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償責任共済保険事業及び」を削る。

附則第二条第二項中「関する事務」の下に「並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務」を加える。

---

調査報告書

国際問題に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成十三年六月二十日

国際問題に関する調査会長　関谷　勝嗣

参議院議長　井上　裕殿

---

国際問題に関する調査報告

まえがき

本調査会は、第百四十三回国会の平成十年八月三十一日に、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため設置された。

以来、本調査会は、三年間にわたる調査活動のテーマとして設定した「二十一世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」のもと、国連の今日的役割、新世紀の課題と国連、東アジアの安全保障（朝鮮半島情勢・中国情勢）、我が国外交の在り方などについて、参考人等からの意見聴取及び質疑、外務大臣からの報告及び質疑、国連大学等の視察及び関係者との意見交換などを行い、最後に、委員の意見表明及び委員間の自由討議を行って、鋭意調査を進めてきた。その間、平成十一年八月三日に第一年目の調査結果を、平成十二年五月二十六日に第二年目の調査結果を、それぞれ中間報告として取りまとめ、議長に提出した。

本年は、本調査会が設置されて三年が経過する。これまでの諸調査を踏まえ、「二十一世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」について、国連の今日的役割、東アジアの安全保障及び我が国外交の在り方を中心に、それぞれ「主要論議」と「課題と提言」にまとめたので、調査の経過とともに報告する。

目次

一　調査の経過
二　国連の今日的役割
1　主要論議
（一）　国連の理念
（二）　国連による平和と安全の確保
（三）　国連の経済・社会・文化分野での取組
（四）　国連の機構及び財政
（五）　安保理改革と我が国の対応
2　課題と提言
三　東アジアの安全保障
1　主要論議
（一）　東アジアの安全保障環境
（二）　朝鮮半島情勢
（1）　北朝鮮の外交・内政
（2）　南北関係
（3）　米朝関係
（4）　日朝関係
（三）　中国をめぐる情勢
（1）　中国の動向
（2）　米中・日中関係
（3）　台湾問題
（四）　東アジアの安定と安全保障政策
（1）　東アジア経済と地域安全保障
（2）　日米安全保障体制
2　課題と提言
四　我が国外交の在り方
1　主要論議
（一）　我が国外交の基本
（1）　外交の理念
（2）　外交のアプローチ
（二）　外交と安全保障
（三）　外交と文化
（四）　ＯＤＡと外交
（五）　対米関係
（六）　アジア外交
（七）　外交と市民社会
（八）　外交の基盤
2　課題と提言
あとがき

一　調査の経過

第百四十三回国会の平成十年八月三十一日に、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため設置された本調査会は、三年間にわたる調査活動のテーマを「二十一世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」と決定し、調査項目としては、アジア及び世界の安全保障の確保、アジア経済及び世界経済の持続的発展の確保、国連の今日的役割、政府開発援助の在り方、我が国外交の在り方等について調査を進めることとした。

第一年目の調査は、次のとおりである。

○平成十年九月二十五日

「国連の今日的役割」について、明石康参考人（広島平和研究所所長・前国際連合事務次長）から意見を聴取した後、質疑を行った。

○平成十一年二月三日

「アジアの安全保障」について、岡崎久彦（博報堂岡崎研究所所長）及び船橋洋一（朝日新聞社編集委員）の両参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

○平成十一年二月十日

「我が国外交の在り方」について、岡本行夫参考人（株式会社岡本アソシエイツ代表取締役）から意見を聴取した後、質疑を行った。

○平成十一年四月二十一日

「朝鮮半島情勢」についてヤン・Ｃ・キム参考人（ジョージ・ワシントン大学政治学部教授）から、「コソボ問題」について柴宜弘参考人（東京大学大学院総合文化研究科教授）から、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

○平成十一年六月四日

「朝鮮半島情勢」について、重村智計（毎日新聞社論説委員）及び辺真一（コリア・レポート編集長）の両参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

このほか、平成十年十月八日には、金大中大韓民国大統領特別随員である大韓民国国会議員団と「北東アジアにおける安全保障及びアジアの経済危機」について意見交換を行い、平成十年十月十九日には、第二回アフリカ開発会議参加首脳歓迎懇談会を行った。また、平成十一年七月三十日には、「東アジアにおける米国の安全保障政策」についてトーマス・Ｓ・フォーリー駐日米国大使から発言があった後、意見交換を行った。

以上の一年目の調査を踏まえ、「アジアの安全保障」、「国連の今日的役割」、「コソボ問題」及び「日本外交の在り方」についての調査概要を中間報告として取りまとめ、平成十一年八月三日に議決し、同日議長に提出した。

第二年目は、今期調査活動のテーマの下、調査項目である「アジア及び世界の安全保障の確保」のうち、東アジアの安全保障（中国情勢・朝鮮半島情勢）について引き続き調査を進めるとともに、「国連の今日的役割」については、国連改革と国連の機能強化、国連及び国連諸機関を通じた我が国の貢献、国連とＮＧＯとの関係などについて、多角的観点から重点的に調査を行うこととした。

第二年目の調査は、次のとおりである。

○平成十一年十一月二十四日

東アジアにおける安全保障及び国連問題等に関する調査のため本調査会の理事を中心とした議員団が、第百四十五回国会閉会後の平成十一年九月二十八日から十月五日までの八日間、本院から米国及び大韓民国に派遣されたので、「東アジアにおける安全保障及び国連問題等」について派遣議員から報告を聴取し、委員間の意見交換を行った。

○平成十二年二月十四日

「国連による平和と安全の確保」について、功刀達朗（国際基督教大学大学院教授）及び大泉敬子（東京情報大学経営情報学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十二年二月二十一日

「国連をめぐる全般的問題と我が国の貢献」について、小和田恆参考人（財団法人日本国際問題研究所理事長）から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十二年二月二十三日

「国連財政及び国連機関の職員問題」について、田所昌幸（防衛大学校教授）及び伊勢桃代（前国際連合人材管理局部長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十二年三月一日

「国連の経済・社会問題への取組」について、武者小路公秀参考人（フェリス女学院大学国際交流学部教授）から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十二年三月八日

国連大学及び在京の国連三機関（ユニセフ駐日事務所、国連広報センター、ＵＮＤＰ東京事務所）を視察し、ファン・ヒンケル国連大学学長をはじめ関係者と意見交換を行った。

○平成十二年四月十二日

「東アジアの安全保障」のうち中国情勢について、中江要介（元駐中国大使）及び国分良成（慶應義塾大学法学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十二年四月二十一日

「二十一世紀を迎える国連の将来と我が国の国連政策の在り方」について、横田洋三（東京大学大学院教授）、内田孟男（中央大学経済学部教授）及び藤田久一（神戸大学大学院教授）の三参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十二年五月十二日

「国連の今日的役割」について、委員の意見表明を行った。

以上の二年目の調査を踏まえ、「国連の今日的役割」及び「東アジアの安全保障」についての調査概要を中間報告として取りまとめ、平成十二年五月二十六日に議決し、同日議長に提出した。

平成十二年九月に国連においてミレニアム総会及びミレニアム・サミットの開催が予定されていた。この時期に、本調査会が「国連の今日的役割」について多角的観点から重点的に調査を行ったのは、我が国の国連政策及び二十一世紀を迎える国連の現状と課題について議論を深めることが有意義であると認識したからであり、各会派間では「国連ミレニアム総会に向けて、本調査会の「提言」のとりまとめを目指す」ことが合意された（平成十一年十二月三日）。調査会長は、前記各会派間合意と二年目の「中間報告」を踏まえ、更に各般の検討を加えて、平成十二年七月六日に「新世紀の国連に向けて（案）」と題する会長試案を各会派に提示したが、全会派一致の成案には至らなかった。そこで、国連ミレニアム総会に向けた本調査会の「提言」は見送ることとし、三年目に「国連の今日的役割」に関する議論を更に深めることとした。

第三年目の調査は、次のとおりである。

○平成十二年十一月六日

「国連をめぐる最近の動向と我が国の対応」について、河野外務大臣から報告を聴取し、質疑を行った。

○平成十二年十一月十五日

「経済・社会・文化分野における国連活動と専門機関の関係」について、大芝亮（一橋大学大学院法学研究科・法学部教授）、秋月弘子（亜細亜大学国際関係学部助教授）及び岡島貞一郎（同志社女子大学現代社会学部教授）の三参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十三年二月十四日

「国連改革と我が国の対応」について、波多野敬雄（財団法人フォーリン・プレスセンター理事長）、原田勝広（日本経済新聞社編集委員）及

び浅井基文（明治学院大学国際学部教授）の三参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十三年二月二十一日

「国連改革と我が国の対応」について、ラインハルト・ドリフテ（英国ニューカッスル大学教授）、川村亨夫（早稲田大学大学院教授）及び鈴木佑司（法政大学法学部教授）の三参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十三年二月二十六日

「新世紀の課題と国連」について、緒方貞子参考人（前国際連合難民高等弁務官）及び佐藤行雄政府参考人（特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤）から意見等を聴取し、質疑を行った。

○平成十三年三月五日

「東アジアの安全保障」について、高木誠一郎（防衛研究所第二研究部長）、中西寛（京都大学大学院法学研究科助教授）及び山岡邦彦（読売新聞社論説委員）の三参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十三年三月七日

「我が国外交の在り方」について、枝村純郎（株式会社大和総研顧問・住友商事株式会社顧問・元駐ロシア大使）、添谷芳秀（慶應義塾大学法学部教授）及び寺島実郎（株式会社三井物産戦略研究所所長）の三参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十三年四月十八日

「国連の今日的役割」について、委員の意見表明及び委員間の意見交換を行った。

○平成十三年五月二十三日

「東アジアの安全保障」及び「我が国外交の在り方」について、委員の意見表明及び委員間の意見交換を行った。

## 二　国連の今日的役割

「国連の今日的役割」など国連を調査テーマにして参考人からの意見聴取及び質疑を行った調査会は計十回、出席いただいた有識者、研究者、ジャーナリストなど参考人の数は二十名に及んだ。この間、国連大学等の視察及び関係者との意見交換を行い、外務大臣から「国連をめぐる最近の動向と我が国の対応」について報告を聴取して質疑を行い、さらに、国連大使からも説明を聴取し質疑を行った。

昨年九月、国連本部においてミレニアム・サミット及びミレニアム総会が開催された。二十一世紀を迎えた本年は、国連が創設されて五十五年、我が国が国連に加盟して四十四年となる。

本調査会が、世紀をまたいだこの時期に、国連を調査テーマに設定して、体系的かつ集中的な調査を行い、能動的かつ積極的な議論を行った意義は大きく、このような調査は、国会史上初めてのことである。その主な内容は、国連の理念、平和と安全の確保、経済・社会・文化分野での取組及び専門機関との関係、国連の機構及び財政、国連改革と我が国の対応など広範・多岐にわたった。

調査の結果、冷戦終結後の世界で国連や国連機関が重要であること、国連改革に向けた加盟国の取組が求められていることなど基本的な点について、委員の認識はおおむね一致した。しかし、国連による平和と安全の確保の取組、国連安保理改革や我が国の安保理常任理事国入りの問題などについては、意見や認識の一致には至らなかった。

本章では、「国連の今日的役割」など国連をめぐる主要な論議と委員の意見表明を「主要論議」に整理するとともに、これらを踏まえ「課題と提言」にまとめた。

### 1　主要論議

#### （一）　国連の理念

（国連の在り方と我が国の国連外交）

国連の役割について、委員から、国連憲章の精神に立ち戻るべきで、二十一世紀に人類から戦争をなくすことを真剣に考える必要があるとの意見、国連憲章の原則と目的を守ることが、とりわけ国際の平和と安全を守る上で肝要であるとの意見が述べられた。これに対し、参考人から、国連憲章は、国連が武力行使を行うことを完全には禁じておらず、明らかな侵略行為を武力行使で停止させることも、時により必要であるとの見解が示され、委員から、国際連盟の失敗の轍を踏まないために安保理や拒否権の仕組みがあり、国連の改革には国際的な秩序の確保について実効性のある担保的な手段が用意されるべきとの意見が述べられた。

国連と他の国際機関や組織との関係をめぐって、委員から、G8のような組織やNATOのような機構が国連の権威を低下させていく傾向にあるのではないかとの指摘がなされ、地球環境や資源のように多面的な解決が必要な問題では、国連が世界の経済成長の枠組みを定めるようにならないと循環型の地球は維持できないとの意見が述べられた。

我が国の国連外交について、委員から、日本が国際社会や国連の中で持つべき基本的価値観はアジアの価値観であるとの意見が述べられたのに対し、参考人からは、アジア的価値観が西欧の価値観と対抗するとの見方は余りに一般化された議論であり、共通の普遍性があるものを共通の価値観のベースに据えてこそ、国連における共通の価値観に基づいた公益の追求が可能になるとの見方が示された。

委員から、我が国は、日米基軸、アジア中心、国連中心主義という従来からの三原則で外交を進めることがなかなか難しくなってきており、米国の国連回帰を促すことが必要であるとの認識が示され、米国の国益中心主義に基づく外交の現実を直視し、我が国が国連や国際機関を通じた国際協力を強く提案していくべきとの意見が述べられた。また、委員から、米国が国連を積極的に活用するよう、我が国は国連を中心とする米国の平和維持活動に積極的に協力し、米国重視と国連中心主義を両立させるべきであるとの意見が述べられたのに対し、自衛隊はPKOという名目で米国の行う軍事行動にかかわっていこうとしており、軍事力による国際貢献は憲法上認められないので反対であるとの意見も述べられた。

委員から、日本は九〇年代に、PKO協力法を制定し、人間の安全保障を基軸とする国際協力を推進するなど、これまで不得手であった多国間外交や多国間協力への取組を遅まきながら強化し始めたとの意見が述べられたのに対し、参考人は、日本が二十世紀最後の十年に行った努力を評価するものの、NGOの数や緊急事態に出動して働くことのできる陣容も少ないと指摘し、開発や紛争の現場に人が一層出てくれば、いろいろな形での貢献は更に生きてくるとの意見を述べた。

（二）　国連による平和と安全の確保

（集団安全保障）

国連が想定した集団安全保障は、東西冷戦により本来の機能を果たすことができなかった。参考人からは平和確保の主体としての国連は五大国の協調を基礎にしているとの見方、国際関係をつくり出す国々が相互に共同責任に基づいて協調していく時代に入ってきており、これが集団安全保障のエッセンスであるとの意見が示された。委員からは、集団的自衛権を規定する憲章五十一条に基づく安全保障体制にとどまらず、国連の本来の集団安全保障体制が効力を発揮するように努力すべきであるとの意見が述べられたのに対し、地域的取極を活用した紛争処理が現実的かつ効果的であるとの意見、安保理を含めて国連を改革するためには国際的な秩序の確保について実効性のある担保的な手段が用意されなければならないとの意見が述べられた。また、国連の集団安全保障メカニズムがその実効性を発揮し得るよう、特に安保理決議の履行の確保などに対して、我が国は引き続き可能な限りの協力を行うことが必要との意見が述べられた。

また、委員から、軍事的な安全保障のみならず、環境、食糧、教育等の国民生活に直結する様々な問題について話し合う北東アジア総合安全保障機構を設置し、これを国連の傘の下で全世界に拡大すべきであるとの意見、北東アジア非核地帯条約を締結するべきとの意見、世界の各地域において、共通の市場、通貨、議会を有し、安全保障面での力を持つＥＵのような機構ができれば、一つの紛争解決策になるのではないかとの意見、紛争予防のための早期警戒策として、国連による紛争当事者からの意見聴取や人道被害を受けている者の個人通報制度も有用であるとの意見、国連待機軍を創設するべきとの意見、必要に応じて緊急対応部隊等の創設について検討すべきであるとの意見が述べられた。

（国連憲章と武力行使）

ＮＡＴＯ軍のユーゴ空爆について、参考人から、国連憲章に違反する行為であるとの意見が述べられた。参考人から、このことは単に法技術的な議論ではなく、国際社会における秩序の維持という見地から考えるべき問題であり、主権国家から成り立つ現在の国際社会の仕組みの現実と、今日のグローバルな社会における価値をいかに守るかという問題とが抵触したコソボの状況は、過渡期の大きなチャレンジであったとの見解が示され、委員からは、国連の授権がなかったとはいえ、人道的な配慮から民族浄化を食い止めるという国際情勢にかんがみ、米国のとった態度は誤っていないとの意見、米国主導で国連決議を得ずに軍事行動を起こすという国連軽視の動きをどう食い止めるかが大きな課題であり、拒否権を有する大国間の衝突の場合に国連はほとんど無力であるとの認識のもと、国連の安全保障における機能上の弱点を補うための外交的な努力が求められているとの意見が述べられた。

これに対して、委員から、国連憲章の定めた平和のルール、五十年余の国際社会の中で確認されてきた平和の秩序を守ることが肝要であるとの意見、他国への軍事介入は明白な国連憲章違反であるにもかかわらず、これを新たな国際法の形成途上にあるなどとしてあいまいにすることがあってはならないとの意見、国連からの授権を得ていない特定の国が紛争に介入することは憲章上許されず、国連の威信低下にもつながるとの意見、安保理の決定のもとに国連が介入した場合でも、一歩誤れば主権侵害になりかねないという意見が述べられた。

（軍縮と不拡散）

軍縮と不拡散について、委員から、国際的な緊張のレベルを低下させるため、核不拡散・核軍縮に関する現実的かつ具体的な措置を積み重ねるとともに、生物・化学兵器の問題やミサイル等の運搬手段に関する問題、紛争の発生や激化を防ぐ観点から対人地雷や小火器の問題にも取り組むべきとの意見が述べられたのに対し、速やかな核兵器廃絶の誓約を求める新アジェンダ連合提出の決議の採択は、核拡散防止条約（ＮＰＴ）再検討会議における核兵器全廃への明確な約束の表明ともあいまって、核兵器廃絶に向けた国際世論が高まったことを意味するとの認識が示された。

また、委員から、国連の機構として、軍縮、特に核軍縮に取り組んでいくことが大切であり、国連に軍縮問題の理事会を設置すべきとの意見、米露によるＳＴＡＲＴⅡやⅢなどの二国間交渉では核廃絶につながる可能性は低いので、国連の場で核軍縮を中心とした軍縮を進めるべきとの意見、国連による核の管理を行うべきとの意見が述べられた。

（国連の平和維持活動）

国連の平和維持活動の本質について、参考人は、当事者の同意、活動の公正、自衛以外の武力の不行使のＰＫＯ三原則、すなわち「非暴力」が本質であり、これを積極的に国連のピースオペレーションズ（平和活動）の中に位置づけるべきとの見解を示した。

また、委員から、国連の平和維持活動を冷戦終結後の紛争に適用する際の限界についての意見が求められた。参考人は、ＰＫＯは「非暴力」たり得ない状況には適用できないとの認識を示し、「非暴力」で対応できる局面では、国連がピースオペレーションズという大きな枠組みをつくり、紛争予防、平和的交渉、平和維持活動、ピースビルディング等を組み合わせて行動していくべきであるとの意見を述べた。

ＰＫＯと地域機構との関係について、参考人から、人道的介入や強制力を持つ活動は、地域機構等との協力分担関係を持ち、ある種の政治的な合意がなされたときにＰＫＯ三原則による多機能型ＰＫＯを派遣するという役割分担が重要になるとの見解が示され、委員からは、人道問題が起こる場合の「超暴力」の役割を地域機構に丸投げするのではなく、国連の権威のもとで管理するべきではないかとの意見が述べられた。これに対し、参考人は、丸投げということではなく、国連が管理するシステムの中にＮＡＴＯのような軍事同盟的なものも含む地域機構を組み込み、総合的なピースオペレーションズという形で再構築する必要があるということであり、それによって国連の権威失墜にも歯止めがかけられるとの所見を述べた。

（我が国のＰＫＯ活動への協力）

我が国のＰＫＯ活動への協力について、委員から、今日、ＰＫＯの任務は軍事部門から行政部門

まで拡大しており、また、国連平和活動検討パネルにおいて紛争後の平和解決を組み込んだ複合型のＰＫＯがうたわれていることにかんがみ、我が国も可能な協力を行うべきであるとの意見、ＰＫＯ協力法が制定されて既に八年余が経過し、これまでカンボジア、ゴラン高原、東チモールなどで着実に協力の実績を積み重ねてきたことやＰＫＯ協力は既に国民の幅広い理解と支持を得ていることを踏まえ、ＰＫＦ本体業務の凍結解除や必要な法整備を早急に行い、ＰＫＯ活動への人的貢献を一層強化し、人道支援、復興支援を引き続き行っていくべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、委員から、我が国がＰＫＯのために軍事要員を海外に派遣することは日本国憲法との関係で問題があるため反対であり、派遣された要員が軍事的衝突にかかわることになれば、軍事的な解決のために際限なく自衛隊を派遣する危険性を持つものであるとして、国連の場において、協力できない分野を明確にしておくべきであるとの意見が述べられた。また、委員から、国益に関係しない場合の危険を伴う国連活動への参加について、いかに自国民に説明すべきかとの指摘がなされた。

また、参考人から、我が国ではＰＫＦという独立した概念がＰＫＯと対立するかのような議論が行われているが、国連ではＰＫＦという概念は存在しないとの指摘があった。

（人間の安全保障）

紛争、貧困、難民、人権侵害、エイズ等の感染症など様々な問題への取組において、参考人から、国家の安全保障だけではなく、個々の人間の生存、生活、尊厳を確保するという観点から、人間を中心に考える人間の安全保障に着目し、国の利益も最終的には人間を守るためのものとの認識で動くようになってきているとの見方が示された。

また、委員からは、人間の安全保障の考え方はますます重要になっており、我が国はこれを外交の柱に据えるべきとの意見、我が国が国連に設けた人間の安全保障基金への拠出により、個々人に直接成果が行き渡る事業の実施支援を更に拡充強化していくべきとの意見、人間の安全保障を政策概念として整理し、各国の政策立案や実施に役立つ実際的な手段に発展させることが求められているとの意見、人間の安全保障は日本のユニークさをいかすことのできる政策概念であり、世界に通用するスタンダードをつくり、それを多国間外交でいかせれば国際社会をリードできるとの意見が述べられた。

参考人からは、人間の安全保障の概念自体は明確でないが、国際安全保障と人間安全保障問題の概念は必ずしも対立するものではないとの認識、現在の傾向として人道的介入という言葉が使われているが、介入とはいえ軍事行動であり、軍事行動によって実現しようとする目的よりもそれによってもたらされる被害の方が大きいのではないかとの認識が示された。

委員から、現在の国際秩序の中において、人間の安全保障の考えに基づく軍事介入は、まだ受け入れられる考え方ではなく、国家主権を尊重しつつも、包括的な非軍事的手段による紛争予防のより果敢な政策の実現が課題であるとの意見、民族・部族対立という問題を上手に解決していくために我が国及び国連並びにＮＧＯ等との連携は極めて具体的かつ重要な課題であるとの意見が述べられた。

（三）　国連の経済・社会・文化分野での国連活動

（経済・社会・文化分野での国連活動）

冷戦後の国連においては、国際協力、特に経済・社会分野での国際秩序の形成を進めていくことが必要であるが、環境破壊、内戦、難民の大量流出、エイズ等の感染症、資源・エネルギーの枯渇など国家間の地球規模問題への取組と協力を推進するためには、国連及び国連関係機関の果たす役割は大きいとの意見が述べられた。

また、委員から、経済社会理事会（経社理）の実効性を高め、経済・社会・文化分野の国連改革の推進に今後一層努力していくべきであるとの意見、安保理と経社理の二つがより有効に連携し合い機能することが大切であるとの意見、経社理の実質的な機能強化のために、例えば、専門機関に対する予算、人事あるいは政策調整等の面で権限を持たせることが効果的ではないかとの意見が述べられた。さらに、委員から、経社理とＮＧＯとの協議関係を強化していくことが重要であるとの意見が述べられた。

国連システムにおける経済社会協力の調整については、委員から、開発関係の国連機関の間や本部と現地レベルでの調整を図り、国連とＩＭＦ・世銀やＮＧＯとの間の連携を一層強化する必要があるとの認識が示された。参考人から、まず国連システムの加盟国がそれぞれの政策を調整するべきとの意見、国連及びブレトンウッズ機関で第二位の経済的貢献をしている我が国は、双方の政策の歩み寄りに努めるべきとの意見が述べられ、そのためには個々の国連機関を担当する国内行政の縦割りの政策を調整すべきとの意見が述べられた。

（グローバリゼーションへの対応）

委員から、グローバル化に対応するため、安保理同様に拘束力を持つ決定を行える経済安全保障理事会をつくるべきではないかとの意見が述べられた。また、委員から、多国間のより効果的な援助調整と、資金あるいは技術の流れを確保するため、世界銀行・国際開発協会とＵＮＤＰの三つを統合し、新たに国連開発公社を設立すべきではないかとの意見、国連は地球環境を今後の最大課題として取り組み、世界の経済成長や経済活動をコントロールしなければ、人類や生物の存亡にかかわるとの意見、環境問題を扱う国連機関は既に幾つかあるが、環境の視点から「世界環境機構（ＷＥＯ）」の設立が必要ではないかとの意見、クローン問題について生命倫理の観点から国際的な統一見解を国連の場でつくり出していくことが必要ではないかとの意見が述べられた。

冷戦構造の崩壊以降、国際社会の中でグローバリゼーションが一層進み、一種の経済中心の合理主義が地球上を覆う中で、委員から、デファクトスタンダードに基づいて行われる競争に敗れた人に対するセーフティーネットの問題には国家が必要であるが、環境、福祉、人権などについて国連の役割は非常に大きいとの意見、ＩＴ（情報技術）の発達に伴うデジタル・デバイドについては、国連として取り組んでいくべき課題ではないかとの

意見が述べられた。また、知的財産については、先進国が比較的独占する傾向があり、我が国としてリーダーシップの発揮の観点から南北格差を拡げない方向で考えていく必要があるとの意見が述べられた。

（人道支援）

委員から、地域紛争の発生や天災地変による難民・避難民の発生など人道面での緊急事態への対応は重要な課題であり、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などを中心とする取組を引き続き積極的に支援していくべきであるとの意見が述べられた。

冷戦後、国内の紛争が増加したことやPKOが拡大し多様化したことに伴って、PKO要員や人道援助要員の死傷者数は増加してきた。参考人から、国連の仕事は現場にあり、職員の安全確保に関連する予算を強化するべきとの認識が示され、国連要員等安全条約の適用範囲の拡大、安全確保のためのセキュリティ・オフィサーの配置、通信手段の確保が必要であるとの意見が述べられた。

（文化の摩擦と対話）

冷戦後の地域紛争多発の背景には、人種、宗教、文化の複雑な対立があり、グローバリゼーションの進行に伴い文化の摩擦が生じやすくなっており、文化の多様性への配慮が不可欠である。

委員から、我が国は国連の文化面での取組を強化し支援する必要があるとの意見、文明間の対話という考えを我が国としても広めるべきであるとの意見、二十一世紀を異なった文化や文明が共存できる時代にするに当たって、自由や民主主義といった価値を共有し、それを欧米と異なった方法で実現してきた我が国の経験をいかして、アジアの声を代弁することや、アジアの国とともにアイデアを出すべきであるとの意見が述べられた。

## （四）　国連の機構及び財政

（国連総会の機能強化）

国連総会の機能強化について、委員から、財政問題の解決等について総会で決定できることが重要であるとの意見、総会と安保理との関係について議論を深め具体的な提案をするべきであるとの意見、市民活動の活力を取り入れるため、NGOの意見をくみ上げられる組織にすべきとの意見が述べられた。

市民社会の意見を総会に反映させるフォーラムとしての第二総会の設置について、委員から、第二総会の設置には賛同するが、総会の自己否定につながるのではないかとの意見、安保理が承認するかどうかも大きな課題であり、安保理改革や総会の機能強化を併せて行うことが不可欠ではないかとの意見が述べられた。これに対し、資格等の問題はあるが、市民参加によって国連は活性化するとの見方が示され、第二総会を設置し、そこで集約された意見を総会に反映させるべきであるとする意見が述べられた。また、委員から、一人一人の各国民衆が参加できる国連民衆フォーラムを創設すべきであるとの意見も述べられた。

（信託統治理事会）

信託統治理事会については、廃止すべきとの意見が述べられる一方、同理事会の役割は事実上終わったが、自力で政府を構築できない事態も発生しており、破綻国家における国連暫定統治機構の活動を監視する機関として同理事会の模様替えをして対応してはどうかとの意見が述べられた。

（国連事務総長）

委員から、国連の機能強化のために、安保理と総会との関係、事務総長の在り方について議論を深め、政府あるいは議会として具体的な提案をすべきであるとの意見が示された。

（旧敵国条項）

国連憲章の旧敵国条項については、条項削除の手続の着手を求めた国連総会決議が一九九五年に採択され、次の国連憲章改正の際に関連部分を削除することについて合意が得られている。委員から、国際情勢の変化により時代にそぐわなくなった条項であり、本来であれば二十世紀中に改正すべきものであったとの意見、次の憲章改正時に必ず改正するよう加盟各国に強力に訴えるべきとの意見が述べられた。これに対し、委員から、政府は第二次世界大戦の反省をしているとは思われず、旧敵国条項の削除には反対であるとの意見が述べられた。

（国連の財政）

国連が幅広い活動を行っていく上で安定した財政基盤は不可欠であるが、加盟国による未払等により国連の財政は深刻な危機に瀕している。

委員から、国連予算の効率化の推進が重要であり、安定した財政基盤確保には、まず主要国がその滞納を解消する努力を払うべきであるとの意見、米国に対し分担金の支払を説得していくべきとの意見が述べられた。また、委員から、外国為替取引に国際税を課すトービンタックスを含めた国連の財源確保の在り方について指摘があり、参考人から、国連の財政問題の解決に役立てようとするものではあるが、株式操作や為替レートの変化により利益を得る経済の仕組みを変えなくては、国連に財源が集まっても効果的に使えないとの意見が述べられた。

我が国の通常予算分担金の支払について、委員から、我が国は通常予算分担金の支払という国連憲章上の義務を果たすとの立場であり、経済力に応じた公平な負担と権限に応じた公正な負担という二つの観点が重要であるとの意見、国連が我が国の国益に非常に重要であり更に利用すべきとの視点が出てくれば、分担金に対する消極的な考え方は払拭されるとの意見、日本の発言力と財政負担との均衡の観点及び我が国の最近の財政事情等から、国際機関への財政負担問題について積極的な国会論議が必要であるとの意見、分担金等を黙々と払うのではなく、国連に支出の削減を強く主張することで我が国の地位を高めるべきとの意見が述べられた。これに対し、参考人から、国会が予算審議のプロセスを通じて国連予算の問題を真剣に議論することは望ましいが、国連憲章の義務違反となる分担金の不払によって国連に圧力をかけるのは日本のとるべき道ではなく、冷戦時代に定められた途上国割引制度のような仕組みの再検討が必要であるとの意見、国際公共財たる国際機関を維持していくことは先進国の責任であり、仮に選択的な関与をするにも個々の機関の活動を調査・分析することが前提であるとの意見が述べられた。

（五）　安保理改革と我が国の対応

国連は、国際社会の課題の解決を求めて各国が共同作業を行う場であり、安保理はその中で国際の平和と安全を守る中心的役割を担っている。紛争、貧困と開発など二十一世紀の国際社会が直面する様々な課題への取組において、国連が主要な役割を果たすには、安保理の構成は、国際社会の政治的・経済的な勢力関係が大きく変化している現実を十分には反映していない。また、冷戦後の国際社会における紛争の性格や形態の変化により、伝統的な安全保障の分野のみならず、人道、開発等の分野でも安保理の重要性が高まっており、軍事面のほか経済・社会分野で貢献できる国の役割が増大している。こうした状況を背景に、特に冷戦後、国連で安保理改革の議論が続けられている。

参考人から、最近は、安全保障を論ずるにはその背後にあるすべての問題の論議が必要であり、国連が扱うすべての問題が安保理で討議されているとの認識、国連難民高等弁務官が安保理への出席を頻繁に求められるなど安保理は国内紛争に対処せざるを得なくなっているとの認識が示された。これに対し、参考人から、複雑かつ多様な国際問題を、安保理で無理やり国際の平和と安全として議論することは安保理の本来の機能をゆがめるとの意見が述べられた。

また、参考人から、安保理の改革は、その実効性と正統性を高めるものでなければならないとの認識が示され、委員から、我が国は、安保理改革の実現に向け積極的に働きかけていくべきとの認識が示される一方で、二十一世紀の国連が第二次世界大戦の結果から脱し新たに出発することが安保理改革に必須の要件であるとの意見が述べられた。

冷戦が終結した今日の五大国の拒否権の在り方について、参考人から、実際には常任理事国といえども拒否権を簡単には行使できないが、拒否権の存在によって手続がゆがめられる事実は残っているとの認識、委員からは、常任理事国による拒否権の行使を制限する方向に進める努力が必要であるとの認識が示された。

我が国の常任理事国入りについて、委員から、我が国は常任理事国になるべきであり、あらゆる外交の場をとらえて常任理事国入りの意思を明確に表明すべきであるとの意見、常任理事国入りを国連外交の中で最優先すべきとの意見が述べられたのに対し、常任理事国入りを求めるのは自然と考えるが国連活動の最重要課題とせず中長期的な戦略とすべきとの意見、常任理事国入りには反対であるとの意見が述べられた。

また、委員から、国連に多大な貢献をしてきた我が国がその責務に合った国際社会の期待にこたえるには、国際の平和と安全に能動的かつ積極的に取り組める地位を与えられるべきとの意見、我が国は貿易や資源の面で世界中の国々とかかわりを持ち、各地で多発する紛争の影響を直接間接に受けているとの認識、北東アジアの多国間安保など我が国周辺の国際安全保障に対しても常任理事国の地位を得て発言することはその議論に重みを増し国益を守る上で望ましいとの認識が示された。

常任理事国入りと国連の軍事行動について、委員から、常任理事国入りによって日本が国連の軍事力行使の指揮に責任を負うことは憲法の平和原則に反するとの意見、湾岸戦争のような事態が再び起きたとき日本が軍事的貢献を求められる可能性もあるとの意見が述べられたのに対し、すべてのＰＫＯに参加する必要はなく、物資補給や医療など戦闘にかかわらない分野でできる限りのことをするということも可能であるとの意見が述べられた。

常任理事国入りの姿勢について、委員から、常任理事国は、推されて受け身でなるものではなく国益にのっとり自らかち取るべきものとの意見、常任理事国入りの意思を明示しなくては日本外交の顔は見えないとの意見が述べられた。これに対して、委員から、我が国の常任理事国入りを当然と考えるが、官僚主導の偏った常任理事国入り運動が国のイメージを悪くしており、開かれた国連づくりや拒否権をなくす運動を着実に行っていくべきとの意見、慎重な対応が必要であり、またアジア太平洋地域を代表する立場からこれら諸国の合意を得ることが前提であるとの意見が述べられるとともに、世界から推されて平和な国の日本という形で自然に入っていくことが今後の活動のためにも極めて大切であるとの意見、自然体で尊敬される国になるべきで、援助をちらつかせ工作に走るべきでないとの意見も述べられた。

我が国の常任理事国入りが国連や国際社会に何をもたらすかについて、委員から、非核三原則を国是とし、戦争をしないことを明言している我が国が、国連の中枢部で平和、軍縮・核不拡散を議論することで核廃絶の達成に寄与することができるとの意見、第二次世界大戦の戦勝国以外の国が加わることが安保理の正統性を高め、二十一世紀にふさわしい国連をつくることができるとの意見、紛争の防止や紛争原因の除去への取組の中で、人間の安全保障を外交の柱とする日本の果たせる役割は大きいとの意見、グローバリゼーションの過程で生ずる問題に対処するため、ＮＧＯも交えた国連改革の論議を進める上で、南と北の双方の期待を背負う我が国が果たせる役割は大きいとの意見、アジア諸国の立場を安保理に反映させることができるとの意見が述べられた。これに対して、委員から、米国の戦略や行動に確固たる自主的な態度や行動がとれない我が国の常任理事国入りには疑問を持つとの意見が述べられ、日本は本当にアジアの代表になれるのかとの疑問が示された。また、常任理事国入りにより米国追従の判断はできなくなるとの認識も示された。

国連の安保理改革作業部会での議論が始まって七年余りが経つが、委員から、常任理事国入りに向けた今後の取組について、国連創設六十周年に当たる二〇〇五年を目標に改めて具体的な戦略の詰めを行うべきとの意見が述べられた。また、常任理事国たるにふさわしい実績をつくるとの観点から、二〇〇二年の非常任理事国選挙には立候補するよう政府に求めるとの意見が述べられた。

2　課題と提言

一　新世紀の国連の課題と我が国の役割

冷戦の終結は平和の時代の到来を期待させたが、民族、宗教等に起因する国内あるいは国家間や地域の紛争が多発し、多くの難民・避難民が発生し、また、地球環境の悪化、大規模自然災害の発生、ヒト・モノ・カネ等の不法な移動などの国際犯罪、テロ、感染症の蔓延、人権抑

圧など、二十一世紀を迎えた国際社会は、従来の国家単位の枠組みでは対処できない様々な問題に直面している。さらに、最近の情報通信技術の飛躍的進歩等によるグローバリゼーションの加速は、貿易・投資など国境を超えた経済活動を増大させ、世界的規模での経済の効率化を進め、異なる文化間の交流を促進するなど、全体として豊かさをもたらす一方で、その恩恵の配分が均等でない結果、貧富の差を拡大し、社会や文化の多様性に影響を及ぼす例もあるなど深刻な問題も生んでいる。

このような問題への取組に国連やその関連機関は欠くことのできない存在であるが、国連が冷戦後の国際環境の変化や新世紀の課題に対応し得る機構となるためには、その現状を検証し、改革や行動を果敢に行うことが必要であり、国連に集う百八十九の加盟国によるたゆまざる努力が求められている。そのような中にあって、我が国は、国連憲章に基づく平和と安全の確保を主要な任務とする普遍的国際機構である国連の意義や目的を改めて確認した上で、二〇〇〇年九月に採択された「ミレニアム宣言」に沿って、新世紀における国連の改革と機能強化に、可能な限りのあらゆる貢献と努力を行い、国際社会における役割を果たすべきである。

二　我が国の国連外交

国連が新世紀の諸課題に適切に対処することは、自国の繁栄の基盤を世界に依存する我が国にとって極めて重要であり、また、普遍的国際機構である国連は外交の場としての有用性が極めて高い。これまで我が国は、国連大学、国連の行財政改革のための賢人会議、アフリカ開発会議における包括的開発アプローチ、人間の安全保障の考え方に基づく取組などにイニシアティブをとってきたが、国連に対するアイデアなどの概念的貢献はまだまだ不十分である。二十一世紀の国際社会が直面する問題の解決のためには、資金や人だけでなく、政策形成や実行手段における新しいアイデアが必要とされる。そこで我が国は、これまで必ずしも十分でなかったルールセッティングやアジェンダセッティングを含む知的イニシアティブの能力を高め、そのアイデアによる提案や具体的行動を通じて加盟各国を動かし、我が国の国連中心外交を更に実のあるものにするよう努めるべきである。

三　人間の安全保障

二十一世紀を迎えた国際社会は、貧困、環境破壊、薬物、国際組織犯罪、エイズ・結核・マラリア等の感染症、難民・避難民の増加、対人地雷など様々な問題に直面している。また、女性や児童などの社会的弱者や少数者の権利と生活が十分に確保され、尊重される状況には至っていない。そこで、こうした問題への取組において、個々の人間の生存、生活、尊厳を確保するという観点から、人間一人一人を中心に置く「人間の安全保障」という考え方がますます重要になっている。

我が国は、二十一世紀を人間中心の世紀にするため人間の安全保障を外交の柱に据え、国連に設けた人間の安全保障基金への拠出及びそれに基づく事業の実施支援に力を注いでいるが、先進国間で、また先進国と途上国間で人間の安全保障に関する認識に差違が認められ、共通の認識が十分に得られていない状況にある。

このため、我が国は、人間の安全保障委員会での論議の活性化や人間の安全保障に関する研究機関の設立などを通じて、人間の安全保障の政策概念を整理し、世界に通用する基準をつくり出すとともに、国家主権を尊重しつつ、紛争の予防や解決のため、国連や各国、さらにNGO等に代表される市民社会との間の建設的なパートナーシップを構築するなどの取組を更に拡充強化すべきである。

四　国連と市民社会との連携

国連の活動には、加盟国政府だけでなく、NGO、職能団体、専門家集団、企業、自治体など市民社会との協力・連携がますます重要になっており、経済・社会分野における政策実施面を中心に築かれてきた国連と市民社会との協力関係を、国連のより多くの分野での政策決定、実施、フォローアップにまで広げ、市民社会の参加プロセスを一層恒常的なものにし、新しいパートナーシップを形成すべきである。

我が国の国連外交においても、このような認識に立って、NGOなど市民社会の動向を政策形成に反映させるよう努めるとともに、NGO等の市民社会による政策形成への参画の在り方についての検討を深めるべきである。

五　平和と開発への取組

冷戦終結後、紛争の性格は大きく変化しており、広い形で平和や安全の問題を考えることにより、永続する平和を地域や社会の中に創り出すことが課題になっているが、国連はそうした課題に必ずしも有効に対処できていない。紛争の予防から平和維持・平和構築、さらには貧困など紛争の潜在的要因の除去、紛争の解決までの各段階に応じた対応が必要であり、平和と開発とのリンケージや地域の実情に応じた対応が必要である。

このため、ODAは、貧困の軽減や飢餓の解消、社会集団間の不平等の解消や対立の緩和など紛争の原因の除去に役立てるべきであり、そのための幅広い対話や協議を行う必要がある。また、紛争後の平和構築においては、緊急人道援助から長期的な開発援助までの空白を解消し、紛争の再発を防止するため、国際支援を途切れなく行うべきである。この観点から、紛争後の平和構築を組み込んだ国連の活動には、我が国も可能な協力を行うべきである。さらに、内戦等によって、お互いに恐れや恨みを抱く人々が共に生きられるよう、共生の基盤づくりが求められているが、こうした取組には国際社会の息の長い支援が必要であり、我が国は、UNHCRの共生プロジェクトなどに幅広い支援を継続すべきである。

六　国連の人的基盤の強化と日本人職員

国連がその任務を遂行するには、国連事務局の人的基盤の強化が不可欠であり、総会決議で採用と昇進等に関する客観的な評価基準を定めるなど、総合的かつ明確な人事政策の確立が必要である。

国連事務局には、二〇〇〇年末現在、百十名の日本人職員が勤務しているが、通常予算分担率その他の条件を加味した「望ましい職員数」の下限である二百五十七名の半分にも満たない状況にあり、しかも、政策決定にかかわることのできるP5（課長職）以上の職員のうち日本人は十六名と、その三％に過ぎず、日本人職員の増加に加えて政策決定に参画できるポストの獲得が課題である。このことは国連関連機関についても同様である。

日本人職員の採用や採用後の昇進について、国連代表部を先頭に政府全体での取組を更に強化するとともに、政府及び民間部門（大学院・研究機関・企業及び経済団体）が協力して、国際機関で活躍できる人材の養成と発掘に計画的に取り組むことが必要であり、特に、国際機関で通用する経営管理の考え方の習得、指導力やコミュニケーション能力の向上、英語力の強化や英語教育の抜本的改革が求められている。

七　国連関連情報の国民への提供

政府は、多国間外交の場である国連の重要性にかんがみ、一九七〇年代半ばまでは「国連情報」や「国連時報」のような刊行物を通じて国連の主要な課題や我が国の国連外交に関する情報を提供していた。現在、その種の刊行物は発行されておらず、国連及び国連関連情報へのアクセスは、国連のホームページや同省の刊行物「国連総会の事業」などによって可能ではあるが、最近におけるNGOなど市民社会の国連に対する関心の高まりにかんがみれば、国連や我が国の国連外交に関する情報の提供としては必ずしも十分とは言えない状況にある。

政府は、国連外交に対する考え方、国連における我が国の提案や総会での投票行動、それらに対する他国の反応など国連における外交活動に関連する情報を、インターネット等を通じて広く国民に提供し、今後重要性を増す多国間外交の中核である国連に対する国民の理解を深める情報提供に努めるべきである。そのために必要な広報予算等の拡充を図るべきである。

八　国際機関等への拠出と国会の関与

国連をはじめとする国際機関や基金等に対する我が国の拠出金・分担金・出資金の歳出総額は、平成十年度に三千五百八十八億円に上っているが、これら拠出金等と国際機関や基金等が行う事業（特に政策決定や新規プロジェクト）との関係について、政府全体として注意と関心を払い、我が国の政策全体との整合性をとり、政策的な評価を行って、国民に対する説明責任の向上を図る体制は必ずしも十分とは言えない。

政府は、国際機関や基金等への資金提供に当たって、我が国の政策との整合性の観点から関連する情報の一元的把握に努め、拠出等の必要性や事業実施の状況等について、国民や国会への情報開示を積極的に行うとともに、国会の関係委員会においても、所管事項の審査及び調査を進める中でこれらの問題について関心を強めることにより、納税者である国民への説明責任を果たすべきである。

九　国連総会への国会議員団の派遣

毎年九月に開会される国連総会には、政府代表団のみならず、各国の国会議員や各種NGOが国連本部を訪れて、国連総会等を傍聴し、諸外国の政府代表や国会議員、国連関係者、他のNGOとの意見交換を行っているが、そこに日本の国会議員の姿は極めて少ない。

国民の代表である国会議員が、国政の立場から国連外交の現状を視察し、国連関係者、各国の政府代表や国会議員、国際的NGO関係者などと積極的に意見交換を行うことは、国連中心の我が国外交にとっても有意義であると考えられるので、国連総会開催時に超党派の国会議員を派遣する方策について、関係各機関での検討を要望する。

一〇　ユネスコ

東西冷戦終結後、民族、宗教、文化等の違いに根ざした複雑な対立や地域紛争が頻発する中で、多様な文化や価値観に配慮し、共生することのできる世界を目指していくため、教育、科学、文化等の分野での国際協力に携わるユネスコの役割はますます重要となってきている。

このため、我が国は、ユネスコに対し財政・人材面での一層の役割を果たすとともに、共通の人類益となるようなユネスコの事業をより有意義に展開していくための知恵を提示し、国家・地域間の相互理解が促進されるよう積極的なイニシアティブの発揮に努めるべきである。また、我が国は、一九八四年以来ユネスコから脱退している米国に対し、あらゆる機会をとらえて、その復帰を促すべきである。

一一　国連大学等の活性化

国連大学は、国連システムの中で果たすべき役割と責任を明確にして、その地位の向上を図り、国連の「知」の担い手として、二十一世紀には文明間の対話促進に貢献し得る機関への発展を目指すべきである。そのためには、次世代の若い研究者や大学院生の力を得て研究と教育の両面から活性化を図るとともに、本部と世界各地の八つの研究・研修センターの活動との連携を一層深め、また、国連の諸機関や世界各国の大学・研究機関との連携・協力関係を更に密接にし、そのネットワークを拡充すべきである。その際、国連大学憲章の改正の必要性の有無についても検討するとともに、その財政基盤の強化に、日本はもとより加盟各国が協力すべきである。

国連大学の存在意義と活動状況を日本国民に周知する活動を強化する必要があり、国連大学をはじめ国連諸機関の駐日事務所では、各機関の性格に配慮しつつ、研究者、市民、自治体、企業などからのアクセスを容易にする施策を進めるべきである。このことは、国連広報センターについて特に望まれる。

一二　難民等に対する支援の強化

冷戦終結後、地域・民族紛争が多発し、しかも、その多くは国内の紛争であるなど紛争の形態が変化している。これに伴い、難民等の数は二千六百万人まで急増し、二〇〇〇年末でも二千二百万人に上っており、国内で難民化した人々も増加している。UNHCRは難民問題に包括的に取り組む唯一の国連機関としてその任

務を遂行しているが、新世紀の国連にとって、難民問題への取組とその改善は重要かつ喫緊の課題である。

我が国は、難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱に位置付けており、国民レベルでも難民問題への貢献とＵＮＨＣＲへの協力を継続し、強化すべきである。難民の半数近くは十八歳以下の子供たちであり、ＵＮＨＣＲに新設された難民の中等教育のための「難民教育基金」への協力もその一つである。

三　沖縄への国連機関の誘致

アジア・太平洋地域における国連の地域活動の実効性を高めるとともに、国連の政策決定にアジアや日本の視点を反映させるため、国連側のニーズ及びバンコクのアジア・太平洋経済社会委員会の活動との競合に配慮しつつ、この地域の中心に近い沖縄に国連機関の事務所を設置することの検討を提唱する。新設の事務所では、将来的には、環境、開発、人権、軍縮・不拡散などの問題にも取り組み、沖縄が「国連シティ」として発展することを期待している。

三　東アジアの安全保障

本章では、朝鮮半島情勢など「東アジアの安全保障」をテーマにした五回の調査会に加えて、三年間に議論されたアジアや我が国の安全保障に関する論議と委員の意見表明を「主要論議」に整理するとともに、これらを踏まえ「課題と提言」にまとめた。

1　主要論議

（一）　東アジアの安全保障環境

東アジアは、日本の平和と安定そして繁栄にとって極めて重要な地域であるが、政治経済情勢は必ずしも安定せず、常に将来への期待と不安が交錯している地域でもある。この地域の安全保障で最も懸念される問題は、南北が対立する朝鮮半島情勢及び台湾との関係を含む中国情勢である。また、分離主義の台頭などにより不安定さを増すインドネシア情勢にも見られるように、東アジアは、民族、宗教、領土など固有の様々な不安定要因を抱えている。

委員から、東アジアには、ＮＡＴＯや欧州安全保障協力機構（ＯＳＣＥ）のような集団安全保障のメカニズムが存在しないが、そのメカニズムが成立しにくい根本的な原因は、アジアの多様性にあるとの見方が示された。参考人からは、アジアにＯＳＣＥのようなものができればよいが、中国が台湾の武力解放を言っている限りは不可能との見解、アジアでは信頼醸成や集団安全保障の環境が十分に整っていないとの見解が示された。

また、委員から、北東アジアに関しては、南北朝鮮の対峙、中台間の対立、ロシアの動向という要素に、唯一の超大国である米国の国益に基づく東アジア戦略が強く作用しているとの意見が示された。参考人からは、朝鮮半島と中台関係の二つの問題は冷戦の産物であるが、冷戦の終えんは問題を複雑化こそすれ、問題の解決を容易にするものではないとの見解が示された。

（二）　朝鮮半島情勢

朝鮮半島においては、九八年から九九年にかけて、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の弾道ミサイルの発射や核施設疑惑などにより緊張が高まったが、その一方で、北朝鮮は次第に積極的な外交活動を展開するようになった。昨年六月、初めての南北首脳会談が実現し、南北和解が大きく進展した。しかし、その後の南北間の和解と交流に向けた動きは足踏みの様相を見せている。また、本年一月に誕生した米国のブッシュ新政権は、対北朝鮮政策の見直しを行っている。

（1）　北朝鮮の外交・内政

北朝鮮の外交について、委員から、朝鮮半島で長年続いてきた対立構造が短期間に平和と安定の構造へ転換するという性急な期待を抱くことはできず、その先行きはいまだ不透明との意見、北朝鮮は依然として軍事力による瀬戸際外交という手法を本質的には変えていないとの意見が述べられた。参考人からは、北朝鮮は自国の体制の脆弱性を強く認識し、現体制の保障と生き残りを図る瀬戸際外交を続けているが、これまでの交渉過程で見られたような前向きな約束を取りつけつつ、南北の平和共存による朝鮮半島の平和定着という最終的な望ましいゴールに向けて更に努力していく必要があるとの見解が示された。

北朝鮮の政治体制について、委員から、北朝鮮は民衆の力で政権が倒れる国ではなく、危機的な経済状況も以前からのものであるため当分は崩壊しないとの意見、北朝鮮が多くの国と国交を回復し交流を進めていくと体制崩壊の可能性が高まるのではないかとの意見が述べられた。参考人からは、周辺国はいずれも北朝鮮の崩壊を望んでおらず、国内的にも金正日総書記に対抗する勢力がないため、北朝鮮の現体制は当分継続するだろうとの見解、経済の回復や成長により社会的動因が生じたとき、体制崩壊の一つの重要な素地ができるとの見解が示された。

（2）　南北関係

委員から、金大中韓国大統領の「太陽政策」などにより、南北首脳会談が実現したとの認識が示されるとともに、「太陽政策」を支持するとの意見が述べられた。

北朝鮮が南北和解に前向きな姿勢を示す一方で、ミサイルの配備は継続していると見られ、委員から、南北の和解は本物ではないのではないかとの懸念が示された。参考人からは、首脳会談以降、朝鮮半島の和解の潮流は起きているが、軍事的緊張緩和が進んでいないために和解と交流に向けたプロセスは依然もろさを内包しており、朝鮮半島に恒久的な平和を定着させるには、朝鮮休戦協定に代わる取決めが必要であるとの見解、今回の南北和解の波は過去三回の波とは違い、首脳が署名した文書を発表していることから、若干の停滞はあってもしばらくは続いていくだろうとの見解が示された。

（3）　米朝関係

米国のブッシュ新政権の対北朝鮮政策について、委員から、クリントン政権とは異なり若干強硬な姿勢を見せており、日本の対北朝鮮政策に変化を求めてくることもあり得るとの意見、ペリー報告の扱いなどが前政権と異なるものになりつつ

あることは様々な影響を与えているとの意見が述べられた。参考人からは、ブッシュ政権はクリントン政権の基本路線を否定はしないが、実質的な意味での安全保障上の変化が見られない限りは早急に動くことはないとの姿勢を示していると理解でき、北朝鮮に対し「太陽政策」をとる韓国との関係が問題になるとの見解が示された。

また、日米韓三国の政策調整について、参考人から、米国では新政権の下で北朝鮮政策の再検討が行われているが、韓国では南北首脳会談以後の南北交流を踏まえた国内の調整が必要になっており、日本では日朝国交正常化交渉が停滞し日朝関係を再構築する必要が生じているので、三か国の調整作業も再構築すべきであるとの見解が示された。委員からは、日米韓三国の共同歩調は北朝鮮のより開かれた外交姿勢を生み出した最も大きなファクターであり、ブッシュ政権が日韓両国との同盟重視を鮮明にしていることは三か国の連携を深めていく好機となるが、それぞれ二国間の関係に難しい問題があるため、三か国の連携は試練を迎えるのではないかとの意見が述べられた。これに対し、参考人は、北朝鮮あるいは北東アジアの将来について望ましい共通の政策目標を設定し、そのために必要な手段や政策を繰り返し協議していく姿勢が重要であるとの見解を示した。

（4）　日朝関係

我が国の対北朝鮮政策について、委員から、「太陽政策」と「北風政策」との二者択一ではなく、その中間で柔軟かつ具体的なドクトリンをつくっておくことが必要との意見、基本的には「対話と抑止」のスタンスをとってきたが、日本独自の抑止のシステムを有しているとは言えないとの意見が述べられた。

日朝関係について、委員から、ペリー報告を作成した米国、「太陽政策」を打ち出した韓国と比べて、日本は後れた側面があり、現在停滞している日朝国交正常化交渉を前進させることが求められているとの意見、北朝鮮との早期和解と友好政策を推し進めるべきであるとの意見が述べられた。

参考人は、日朝国交正常化には、①地域の安定と繁栄への貢献、②北朝鮮における対日感情の好転、③過去の清算、の三つの意味があるとの認識を示した上で、日朝国交正常化は、欧州諸国等と北朝鮮との国交正常化とは全く異なり、相当の経済協力が伴うという側面があることに加え、日本としては軍事的脅威を残したまま国交を正常化することはできず、日本が立ち後れているとは思わないとの見解、日本は正常化のメリットを真剣に考え、北朝鮮にとって日本との関係を深めていくことがプラスになるという側面を強調することが重要であるとの見解を示した。

また、委員から、日朝間の大きな課題は、ミサイルの開発・配備の問題と日本人拉致問題であるとの認識が示された。ミサイル問題について、参考人は、北朝鮮が日本に届くミサイルを保有した場合には国交正常化はしないとの外交方針を明確に伝えるべきとの見解を示した。拉致問題について、これまでに日本政府は、北朝鮮による拉致の疑いのある日本人の数は七件十人と判断していると国会に報告している。参考人は、この問題を残したまま日朝国交正常化はできず、その問題の解決を強く北朝鮮に主張し続けることが重要であるとの見解を示した。委員からは、交渉の入り口に困難な問題を置いて、これが解決しなければ対話に進まないとの手法はとらない方がよいとの意見、いわゆる拉致疑惑について、政府は直接の証拠がないことを認めており、捜査の到達点の現状に立って、それにふさわしい交渉による解決が必要との意見が述べられた。

（二）　中国をめぐる情勢

中国は、近年、経済成長に伴い、軍事力の近代化を進めている。また、国内的には、ＷＴＯ加盟への期待が高まる一方、国内企業の倒産、失業者の一時的増大というデメリットの克服という課題を抱えている。加えて、昨年三月、台湾独立を唱える民進党の陳水扁氏が総統選挙に勝利する前後に、中国首脳が「武力行使も辞さぬ」との発言を行い、また、米国のブッシュ新政権は中国を戦略的パートナーではなく競争相手とする見方を表明している。

（1）　中国の動向

今後の中国について、委員から、経済発展が更に進むと、アジアにおける中国の存在感はますます大きくなるとの見方、中国の台頭によって、周辺諸国に対する影響力は非常に大きくなってくるとの見方が示された。参考人からは、将来の中国について考えるばかりではなく、今日の中国との付き合い方を真剣に考えることが十年後の中国と付き合うことにつながってくるとの見解が示された。

中国の国内事情について、委員から、中国はＷＴＯ加盟を目指し世界経済に積極的に参加する意思を示しており、改革開放政策を推進し、国際環境の安定を志向するものと期待されるが、これに伴う失業問題の深刻化や一党支配に根ざす腐敗の構造化など深刻な国内問題を抱えているとの認識、中国の社会主義市場経済は巧妙な手法だが、それも限界に近づき、民主化や改革が必要になっているとの見方が示された。これに対して、参考人から、ある種の閉塞状況が中国国内で広がってきているが、ＷＴＯ加盟を突破口にして経済や政治の分野でも変化していき、透明性の増した社会に移行することを待つほかないとの見解が示された。

（2）　米中・日中関係

委員から、東アジアの安全保障を決定づけるのは米中関係であり、今後の米中関係は、「協力と競争」が混在する形となろうとの見方が示された。ブッシュ政権の対中政策については、冷戦の再来と思わせるほど強硬路線をとり始めているとの見方、コンテインメント（封じ込め）とエンゲージメント（関与）とを合わせたコンゲージメント（封じ込め及び関与）政策をとり、競争的共存関係を求めてくるだろうとの見方が示された。これに対して、参考人は、ブッシュ大統領は、クリントン政権の対中政策を変えたと一部では理解されているが、経済的には中国を重要な存在であるとし、その意味では変えていないとも言えるとの見方を示した上で、米国は、中国を①核保有国、②兵器拡散国、③台湾との関係、の三つの点で脅威として強調する側面があるのは確かであるとの所見を述べた。

日中関係について、参考人から、中国は日本に対して、政治的には過去の問題を中心に抑え込

み、安全保障上はできるだけ小さな脅威にし、経済的には日本から最大限の利益を得るという政策をとり続けるだろうが、日本はそれに反発するのではなく、日本自身の戦略を持つことが必要であるとの見解、中国が国際的なルールを守り、世界の潮流である民主主義の方向へ進むことを支援していくことが日中関係改善のための最大のポイントであるとの見解が示された。

また、日米中三か国の関係について、委員から、米中関係を良好に保つために日本は、日中友好と日米同盟の強化が矛盾しないことを踏まえ、米中間の「橋渡し役」「調整者役」を果たすべきとの意見、正三角形の「日米中トライアングル」を目指し、まず民間レベルでの協力（セカンドトラック）を進め、次第に政府レベルでの協力（ファーストトラック）に強化していくべきであるとの意見が示された。これに関し、参考人からは、日米には同盟関係があるため、日米中三か国の関係が正三角形であるとの見方には賛成できず、中国との関係強化はそのことを踏まえ模索すべきであるとの見解が示された。

（3）台湾問題

委員から、中国と台湾との間の緊張関係が、今後のアジアの行方、そして日米を含めた関連諸国に、大きな影響を与える要因になり得るとの見方が示された。参考人からも、台湾海峡は国際的な海峡であり、主要海上交通路である上、中国は台湾の統一に武力行使の選択肢を放棄しておらず、米国が台湾の安全保障にコミットしていることから、この問題は地域安全保障上の重要な問題になることもあり得るとの見方が示された。その一方で、参考人からは、中国が台湾に武力行使した場合のコストは非常に高く、台湾の人心の離反、台湾の大きな荒廃と、それ以上に対米関係、対日関係に大きな衝撃をもたらし、中国として得るところは非常に少ないとの見方、米国その他の国が余計なことをしなければ、台湾当局も中国の北京政府も力に訴えて何かしなければならぬとの立場には全く立っていないとの見方も示された。

台湾問題に関する我が国の立場について、委員から、「一つの中国」の原則は明瞭であるとの意見、日中共同声明の立場を堅持し、統一の方法は中台の自主性に任せるべきとの意見が述べられた。参考人からは、台湾海峡を挟む問題は、日本にとっては中国の内政問題であり、国際的に見れば米中間の問題であるとの見解が示された。

また、我が国のとるべき対応については、委員から、中国が武力を行使して統一を図ろうとした場合は、日本は強硬に反対するべきとの意見、中国は長期的な視点に立って、武力解放政策を捨て、平和的に民族の融和を図るとの意思を表明すべきであり、日本はその側面支援を行うべきであるとの意見が述べられた。

（四）東アジアの安定と安全保障政策

東アジアには冷戦後も幾つかの対立関係が存在するが、その一方で、安定を求める新たな動きも起きている。この地域では、八〇年代半ば以降の「東アジアの奇跡」と言われた急速な経済成長と九七年の金融危機の経験を踏まえ、安全保障にとって経済の安定がいかに重要であるかが十分に認識され始めている。また、安全保障政策を冷戦構造の枠組みでとらえることが困難になってきており、ASEAN地域フォーラム（ARF）など地域安全保障の重要性が徐々にではあるが認識され始めている。こうした中、昨年十月、米国防大学国家戦略研究所から「米国と日本―成熟したパートナーシップに向けて」（アーミテージ・レポート）が発表された。

（1）東アジア経済と地域安全保障

東アジアの経済と安全保障との関係について、委員から、東アジアでは経済的な相互依存の高まりにより地域の一体感が生まれつつある、この一体感を強化し、経済的にも繁栄させるためには、地域の安定化が不可欠であるとの意見、東アジアの安定を確保するためには、その前提となる、①貧富の差をなくすための住民の生活の向上、②人治のシステムから法治のシステム確立への誘導、③第一次産業の安定した基盤の構築などの諸条件の整備が重要であるとの意見が述べられた。参考人からは、九七年の金融危機で大きな打撃を受けたインドネシアに見られるように、経済、特に金融や通貨は破壊力を持っており、その混乱は社会問題、政治問題、民族問題に発展し、ナショナリズムを噴出させる危険があるとの見解、ARFなどの信頼醸成措置は安定した経済基盤がなければ積み上げられないとの見解が示された。また、委員から、東アジアの平和・安定と繁栄のための具体的措置として、中国、台湾、南北朝鮮を含めた自由貿易圏あるいは経済共同体を日本のイニシアティブのもとで創設すべきとの意見、多様性の存在を認めつつ共同のコミュニティー意識を醸成することが必要であり、各国の経済レベルをできるだけ近いものにすることが必要であるとの意見が述べられた。

また、地域安全保障について、委員から、ARFはこの地域を網羅する唯一のフォーラムであり、将来はこれを進化させ、アジア版OSCEに育てていくことが、東アジアの最も現実的な安保システム構築の道筋であるとの意見、平和と安全のための対話機構としてARFを重視するとともに、経済問題のみならず安全保障・政治的イニシアティブを強めているASEANプラス3（日中韓）という枠組みも注目すべきであるとの意見、ARFが今後重要な役割を担っていくと思われるが、日本としては、日米安保体制を基軸としつつ、ARFにおける相互理解の増進と信頼関係の醸成に努めていくべきであるとの意見が述べられた。また、委員から、①日本、韓国、北朝鮮、モンゴルによる北東アジア非核地帯条約の締結、②日本政府による不戦国家宣言、③自衛隊を災害救助隊・国際協力隊に改編、縮小という三つの柱に基づき、「北東アジア総合安全保障機構」を構築すべきとの意見が述べられた。

（2）日米安全保障体制

日米安全保障体制に関し、委員から、日本が憲法の制約の中で米国の期待に本当にこたえられるのか、対応が不十分だと日米関係が危険にさらされることはないかとの懸念が表明された。この点に関し、参考人から、米国が日本に期待し、それが果たされない場合に生じる失望感は懸念されるべき問題である、広い視野の中で問題を位置づける姿勢が不可欠であり、米国の期待に漸進的にこたえていくことが長期的に見て日米関係に重要であるとの見解が示された。また、参考人から、米

国は自らの世界戦略と米国民の世論の支持の枠内でしか日本を守らないとの指摘がなされ、我が国は米国との軍事協力関係を再設計すべきであり、基地の段階的縮小や地位協定の見直し、東アジアの安定のための日米の軍事協力、アジアにおける軍事分野の多国間協力が重要であるとの見解が示された。

また、極東における米軍のプレゼンスの問題に関して、委員から、米国が中国を競争的相手として位置づけ、またロシアを引き続き牽制する意味においても、米国の世界戦略にとって在日米軍基地、特に沖縄の地政学的価値は潜在的に高まるとした上で、日本が米国独自の軍事戦略に一方的に巻き込まれることは絶対に避けるべきであるとの意見が述べられた。また、委員から、二十一世紀の東アジアにおける平和と安定を築いていくためには、日米両国の自制とリーダーシップが欠かせず、また、我が国が平和憲法を守ること、在日米軍の大幅削減が必要であるとの意見が述べられた。参考人からは、米軍の削減はこの地域の脅威の縮小に見合ったものでなくてはならないとの見解、米軍の前方展開十万人体制がオーバープレゼンスであるか否かの判断は難しいとの見解が示された。

弾道ミサイル防衛（ＢＭＤ）に関しては、従来から内外で、それが核軍縮・廃絶に結びつくのか、それとも核軍拡をもたらすのか議論がなされてきた。委員から、実現可能性の議論は別にして、外交上の抑止力となるという点で戦域ミサイル防衛（ＴＭＤ）研究への参加は日本の国益にかなうのではないかとの意見が述べられた。これに対し、委員から、米国の国家ミサイル防衛（ＮＭＤ）計画は東アジアの平和と安全に寄与するどころか、軍拡に拍車をかける危険性があり反対である、米国はＴＭＤ推進を日本に勧め、日本に軍事的役割の増大を求めており、これが軍拡に拍車をかけることになるとの意見が述べられた。この点に関し、参考人から、日本が研究段階に加わることが将来の一つのオプションとなり有利になるとの意見、ＮＭＤ、ＴＭＤが軍拡を促進する危険性はゼロではないが、これらがなくても軍拡は進み、研究を推進する段階で軍拡につながることはないとの見解が示された。

2　課題と提言

一　南北和解の潮流定着への支援

昨年六月、朝鮮半島分断後初めての南北首脳会談が行われ、半世紀にわたり厳しい対立状況が続いてきた朝鮮半島に平和到来の期待が生まれた。しかしながら、共同宣言にうたわれた金正日総書記のソウル訪問が首脳会談から一年以上経過した現在に至っても実現しないなど、南北の和解と交流に向けた動きは足踏みの様相も見せている。南北和解の潮流が定着し、朝鮮半島に真の平和がもたらされるように、我が国としても積極的な支援をしていく必要がある。

二　日朝国交正常化交渉の推進

日朝国交正常化には、北東アジア地域の安定と繁栄に寄与すること、これまでの不正常な関係を正すこと、日朝間の様々な懸案における進展を図ること、という意味合いがある。これらを踏まえて、国交正常化交渉に粘り強く取り組み、これを更に推進していくことが重要である。

三　日中の相互理解の深化

日中関係は、我が国にとって最も重要な二国間関係の一つであり、新世紀における日中関係の発展は、アジア太平洋地域のみならず、世界の平和と繁栄にとって極めて重要な意味を持つ。そこで、平和と発展のための友好協力パートナーシップを確固たるものにするため、両国間で合意された諸文書を踏まえ、あらゆる分野・レベルにおける対話を一層充実させ、両国民の間の真の意味での相互理解を深めることが求められる。

四　「東アジア平和研究所（仮称）」の創設

我が国は、東アジア地域との歴史的な関係を踏まえ、この地域の平和と安定を維持しその繁栄を図るため、これに係る積極的な活動をすべきである。そのために、既存の研究機関の拡充やネットワーク化を含め、中国、朝鮮半島を専門に調査研究する「東アジア平和研究所（仮称）」を創設すべきである。なお、同研究所においては、外国の研究者を招へいするなど、幅広い角度から研究を進めるべきである。

四　我が国外交の在り方

冷戦後の世界の情勢は、地域紛争の多発や宗教、民族主義に根ざす対立の激化による世界の不安定化、米国の力の突出と中国の躍進、市場経済の規模の拡大、情報通信革命などに伴うグローバリゼーションの急速な進展など大きな変化が生じている。それに伴い、我が国外交を取り巻く問題も多様化、複雑化してきている。

本章では、「我が国外交の在り方」をテーマにした二回の調査会に加えて、三年間に議論された我が国外交の在り方に関する論議と委員の意見表明を「主要論議」に整理するとともに、これらを踏まえ「課題と提言」にまとめた。

1　主要論議

（一）　我が国外交の基本

（1）　外交の理念

（外交と国家像）

参考人から、我が国は、国益と国際社会の利益との調和を意識しつつ多国間外交を重視するミドルパワーを目指すべきとの意見が示され、委員から、ミドルパワーであるという現実と自らをそう名乗って内外に発信することとは異なるとの指摘がなされた。これに対し、参考人は、漠然とした大国意識が結果として国民の不満を募らせ、国際協調主義的な戦後日本外交の実態や国際社会への建設的な貢献が「大国のレンズ」で見られることによって違った評価を受けたと指摘し、日本をミドルパワー的視点からとらえ直し、そこから外交体制の立て直しを始めたらどうかとの意見を述べた。委員から、国家像がない中で日米安保や憲法九条を軸にした政治は、政治の思考停止であり、我が国は二十一世紀の国家像をきちんとつくるべきとの意見が示され、参考人からは、国家の役割が縮小・特定化されていく世界的な流れがあり、増大する市民社会との整合性の問題など、グローバルな視点を加味した国家像の議論が求められて

いるとの見方が示された。

委員から、我が国のチャームが低下している状況で、多元化外交に向かうための戦略はいかにあるべきかとの指摘がなされた。これに対し、参考人は、チャームの低下はアイデンティティーの崩壊が原因であり、自己を革新できる理念を固めれば、我が国には技術、人材、資金が備わっており、これらを活用し国としての総合設計力を持てばチャームは回復するとの認識を示した。

（理念や価値観の発信）

委員から、外交の理念や原則を明確にし、国際社会に発信していくべきとの意見が述べられ、参考人から、国際関係においては、軍事力や経済力のような力だけでなく、精神的な吸引力や文化的な魅力すなわちソフトパワーが極めて重要な要素であるが、我が国にはソフトパワーが欠けているとの認識が示された。

参考人から、国際社会を長期的に展望すると、グローバリゼーションの行き着く先は、石油をはじめとする資源争奪戦になるであろうとの見方が示され、委員からは、環境破壊や貧困問題はより深刻になるとの見方が示された。参考人は、いたずらに物質的な豊かさを求める価値観を転換し、人類の破滅を回避するために英知を出すことが、歴史や伝統のある日本のような国の責任の一つであるとの意見を述べた。委員から、新しい思想の発信の一例として、我が国のＯＤＡ原則をより攻撃的・能動的なものにすべきとの意見が述べられたのに対し、参考人から、我が国の最も顕著な国際貢献の手段であるＯＤＡを、国際統合の流れに取り残される後発国の立場に立ち、日本の経験をいかした独自の開発理論によって進めていけば、外交上の力を得るとの見方が示された。

また、委員から、「揺らぎ」のような我が国のよさを否定せず、理念としていかすべきとの意見が述べられ、参考人から、外交が力を持つためにも、優れてはいるが余りにも玄妙な我が国の伝統や思想の理論化、体系化に衆知を集めて取り組むべきとの意見が述べられた。

（２）外交のアプローチ

（外交の方向性と姿勢）

外交の目指す方向性について、委員から、世界平和と安定こそが最大の国益であり、我が国は世界平和のために主体的かつ積極的に取り組む必要があり、まず国連中心の平和外交と国連改革を推進すべきであるとの意見、米国に対して自主的な外交を展開し、我が国外交における一層のダイナミズムを追求すべきであるとの意見、アジアに外交の軸足を置き、自主独立の外交を貫くべきであるとの意見が述べられ、参考人から、外交の役割は異なる価値観の間を調整し、橋渡しをすることではないかとの見方が示された。

求められる外交上の姿勢について、委員から、我が国だけが常に受益者の立場で自己中心の経済的豊かさを追求できる時代は終わったとの認識に立ち、「志のある外交」を進め、謙虚にして誇り高い国として繁栄を維持すべきであるとの意見、日本の視点を更にアピールし、メッセージを送ることが非常に重要であるとの意見、国民の立場に立ち、国民の利益を擁護する自主的な外交を行うことが重要であるとの意見が述べられた。

また、委員から、これまでの我が国外交においては、あいまいな対応や、穏便に処理するために対立や摩擦、政治問題への発展を殊更に避けるような外交姿勢が見受けられたが、真正面から問題解決に努力する姿勢が必要であるとの意見、我が国の外交交渉で、相手国との問題が解決しなければ交渉を開始しないとの態度は過ちであるとの意見が述べられた。

（外交課題への取組）

外交上の課題への取組について、委員から、地球温暖化、エネルギー問題、貧困、難民、食糧問題、感染症等の地球規模問題群について、国益、人類益の両者を追求しつつ、信頼と評価を得るように努力すべきであるとの意見、最終的に我が国が目指す座標軸は自由貿易体制であり、輸出相手国を確保するためには経済外交が重要になるとの意見、平和憲法を持つ国として軍縮に取り組み、世界で唯一の被爆国として核廃絶のイニシアティブをとるべきであるとの意見が述べられた。

我が国外交を強化するための具体策について、委員から、リーダー自らが主導する首相外交を強化するため、パブリック・ディプロマシーを推進するとともに、首相外交と経済外交等との総合的なリンクを開発すべきであるとの意見、外交上の「抑止」のシステムを確立するため、経済制裁の機動的発動を可能とする体制を整備し、軍事目的に転用される民生技術の流出を防止する体制をつくるべきであるとの意見が述べられた。

（北方領土問題）

北方領土問題をめぐる外交について、委員から、四島返還を踏まえた日露協力を推進すべきとの意見、返還交渉における二元外交、外交秘密主義を排し、その上で日露各般の協力関係と相互理解の促進への努力を継続すべきであるとの意見が述べられた。また、参考人から、交渉の基盤に据えるべきは九三年の「東京宣言」であり、同宣言の「歴史的・法的事実に立脚し」との文言からすると、同宣言で言及され両国が合意している「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が非常に重要であるとの意見が述べられた。

（二）外交と安全保障

（同盟と集団安全保障）

委員から、我が国は、戦後、冷戦構造の中で平和憲法を堅持しつつ、米国との間に安全保障条約を結び、外交、安全保障の面でその判断と責任の多くを米国に依存してきたため、国際社会への貢献に際して、日本外交は全体として顔が見えず後手に回る対応に終始してきたとの見方が示された。委員から、二国間同盟の時代から地域的な集団安全保障の時代に来ているとの意見、冷戦終結によりアジア太平洋全体の危機管理の側面を有するようになった日米安保を、包括的な二国間同盟から多国間協調体制へ移行すべきとの意見が述べられた。

参考人から、同盟と集団安全保障は全く性質の異なるものであり、集団安全保障は同盟を補完するものではあってもこれを代替するものではなく、歴史の上で成功した例もないことから、同盟は不可欠であるとの意見が述べられた。委員から、日米安保体制は、朝鮮半島情勢の悪化防止や中国の覇権的行動の抑止のためにも、東アジアの安定装置、すなわち公共財として機能し、日米同

盟をあらゆる側面で深化させるべきとの意見、米中関係の中で我が国としてどう対応するかが問題となるが、日米同盟の強化は不可欠であるとの意見、軍事面のみならず経済面や文化面を含む幅広い日米協力関係を基軸として国際社会の諸問題の解決を推進すべきとの意見が述べられた。

これに対し、委員から、日米安保条約をなくし日本が自主独立の外交を行うことが東アジアの平和のためにも重要なことであるとの意見、日米安保条約に対する評価がどういう立場であろうと日本外交の基本に据えるべきは国連憲章であるとの意見が述べられた。参考人から、米国との同盟関係が必要ないような集団安全保障体制の確立が理想ではあるが、それまでは現在の日米同盟関係が唯一の選択肢であるとの見解、同盟は運命ではなく選択すべきオプションであり、相手国が持続しようとする関係を二十一世紀にどのようにつくるかが重要であるとの見解が示された。

参考人から、我が国が自己完結的な防衛力を持たないとすれば、どこかと同盟を組むことが唯一の選択肢であり、組む相手は自由と民主主義という価値を共有する米国以外にはないとの見解、日米同盟というかけがえのない外交的な資産は明確に認識しておくべきとの見解が示される一方、日米安保を手放せない日本は伝統的な意味での大国ではなくミドルパワーであろうとの見方、日本の主体性のなさは安全保障問題にあり、安全保障の軸足を根源的なところで定めることができれば、その他の領域における主体性も同時に高まるとの意見が示された。

（集団的自衛権）

委員から、集団的自衛権の行使は認められるべきであるとの意見が述べられた。行使の根拠については、国民の意識の変化などを見極めながら、憲法の解釈の変更でなく改正によって認められるべきであり、また行使に当たってはアジア各国との信頼醸成が何よりも重要であるとの意見が述べられた。これに対し、委員から、平和を維持できたのは日本国憲法を守っていきたいという日本国民の思いからであり、集団的自衛権の行使は憲法違反であると政府も述べてきたではないかとの指摘がなされた。この点に関し、参考人から、日本は集団的自衛権を有しており、行使できるが憲法の精神に従って容易に行使しないと宣言すればよいとの意見が述べられた。

また、委員から、アーミテージ・レポートは日本に平等な関係を求めているが、それが武力行使のレベルの平等性を意味するのか日米間で十分に話し合い、日本の考えを明確に示すべきであるとの意見、同報告に記された集団的自衛権の行使は、我が国の憲法で禁じられており、絶対に容認できないとの意見、集団的自衛権の行使は、有事法制化と併せて極めて危険なものであるとの意見が示された。これに対し、参考人から、日本国憲法を最も厳密に解釈することは国連憲章が機能していない状況では難しいとの見解が述べられた。

また、参考人から、自衛権は国の固有の権利として認められているものであり、現在の政府の解釈は、憲法の理念を尊重する立場からこれを行使しないという政治的決定であるとした上で、同盟関係というのは一方で巻き込まれの危険を伴うが他方で見捨てられる危険もあり、そのどちらが大きいかは判断の問題であるが、現在の日米関係においては、巻き込まれの危険よりもむしろ日本が米国から見捨てられる危険を重視すべきであるとの見解が述べられた。

（三）　外交と文化

参考人から、外交上、精神的な吸引力、文化的な魅力が極めて重要な要素であるが、日本は人を引きつける力に欠けているとの指摘がなされた。委員からは、外交に文化の力を最大限に活用する戦略をとるべきであるとの意見、高い文化水準は尊敬の対象であり、紛争の原因となる対立を乗り越えるためにも文化交流は重要であるとの意見が述べられた。

また、委員から、それぞれの国が歴史の中で培ってきた伝統、文化、技術を人類共通の遺産として共有すべく国際交流を進めるべきとの意見、民衆があらゆるレベルで交流して相互理解を深め、相互の文化と伝統を尊重し、信頼の醸成に努めていくことが求められているとの意見、文化や芸術は外交政策のようなフォーマルな形ではなく人々の中に入っていくことができるとの意見、日本のサブカルチャーや若者文化を含めた新しい文化交流を打ち出すべきとの意見が述べられた。

（四）　ＯＤＡと外交

ＯＤＡと外交の関係について、委員から、ＯＤＡの戦略的な活用を進め、政治的・外交的発言を増やしてめり張りをつけるべきとの意見が述べられた。参考人からは、ＯＤＡは我が国外交の有効な政策手段であり、単に人道主義的に対外援助をするというだけでは国民の理解が得られず、国益を考えて重点的に支援することが必要であるとの意見、ＯＤＡの理念に余り政治的な要素を加えるべきではなく、より後発国の立場に立った援助が必要であるとの意見が述べられた。

また、委員から、我が国は世界最大のＯＤＡ供与国として今後とも貢献すべきであるとの意見が述べられた。これに対し、委員から、我が国のＯＤＡは依然として大型のインフラ支援に偏り、顔の見える小規模支援への取組も不十分であり、贈与より借款に重点が置かれているため、重債務貧困国ではその焦げ付きが問題化しているとの意見、ＯＤＡ大綱の策定により平和、人権、環境、基礎教育や保健等に配慮されるようになったが、実行段階での透明性は十分とは言えず、ＯＤＡの情報公開はなお今後の課題であるとの意見、経済協力が各国民の利益になるように必要な見直しを行うことも課題であるとの意見が述べられた。

（五）　対米関係

委員から、ブッシュ政権が発足し、米国の対日政策はより緊密な関係を求めるものになっているとの見方が示された。対米外交については、委員から、軍事面のみならず、経済面、文化面を含めた幅広い協力関係を築くべきであるとの意見、我が国外交において日米関係が基軸であることは論を待たないが、より我が国の自主性を重んじた外交にすべきとの意見、米国との外交は密接な政治的経済的な関係から重要であることは言うまでもないが、対等平等の友好関係を発展させるべきであるとの意見が述べられた。参考人からは、経済関係における日米協力の深化は重要であり、日米間をより親密にしていくため、投資、貿易を含む

包括的な構想が必要であるとの意見が述べられた。

また、参考人から、戦後の日本外交は米国と付き合うことをもって外交と言いかえているような部分があるが、これからは、外交軸の多元化や多角化が必然的な流れであるとの見解が示された。

（八）　アジア外交

委員から、世界の人口の六割を占めるアジアは二十一世紀に大きな飛躍が期待されており、政治・経済・安全保障の対話が進みつつある中でアジアに軸足を置いた外交は一層重要になっているとの意見、アジア地域においては特に国民相互の理解を一層深め、その平和と安定の維持に全力を挙げ、経済、開発、環境等の諸問題の解決を積極的に推進すべきであるとの意見が述べられた。

中国について、委員から、二〇五〇年の人口は約二十億人と予想され、改革開放路線に沿って経済発展が更に順調に進み、ＷＴＯへの加盟が実現すれば、アジアにおける中国の存在感はますます大きくなるとの見方が述べられた。参考人からは、中国の台頭は二十一世紀の日本の進路に横たわる与件として存在するとの意見が述べられた。

また、委員から、日中・日朝関係は、歴史的・地理的に密接な関係にあり、将来にわたって両国との共存共栄を図っていくべきであるとの意見、アジア地域における日本と米国の国益は完全に一致するものではないとの意見が述べられた。

さらに、委員から、インドは地政学的にも人口・資源の点でも大変大きな力を持っており、中国に対する牽制という意味でも、我が国の外交戦略にインドを十分視野に入れるべきとの意見が述べられた。

アジア諸国との歴史認識については、戦後五十周年に当たる一九九五年八月の村山総理大臣談話の中で、我が国は歴史の事実を謙虚に受け止め、アジア諸国の人々に対して痛切な反省の意と心からのお詫びの気持ちを表明する旨が述べられている。

参考人から、日中間の歴史認識の原点は、カイロ宣言、ポツダム宣言、日中共同声明、日中平和友好条約及び日本国憲法第九十八条であるとの意見、十分な知識や理解、反省がない日本側の発言や行動等に中国は不満を感じており、共同声明や平和友好条約などを理解した上で中国と議論すべきとの意見が述べられた。委員からは、過去に日本が中国に侵略的な行為を行ったことは否定できない事実であり、日本の政治家としてこれを真摯に受け止め、反省しておくことが必要であるとの意見、日中の友好関係推進のため、過去の清算を行うことが重要であるとの意見、過去の誤りを率直に認めなければ、二十一世紀には日本はアジア諸国から孤立してしまうとの意見が述べられた。

委員から、中国、韓国、東南アジア諸国と共同して、正しい歴史認識を共有するための「歴史認識共同プロジェクト」を立ち上げるべきであるとの意見、日本、中国、韓国それぞれの主張を調整し、統一的な理念を創造することが重要であるとの意見が述べられた。

アジア諸国に対する戦後賠償問題について、委員から、政府間で法律上解決済みとしているが、ＯＤＡで賠償の埋め合わせをしているとも受け取られる手法は、戦争被害者個人にとっては納得がいかず、今後とも引き続き課題となるとの意見が述べられた。

（七）　外交と市民社会

参考人から、国際政治の担い手は非常に多様化し、国家だけではなく自治体やＮＧＯが重要な位置を占めてきているとの見方、国際政治における主体は、今後、国家のみならず、地域機関、国際機関、ＮＧＯさらには個人などが担っていくとの見方、外交分野において、政府としてＮＧＯ等の市民社会の動向を政策形成の上で更に反映させていくことが重要であるとの認識が示された。

委員から、外務省の行う外交は、基本的に国益の増進を目指したものであるため、ＮＧＯや議員外交などのチャンネルも使い、これを補完していく必要があるとの意見、海外に友人をつくり交流を図るような国民外交の啓発が必要であるとの意見、ＮＧＯの果たす役割は非常に大きいが、我が国は育成や支援の面で後れており、日本国内のみならず、海外においてもＮＧＯに対する支援について幅広く検討すべきであるとの意見が述べられた。

（八）　外交の基盤

外交の基盤について、参考人から、外交インフラの充実なくして外交戦略はないとの意見、専門家集団としての外務省、国民の代表で構成される議会、良質なマスコミの三者で外交政策を決めていくことが重要であるとの意見が述べられた。

委員から、我が国は調査研究と情報の調達能力が十分でないとの意見、参考人からは、「民」の力を結集し多様なサポートを得たシンクタンクを育てる必要があるとの意見が述べられた。これに対し、委員から、外交戦略の立案に資するため、中国、朝鮮半島を総合的に研究する「東アジア平和研究所」を設立すべきとの意見、既存の研究所の機構を拡充強化し、外国から研究員を招き研究の層を厚くすべきとの意見が述べられた。また、委員から、我が国に欠如している情報インフラの整備は必要であり、これと報償費の問題とを混同してはならないとの意見が述べられた。

外交強化のための人材育成について、委員から、我が国ではシンクタンクにおける研究と人材や人的ネットワークを拡充強化する必要があるとの意見が述べられた。参考人からは、外交強化のためには、グローバリゼーションという潮流の中で、本当の意味での総合戦略を設計することのできる人材の育成を図るべきとの意見、国際発信力を育てるため、自分で物を考え自分の意見を言う教育及び語学教育を子供のときから行うことが重要であるとの意見が述べられた。

2　課題と提言

一　外交基盤の強化

外交を進めるに当たっては、外交組織の専門性、議会の活発な議論、多様な調査研究などが必要である。とりわけ、世界の情報の収集や分析に当たる研究機関は外交基盤の一つとして重要な役割を担うが、我が国においてはこうした外交上の調査研究や情報力の基盤は十分とは言えない。そこで、これらの調査研究を充実し情報力を強化するための外交基盤の整備を図り、その成果を外交にいかしていくべきである。

二　外交における文化の力の活用

国際関係においては、精神的な吸引力や文化的な魅力も極めて重要な要素である。それゆえ、外交には文化の力を最大限に活用すべきである。我が国の伝統的な文化に、サブカルチャーや若者文化を加えた幅広い文化交流を行い、相互理解によって国際社会の信頼を得る努力をしていくべきである。

あとがき

本年は二十一世紀の最初の年である。本調査会は、世紀をまたぎ三年間にわたって「二十一世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」についての調査を行った。このテーマのもと、当初、アジア経済及び世界経済の持続的発展の確保、政府開発援助の在り方も調査項目に挙げていたが、具体的な調査には至らなかった。その主な要因は、国会開会中の日程的制約の中で、二〇〇〇年九月の国連ミレニアム総会及びミレニアム・サミットに向けて、国連の今日的役割について重点的に調査を進め、三年目も国連に関する論議を深めたからである。

政府開発援助の在り方については、前期の国際問題に関する調査会の最終報告において、「ＯＤＡ基本法案の骨子」がまとめられており、ＯＤＡ基本法の立法化の推進について、本調査会では参議院の各会派及び各会派間の取組を注視することとした。なお、委員の意見表明では、ＯＤＡ基本法の制定を改めて真剣に検討すべきとの意見があった。

参議院改革の一環として創設された調査会制度は、本年で五期・十五年が経過した。本調査会が本年四月十八日及び五月二十三日に行った委員の意見表明及び委員間の自由討議では、今期調査会の活動等を踏まえた調査会の在り方やテーマ設定等についても活発な意見交換があったことを付記しておく。

最後に、本報告に掲げた「課題と提言」については、内外の関係各方面において十分な検討の上、諸施策に反映されるよう要望する。

調査報告書

国民生活・経済に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成十三年六月二十日

国民生活・経済に関する調査会長　久保　亘

参議院議長　井上　裕殿

国民生活・経済に関する調査報告

目次


Ⅰ　調査の経過
Ⅱ　調査の概要
一　参考人からの意見聴取及び主な質疑応答
㈠　地方自治体における少子化対策について
㈡　未婚化、晩婚化が進む中での若者の結婚に対する意識について
㈢　少子化を視野に入れた生涯能力発揮社会の形成について
㈣　育児と仕事の両立支援に関する企業の取組について
㈤　少子化問題の政策的対応の在り方について
二　政府の説明聴取及び質疑応答
「当調査会の提言の実施状況」及び「平成十三年度少子化対策関連予算等」について
三　各会派の意見表明・委員間意見交換
㈠　各会派意見表明
㈡　委員間意見交換
Ⅲ　課題
一　未婚・晩婚化の背景
二　働きながら子育てしやすい雇用環境の整備
三　安心して子育てできる環境づくり
四　出産・育児等にかかる経済的な支援
五　出産・育児等にかかる医療体制の整備
六　人口減少下の社会保障制度と労働力確保
七　国・地方自治体における少子化対策の推進
八　男女共同参画社会の形成
九　次世代の健全育成
十　生涯能力発揮社会の形成
Ⅳ　提言
参考
一　少子化対策推進に関する決議案
二　中間報告の提言に関する政府の施策の実施状況
三　各会派の意見表明（会議録全文）
四　調査会委員名簿
五　調査会の活動状況


Ⅰ　調査の経過

平成十年八月に設置された今期の国民生活・経済に関する調査会は二十一世紀初頭にも予想される人口減少社会の到来を前に、我が国社会を引き続き豊かで活力あるものにするには、次世代の育成を図るとともに、国民一人一人がその能力を生涯を通じて発揮していくことが必要であるとの認識から、今期のテーマを「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」と決定し調査を開始した。

初年度はテーマ全般について調査を行うこととし、少子化の要因と対応、子どもの心身の健全育成、高齢者の能力開発・社会参加の条件、学校教育の現状と課題、非婚化・晩婚化の要因、不妊治療の実態等について、政府・参考人から説明・意見を聴取し、質疑を行い、その後、委員間の意見表明及び自由討議を行った。また、平成十一年二月には教育、雇用及び福祉等国民生活・経済の諸問題に関する実情調査のため鹿児島、宮崎両県に委員派遣を行った。

質疑では、少子化の経済的影響に対する歯止め、若者の自立支援、産前産後の母性保護、道徳教育の問題点、社会の子育て支援、学校教育の課題、教育改革の在り方、パラサイトシングルの実態、少子化対策としての不妊治療、高齢者の知識や経験の活用、人材バンクの創設等の問題が取り上げられた。意見表明・自由討議では、少子化は個人の自由な選択の結果であり社会が強制するものではないが、次世代を担う子どもを安心して生み育てられる社会を形成することが必要、そのためには家庭と仕事が両立できる職場環境づくり、保育サービスの充実、乳幼児医療費の助成、育児不安の除去等の課題に取り組むべきとの意見、次世代の健全育成については、少子化は次世代を担う子どもの健全育成に大きな影響を与えている、子どもの成長と発達を中心においた学校教育の抜本的改革、子どもが安心して生活できる地域社会の形成が必要である等の意見、生涯能力発揮社会の形成について、二十一世紀の社会がそれぞれの個人の能力に応じ、その役割を果たせる社会であるためには、生涯にわたり学習や能力開発ができ

る環境の整備、高齢者、女性、障害者がその能力を発揮できる職場環境の改善が必要であるとの意見等が述べられた。

こうした初年度の調査の結果、少子化の進展がもたらす我が国経済社会への影響がより深刻であるとの認識が深まり、「少子化」との関連を一層明確にするため調査項目を「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」に改め、平成十一年八月に中間報告書を議長に提出した。

なお、閉会中の平成十一年九月、本院から、ドイツ、スウェーデン及びフランスにおける少子化対策と人材育成等の調査のため久保会長を団長として海外派遣が行われた。

二年度は、少子化問題を中心に調査を行うこととし、外国における少子化問題の取組、少子化への対応、少子化の進展と社会保障負担の在り方、政府の少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプラン、育児支援、育児の経済的負担軽減の在り方、経済界並びに労働界の少子化問題に対する考え方等について政府・参考人から説明・意見を聴取し、質疑を行い、その後、委員間の意見表明及び自由討議を行った。また、平成十二年二月、少子化の現状と対策等に関する実情調査のため、山口、広島両県に委員派遣を行った。

質疑では、男女共同参画社会の成熟と出生率の関係、労働時間の短縮、育児休業制度の充実、子ども看護休暇制度の創設など育児と仕事の両立のための労働環境の整備、待機児童の解消や保育サービスの充実など保育環境の整備、国の乳幼児医療制度の助成、児童手当制度や奨学金制度の拡充など子育てに対する公的支援の在り方、少子化の進行と社会保障の担い手問題、外国人労働者導入の必要性等が取り上げられた。意見表明・自由討議では、女性の出産・育児と社会参画が矛盾しない政策を採れば出生率は回復するので、男女共同参画社会の実現を図る必要があるとの意見、少子化対策は長期的かつ大胆に取り組むべき課題であり、そのためには基本法の制定を急ぐべきとの意見、少子化対策の基本は「産めよ殖やせよ」政策ではなく、安心して子育てできる社会をつくることであり、そのために子どもの人権の確立と女性の性と生殖に関する自己決定権を保障することが大前提であるとの意見、子育て支援は家族、地域社会、行政一体として取り組まねばならず、短期的課題として特に保育サービスの整備や育児休業制度の改善、子ども看護休暇制度の創設等は緊急を要するとの意見等が述べられた。

こうした調査を踏まえ、平成十二年五月、特に重要であり、早急な取組が求められる「出産・育児にかかる経済的負担の軽減」、「保育所等の整備」、「育児と仕事の両立」、「子どもの看護休暇」、「男女共同参画社会の形成」、「外国人労働者問題の検討」の六項目の提言を含む中間報告書を議長に提出した。

最終年度は、引き続き少子化問題を中心に過去二年間で未調査の分野の調査を行うこととし、少子化に対する地方自治体の取組、若者の結婚に対する意識、育児と仕事の両立支援に関する企業の取組、少子化を視野に入れた生涯能力発揮社会の形成及び少子化問題の政策的対応、少子化対策関連予算、二年度の当調査会の提言の実施状況等について政府・参考人から説明・意見を聴取し、質疑を行い、その後、委員間の意見表明及び自由討議を行った。

質疑では、未婚・晩婚化傾向是正の可能性、未婚の母・婚外子に対する差別の撤廃、雇用環境の改善と企業の役割、生涯能力発揮社会の形成と少子化との関係、エージフリー社会への変革のための課題、雇用の流動化と税制・年金等社会制度の在り方、高齢者による子育て支援の可能性、不妊治療と出生率の関係、社会保障の財源調達の在り方、仕事と家庭の両立と景気の関係等が取り上げられた。

そして、三年間の調査の総括として行った各会派意見表明及び委員相互間の意見交換では、少子化を改善するには夫婦で理想とする子どもの数を持てるような環境を整備すべきであるとの意見、少子化対策に当たっての基本的考えとしては、男女共同参画社会の構築や社会全体で子育てを行える仕組みづくりが重要であるとの意見、仕事と育児の両立支援のためには男女差別のない雇用、職場環境の改善や保育施設等サービスの充実が必要であるとの意見、子育て世帯への経済的負担の軽減策の推進を図るべきとの意見、少子化問題は高齢社会と裏腹の問題であり、国家の意思を明確に示すことが大事であるとの意見等が述べられた。

また、今期の調査会の調査を踏まえ、本会議での会長による最終報告に引き続き、本会議決議を行うべく、当調査会委員の発議による「少子化対策推進に関する決議案」を提出することとした。

本報告書は、最終年度の調査の概要を紹介するとともに、過去三年間の調査会で論議が交わされた課題を整理し、重要であり速やかな取組が求められる事項について十二項目の政策提言を取りまとめたものである。

## Ⅱ　調査の概要

### 一　参考人からの意見聴取及び主な質疑応答

#### ㈠　地方自治体における少子化対策について

（平成十二年十一月八日）

地方自治体における少子化対策を概観するため、積極的な取組を行っている岩手県及び横浜市の担当者を参考人として招致し、意見を聴取するとともに質疑を行った。

両参考人の意見陳述の主な内容は以下のとおりである。

（岩手県保健福祉部長　関山昌人参考人）

岩手県の人口は、現在約百四十万人で、若年層の流出等により減少している。合計特殊出生率は平成十一年に一・五二、出生数は一万二千人余となっている。

県内在住の六千人の男女を対象とした意識調査によると、出生率低下の原因として、高い子育てコスト、仕事と子育ての両立の困難さ、結婚観の変化、仕事優先の雇用慣行等があげられ、理想とする子どもの数を持たない原因は、子育てコスト、母親にかかる心理的負担、仕事への影響、教育に対する不安等がある。

このため、少子化対策に当たっては、子育てコストの軽減、子どもの教育・進路の不安の解消、仕事と子育ての両立が求められる。特に、核家族や女性の社会参加が進む中、家族の養育機能は低下し、女性の子育て負担は増しており、子育てを外部化できる受皿の整備、子育ての夫との共同化、育児と就業の両立できる状態をつくることが必要である。

このような課題に対処するため、「いわて子どもプラン」を策定中である。計画は、中長期的展

望にたって少子化対策を総合的、計画的に推進するための基本方策と施策の具体的方向を示しており、平成十二年度から二十二年度までの十一か年計画となっている。

本計画の特徴は、これまでの保育、就学前児童中心の対策から、小学生から中学生も含めた総合的対策であること、県計画の外に地方振興局別に目標を掲げた地域計画を策定することである。計画では、社会の視点、親の視点、子どもの視点を基本的な柱として、施策の基本方向として八つの基本方針を掲げており、また、地域の問題を地域で解決できる総合的取組体制を整備することとしている。

少子化対策は、将来の社会づくりに向けた先行投資となる重要な施策であるとの認識から、所要の施策を積極的に進める必要があり、国、県、市町村一体となった取組が大切である

（横浜市児童福祉部長　合田加奈子参考人）

横浜市の保育施設の状況は、公立で百二十五施設、民間で百十一施設、認可外保育施設二百九十七施設、家庭保育福祉員が四十人、ベビーホテルが二十一である。認可外保育施設は増加傾向にあるが、その背景としては、待機児童が多いこと、保育ニーズの多様化していることがある。九年度からの五か年の緊急保育計画においては、認可保育所、横浜保育室各々三千人の定員増を行うこととしている。また、市有地の無償貸付けにより保育所の整備を促進しており、現在十か所で貸付けを行っている。

横浜保育室は、保育料、保育環境、保育時間等に基準を設け、これを満たす認可外保育施設に、市が独自に助成を行う制度である。現在百八室あるが、夜九時以降運営している施設が十五か所ある等、認可保育所に比べ長時間の対応をしている。

基本助成費は一人月額八万二千四百円であり、その他、障害児、乳児、多子家庭について加算助成を行うとともに、延長保育、一時保育、休日保育に助成を行っている。その他、月額二十五万円を限度に家賃の二分の一を補助、必要に応じ年間百五十万円を限度に施設の整備への補助を行っている。百八室の設置者のうち、個人によるもの四十八、株式会社等が三十二、任意団体が二十六、その他が二となっている。当該事業に対して、平成十二年度、市単独で約三十七億円の予算措置をしている。

十一年度までに認可保育所と横浜保育室で四千六百八十三人の定員増を行ったが、待機児童は十二年四月現在千五百三十五人であり、保育施設は引き続き整備の必要がある。このための予算措置、事業実施に伴う人員配置等市の負担は大きい。

専業主婦となった場合の経済的負担や子育ての悩み、仕事を続ける場合の育児と仕事の両立といった結婚前後の大きなギャップを考慮していかなければ少子化に歯止めをかけることは難しい。特に、都市部では母親が孤立しがちな状況にあるので、保育所が家庭の母親を支援していくことで子育てを楽しむゆとりも生まれてくる。また、子育ては楽しくて魅力的で自らも成長できる貴重な機会であるという考えが共感できる社会をつくっていくことが必要である。

委員と参考人との質疑応答の概要は、次のとおりである。

○　認可保育所に係る規制緩和だけでは大都市での対応策としては不十分であることについては、認可保育所の運営費に家賃補助が含まれていないことが問題であり、また、都市部の認可外保育施設は何らかの助成がなければ認可基準を満たすことは難しいとの説明があった。

○　乳幼児医療費の無料化等経済的負担の軽減策については、乳幼児医療費補助については、出生率への影響以外に医療機関へのアクセスの改善等の乳幼児死亡率への影響等を勘案する必要があるとの説明があった。

○　地域の育児環境と合計特殊出生率との関係については、出生率、出生数を兼ね合わせながら地域の実情を把握していくのがよいのではないかとの説明があった。

○　県と市町村との役割分担については、市町村で権限を有しているのが教育、保健福祉であり、女性の就業条件の問題は、国の事務であるので、各県の労働局と市町村が一体となった取組が必要不可欠であるとの説明があった。

○　認可外保育施設が増加傾向にある理由については、保護者のニーズの多様化、認可保育所の量的な不足、保育所の新設が保護者のニーズを喚起することがあるが、この背景には、保育所に預けられるなら働きたいという女性が多いことがあるのではないかとの説明があった。

○　保育所の設置主体に関する規制緩和にもかかわらず民間の参入が少ない理由については、株式会社は利益を目指すが、保育所の運営費は必要な経費を賄うものであり収益がでる性格のものではない点が、参入意欲をそぐのではないかとの説明があった。

○　仕事と育児の両立を図る上での雇用面の課題については、長時間保育の要望が強い背景には長時間働かざるを得ない状況があるが、長時間保育には費用がかかり、親や子どもにとっても好ましいか疑問であるため、子育て中の父親や母親の働く時間にもう少し温かい環境があれば望ましいとの意見があった。

○　過疎地域における保育園と学童保育についての取組については、岩手県では、十人以上の学童保育を行っている市町村等に対して県単独で助成を講じているが、過疎が進んでいるので、この基準でも良いのかという疑問は感じている。また、一時保育は一日一人から、休日保育は三人以上であれば県独自の助成対象にするなどの取組を行っており、国も、特別保育の人数要件については、実態をさらに考慮してほしいとの説明があった。

○　応益負担や応能負担といった保育の費用負担の在り方については、保育料が高いとの声が強く応益負担により保育料の上限をあげることには取り組みにくいが、将来の問題としては検討しなければならないとの意見、認可外保育施設も保育サービスの事業形態の一つとして認容し、サービスの質と供給量を確保する中で、サービスとコストの向上を目指しながら検討すれば、負担の問題は自ずと定まってくるとの意見があった。

○　幼保一元化の問題については、預かり保育の実施に伴う幼稚園の負担も大きく、一気には進みにくい状況にあるが、将来的課題として検討していきたいとの意見、少子化が進み、個々の

幼稚園、保育所の利用者が減っている地域では切実な問題となってきているとの意見があった。

○　保育所におけるボランティアの活用の実態については、保育所でのボランティア活動はまだまだ少なく、その背景には、子どもを責任持って預からなければならない保育所として、資格のない人にどういうことをやってもらったらいいかの見極めがつかない面もあり、保育所の中のボランティア活動はこれからの課題であるとの説明があった。

○　横浜市の要望に係る国の援助については、横浜保育室で三十七億、保育所の運営費で三百四十億円程度、保育所の整備に四十二億、合計で四百億超の予算を投入しており、こうした自治体の負担を軽減する意味で、国の補助金を増額してほしいとの意見があった。

（二）　未婚化、晩婚化が進む中での若者の結婚に対する意識について（平成十二年十一月十五日）

少子化の最大の要因として、未婚化・晩婚化の進展が指摘されていることから、若者の結婚観に詳しい有識者を参考人として招致し、意見を聴取するとともに質疑を行った。

両参考人の意見陳述の主な内容は以下のとおりである。

（愛知淑徳大学文化創造学部教授　小倉十加子参考人）

現在、我が国で進行している少子化の原因は晩婚化にある。我が国は先進国の中で有数の婚外子出生率の低い国であり、結婚率が上昇しなければ子どもの数は増えない。女子の平均初婚年齢は年々上昇しており、この晩婚化を担っているのは、二十五歳から三十四歳までの妊孕性のある女性の人口集団であると考えられる。

二十代から三十代の女性五十二人を対象に行った面接調査では、専業主婦願望がありながら、なお晩婚化が進んでいるのが現状であり、平均初婚年齢は学歴が高くなるにつれて高くなることが判明した。また、短大卒の女性が結婚相手に求める条件は、自分を専業主婦にし、子どもを産み、子育てをするときにゆとりのある子育てができる金持ちの男性である。一方、四大卒の女性については、そのうち企業の総合職、医師、弁護士、公認会計士、公務員などを勝ち組とし、それ以外の一般企業のＯＬを負け組とすれば、負け組の結婚観は短大卒女性の結婚観と変わらない。勝ち組の女性は、仕事を続けていくことを尊重し、家事を完全に分担し、自分を尊重してくれる適当な相手がいないと考えている。高卒、短大卒、四大卒の人たちの結婚は、それぞれ生存の結婚、依存の結婚、保存の結婚と位置付けられ、その要因が違うにもかかわらず一様に晩婚化は進行している。

短大卒及び四大卒の負け組の女性の結婚相手に求める条件は「三Ｃ」、つまり、コンフォータブル（十分な給料）、コミュニケーティブ（家事に協力的な）、コーポラティブ（子育てに責任を負う）に要約できる。一方、男性が女性に求める条件は、かわいい、賢い、家庭的、（体重が）軽いの四Ｋであり、三Ｃと四Ｋのミスマッチが起こり続ける以上、若年層は結婚しない。学歴面で自分より劣る人や貧乏な人は女性にとって恋愛対象から外れることになる。四十歳を超えた女性は職業もライフスタイルも友達関係も確立している非婚確信犯である。現在、五十歳時の未婚率は女性で五・一％だが、間もなく一〇％に突入する。

今の若い女性は、将来結婚はするつもりだが、結婚相手としては、一緒にいて楽な人と暮らしたいという。今は、結婚している人は二人以上子どもを産んでいるが、彼女らはもはや、一生懸命働いたり、子育てをするということはできず、本当の少子化が始まる。未婚女性は保育所が足りないから結婚をためらっているということはない。彼女たちは、子どもを保育所に預けたら子どもがかわいそうという保育所べっ視の気分が非常に強く、専業主婦になっていわゆるカリスマ主婦的な自分の理想の生活をしたいという自己本位な欲望を持っている。

少子化についての有効な手だてというのは、既婚者に対してではなく、未婚女性の労働状況や、上昇婚が当たり前だとしてきた結婚幻想、あるいはそういった結婚幻想を振りまく様々なメディアにある。

（財団法人日本青年館結婚相談所所長　板本洋子参考人）

結婚相談所の仕事を二十年間してきた体験から話をすると、結婚相談所では男性の相談が圧倒的に多い。女性は相手がいなければすぐにあきらめるが、男性の場合は、女性に会う前に女性とのかかわりをどうすれば良いかを相談する。また、十年前から運営してきた花婿学校での六十人の男性に対する面接結果から、男性の恋愛する力が落ちていると思われ、違った者が一緒に人生を見つめるときにうまく折り合いをつけるための調整力が低下していると感じられた。

面接で、三十代の男性の恋愛や結婚についての不安や不満を聴取したところ四つのジャンルが現れた。交際術、コミュニケーションスキルに対しての戸惑い、女性のことがわからない、結婚する意味がわからない、性の問題に対する戸惑いである。

一方、農村では、結婚相談員がマンツーマンで相手を探すことについては改善の余地がなく、男女の交流会もマクロ的には閉塞状況だが、交流会のイベントに農業体験を盛り込んだり、男性のためコミュニケーションスキルを促す講座や、インターネットを使った自由な出会いの機会を提供する事業など多様な動きが出ている。しかし、農村の結婚対策は背後に過疎問題や農業自体の問題も絡み、かなり行き詰まっている。新潟県の農業会議が平成十年に調べたところ、結婚相談員やイベント、学習講座など県内の市町村が行っている直接的な結婚対策費用の総額は一億二千万円だが、参加者の一割も結婚したら大変な成果という現状である。

国際結婚も増えてきているが、外国人花嫁の経済的自立の保障が究極的な問題となっている。外国人妻への支援体制の先進地と言われている山形県最上広域市町村圏事務組合の調査によると、山形県内では、千六百人以上の花嫁が来ているが、その三分の一は破綻していると言われている。農村の結婚対策は、農村の活性化という観点も合わせて、女性の受入れについて考えていくことが重要である。

昨年度、三十代の未婚男性の結婚意識と生活に関する調査を行った。調査対象である都内の二百二十名の男性の七五％が結婚を「急がない」「しなくてもよい」「したくない」と考えている。残業が

多く、仕事の責任が重いことも社会的な面で結婚に対する障害となっている。自己意識としての障害は、経済的な問題や親との関係が挙げられる。親への責任、長男の意識、コミュニケーションスキルや自己イメージの低さが、恋愛力の低下と関係している。

多様な出会いづくりや配偶者対策の在り方の検討を具体的に進める必要がある。また、他世代交流や異業種交流を行うとともに、成人式などの場で、親になる、家庭をつくる、子育てをすることの不安を取り除く研修システムをつくる必要がある。さらに、多様な結婚の形があるというモデルを示していくことも必要である。

委員と参考人との質疑応答の概要は次のとおりである。

○　結婚に関する伝統的観念の下に女性が育てられている現状の打開策については、昔の恋愛結婚は相手の人となりに引かれた純愛であり、愛のもとで家族に献身する近代結婚イデオロギーであったが、もはや近代結婚イデオロギーを若い女性は信じていない。一九八五年ごろから、恋愛と結婚は別と考える学生が九〇％を超え、今はセクシュアリティーと結婚は別であると打算的に考えているとの説明があった。

○　女性の男性観については、多くの女性が物足りなさを感じているのは事実である。男は経済力を持って義務を果たすべきという規範を持っており、その規範を持ちすぎると女性は決められた形の中に押し込まれる結婚をイメージしてしまうとの意見があった。

○　夫婦別姓を選択制で取り入れることによる婚外子問題の解決については、夫婦別姓にすると結婚する人が増えるかは不明であるが、たとえ増えたとしてもそのことと子どもが増えるかどうかは無関係である。また、夫婦別姓については、女性解放の立場からも必ずしも賛成ではない。婚姻制度の見直しは考えているが、別姓にしてまで結婚する人を増やす政策は感心しないとの見解が示された。

○　インターネットを利用した恋人づくりなどの結婚促進に対する効果については、インターネットを利用する人が増えているが、それにより結婚が増えるとは思わない。出会った人同士が関係をつくることが重要であり、直接生身の人間に出会う訓練がないと、匿名性の中で言いたいことを言っても受け入れることができないのではないかとの意見が述べられた。

○　結婚幻想をふりまくマスメディアの問題と、教育が女性の結婚観に対して与える影響については、結婚して専業主婦になることが女性の幸せであるという言説を振りまいているのはメディアの男性関係者である。また、上昇婚の目安が偏差値に置かれている以上、偏差値教育を打破しない限り、上昇婚はなくならないと考えるとの認識が示された。

○　コミュニケーションスキルを育成する上で必要な教育課程については、他世代とのかかわりが全く薄いことが問題であり、高齢者を活用し、地域の人、家族、また子どもの先輩後輩がかかわるということをしないと、コミュニケーションスキルは一方通行であったり、技術的になり、応用が利かなくなるとの説明があった。

○　人を愛するとか生きるということを社会・家庭・教育の中で体験しないできた状況下での未婚化、晩婚化の回復については、現在は強者には女性は幾らでも女性が寄ってくるが、弱者には女性が寄っていかないむき出しの競争社会になっている。競争や自己責任というイデオロギーが浸透する中で、女性が相手の年収や学歴を問わずについていくことは今後あり得ず、晩婚化、少子化は相当程度続くだろうとの見解が示された。また、結婚は、男性にとっては性別役割分業がなくなったことにより合理性がなくなり、女性にとってはすべてを失うことの方が多いという意味でリスキーなものになっている。合理性がなくリスクであると考えたときに、目に見えない信頼や愛をどのように作り上げるかが必要との認識が示された。

○　社会として未婚の母を認めていく必要性については、婚外子差別を撤廃していくのは非常に重要である。日本でも様々なマイノリティーに対する差別を撤廃することにより、十分に自己実現できるようにして新しい出会いを見つけていくことが最善である。古い男らしさの概念に縛り付けられた男性の結婚難を解消するためにも意識改革を行っていかない限り、晩婚化、少子化は止まらないとの認識が示された。

㈢　少子化を視野に入れた生涯能力発揮社会の形成について（平成十三年二月十四日）

少子高齢化社会において男女を問わず、働く意欲のある者が生涯にわたり能力を発揮できる社会の仕組みはどうあるべきかについて参考人を招致し、意見を聴取するとともに、質疑を行った。

両参考人の意見陳述の主な内容は以下のとおりである。

（慶應義塾大学商学部教授　清家篤参考人）

日本の高齢化は、高齢者比率の高さと高齢化のスピードにおいて世界に類を見ない。それだけに、人口構造の変化に合わせて社会の仕組み、雇用の仕組みといったようなものを速やかに、ドラスチックに変えていかなければならない。

人口の高齢化をもたらしたものは長寿化と出生率の低下である。経済成長の結果、所得が上昇し国民の生活水準が上がり、乳児死亡率が改善され、手厚い医療や介護により寿命が延びた結果、長寿化は進んだ。また、乳児死亡率が下がると子どもを多く産まなくても皆大人になるまで育ち、子どもをつくることが必ずしも親にとって必需的なことではなくなることから、所得の上昇に伴い子どもの数はだんだん減ってくる。

一方、日独伊のように男女の伝統的役割分業観が残っている社会では、経済が発展し、女性の社会進出が進むと女性が結婚・出産によって失うものが多いことから、女性の婚姻率、出生率が下がるという現象が見られる。このことから社会構造を相当変えていかないと出生率は回復しない。人口の高齢化は政策的には簡単に元に戻せないことを前提に、社会の仕組みの方を人口構造の変化に合わせ変えていく必要がある。

社会の仕組みで、少子高齢化の影響を最も受けるのは社会保障制度であるが、働く意思と能力のある高齢者の就労を進め、働き続けられる環境をつくることは、社会保障負担の裾野を広げ、少子高齢化の中で制度を維持するためにも必要となる。

日本には、高齢者、特に六十代の人の就労意欲が先進国の中でも非常に高いという有利な条件が

あるが、その就労を制度的に一番阻害しているのが定年制である。定年退職制度は、年功的な賃金、処遇の下、定年でやめてもらって、より若い人を処遇するようにすることや、企業が整理解雇等を行うことが非常に難しい状況の中で、従業員を退職させることができる貴重な機会となっている点で今のところ企業にも有用である。しかし、定年制は単に勤労意欲を減退させるだけではなく、働き続ける場合にもその人本来の能力発揮を妨げる作用があり、廃止する方向に行く必要がある。

年功的な賃金・処遇制度を見直し、その結果、賃金が年齢を基準としない、その時々の能力に見合ったものとなり、真の能力・成果主義の賃金、専門能力本位の組織になれば定年は必要なくなる。また、定年制に代わる雇用調整手段の工夫については、企業が定年以外の方法で雇用調整をできないと雇用の柔軟性を確保できないことになるので、労使が雇用調整の在り方について工夫する必要がある。

また、中高年の再就職を阻んでいる年齢制限の問題がある。日本では、企業が年齢制限をつけて採用することが法的に認められているため、中高年の、特に失業者の再就職を妨げている。アメリカでは、年齢差別禁止法で四十歳以上の労働者について年齢を理由にした雇用上の差別を禁止しており、アメリカの企業は、定年なし、求人についての年齢制限なしで問題なくビジネスを行っている。定年制も含め年齢制限について抜本的に見直していくためには、日本でもこのような法律が長期的には必要となろう。

（株式会社キャリアネットワーク代表取締役社長　河野真理子参考人）

寿命は百年で四十歳伸び人口構造も変化したが、雇用の現場は対応しきれていない。企業は景気低迷の中で定年を延長する余裕はなく、また、労働者個人は雇用、経済、老後の様々な不安を抱えている。一方、労働市場では変化がおき、雇用の流動化、雇用形態及び就業コースの多様化がこれからのベースとなる。企業と社員の関係も大きく変わり、それに伴い採用や雇用期間にも変化がでてくる。個人はこうした変化を理解した上で自分のプランニングをしなければならない。この変化を企業が責任をもって個人に伝え、行政が意識改革のサポートを行うことが必要であり、その後具体的なプランニングを手伝うことが重要である。

また、企業が消費者ニーズに対応するため激変している中で個人が六十又は六十五歳まで求められる人材であり続けることは非常に難しい。このため、企業に継続して雇用される能力が必要となる。企業に求められる人材であり続けるためには、はりつき型で仕事をするアウトプットだけでなく、勉強をしてインプットもする必要を個人は意識しなければいけない。さらに、企業は教育研修費をカットし、社員教育をしなくなっているので自己責任でキャリア開発を行う時代である。その際、行政のサポートも求められる。

キャリア開発は社会人になってからでは遅い。幼少期の体験などから職業観は培われる。また、中高教育あたりでの人生設計プログラムの展開や大学等最終学歴あたりで就業のコースについて様々なことを現実的に考えさせる機会は重要である。

キャリアプランの課題は年齢層によって異なる。①ホワイトカラーの三十代四十代は、いつ企業を代わっても自分が外でも通用するかということなどがキャリア開発のテーマとなる。②専業主婦の三十代四十代は生きがいよりも経済的な理由で再就職を望むが、ブランクがある人を企業は雇用できないので、意識・スキルの両面で再就職教育を行政主導で行い、パート又は契約社員から正社員になるという形が重要である。③リストラクチャリングの対象となり、課題となっている四十代五十代のホワイトカラーの場合、再就職を望むなら若年層とともに仕事をするスキルを磨くことが重要である。③六十代七十代の人は社会貢献を望む者が多く、現役世代をバックアップすることが求められる。

生涯現役・活躍社会形成のための企業と行政によるサポートとして、企業は、個人がキャリア形成を行う際に、情報提供と同時にキャリア開発の重要性を認識する場を提供することが重要であり、個々人の個別の課題に対応するためのキャリアアドバイザーの設置も有効である。企業が経済的に余裕がない中、行政にもキャリアサポートが求められる。例えば、仕事をするのに必要な能力開発がどこで学べるかといった具体的なキャリアプランを組むための情報の提供が考えられる。また、ライフ面、キャリア面の両方についてのアドバイザーを企業や労政事務所に派遣することも重要である。

委員と参考人との質疑応答の概要は、次のとおりである。

○　生涯能力発揮社会の形成と少子化の進展との関係については、一般的に女性の就労が進んだ国の方が出生率が高い傾向にある、生涯キャリアを進めることと出生率の回復とは矛盾するものではなく、女性が就労又は再就職しやすくすることによって女性の就労促進と出生率の回復が同時に進むことの方があり得るとの見解が述べられた。

○　雇用の流動化が進む中での税制等の社会制度の在り方については、労働市場を通じ雇用を保障していくことが必要になるので、雇用政策を、労働市場の機能を充実させる点に重点を置く形に変えていく必要がある、具体的には、①公的職業情報サービスの充実と、民間の職業紹介サービス等がもっと自由に活動できるような環境整備、②労働市場での能力評価が問題になるので、行政、産業別組合等による一定の能力評価、③途中で企業を変わる場合の最大のネックである採用時の年齢差別禁止ルールの早急な検討、④雇用の流動化を促進させる税制は必要ではないが、流動化を阻害している場合は中立に戻すことであるとの見解が示された。また、個人が気になるのは生涯手取り賃金であるので、税制を整備し生涯の手取り額が明確になるようにすべきとの意見が述べられた。

○　長寿社会の中で六十五歳以上を高齢者とすることの是非については、年齢を基準に人を区分けしていることに問題がある、人の能力を推し量る上で年齢は余り関係ないはずであり社会制度の様々な基準から年齢をできるだけ排除することが大切である、また、六十五歳というのは国連等が定めた便宜的な年齢であり、国内で様々な政策を進める上では別の年齢基準が設けられてしかるべきであるとの意見が述べられた。

○　子育ての機会費用を社会全体で分担することの可能性については、現在の男女役割分業体制を前提にすると女性に主として機会費用が発生するのだから、政策によっては機会費用を下げていくことができる、女性だけが負担している機会費用を男女間でならしていくことは可能であるとの見解が述べられた。

○　エージレス社会における定年制に代わる有効な雇用調整機能については、解雇が行われる場合のルールについてあらかじめ法律等に基本的なことを決め、具体的なことは個別の労使が企業・産業内で決めていく必要があり、年齢や性別等を解雇の基準として禁止することの明記も必要となるとの見解が示された。

○　賃金のフラット化が少子化対策にもたらす影響については、賃金のフラット化は三十代ぐらいの賃金が底上げされ四十、五十代の賃金がそんなに上がらない形なので少子化対策や育児と賃金体系のフラット化が矛盾するものではないとの見解が示された。

○　学校教育におけるキャリア開発の是非については、学校教育の中で実体験をすることが重要であり、理論として話すのではなく、様々な体験をする中で職業の適性を考える場としての学校教育が重要との認識が示された。

○　若い時期の働き方・ライフプランと高齢期の能力発揮の関連性については、働いている者が専業主婦や高齢在宅者とのネットワークをしっかりしておき、生活環境、育児環境、教育環境を整備しておくことがのちのち個人が仕事に邁進できるための環境づくりとなるとの認識が示された。

⑷　育児と仕事の両立支援に関する企業の取組について（平成十三年二月二十一日）

少子化の主因の一つとして、育児と仕事の両立が困難であることが挙げられているため、育児と仕事の両立支援に関する企業の取組について参考人を招致し、意見を聴取するとともに質疑を行った。

両参考人の意見陳述の主な内容は以下のとおりである。

（セイコーエプソン株式会社人事部長　中條利治参考人）

当社の育児支援等についての考え方は、第一に、仕事と育児等を両立しようとする人を対象とすること、第二に、自助努力と公的制度を補完すること、第三に、制度の拡充は現行制度では救えない人を最優先すること、第四に、勤務形態、資格、勤務地等にかかわらず、すべての人が制度の前に公平であること、第五に、権利意識で制度を利用することのないよう、また、職場に残る人の負担感が増すことも踏まえて、バランスのとれた制度設計を心がけることである。

育児休業制度のことを当社では育児休職制度と呼んでいる。期間は原則一歳の誕生日までであるが、保育所への入所が四月一日からの自治体もあるので、一歳の誕生日後の三月末まで延長を可能としており、元職場復帰を原則としている。ただ、一歳の誕生日以降については法律どおり、育児休業給付及び社会保険料免除はない。育児のための短時間勤務制度は、満三歳到達後の三月末まで一日二時間を限度として取得が可能である。

育児休職制度の利用者数は創設以来過去十年間で合計八百四十一名、復帰率九三％、年平均で八十名以上である。取得期間については、制度発足の当初は、制度上は一年間取得できたが、半年間というケースが多かった。最近ではほとんどが一年間になっており、一歳の誕生日後の三月末までというケースも出てきている。現在の課題は取得期間中の代替要員の確保である。

ファミリー・フレンドリー的な取組は現在いる優秀な人材、従業員を確保するために有効であることからスタートすべきである。今後は法定を上回る部分について必ずしも公平、平等を意識しなければいけないのか疑問である。例えば専門職だけしか認めない場合や、会社として選別、区別する場合もあり得る。

育児、介護等の特定期間だけの扱いで結構なので、短時間勤務でも社会保険の適用を認めていただきたい。また、パートタイマーの法定福利費についても時間比例を検討していただきたい。勤務を継続しながら育児も行う際に、短時間勤務やパートといった働き方があれば、企業としての柔軟性、働く側の多様性もできてくるであろう。

（男も女も育児時間を！連絡会世話人　田尻研治参考人）

男性として育児を体験して痛切に思うことは、企業からいかに育児や生活に時間を取り戻すかに尽きる。育児の時間が社会的にも保障されれば、多くの男女が無理なく仕事と育児を両立できようになるであろう。

私の場合、長女を保育所に預けるのは早くても午前八時が限度で、会社に着くのは九時頃になり、八時半始業の会社には毎日三十分か一時間遅刻するということになった。この遅刻について会社に説明し、育児時間制度を認めるよう求めた。会社は理解を示してくれたが、時期尚早ということで認めてはくれなかったので、労働組合の支援のもとに、育児時間制度を認めることを要求して、毎日三十分か一時間ストライキという形で賃金カットされながら保育所の送り迎えをした。

企業は変えていくという発想に立たないと変わらない。一番大事なのはトップを含めて理解してもらうことである。少子化の中で男女共同参画社会を日本はつくろうとしており、企業にはこの分野に取り組んでほしいという国の意思を企業に伝えることが大事である。育児休業法では、育児のための短時間勤務制度を子どもが小学校に上がるまで義務化することが必要である。

ファミリー・フレンドリー企業表彰をもっと広げ、社会の様々な分野で貢献している企業に対して例えば税制上配慮する、国や地方自治体の仕事を発注するなど、ポジティブアクション的な優遇措置を行うことが必要である。

オランダ形式は仕事と育児の両立支援策として、いいモデルである。夫婦が共働きをして二倍の収入は必要ではなく、一・五倍でいいから、かわりに時間が欲しい。育児休業法をパート労働者にも適用することが必要である。

国の機関の中に男女共同参画局がつくられており、また、スウェーデンで訪問した会社では男女共同参画推進部署があった。企業の中に男女共同参画推進部署がつくられるように指導すべきである。

委員と参考人との質疑応答の概要は、次のとおりである。

○　田尻参考人が育児時間をとろうとした動機については、夜、妻自身が風邪でがたがた震えて

いるのに赤ん坊に乳を飲ませてやっている姿を見て、自分にできることがあったら何でもやろうと思ったことと、バックアップしてくれる組合があったことが挙げられた。

○　行政に対する要望として、地方公共団体で保育所への補助、未満児保育の時間等にばらつきがあるので、一律にする必要はないが、いい方向にプラスしていただきたいとの発言があった。

○　夫婦ともに同社の社員である場合の育児休職については、お互いが分担して不在期間を少なくすることは会社や職場から見てメリットがあるとの見解が示された。

○　日本の男性の育児休業取得を奨励する方策について、ノルウェーでは育児休業の所得補てんが八割であり、しかも、パパクオータ制が実施されており、男性は育児休業をとる意欲が強いとの意見が述べられた。

○　同社が仕事と子育ての両立支援策を拡充してきた動機とメリットについては、企業として利潤を目的にいろいろやっても結果としてうまくいかず、いかに人を中心に伸ばしていくかという結果が企業としての拡大につながってきた。経験を持っている従業員がやめるよりは育児休職をとって戻ってくる方が会社にとってメリットがあるとの見解が示された。

○　田尻参考人が主張する国の意思の範囲については、企業関係に限定するわけではなく、夫婦で子ども二人を育てながら共働きを続けても、生活しにくいということがない社会をつくることである。国の意思が最も届いていない部分が企業であり、総合的に国全体を自由競争で強い者勝ちのアメリカ型社会としない処方が必要であるとの見解が示された。

○　参考人の会社はハイテク産業であるので高度な技術が大事であるが、育児休職に対応するため、人材派遣業を使っているか、それによるメリットはあるかとの問いに対しては、人員を潤沢に投入をしてきていないので人材派遣等で対応せざるを得ない。ただ、職種・職場によっては人材派遣対応が難しいので、ほかの職場からローテーションをする場合や、みんなで分担する場合もあるとの答えがあった。

○　子どもを持っている人が有給で育児休業や育児時間を多くとるようになると、子どもを持っていない人と持っている人との間に格差ができてしまい、昇給等が問題になるのではないかとの問いに対しては、子どもは子どもがいない人にも納税や社会の活性化で影響を及ぼすのであり、子どもを社会で育てるという観点の理解を求めていくといいとの意見が述べられた。

○　育児休業や育児時間をとる上で、日本では男女の賃金格差があり共働き夫婦の場合に男性がとると経済的に損をすることや、将来的に昇進に差がつくことについて、当社の場合は男女差を制度上は持っていないので、夫婦ともに同じ資格であれば、賃金は家族手当を除けば同額であり、また、不在でアウトプットがなかった分は評価に反映されるが、短期的な能力やアウトプットの反映である賞与は昇格、格付に反映させないのが原則であるとの説明と、男女の賃金格差をもっと埋めていくことや、育児休業に関して企業だけの論理でなく国の意思を入れていくことが必要であるとの意見があった。

## ㈤　少子化問題の政策的対応の在り方について（平成十三年二月二十八日）

我が国の少子化問題への政策的な対応の在り方を検討するため、積極的な政策提言を行っている学識経験者を参考人として招致し、意見を聴取するとともに質疑を行った。

両参考人の意見陳述の主な内容は以下のとおりである。

（日本大学経済学部教授・同人口研究所次長　小川直宏参考人）

日本の合計特殊出生率は九九年に一・三四となっているが、既婚女性の約二七％が理想の子ども数を持っていない現状を希望するだけ産めるようにすれば、出生率は問題ない水準まで回復しよう。しかし、理想とする子ども数が減少し始めており、この動向が対策を立てる上で重要である。また、最近、三～四人の子どもを持つ人と子どもを持たない人とに分かれる傾向にあるので、たくさん産む人を補助するという政策も必要である。

一方、バブル崩壊やリストラの影響により出生間隔が伸び出生率が低下している。安定した社会展望を与え安心感を持って産めるようにすることにより、出生の遅れを取り戻せば、出生率は一・五三まで回復できよう。また、出産期間を長くする政策が必要であり、不妊治療対策もこうした観点から必要である。

晩婚化も重要な少子化要因であるが、晩婚化の要因は高学歴化である。また、四〇％以上の大卒女性は生涯働きたいという希望を持っており、こうした人を支援していくことが重要である。一方、女性の社会進出とともに離婚率が上昇してきており、結婚や出生にも影響がでてこよう。さらに女性の結婚志向は、女性の幼児期において、父親がどれくらい育児や家事に参加したかによって大きく左右される。

就業を希望する女性が多いので保育施設の整備は重要であるが、七割の母親は自分で子どもを育てたいと希望していることも考慮する必要がある。また、保育のコストを軽減すれば仕事と子育ての両立の可能性は高まろう。なお、保育施設の整備については、こうした需要には一過性があり、人口の変化にハードが追いつかないことが対応を難しくしている。

少子化へ対応するには、二十五～三十四歳の女性が六百万人を超えるこの五年間が最後のチャンスである。その際、少子化対策は国がどこまで踏み込めるかということから議論する必要があろう。最後に、少子化、高齢化を乗り切るためには、政治的なリーダーシップが必要である。

（社団法人日本経済研究センター理事長・上智大学国際関係研究所教授　八代尚宏参考人）

少子化対策の重要性が指摘されているにもかかわらず効果があがっていないのは、少子化対策のもたらすコストや社会的利害の衝突により総論賛成各論反対となってしまうためである。少子化は、女性が子育てにより就業機会が制限されることによって失われる生涯所得が出産や結婚を抑制していることにより生じている。このため、如何にして子育てと仕事を両立させ、子育ての機会費用を軽減するかが最大の少子化対策である。今日、仕事と育児が両立できない状況は働き方の問題と保育サービスの貧困から生じている。

女性が家事・育児を行い男性が仕事を負うことを前提としている日本的雇用慣行においては、フルタイムで働く女性は仕事か育児かの選択を迫られる。女性が高学歴化しホワイトカラー化してくると、子どもをあきらめて働き続けることが合理的となる。しかし、女性が働き続けても出生率を上げることは可能である。このためには、年功賃金や終身雇用を改め、子育てを終了した女性が良い条件で復職できるような選択肢の多いシステムに変えることが必要である。しかし、この点について経営者団体も組合も否定的な場合が多い。この労働者間の利害の対立が少子化対策に対する最大の障害である。

現在の公的部門主体の保育制度については、保育所への需要が減ってもやめられないこと、認可と補助が一体となっており認可保育所を利用できる人とできない人の格差が大きいこと、夜間保育や休日保育に対応できていないこと等の問題がある。仕事と育児の両立のためには、より弾力的な保育サービスが認められる必要がある。すなわち、保育所の認可基準を弾力化し、できるだけ多くの保育施設に公的な資金が投入される仕組みが必要である。できれば、施設に補助するのではなく、保育切符を母親に給付し自由に保育所を選べるようにし、保育所間の競争を促進し、サービスの良い保育所を利用できるようにする必要があろう。

その他にも子育てと仕事の両立を妨げている制約がある。例えば、郊外一戸建ての持家に対する支援、通勤手当や通勤手当に対する優遇税制、税制の配偶者控除、社会保険における第三号被保険者、夫婦別姓問題である。総論だけではなく、こうした各論においてできることから実行していくということが少子化対策である。

委員と参考人との質疑応答の概要は、次のとおりである。

○　男女間の就業率の格差と出生率との関係については、女性が働きやすく、男性と女性が平等な国ほど出生率が高いと言え、また、働き方の選択肢を広げられるような弾力的な雇用慣行が出生率と因果関係になるのではないかとの意見が述べられた。

○　保育切符制度と幼稚園との関係については、幼稚園は基本的に民営であり、保育所は公立と社会福祉法人主体であるが、年功賃金の公務員による公立や社会福祉法人主体の保育所は維持するのが難しく、また、規制緩和で企業が保育に参入してくると事後規制が必要とされるので、保育園で働く公務員には事後チェックを担ってもらうことが相応しいとの意見が述べられた。

○　開発途上国において出生率を平準化するための方策については、開発途上国は習慣とか制度により女性が家族計画を選択できる状況ではないが、リプロダクティブライツの考えが世界に広まり実現されれば、長期的には出生率は下がってくるのではないかとの意見が述べられた。

○　結婚・出産による退職の機会費用の増減に関する今後の見通しについては、女性の賃金が上昇すれば機会費用は高まり、逆に、働き方の多様化、中途採用機会の拡大、賃金格差の縮小など働き方について多様な選択肢があれば機会費用を下げることは可能であるとの意見が述べられた。

○　労働時間の短縮や出産や育児による不利益の禁止の制度化、出産・育児期間の生活保障、賃金保障などを制度として確立することについては、子育て期間中企業に賃金保障を強いるのは、コストの高い女性労働者を企業が忌避することになるので、むしろ子育て終了後に働こうとしたときの不利な条件を減らすことの方が重要であるとの意見が述べられた。

○　不妊治療と夫婦が出産適齢期に生む子どもの数の上昇との関係については、医療保険はもともと健康保険であるので、不妊治療のようなポジティブな意味の治療にも対象を拡大するのが本来の思想であるとの見解、一〇％程度の夫婦に不妊症の傾向が認められ、そういう人が希望どおりに生めれば一〇％出生率が上昇する、また、技術進歩を見込めばかなり有効な手段となるが、問題はコストで、これを国が認めるかどうか決断がせまられようとの見解が示された。

○　年金においても二十歳以上のすべての国民に保険料を負担してもらうことについては、高齢者の扶養負担が膨らむとき、年金制度や医療保険制度を安定させるためには、高齢者でも収入のある人等できるだけ多くの人に負担してもらうことは大事であり、年金課税、年金所得の総合課税といった豊かな高齢者が貧しい高齢者を扶養する仕組みが必要であるとの意見、現在の高齢者割合である、人口の一七％だけを高齢者とするように老人の定義を変えるといった発想の転換や、年齢だけではなく健康といった指標により本当に必要な人にだけ社会保障を与えていくような社会をつくる必要があるとの意見が述べられた。

○　一極集中の是正がうまくいかなかった理由については、高度成長期のように、社会資本を整備すれば、それに誘致され民間投資が全国に広がる時代もあったが、現在は、逆に都市の集積メリットが魅力となってきている、今後の高齢化社会においては、社会資本の集積には限界があるので、社会資本の整備されたところに住んでいかざるを得ないとの見解、今後人口が社会資本があるところに集中してくると考えられるが、残った地域の使われない施設を、どのように利用するのかという問題が生じるとの見解が示された。

○　少子化の問題、特に仕事と家庭の両立と景気回復との関係については、少子化の要因は一つは結婚と出産に関する価値観の変化であり、一つは景気の先が見通せないことであるので、政策により国民が安定した社会が築けることを認識できれば、出産タイミングの遅れは取り戻せ、少子化の歯止めとなろうとの意見、女性の就労が当たり前となり、それが標準的な世帯であり、安定した社会でもあるとの認識を持つことが重要であり、また、短期的には、財政赤字が景気の不安要因であるので、女性と高齢者が働いて税を払うことが重要であるので、政府も企業も、女性が働きやすい社会にしていかなければならないという認識が重要であるとの意見が述べられた。

二　政府の説明聴取及び質疑応答

当調査会は、昨年の中間報告の際に、特に重要で早急に取組が求められるものとして六項目からなる提言を行った。また、平成十三年度は、「重

点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」の二年度目に当たるとともに、本年一月に省庁再編が行われ、内閣府に男女共同参画局が設置されたり、厚生労働省が発足し、同省に雇用均等・児童家庭局が設置され総合的な少子化対策の推進のための新体制ができてから、初めて迎える年度である。そこで、「当調査会の提言の実施状況」及び「平成十三年度少子化対策関連予算等」の内閣府、厚生労働省、文部科学省、並びに国土交通省の所管部分について、平成十三年二月二十三日に説明を聴取し、質疑を行った。

その質疑の概要は次のとおりである。

○　少子化対策推進基本方針の政策評価の在り方については、政策評価については、平成十三年度の実施に向けて現在準備をしているところである。具体的な分野については特別な評価システムを検討しており、保育所の使いやすさを第三者が評価するシステムについても検討中であるとの答弁があった。

○　少子化対策について、出生率の回復・向上を目指すといった定量的な目標が明確でないとの指摘に対しては、結婚・出産は、あくまでも個人の自由な選択にゆだねられるべきもので、政府の役割は、仕事と子育ての両立や子育ての負担感を除去する環境づくりであり、出生率の目標をつくるのは難しいとの答弁であった。

○　外国人労働者の受入れについては、第九次雇用基本計画等で、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進することにしているが、一般的に単純労働者といわれる労働者については、慎重に全体を見回しながら問題が起きない方向で検討していきたいとの答弁があった。

○　不妊専門相談センターの整備計画については、不妊に悩んでいる夫婦が気軽に相談でき、治療法についてのアドバイスを受けられる相談センターを平成十六年度までに全都道府県につくっていく予定であるとの答弁があった。

○　若者の自立を促す奨学金制度の整備・拡充と成績優秀者の免除措置や時代にそぐわない基本理念についての育英会法改正の指摘については、奨学金は、学力、家計の基準を緩和し、希望するすべての学生に貸与する方向で拡充をしている。指摘の点は、今後、奨学金制度全体の見直しの中で考えていきたいとの答弁があった。

○　賃貸住宅としての良質なファミリー向け住宅の供給促進については、平成十三年度予算で公団の賃貸住宅を一万二千五百戸程度の供給を計画している。また、民間の事業主体が良質なファミリー向け賃貸住宅を供給するときに国が建設費や家賃の補助等を行う特定優良賃貸住宅も三万戸予定しているとの答弁があった。

○　短時間勤務者の厚生年金適用に際して、通常の勤務者のおおむね四分の三以上の勤務が必要とされる、いわゆる四分の三ルールの拡大については、常用的な雇用者は厚生年金の被保険者にするとの考えで検討したいが、労働者本人と事業主双方の保険料負担が増えることになり合意が得られるかとの問題がある。雇用形態が多様化する中での、厚生年金の適用者の在り方について検討を進めていきたいとの答弁があった。

○　小児救急医療体制の整備促進については、小児救急医療支援事業は、平成十二年度で十八都道府県の五十一地区であるが、平成十三年度に三百六十地区としている新エンゼルプランの目標値からは乖離があり、目標達成が困難になっている。平成十三年度は、補助単価の増額や、地域の関係者が小児救急医療の確保、調整、検討等を行うための予算も計上しているが、今後も、各都道府県の取組強化、事業推進上の問題点の把握・研究をしながら円滑な事業推進に努めていきたいとの答弁があった。

○　子育て支援策は、子どもを生むことを目的とするより、女性の就労構造をヨーロッパ型にし、社会保障の負担構造を変えることに重点があると、国民に明確に打ち出すべきとの指摘に対して、雇用の場における男女の均等確保を進め、仕事と育児の両立支援策に積極的に取り組み、それらの政策を推進しながら女性労働力のM字カーブのボトムアップが進むという考え方を持っているとの答弁があった。

○　新エンゼルプランの最終（平成十六）年度の整備目標数である百八十か所を平成十三年度予算で達成するファミリー・サポート・センターの今後の拡充については、平成十三年度は利用対象者を雇用労働者のみでなく、専業主婦等にも拡大し、設置箇所も八十二か所から百八十か所に大幅に拡充する。今後は実施状況を踏まえ、地域のニーズも勘案しながら対処していきたい。また、人口五万人以上という設置基準も地域のニーズが見込まれる場合は、弾力的に運用していきたいとの答弁があった。

○　ベビーシッター利用者への補助制度を専業主婦等へ適用拡大することについては、制度は児童手当特別勘定で事業主負担の保険料のみで賄っており、働く女性を対象とした事業だが、専業主婦への拡大が可能か今後検討したいとの答弁があった。

○　今後は、人生の中で何度も自分の能力を発揮する社会にすべきであり、そのための中小企業等に勤務する社会人の学習機会確保の方策については、国立大学等で中小企業勤務者を含めた当該地域社会のニーズに対応する社会人受入れを進めたい。インターネットを活用した遠隔教育等を含め社会人の学習機会を増やす必要があるとの答弁であった。

○　ベビーホテルでの児童虐待死亡事故の再発防止策については、「よりよい保育施設を選ぶための十か条」を公表するとともに、都道府県の認可外保育施設に対する監督指導の指針をつくり、指針に基づく監督指導を実施していただく。さらに、保護者に認可保育園の良質な保育サービスを体験してもらう事業の創設、認可外施設の保育従事者への研修等の対策を行う。いずれにせよ良質なサービスを安定的に供給するのが大事であり、当面は新エンゼルプランの推進が大切との答弁があった。

○　待機児童解消に向けた取組については、平成十一年に各自治体に待機児童の状況、解消計画などをまとめていただいた。平成十三年度は待機児童の多い自治体から直接、待機解消計画の実績及び今後の方針についてヒアリングをする予定であり、各自治体が待機児童の早急な解消に向け取り組んでいただきたいとの答弁があった。

○　学童保育について、児童数二十人以下の地域にも国の補助を行ってほしい、障害児への対応を拡充してほしいとの要望について、平成十三年度から児童数が少ない過疎地域などは十人まとまれば補助の対象とする予定。また、障害児を受け入れる児童クラブには手厚く補助金額を加算する措置を行いたいとの答弁があった。

○　乳幼児医療に対して国が助成を行う場合の必要予算額については、仮に自己負担額の二分の一を国庫で負担すると、対象が一歳未満であれば百七十億円、三歳未満で五百十億円、六歳未満ならば千二十億円になるとの答弁があった。

○　当調査会提案による高齢社会対策基本法の省庁再編後の執行体制については、再編後は高齢社会対策会議を内閣府に設置しており、その庶務も内閣総理大臣及び内閣官房長官の直接の指揮のもと処理している。具体的には、内閣府政策統括官総合企画調整担当のもとに参事官を置き、七名の定員で業務を行っている。従前の定員十五名から減少しているが、新体制は大変弾力のある組織となっており、その特性を使いながら重要性を増す高齢社会対策に全力で当たっていきたい旨の答弁があった。

○　幼保の一元化については、施設の共用・合築、幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性の確保、幼稚園教諭と保育士の合同研修を行うなど幼稚園と保育園の連携強化を図っている。両者にはそれぞれの設置目的や役割があり今日まで運営してきており、一元化するにはまだ時間がかかるとの答弁があった。

○　国際競争が激しい中で家族手当の廃止を検討している企業があることについては、家族手当は賃金制度であり、労使が話し合って決めるもので国が何か言うものではない。しかし、妻の無業や一定水準以下の収入を条件に支給する企業が多く、そのために妻の就業を調整するなど女性が働くことにマイナスの効果になる側面もあり、こういう問題の存在も提起していきたいとの答弁があった。

○　少子化対策基本法の必要性については、平成十一年第百四十六回国会に中山太郎君外六名から衆議院に提出された「少子化社会対策基本法案」が廃案になったことは残念であるとの意見、法案については今後の議論を見守りたいが、国を挙げて、国民各層の理解と協力を得ながら少子化対策を進めることは重要で意義があるとの答弁や、基本法を制定することは、総合的な少子化対策を展開していく上で必要であるとの答弁があった。

○　豊かになると少子化が進むと言われるが、ノルウェーでは豊かな生活を送りながらも人口が増えている。これは男性も献身的に家事を行うという社会全体の意識があるためであり、日本も若い世代の意識改革がない限りは少子化は避けられないとの意見については、働く場所、うちの在り方、親子の関係等が変わるという前提で、ここ数年のうちに経済を含め我が国のすべてを洗い直す方が良いとの答弁があった。

○　日本は家庭の団らんが少ない。これは労働時間が長いことに原因があり、このことが少子化にも相当な影響を与えているとの意見については、子育てを行う労働者が年間百五十時間を超える時間外労働の免除を請求できる制度の創設等を内容とする育児・介護休業法の改正案を国会に提出している。また、労使の協力で二週間程度の長期休暇をとれるよう普及啓発に取り組んでいる。家庭の団らんが少ないのは、企業優先の風土が残る労使の意識に原因があり、その是正のためには意識の啓発事業から始めなければいけないとの答弁があった。

三　各会派の意見表明・委員間意見交換（平成十三年四月十八日）

㈠　各会派意見表明（全文は参考に後掲）

（自由民主党・保守党）

夫婦は二人以上の子どもを持ちたいと希望しているが、一九九七年の合計特殊出生率は一・三九であり、夫婦が持ちたい理想の子ども数と合計特殊出生率とに乖離がある。二十一世紀には現在の総人口一億二千六百万人余を維持する必要はないかもしれないが、高齢化に伴う年金、医療、介護の問題に対処するためには、経済社会構造がどう変わろうとも少子化のままでよいはずがない。

少子化を改善するため、出生率の増加を図ることになる。出生対応可能という意味では夫婦単位についてどう考えるかである。妻が理想の数だけ子どもを持てない理由として、経済的な負担、教育費の負担、仕事と育児の両立の困難、住宅問題、不妊の問題、子育ての精神的・心理的な負担が挙げられている。

経済的な負担と教育費の負担は、いずれも仕事と育児が両立できる状態が維持されれば解決される。夫婦としてそれぞれの職業能力が発揮できる雇用慣行が必要である。特に子育てにかかわると考えられる三十歳から四十歳の女性の労働力確保と子育ての両立が実現したときに、夫婦が第二子、第三子を産みたいという家庭状況が出てくることが理想的な形につながる。住宅問題については、適宜な家賃で良質な家族向け賃貸住宅の提供を早急に図るべきであるとの意見も出ている。不妊の問題については、治療の結果、約六十一万人も子どもが生まれたということであれば、医療保険とのかかわりや不妊専門相談事業等を更に推進することが必要ではないか。

申し上げた内容をまとめると、少子高齢社会対策について、出生率の回復を図る際に、まず夫婦単位について二人以上の子どもを持ちたいという希望を達成させることを第一義的に考えてはどうかということである。

（民主党・新緑風会）

少子化の原因には二つあり、一つは経済発展に伴う「自然な少子化」、もう一つは産みたいのに産めないという「社会的な要因による少子化」である。「自然な少子化」に対しては、自然体で受けとめ、社会制度を早急に再構築する一方、「社会的な要因による少子化」については、具体的で責任ある対策を講ずる必要がある。

対策の大前提は三つある。一つ目は結婚や出産は個人の自由な選択にゆだねられるべきものであること、二つ目は子どもを持たない人や持てない人への十分な配慮が必要であること、三つ目は子育ての大変さや重要さについて十分な理解を示すことである。対策を具体的に立案していくに当たって、男女共同参画社会の構築と、子育てを一個人に押しつけるのではなく社会全体で支え合う仕組みづくりが必要である。

具体的な対策の一つは子育てに対する資金的な支援である。九八年の社会保障費のうち、高齢者向けは六六・三％、児童及びその家族向けはわずか三・三％という実態から、少子化に対する国の取組の程度がうかがえる。小児医療の完全無料化と、健康保険の子どもに係る負担軽減も検討に値する。もう一つは小児救急医療体制である。小児科を持つ病院数が年々減っており、特に夜間の救急体制に支障が生じ始めている。しかし、新エンゼルプランでは目標と実績が乖離しており、必要ならば財政的な措置も講じながら二十四時間小児救急医療体制の早急な確立を図っていかなければならない。

最後に、賛否両論のある不妊治療に対する健康保険の適用である。治療中の人は肉体的、精神的に大変な苦痛を受け、かつ金銭的な負担も重い。女性に対する圧力とならぬよう十分に配慮することを前提としながら、不妊治療に対する健康保険の適用についても検討を深めていくべきである。

（公明党）

真の少子化対策は、人口増や出生率を上げようという国家による人口管理政策ではなく、生まれてきてよかったと子どもが感じ、親が生き生きと子育てに携われる社会をつくることである。そのため、公明党は四つの柱からなる二十一の提言をまとめた。

第一は、地域における子育て支援の推進のための、集いの広場事業、子育て支援ルーム事業の創設、子育て関係のＮＰＯの支援、幼稚園の活用の充実である。第二に、子育てと仕事の両立を進めるための環境づくりを更に進めるため、保育所、ファミリー・サポート・センター、保育サービスの提供体制の早急な実施や、育児休業法案に盛り込まれた子の看護のための休暇を努力義務化し、さらには介護・子ども看護特別休暇制度の創設を目指している。第三は、子育てに悩む親たちの孤独感や悩みを軽減することを目的とする、子どもと家庭のためのセーフティーネットの確立と強化である。そのため、児童相談所、児童家庭センター、里親制度、児童委員の拡充を図り、また、里親制度とファミリー・サポート・センターとの総合的運用など利用者本位の子育てネットワークづくりを進める。第四は、健やかな子育てを支援する医療体制の充実である。小児科医療については、医師不足や緊急体制の未整備の指摘や医療費の負担軽減を求める声が多い。このため現在、各自治体任せの乳幼児医療費の軽減措置を国の責任で進めるため、六歳までの乳幼児医療無料化を実現する。また、小児科医療体制の着実な整備や小児科専門医の養成などいつでも安心して医療を受けられる体制の整備を進めなくてはならない。

子どもは社会にとっても宝であり、社会全体で育てることが少子化を迎えた日本の最も重要な政策の一つであるが、少子化対策は現在余りにも貧弱である。自助、共助、公助のバランスをとり少子化対策を一層充実させ、皆が生まれてきて、また育ててよかったと感じられる社会をつくれるよう訴えていきたい。

（日本共産党）

「少子化」が、日本社会に問うているのは仕事と育児の両立できる社会づくりができるかということであり、そのため職場の労働条件を改善することが急務である。以下、昨年の中間報告を踏まえ、幾つかの点について申し上げる。

第一に、男女ともに労働時間の短縮を進め、変則勤務や夜間労働、家族と離れて生活する配置転換などがないよう、条件を整備すること。また、育児・介護休業中の所得保障の引上げ、短時間勤務の創設、家族休暇制度の創設、育児休業期間の延長、時間外・休日労働の免除請求権、パート労働者への適用等育児・介護休業制度の抜本的な改善を行うことが求められている。

第二に、男女の賃金格差の是正、女性差別解消を進めることである。男女の就業機会の平等な国ほど出生率が高く、女性の能力を生かせない企業の在り方と社会を変えることなしに、少子化問題の解決も社会の発展もあり得ない。

第三に、保育サービスの充実、待機児童の解消が切実に求められている。ベビーホテルで痛ましい事故が起きており、安心して預けられる保育所建設は緊急の課題である。保育所整備計画の抜本的拡充、保育士配置基準の大幅改善、保育所運営のための国庫補助率を八割に戻すこと等を軸に延長保育、一時保育や病児保育などの充実を法的責任で明確にすべき。また、学童保育への十分な予算措置を行うべき。

第四に、子育て世帯への経済的負担の軽減策を進めることである。当調査会の中間報告で乳幼児医療の負担軽減を提言しており、政府は乳幼児医療無料化に踏み出すべきである。一方で、増税とセットで児童手当が拡充されたが、社会保障制度としての展望を持たずに見直すことへの危惧や、税金での財源捻出では財源確保の方法が確立されていないとの指摘がある。高すぎる教育費や住宅事情の悪さの解決、子どもの権利条約の完全実施、児童虐待防止、バリアフリー、環境保全等安心して子育てが楽しめる環境整備が必要である。

社会保障中心の予算や労働条件の改善による人間らしい労働と生活こそ、仕事と家庭を両立できる社会をつくることであり、少子化問題解決のかなめである。

（社会民主党・護憲連合）

女性も男性も生き生きと暮らせる社会の実現のためには、男女共同参画社会基本法を実効性あるものとしなければならない。そのためには、固定的性別役割分業を前提とした各法律、雇用制度、社会保障制度を見直す必要がある。

急速な少子高齢社会に対応する雇用システムの構築のためにも、育児、介護など家族責任と仕事の両立に向けた支援策を講じ、子育てと両立した就業形態、給与体系とともに、労働時間の短縮、ワークシェアリング効果を通じた雇用創出にも積極的に取り組む必要がある。そのため、看護休暇の新設、家族的責任を有する男性への強制的な育児休業制度の導入等を内容とする社民党提案の法律の制定、育児・介護休業の休業手当の六〇％への引上げ、時間外労働の実効ある規制が必要であり、また、パート労働にフルタイム労働との均等待遇を確立し、フルタイム労働とパート労働との双方向転換制度の定着を進めることも必要である。さらに、育児、介護、家事などを無償労働として評価するために年金保険料の免除、加入期間への加算なども急務である。

女性の職場からの離脱を阻止し、社会参画を促すとともに、男性の無理のない育児、家事への参加のためには、子育ての総合的な支援システムの構築が不可欠である。そのため、保育所の新設・拡充を進め、必要な保育士、指導員等の身分保障と雇用機会の拡充や新エンゼルプランの前倒し実施とともに、目標を大幅に引き上げたスーパーエンゼルプランともいうべき計画を策定し、保育所などの基盤整備を大胆に進めることが重要である。また、育児不安についての相談、助言、支援を行う地域子育てセンター及び複雑化する子どもの問題に対応する児童相談所、児童家庭支援センターの拡充が必要である。さらに、各地に子供病院を国の責任で整備するなど縮小傾向にある小児救急医療体制の維持、拡充も急務であり、子ども手当の創設も必要である。憲法、教育基本法、子どもの権利条約を貫く子どもの最善の利益を保障するとともに、女性の性と生殖に関する自己決定権を保障することを社民党はあらゆる政策の基本に据えている。

（無所属の会）

長期にわたって政策立案、立法化していくことが参議院の大事な部分であり、この調査会でも法案について意見を申し上げたが、結果として決議という形で三年間の実績を実らさざるを得ないのは残念である。

少子化問題は高齢社会の裏腹の問題であり、もっと早く対応すべきであった。一種の先進国病であり、非常に難しい問題だと認識している。各党の意見陳述で挙げられた具体的な提案についてはもちろん賛成であるが、まずは国家の意思を明確に示すことが大事である。政治、行政、外交、社会、経済が不協和音を奏でてしまっている現在、日本の国の形がどうなっていくのか、先がみえない状態で具体的な手だてだけするのでは少子化対策はできない。

諸外国に比して、日本は就職後独立せずに両親と同居する例（パラサイトシングル）が多くみられる点については、具体的な対応策を考えるべきである。

結婚しても子どもを産むことができる状況づくりとしては、夫の育児休暇取得の問題は大きい。また、二、三歳くらいから幼保一元化を行い、数少なく生まれてきた子どもたちをいかに立派に育てるか、ということに社会の子という一つの方向性を位置づけるべきである。

また、参考人の意見にもあったように、例えば夫婦二人で半日程度働き子どもを養えるような仕組みに勇気を持って取り組んでいくことが必要である。

国会で様々な法案をつくり、決議をして、それらの方向に向けて我が国のために頑張っていこうという環境整備を政治の場でまず作っていくことが、少子高齢化社会に対応する我々の責任である。

（自由党）

少子化問題について、様々な環境整備は非常に大切であると認識しているが、それらの政策では人口維持までに至らないであろう。そもそも、日本の国土での適正人口についての議論が日本の中でほとんど存在していない。

人口の減少傾向には、就業体制、特に労働時間の問題が大きく影響を与えてきた。諸外国では、時間外労働に対して禁止税的な課税を行っている例もある。そこまで考慮しなければ家庭で過ごす時間は持てないであろう。

戦後、経済は右肩上がりに成長し、政治は成功しているという認識を我々は持ったが、現実に国民一人一人の生活レベルがどうなったか、についての分析は十分になされていない。人口の増減は調節可能な問題ではなく、少子化自身も少子化対策も大人のエゴではないかという思いが深い。少子化によって何が問題となるのか。社会保障負担の問題など、現実的な問題のみでの議論が多すぎる。これからの家庭生活、コミュニティーをどう形成していくかを考えた場合、住宅問題を考えても、日本は北欧に比してはるかに劣っており、こうした点も少子化の大きな要因の一つとなっている。

いくら条件を整えても少子化は防げないときにきている。今後根本的に何を考えなければならないかということについて我々はまだ回答を持っていないのではないか。

（二）委員間意見交換

○　妻が理想の数だけ子どもを持てない要因のうち、経済的な負担、教育費の負担、住宅問題は経済的な問題であり、幾つかの手が打たれ、状況も変わりつつある。不妊の問題は、慎重にしっかり取り組むべきである。

仕事と育児の両立の困難、子育ての精神的負担に関して、自助、共助、公助からアプローチすると、自助は、男女が共に家庭をつくる、家事や育児を行うという意識改革と実践活動が大事である。公助は、制度の改革、特に、育児休業の充実、延長保育、学童保育が重要である。共助は、多世代住宅を近隣につくることで、長寿者も孫を育てる生きがいができ、親も安心して仕事ができる。廃校となった小学校に長寿者の憩いの場と保育所を併設し、多世代の触れ合い、助け合いができるコミュニティープラザをつくることも考えられる。

○　女性側だけに目を向けていては少子化は解決せず、男性も女性も、子育ては一緒にできるということを前提にすることが必要である。

高齢者や外国人の就職に優しくない社会、女性だけに子育てを負わせようとする社会は、決して豊かな社会とは言えない。婚外子や一人親家庭の子どもへの差別もある。少子化は悪だという考え方をまず撤廃することである。固定化された性別役割分担を前提としていないか考え直すことが必要である。子どもを将来の労働力として見ている部分がある。

○　家庭と仕事の両立が少子化対策のかぎを握っており、働くことと出産・育児を両立できない日本の雇用と労働の異常な状態にメスを入れるべき。具体的には、男性の働き方を変えて育児に参加できるようにすべき。育児のための短時間勤務制度の義務化、男性の育児参加に向けての国の意思、男女の賃金格差を埋めることが必要との参考人の意見を真摯に受け止めたい。また、女性の機会費用は、家族を育てることも労働力の再生産費用として企業が負わなければならないと考える。

なお、乳幼児医療の助成について、政府が、窓口で無料にしている自治体に対し国庫補助減

額のペナルティーをかけていることは、本調査会の提言に対して余りにひどい対応であり、改めていただきたい。

○　小児救急医療の充実といわれても、現実には不可能に近い。例えば、小児救急病棟をつくるためには、二十四時間救急に備えて小児科専門医が三人必要である。また、小児の場合にはばい菌に対する抵抗が弱いので、専門病棟が必要であり、資本投下が大変である。

○　現在は人口置換水準を計算しているが、この数字に意味があるのかどうか。少子高齢化が続くとき、総人口を含めて社会構造をどう変えていくかという逆の調査も必要ではないかと思う。

Ⅲ　課題

今期の三年間にわたる議論・活動において表明された意見や見解をもとに、主要な論点と思われる事項について取りまとめると、以下のようになる。

一　未婚・晩婚化の背景

（若年世代の自立支援）

我が国では、結婚した夫婦からの出生数は、平均二・二人前後で安定しており、未婚・晩婚化の進展が、近年の出生率の低下傾向に大きな影響を与えている。

現在の若年世代は、就業しても親と同居し、生活の基本的な部分を親に依存している「パラサイト・シングル」にみられるように、独身生活を維持することを優先し、結婚や出産というライフスタイルの選択をためらう傾向がある、と指摘されている。結婚や出産は当事者の自由な選択に委ねられるものであるため、出生率の回復を図る上で、結婚や子育てに夢や希望を持てる社会を構築することが重要である。このため、結婚が自己実現を図る上での障害とならないよう、企業の家族手当や社会保険、税制などの配偶者対策についても検討していくなど、結婚、出産、育児といったライフスタイルの選択を魅力あるものにしていくことが重要である。

また、若年世代の自立を支援するとともに、これら若年世代に対し家庭を持ち子育てをする喜びが持てるよう、社会全体で子育てを支援していこうというメッセージを伝えていく必要がある。

（若者の出会いの支援）

若者の出会いの多くが職場であることから、性別によって固定化されがちな職場を開かれたものにし、男女が共に働くことのできるような社会を構築していくことは、出会いの機会を増やしていくことにもなる。また、職場優先の企業風土を改善し、長時間職場に拘束され、自由時間がないという現状を改めていくことが必要である。

地方自治体が、住民の理解を得て、独自に行っている出会いの機会を提供する企画などについては、過疎化対策としての意義も有し、肯定的に捉える必要がある。また、農村部については、過疎問題や農業自体の問題も絡んでいるため、農村の活性化という観点も合わせて考えていくことが重要であるとの意見があった。

二　働きながら子育てしやすい雇用環境の整備

（男性の育児休業取得の促進）

育児休業制度の普及・充実は、働く男女にとって仕事と育児の両立を図る上で不可欠であるだけでなく、経験ある優秀な人材を確保するという観点から、企業にとってもメリットがあり、制度の更なる充実が求められている。現在の女性の育児休業取得率が五六・四％であるのに比較して、男性の育児休業取得率は〇・四二％と極めて低く（平成十一年度女性雇用管理基本調査）、父親の育児休業取得の促進が求められる。このため、男女の賃金格差を是正するとともに、ノルウェー、スウェーデン等の北欧諸国で行われているパパクオータ制など、男性の取得を義務付けるポジティブアクションの導入の検討が求められる。また、生み育てるプロセスも男女共通の課題であるとの観点から、父親の出産休暇制度についても検討すべきである。

（育児休業期間中の所得保障水準の引上げ）

男性の育児休業取得を促進するためには、育児休業中の所得保障の引上げにより、休業期間中の生活保障を充実させることが必要である。また、女性の社会進出や高学歴化による賃金の上昇に伴い、出産・育児による就業の中断に伴う機会費用も上昇しており、失われる生涯所得は四千四百万円に上るとされている（平成九年版国民生活白書）。子育てにかかる機会費用については、社会全体で分担していくことが重要であり、こうした観点からも、現在四割とされている育児休業中の所得保障の更なる充実が望まれる。また、働き方の多様化、中途採用の機会の拡大、雇用形態による賃金格差の縮小によっても機会費用の軽減は可能である。

（育児休業制度の充実）

育児休業期間の延長及び育児期間中の短時間勤務制度の普及を図るとともに、休業取得者が不利益を受けることのないよう昇進、昇格などで配慮していく必要がある。育児休業制度を利用しなかった者で、育児休業を取得しなかった理由として挙げる最も多い理由が、「職場の雰囲気」である（平成十二年育児・介護を行う労働者の生活と就業の実態等に関する調査）。出産・育児により職場や労働市場から一時的に退出をしても、心理的な負担を感じることなく職場復帰することができるよう、休業期間中の代替要員の確保や、制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりを進めていくことが必要である。また、一歳以上であっても養子縁組に対しては、早期に親子関係をつくることができるよう、育児休業を取得できるようにすべきであるとの意見があった。

（看護休暇制度の創設）

子どもの看護等のため、母親、父親双方の年休取得と欠勤日数の合計は年一四・九日に上る、との調査結果がある。一方で、民間事業所での子どもの看護休暇制度の普及率は平成十一年で八・〇％にとどまっており、子どもが病気になった場合、祖父母などに頼っているケースが多いと考えられる。労働者からの要望が多い看護休暇制度の早急な法制化が求められる。

（労働時間の短縮）

育児と仕事を無理なく両立させ、家庭において子どもと触れあう十分な時間を確保するには、従来の男性中心の雇用管理に基づいた職場優先の働き方を変えることが必要である。このため、社会全体のワークシェアリングを推進し、時間外労働の削減や年次有給休暇の完全取得、短時間勤務制

度の充実といった方策により、労働時間の短縮を図っていくことが重要である。いわゆるサービス残業の解消も求められる。

このため、情報技術などの導入によって業務の効率化を図るなど、生産性の向上を図ることが必要であるとともに、現在の長時間労働を生み出している要因ともなっている、労働時間や勤続年数による評価システムから、労働時間にとらわれず、成果・業績を重視する評価システムに移行していくことも必要であるとの意見があった。

さらに、在宅勤務やSOHO、パートタイム就労など、ライフスタイルに応じて、勤務形態を自由に選択できるような環境を整備するとともに、男女共に雇用と生活の保障を前提とした労働関係を構築することも課題となっている。労働時間を減らし自分たちの時間を多く取ることができるよう夫婦二人で一・五人分稼ぐオランダのような働き方や、職住近接した町づくりをしていくべきである、との意見があった。

（多様な働き方）

自己のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を自由に選択できる雇用環境を整備するという観点から、パート労働者や派遣労働者も、育児休業制度を取得できるようにするとともに、社会福祉等において正規労働者と同等の権利を付与することにより、雇用形態の差異に起因する待遇格差を解消していくべきであるとの意見があった。

（企業の役割）

厚生労働省は仕事と育児・介護の両立に積極的な取組を行っている企業を対象として、ファミリー・フレンドリー企業表彰を実施している。こうした制度が企業にとっても優秀な人材を確保するために有効となるよう、表彰企業のPRを積極的に行い、その普及を図るほか、税制上の優遇措置等についても検討すべきであるとの意見があった。また、個別の企業において、男女共同参画推進部署の設置を促進するとともに、転勤や配属・異動などについても、本人の意向や家族事情に十分配慮することが求められる。さらに、職場優先の企業風土を改め、仕事と育児を両立しやすい労働慣行の形成や職場づくりを促すため、国が教育・啓発活動を促進し、経営幹部を始め、管理職、一般社員の意識改革を図るとともに、企業の育児についての社会的責任に対する自覚を促していくことが必要である。

三　安心して子育てできる環境づくり

（保育所待機児童の解消）

待機児童は平成十二年四月一日現在で、全国で約三万三千人に上っている。都市部では、特に低年齢児の保育所が不足しており、これらの待機児童の早急な解消を図っていくことが必要である。このため、保育所整備計画を明確にするなど目標の前倒しなども含めた新エンゼルプランの着実な実施が求められる。

（多様な保育サービスの提供）

保育ニーズは多様であるが、ゼロ歳児保育や病児保育、障害児保育、また休日保育など、現在の保育所等では十分に対応できていないものがある。専業主婦が、冠婚葬祭時や、育児ストレスからの解放が必要なときには、そうしたニーズに対応できる一時保育なども必要である。また、保育の終了時間に仕事が終わっていない場合などは、母親の働き方に合わせて柔軟に保育時間を選択できる延長保育等、多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる保育環境の整備が求められる。認可外保育所の認可保育所への移行の促進や、保育内容の向上のための支援強化も求められている。さらに、大都市地域では、通勤途中で子どもを預けることができるような駅型保育所や駅前保育ステーションの整備が必要との意見もあった。

（保育サービスの質的充実）

都市化・核家族化や地域社会における人間関係の希薄化により、子育て期の母親が孤立しがちな状況にある。また、女性が生活のためだけでなく、自己実現を図るために仕事を続けていくとともに、余裕を持って子育てを楽しむことができる社会を構築することが必要である。このため、保育所については、育児相談やカウンセリング・ルーム等の、母親向けの育児に関するサポートシステムを整備・充実させることにより、地域の子育て支援の中核としての機能も合わせて果たしていくことが求められる。また、遊びを通して自発性・自立性や社会性を育み、乳幼児期に将来の基本的な人間関係が結べるよう配慮された保育内容の充実が求められる。このため、保育士や指導員等の子育てマンパワーについても、増大するニーズに対応できるよう十分な数を確保するとともに、養成の場や研修制度の充実等により、質量両面からの充実を図ることが必要である。

（幼稚園と保育所の連携）

幼稚園と保育所については、施設の共用化が進められ、幼稚園教諭と保育士の合同研修のほか、子育て支援事業の連携が図られている。両者は、それぞれ教育と保育という異なった目的と役割を有するが、しつけ等の就学前教育及び幼稚園での預かり保育の充実が求められるとともに、保育と幼児教育の分野が一貫性、整合性を持って行われる必要があることから、一層の効果的な連携強化が求められる。

（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校低学年児童の放課後対策である放課後児童クラブ（学童保育）は、新エンゼルプランにおいて平成十六年度までに全国一万千五百か所に増やすよう努力目標を掲げている。育児と仕事の両立を支援し、児童の安全・利便を図るため、専用のスペース、専任の指導員の配置、指導員の待遇改善など公的助成の充実を図るとともに、新エンゼルプランの着実な実行による事業の更なる推進を図っていく必要がある。また、開設時間の延長や対象児童の年齢の引上げが課題となっている。

（地域社会における子育て支援）

子どもの健全な育成を図る上で、祖父母など豊かな社会経験を持った高齢者や地域社会における様々な世代との交流の果たす役割は大きい。高齢社会が進展していく中で、高齢者が地域の子どもたちと接することは、高齢者にとっても生きがいを得ることにつながり、地域文化の伝承なども促されるため、地域で高齢者が子育てに参加することができるようにすることが必要である。保育士以外の幼稚園教諭や小学校教諭等の資格を持った高齢者が、保育所等において、子育てボランティア活動を行うことができるような体制の整備が求

められる、との意見があった。また、高齢者のデイサービス・センターと保育所の併設等により、世代間交流を促すことも求められる。

また、地域におけるＮＰＯ活動が子育て支援に貢献できるような体制を整えることも必要である。さらに、子育て中の親子が交流し集うための場を提供したり、育児経験のある母親も加わった子育てに関する情報のネットワークを形成し、その経験を活用していくことが求められる。

（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業については、その補助基準を人口五万人以上の市町村と設定している。小規模の都市においても、近隣の市町村が共同で当該事業を実施したり、地域互助制度としてのニーズが見込まれる場合における、補助基準の弾力的な適用が求められるとともに、事業の更なる拡充が求められる。また、就学前の子どもだけでなく、小学校における放課後の子育て支援についての利用の普及が求められる。

（三歳児神話）

女性が出産後も仕事を継続するためには、一日中家にいて子どもを育てるのではなく、保育所等の保育サービスを利用することが不可欠となる。少なくとも三歳までは母親自身で子どもを育てるべきであるという、いわゆる「三歳児神話」により、保育所等に預けて育てることに不安を抱く人も少なくない。平成十年版厚生白書では、三歳児神話について「少なくとも合理的な根拠はない」としており、本調査会においても、母親の子育ては接触の時間よりも接触の質が重要であり、三歳児神話は少子化を促進する方向に働くとの意見もあった。乳幼児期は特定の養育者との関係を通じて、人間に対する基本的信頼関係を形成する重要な時期であり、保育士の担当制を取り入れたり、カリキュラムにも工夫をするなど、保育施設におけるきめ細かな配慮をすることで、働きながら預けて育てている母親の不安を取り除くことが求められる。

（児童虐待）

近年増加を続け、社会問題ともなっている児童虐待については、都市化、核家族化の進む中で孤独な母親が、育児負担を一人で背負い込み、子育てに強い不安を感じていることが、その要因として指摘されている。このため、地域社会における子育てを支援するため、子どもを社会全体で育てる体制を早急に整備するとともに、児童相談所の児童福祉司の定員の増員、虐待を受けた子どもに個別に対応できる職員や心理的な療法ができる専門職の設置など、十分な対応が求められる。また、児童家庭支援センター、里親制度、児童委員の充実を図り、地域における子育てネットワークの整備の推進が必要である。また、一部のベビーホテルで起きた児童虐待の再発防止については、その実態の把握に努め、調査・指導を着実に行うとともに、保育従事者に対する研修の充実等により、保育サービスの質的向上を確保する必要がある。

（婚外子差別の撤廃）

我が国においては、正式な婚姻をしていない夫婦から生まれた婚外子は、全体の出生数の一・五％である。これに比較して、スウェーデン、フランス等では、婚外子の割合は四〇～五〇％に上り、我が国の出生動向においては婚外子の割合が極めて低いことが特徴付けられる。婚外子の出生率が低い我が国で、相続等における婚外子に対する差別の撤廃や、夫婦別姓を選択制で取り入れることによって、嫡出子と非嫡出子との区別をなくしたり、嫡出子との格差を是正することが課題である。

（子育てしやすい生活環境）

子育て中の世帯の住環境については、子育てのしやすい広さで、適当な家賃のファミリー向けの賃貸住宅が不足している。ファミリー向け賃貸住宅の供給の促進を図るとともに、子どもの成長に合わせて間仕切り等を容易に変えることができたり、家族構成に合わせた住み替えができる、家族の団らんや語らいといった相互のコミュニケーションに役立つ良質な子育て支援住宅の整備が求められる。また、子どもを持つ家庭への住宅補助を図り、職住近接したゆとりある住生活を実現することが必要である。

また、子育て中の家族でも移動を容易にするため、公共施設のバリアフリー化等を進めるとともに、住宅と医療施設や保育施設が一体的に整備された子育てタウンづくりを進める必要がある。

四　出産・育児等にかかる経済的な支援

（乳幼児医療・妊産婦健康診査）

乳幼児医療費については、現在、地方自治体が単独事業として独自に助成を行っており、平成十一年四月一日から一年の間に、助成対象となる児童の年齢の引上げなどを行った自治体は、都道府県で十道県、市区町村では千六十八市区町村に上っている。このように、各自治体において助成の拡充が図られているが、これに要する自治体の財源の確保が課題となっている。また、自治体によって差のある医療費助成制度について、国としてより充実した制度の在り方を検討することが求められる。また、妊娠から出産までにかかる費用の軽減について、平成九年から市町村が主体となって実施している妊産婦健康診査の公費負担を更に充実させることが求められる。

（出産・育児をめぐる給付の拡充）

出産育児一時手当金、育児休業手当、児童手当等の出産・育児をめぐる給付の実施は、単に育児にかかる経済的負担を軽減するにとどまらず、子どもを生み育てることに社会全体が敬意を払い感謝するというシンボリックな意味を有するとの指摘がなされた。

児童手当については、少子化対策としての効果への疑問について意見も述べられたが、児童の養育費を軽減する観点から、その充実を求める意見も強い。児童手当の支給年齢、支給額、財源構成、所得制限等について抜本的な検討を行い、支給対象年齢の大幅な引上げや支給額の増額を図るべきであるとの意見が述べられており、制度充実に向けた検討を速やかに開始する必要がある。

また、年金制度の中に出生給付を創設する一方で、児童手当も年金制度の一給付に改め、年金制度に対する若者の理解を深めるべきであるとの意見、さらに、育児にかかるコストを社会的に再配分するため、総合的な育児保険制度の創設について検討すべきであるとの意見があった。

（保育バウチャーの支給）

保育施設の保育料やベビーシッター代として利用できる保育バウチャー（保育切符）を、直接利用者個人に対して給付することにより、保育費用の負担を軽減するとともに、保育所間の競争を促進し保育サービスの向上を図る必要があるとの意見があった。また、ベビーシッターへの補助制度については、育児ストレスからの解放や、子どもの病気、冠婚葬祭時等に専業主婦も同サービスを利用できるよう検討すべきである。

（奨学金制度の拡充）

子どもが成人するまでの子育てに要する費用のうち、特に多額の費用を要するとされる、大学教育を中心とした高等教育費の負担を軽減するため、奨学金制度の貸与に関する基準や家計基準の緩和を図るとともに、貸与額の増額を図る必要がある。また、国立大学、国立研究所就職者のみを対象とした奨学金の返還義務の免除制度について見直すべきである、高校レベル以上の教育補助金を、原則として全額奨学金化することを検討すべきである、との意見があった。また、授業料の負担軽減も必要である。奨学金制度の充実は、パラサイトシングルの増加など少子化の要因の一つとも指摘される若い世代の自立心の欠如を克服し、早期自立を促す効果があるとの意見があった。

五　出産・育児等にかかる医療体制の整備

（不妊治療）

子どもを望みながら子どもを持てない夫婦は相当数に上り、一般には夫婦の十組に一組が不妊の傾向があるとされるが、自費診療となるケースが多く、その費用負担の大きさが問題となっている。このため、生みたい人が希望どおり子どもを持つことができるよう、不妊治療に対する医療保険の適用の拡大が求められる。その際、これらの措置が女性に対する圧力とならぬよう十分配慮する必要がある。また、不妊治療については、社会的・倫理的・法的な問題と安全性などの医学的な問題を解決していかなければならない。このため、医療技術の開発、施設のクオリティ・コントロール、患者のカウンセリングの充実等の適正な治療環境の整備を図っていく必要がある。また、不妊治療が商業化していくことも問題点として指摘された。

（小児救急医療体制）

子どもが急病になった経験を持つ保護者の中で、医師の不在等により診療を受けられなかった経験を持つものが約二割あり、現在の小児救急医療体制に不安・やや不安と答えた者の割合は六〇％となっている、との調査もある。このため、二十四時間対応できる小児医療体制の早急な整備が必要である。また、新エンゼルプランに基づき、平成十一年度から始まった小児救急医療支援事業の目標値の達成のために、一層の努力が求められる。小児医療をめぐる環境改善を図るため、十分な小児科専門医の確保に努めるべきである。

六　人口減少下の社会保障制度と労働力確保

（社会保障制度の在り方）

少子・高齢化が進展していく中で、社会保障給付が増大し、現役世代が社会保障のすべての負担を担うことは困難となっており、世代間の負担公平を図っていく必要がある。また、高齢者対策に比重が置かれている社会保障給付を児童・家族向けにも比重を置いていくことが求められるとの意見があった。一方、社会保障への国庫支出の割合を増やし、社会保障を予算の中心へと切り替えていくべきとの意見があった。

少子化が進み、総人口が減少する状況の下で、将来の社会保障制度の担い手を増やすためには、女性や高齢者の社会参画を進めることが不可欠である。このため、女性や高齢者が社会で無理なくその能力を発揮していくことのできる、ジェンダーフリー社会、エージフリー社会を実現し、少子・高齢化に適切に対応できる社会保障制度を構築していくことが課題である。

（労働力人口の減少への対応）

少子化の進行に伴い、近い将来、若年層を中心とした労働力人口の減少は確実であり、我が国が経済活力を維持するには、個人が生涯を通じてその能力を発揮できる社会システムを早急に整備するとともに、新しい技術の導入や民間活力の活用、労働力の質的向上により、生産性を高めていくことが必要である。

また、将来、介護など需要が増大する分野で、労働力の供給不足が生じる可能性が指摘されている。これらの労働力不足を補うため、女性や高齢者の労働参加を促すとともに、外国人労働者の導入についても検討する必要がある。外国人労働者の受入れについては、異質の文化や多元主義を社会に受け入れる観点から、単に人口や社会保障財政の視点からのみ議論するのではなく、政治・経済・文化・教育等、様々な社会的影響及び外国人労働者側の国の事情等に配慮し、幅広い観点から検討する必要がある。

七　国・地方自治体における少子化対策の推進

（総合的な少子化対策の推進）

少子化対策の推進に当たっては、まず、安定した経済成長を実現し、雇用の安定を図ることにより、社会の将来展望に対する安心感を生み出していくことが重要である。また、国民各層の理解と協力を得て、少子化対策を実行していくことが求められる。このため、少子化関係施策の支柱として、強力な推進体制を整備するため、総合的な少子化対策を調整する機関の設置が求められる。

（地域の特性に応じた少子化対策）

少子化対策において、地方自治体が果たすべき役割は大きく、それぞれの地域の特性をいかした施策を積極的に展開していくことが求められる。その際、国と地方自治体が一体となった取組が重要である。こうした観点から、地方自治体の行う施策に対する国の財政支援の強化や、国の施策に呼応した自治体の策定計画の目標達成に向けた支援、また過疎地域等における少子化の実情を勘案した弾力的な補助基準や要件の設定等が必要である。

八　男女共同参画社会の形成

（M字型カーブの是正）

女性の社会参加や核家族化が進展する中で、家族の養育機能は低下し、子育てに係る女性の負担は増大している。このため、結婚・出産を機に仕事を中断する女性が多く、年齢別の女性の就業率

においては、我が国では他の先進諸国に比べ、二十五～三十五歳層の女性の就業率が低下する顕著なM字型カーブが見られる。また、仕事と育児を両立させ、機会費用を軽減させるためにも、女性が自由に自己実現を図り、社会に参画することができる環境整備を行い、M字型カーブの解消を図っていくことが課題となっている。

政府においても、男女共同参画社会基本法に基づき、基本計画を策定し、各種の施策を推進しているところであるが、男女が共に家庭や地域社会において果たすべき責任と仕事を両立でき、多様な働き方、生き方を可能とするジェンダーフリー社会を構築することが求められる。

（男性の育児参加）

女性に偏重している子育てにかかる負担を、男性や社会も分かち合い、共に支えていくことで、子どもを安心して生み育てることのできる環境を整備することが必要である。男性の家事や育児への参加は、父親としての家族責任を積極的に果たすことで、その自覚を促すとともに、ややもすれば孤立しがちな子育て中の母親の心理的・肉体的負担感を軽減し、母親自身もまた成長できるような育児を可能にすることにもなる。また、男性の育児参加は、子どもの健全な成長のためにも重要であり、父親がどの程度、育児や家事に参加したかが育てられた女性の結婚志向の強弱に影響を与えるとの意見があった。

（女性が就業を継続できる環境の整備）

欧米諸国の傾向を見れば、一般的に女性の労働力率が高まれば、出生率も高まる傾向が見られる。デンマークやスウェーデンなど女性の社会参加が進んでいる北欧諸国では、低年齢児に対する保育サービスの充実、育児休業給付の充実などとともに、税制や社会保障制度等の社会システムの個人単位化、女性の社会参画と出産・育児などの家族責任を両立できるような施策の推進により、少子化への対応を図り、出生率が比較的高い水準にある。我が国でも国立社会保障・人口問題研究所の試算によれば、就労と育児の両立支援策の推進により、合計特殊出生率は一・三八から一・七八まで回復すると指摘されている。

こうした観点から、出産後も育児をしながら就業を継続できる環境を整備し、固定的な性別役割分業を前提とした慣習、雇用制度等を見直すことが重要である。税制、社会保障制度等を、男女が共に働くことを前提として、世帯単位から個人単位とするものに改めていくことも求められるとの指摘もあった。男女が共に、そのライフスタイルに応じて、自己の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を構築することにより、結婚、出産、育児に夢や希望を持てる社会を形成することが求められる。

九　次世代の健全育成

（子どもの健全育成に果たす地域社会の役割）

少子化の進展に伴い、子どもたちの間で切磋琢磨する機会が失われるとともに、都市化の進行に伴って自然体験や生活体験をする機会が失われている。社会生活の中で、相手との調和を考え、自らの力を自制し、また発揮する方法は、小さな子どもと付き合うことによって育まれていくものであり、異年齢集団の中で、小さな子どもとつきあう機会が減少することにより、本来学ぶべき自制心が育たなくなっていることが懸念されている。

子どもが社会の中で、生き生きと生活することができる「生きる力」を育むため、人間関係が希薄化している地域社会において、多くの知人との関係性をつくることが重要である。このため、地域の特色を踏まえた「地域内交換留学」や、商店街でのアルバイト体験などを通して、多くの人々との関わり合いの中で、人との関係性、つき合い方、自分の意見の出し方を学び、健全に成長していくことが求められるとの意見があった。また、学校の施設や人的資源も活用しながら、地域全体で子どもを育てていくという視点が必要である。子どもの権利条約の精神をいかし、地域社会や教育を通して、国民全体で次世代を育成していこうという意識を高めていくことにより、安心して子どもを生み育てることができ、それが幸せにつながる社会を形成していくことが求められる。

（親の果たすべき役割）

子育てにおいて両親の果たす役割が何にも増して重要であることは言うまでもない。このため、新しく家族を形成する人については、子どもを生み育てることについての責任を自覚し、夫婦共通の課題として真剣に考えることが必要である。さらに、「育ち」の機能を発揮する場である「家族の団らん」を持つことで、親と子どものコミュニケーションを緊密にしていくことが必要である。

また、成長期の過度の干渉などから、子育てに自信を持てない親の増加も指摘された。こうした子育てに悩む親を対象としたカウンセリングを充実させる必要があり、公的な支援が必要である。

十　生涯能力発揮社会の形成

（能力開発に対する支援）

将来的な労働力の減少に適切に対応し、経済的な活力を維持するためには、個人の能力を高め、生産性の向上を図ることが必要である。労働力の質的向上を図るためには、教育水準を向上させるとともに、労働者個人が自発的に行う自己啓発や能力開発に対しても、国や企業が積極的に支援していく体制の整備が必要である。また、仕事を続けながら職業能力を高めていくことのできる職場環境の形成が重要である。

このため、企業においては、労働者が企業内において自主的にキャリア形成を進めることができるよう、人員配置等において本人の意向を考慮するほか、教育訓練休暇制度の充実や能力開発ローン制度等の自己啓発の支援などが必要である。あわせて、大学や大学院においても社会人の受入れを進めるほか、インターネットを活用した遠隔授業など、多様な教育機会を提供していくことにより、企業外での自主的な能力開発を支援していくことも必要である。また、こうした取組を支援する事業主に対する助成を拡充することが求められる。

（労働力の流動化と雇用の安定）

生涯を通じて個人の能力を継続的に向上させ、その能力を発揮することができるよう、労働者の能力や成果を公正に評価するシステムを確立するとともに、能力を発揮する場である労働市場を整備するため、近年の労働力の流動化に適切に対応するとともに、労働条件の悪化が行われないよう雇用の安定を図る必要がある。

このため、公的職業情報サービスの一層の充実とともに、雇用調整に関するルールづくりが求められる。また、退職金に手厚くなっている税制の見直しや年金のポータブル化の検討についての意見もあった。

（生涯を通じたキャリア形成）

労働市場の変化に備え、一人一人の存在価値を高め、生涯にわたって職業能力を発揮するためには、早期に職業観を培いキャリア開発を支援する必要があり、中等教育段階において人生について考えさせる機会を設けたり、大学等においてライフプラン、キャリアプランを考え、将来の就業コースについて現実的に考える機会を設ける必要がある。個人のライフプランをもとに、キャリア形成を行うに際しては、企業においてキャリアプランについての情報提供と同時に、キャリア開発の重要性を認識する場を提供することが重要であり、個人の個別の課題に対応するためのキャリア・アドバイザーの設置が必要である。

（生涯現役社会の構築）

我が国では、働く意欲のある高齢者の割合が多く、年齢にかかわらず個人の能力に応じた働き方を選択することができる雇用環境の形成が求められている。また、中高年の転職や再就職の障壁ともなっている採用時の年齢差別や、定年制の在り方についても見直し、エージフリー社会を実現することが必要である。また、高齢者の再就職を円滑にするよう、就職情報の提供や職業紹介機能の充実など、高齢者雇用対策の充実が求められる。これらにより、働く意欲と能力のある高齢者が、生きがいを持ってその能力を発揮できる生涯現役社会を構築することが重要である。

## Ⅳ　提言

我が国においては、急速に進行している少子化により、次代を担う子どもの健全な成長、地域社会、社会保障制度等に深刻な影響を与えることが、危惧されている。

いうまでもなく結婚や出産は個人の自由な選択に委ねられるものである。しかし、我が国において生じている少子化は、女性の社会進出、核家族化等の社会の変化に、制度や慣行が適応していないことにより、若者が仕事と子育ての両立や育児に負担を感じるようになっている社会の在り方に深くかかわって生じている。また、「パラサイトシングル」といわれる若者に代表されるように、若い男女が親から自立して家庭を築くことをためらう心理的な要因とも関連している。

こうした社会制度や慣行、さらにはその背後にある意識を見直し、家庭や子育てに夢を持ち、理想とするだけの子どもを生み、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることのできる社会を構築することにより、急激な少子化の進行を防ぐことが求められている。

同時に、人口が減少する中においても、豊かさと活力を維持できる社会としていくことが、喫緊の課題となっている。こうした取組に当たっては、男女共同参画社会や年齢や性別に関係なく能力を生涯にわたり発揮できる社会を実現することが必要である。

このような観点から、三年間の調査のまとめとして、重要であり速やかな取組が求められる事項について以下のとおり提言を行う。特に、次代を担う子どもを、生み、養育することは、二十一世紀の我が国のあり様を決定する重要な営みであるため、出産や子育てを支援する施策を飛躍的に強化するとともに、所要の財政的措置を講ずるべきである。

政府並びに関係方面におかれては、その主旨を理解され、実現に努められるよう要請するものである。

（男女共同参画社会の形成）

我が国社会における、固定的な男女の性別役割分業意識や職場優先の企業風土の存在は、結婚、出産、育児に際して女性に大きな負担を感じさせ、就業の継続を困難にする等女性が能力を発揮することや女性の社会参画の機会を制約している。このような社会の在り方が、女性に結婚や出産をためらわせている。さらに、再就職する際に良好な雇用機会が少ないことが、女性の出産・育児に伴う機会費用を大きなものとしている。このため、こうした社会の在り方を改め、男女が共に育児と仕事に喜びや生きがいを感じ、家庭、職場、地域で様々な責任を果たし、自己実現を図ることのできる社会を形成すべきである。

（仕事と育児の両立を可能とする雇用・職場環境の形成）

育児をはじめとした家庭責任は男女を問わず担うものであり、家族の一員として役割と仕事を両立できるような職場環境を形成することが求められる。また、仕事と育児の両立は、保育所等の保育環境の整備だけで解決できるものではなく、企業の積極的な取組が不可欠である。

仕事と育児が両立しやすい労働環境を整備するには、育児休業取得者に対する不利益な取扱いの禁止など育児休業の取得や職場復帰がしやすい職場環境の形成、再就職しやすい雇用環境の形成、固定的な性別役割分業意識や職場優先の企業風土の是正、ワークシェアリング、フレックスタイム制、在宅勤務等の柔軟な働き方の普及が図られるべきである。

特に、労働時間の短縮については、男女が家庭生活や地域生活へ参加するための条件を整える観点からも重要であり、労使をあげた取組を行うべきである。その際、長時間の拘束時間、サービス残業等にみられる、男性を中心とした職場優先の働き方を見直すことが求められる。

また、こうした取組を進めるため、労働者が家庭責任を果たしやすい就業環境を形成している、「ファミリー・フレンドリー」な企業に対して、支援を行っていくべきである。

（育児休業制度の拡充等）

育児・介護休業法改正案において、事業主は、子どもの看護のための休暇制度を導入するよう努めることを義務づけているところであるが、子どもの病気やけがにより年間相当日数の年次休暇を費やす現状においては、早期に当該制度の導入・定着が図られるよう積極的な取組を進めるべきである。

さらに、父親の育児参加を勧める観点から、父親の育児休業の取得促進に向けた取組を行うべきである。また、育児休業期間中の所得保障については、雇用保険の育児休業給付の給付率を休業前賃金の二五％から四〇％に引き上げたところであ

るが、その活用を図り、安心して子育てができるよう育児環境の経済的基盤の充実に努めるべきである。

また、家族ができるだけ多くの時間を共有し、家庭責任を協力して負担することができれば、仕事と育児の両立を図ることが容易となる。こうした観点から、男女が日常的に育児のための時間が確保できるよう、子育てを行う労働者のための短時間勤務制の導入を促進するとともに、短時間勤務の正社員制度を導入することについて検討すべきである。

（パートタイム労働等の就労環境整備）

仕事と育児を両立できるよう、多様で柔軟な就業形態の就労機会が提供されることは重要である。近年、多様な就業形態へのニーズの増大や企業側のコスト意識の高まりを背景に、女性労働者のうちパートタイム労働等の非正規労働者の数は増加傾向にある。こうした状況において、パートタイム労働者等の非正規労働者と正規労働者との間に処遇や就業条件に大きな格差が生じることは、女性に対する差別に繋がり、また、再就職を希望する女性の就業意欲を阻害することとなる。このため、処遇や賃金面において正規労働者と非正規労働者との均衡を考慮した雇用管理の改善を促進する等、非正規労働が良好な就業機会となるよう積極的な取組を行うべきである。

（保育所の待機児童の早期解消等）

大都市を中心として存在する多数の待機児童の解消は喫緊の課題である。このため、入所待機児童の実態を把握するとともに、認可保育所による受入れの大幅な拡大が図られるべきである。また、地方公共団体が十分な取組を行えるよう、運営費等適切な財源措置が講ぜられるべきである。さらに、働く女性の多様な保育ニーズに対応できるよう延長保育、休日保育や幼稚園における預かり保育等の多様な保育サービスの拡充を図るべきである。

（良質な保育サービスの確保）

保育サービスの供給を拡大する観点から、保育所の運営主体、建物の所有等に関し認可基準の緩和が行われているところであるが、依然として、大都市部においては高い地代や家賃により施設を用意できないことが、認可保育所の増加に対する制約となっている。こうした現状に鑑み、分園制度の推進等を通じ認可保育所の増加を図るとともに、認可外保育施設の認可保育所への移行促進を図ることにより、良質な保育サービスの供給の確保を図るべきである。なお、基準の緩和や弾力的な運営が行われる場合においては、地域の実情に十分配慮するとともに、保育される子どもの立場に立ち、保育サービスの質の低下が生じないよう留意すべきである。あわせて、報告徴収の徹底、立入検査の強化、施設に関する情報の公開等を通じ、認可外保育施設の安全や保育の質を担保すべきである。

（放課後児童健全育成事業の拡充）

女性の就労機会が増大し、共働き家庭が一般化する中で、放課後保護者が家庭にいない子どもが、身近な地域において安心して生活する場を確保することができるよう、放課後児童クラブの早急な普及を図るべきである。このため、補助内容の改善や補助基準の弾力的な運用により地域の実情に即した取組を行いやすいものとすべきである。また、開設時間の延長、事業内容や施設の充実、指導員の資質の向上に努めるべきである。

（地域における子育て環境の整備）

核家族化、地域社会の子育て環境の変化が進む中で、出産や育児に、不安やストレスを感じる母親が増加してきている。このような状況が児童虐待急増の原因ともなっている。こうした母親の孤独感や悩みを軽減するため、社会全体で子育てを支えていく取組が求められている。このため、児童相談所や児童家庭支援センター等の専門機関の人員を含めた拡充、地域子育て支援センター事業の拡充、子育て支援ネットワーク事業の充実、幼稚園における子育て支援活動の充実等を図ることにより、保育関係者、保健医療関係者、教育関係者等、地域において子どもの健全育成にかかわる者の有機的な連携を強化し、身近な地域で、日常的に、子育てに関する悩みが解決できるようすべきである。

さらに、家庭による自助、国や地方公共団体による公助に加え、地域の高齢者、主婦、ＮＰＯ等様々な主体が子育てにかかわる共助を通じ、社会的広がりの中で子育てを支援していく取組を促進すべきである。

また、子育てや地域での社会参加をしやすい職住接近した良質の賃貸住宅の供給等居住環境の整備、子どもが安心して外出でき、遊ぶことのできる生活環境の整備、高齢者と子どもが触れ合う空間のある街づくり等子どもが健やかに育つことのできる地域社会づくりを推進すべきである。

（乳幼児医療費の軽減等）

妊娠・出産を安心して迎え、出産した子どもが健やかに成長することができる環境を整備することが極めて重要である。

乳幼児医療については、医療費の自己負担分を公費で助成する措置が地方公共団体により実施されているところであるが、当該事業の定着度、自治体間での取扱いの相違がもたらす負担の不平等、財源の枠組み等を考慮して、国による負担あるいは医療保険の自己負担割合の軽減等の措置を検討すべきである。

また、妊産婦・乳幼児健康診査費用の一般財源化により健康診査の質の低下を来さないよう周知を図るべきである。

（小児医療提供体制の整備）

少子化が進む中、小児科医は、疾患の治療以外にも、発育・発達の評価、育児上の相談等広範囲にわたる活動を担ってきている。安心して子どもを養育できる環境を形成するためには、身近な地域において小児医療を受けることができるよう、小児医療の提供体制を整備することが重要である。特に、共働き夫婦や核家族家庭が増加している今日、家庭において子どもの異常に気づくのが遅い時間となるケースが多くなっており、夜間や早朝においても受診可能な小児救急医療体制の整備は、喫緊の課題である。

しかし、小児医療の不採算性等から、小児病棟が閉鎖され、また、小児科を標榜する病院が減少し、小児医療の提供に支障がでることが危惧され

ている。こうした状況を打開するため、診療報酬の改善を含め小児科医の確保に向けた取組が求められる。また、小児救急医療体制の整備については、地域における関係機関の連携促進、財政的支援の充実等、行政機関と医療機関が一体となった総合的な取組を一層推進すべきである。

（不妊治療への支援）

「十組に一組の夫婦は不妊に悩んでいる」ともいわれるように、不妊に悩む夫婦は少なくない。旧厚生省研究班の調査によると、不妊治療を受けた経験のある者はのべ二百五万人に達すると推定される。こうした子を持ちたいという希望を実現するため、適正な技術が望ましい医療環境の中で広く適用され、できるだけ多くの不妊で悩む夫婦が生殖医療の進歩の成果を享受できるようになることが望まれる。特に、不妊治療は心理的な負担が大きいことから、不妊相談やカウンセリング体制を整備すべきである。さらに、医療施設のクオリティーに関する情報公開、不妊治療に伴う倫理的問題の解決、法制度の整備等不妊治療をめぐる社会環境を早急に整備すべきである。

また、子を望む夫婦が、経済的理由により、生殖医療の恩恵に浴することが制約されることのないよう、有効性、安全性、普及性等を有する生殖補助医療について医療保険の対象とする等経済的支援を講ずるべきである。

（生涯能力発揮社会の形成）

少子高齢社会においても、我が国が引き続き豊かさを維持していくためには、国民一人一人がその能力を高め、その能力を発揮できる社会をつくることが重要である。こうした観点から、女性や高齢者が働く意欲を持ちながらも、社会的な様々な制約要因により働くことを断念している現状を是正していくことが求められる。少子化対策としての仕事と育児の両立を支援するための施策は、このような観点からも重要である。また、高齢者がその培った能力を生涯にわたり発揮できる雇用機会を提供することは、社会保障の担い手を増やすとの観点からも望ましいといえる。

こうした社会を実現するためには、労働者が、自らの能力を自らの希望に従って不断に高めることができるよう、時代の変化に対応したリカレント教育や職業再訓練が提供される必要がある。このため、大学院をはじめとした高等教育機関における職業教育や公共職業訓練の充実が図られるべきである。あわせて、労働時間の短縮や、教育研修のための休暇制度の定着を図る等、労働者が就業を継続しながら自己の職業能力の向上のための時間を確保できる労働環境を整備すべきである。また、パートタイム労働者や子育てを終えた女性が職業能力の向上を図れるよう、関連情報の提供や奨学金の貸与等により自己啓発の環境を整備すべきである。

開発した能力を生涯にわたり発揮するには、年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向けての環境整備を図ることや性による差別が実質的に取り払われることが必要である。さらに、取得した資格や技能が、職場や労働市場における適正な評価に結びつくよう、実効性のある仕組みを整備すべきである。

参　考

一　少子化対策推進に関する決議案

少子化対策推進に関する決議案を発議する。

右の議案を発議する。

平成十三年六月二十日

発議者　久保　亘　久世　公堯
　　中原　爽　内藤　正光
　　但馬　久美　畑野　君枝
　　日下部禧代子　松岡滿壽男
　　戸田　邦司

賛成者　魚住　汎英　加納　時男
　　岸　宏一　久野　恒一
　　佐藤　昭郎　斉藤　滋宣
　　日出　英輔　吉村剛太郎
　　勝木　健司　佐藤　泰介
　　竹村　泰子　藁科　滿治
　　松　あきら　山本　保
　　西山登紀子　大渕　絹子
　　石井　一二　黒岩　秩子

参議院議長　井上　裕殿

少子化対策推進に関する決議

我が国は、急速な少子化の進行により、未だかつて経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしている。こうした少子化の進行は、子どもの健全育成、地域社会、社会保障、労働力等において我が国社会に深刻な影響を与えることが懸念されている。子どもが未来の社会を担う存在であることを思えば、子どもを生み、育てることを社会的に支援していくことは、我が国にとって、極めて重要な課題である。

いうまでもなく結婚や出産は個人の自由な選択に委ねられるべきものである。今日の少子化は、個人の価値観の多様化や意識の変化に社会の仕組みが対応できていないことに大きく起因している。かかる社会の在り方を見直し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の形成を目指し、総合的な施策を早急に確立することは、国会及び政府の責務である。

我々は、人口減少社会の到来を前にして、最善の努力をもって少子化問題に取り組み、男女とも育児に喜びや誇りを共有できる社会を構築していくことを決意する。

このため、政府においては、本院の意思を体し、仕事と育児の両立支援をはじめ子育てへの社会的支援の拡充、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進すべきである。

特に、乳幼児医療費の国庫助成等出産・育児にかかる経済的負担の軽減、小児医療・母子保健等医療体制の整備、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の拡充等男女がともに仕事と子育てを両立できる雇用・職場環境の整備、保育所待機児童の早期解消をはじめ多様な保育サービスの拡充、放課後児童の受け入れ体制の整備等地域の子育て支援環境の整備、子育てしやすい住環境等生活環境の整備については、重点的に取り組むべきである。また、子育て支援の重要性に鑑み、子どもや家庭を支える施策に対して積極的な予算措置を講ずるべきである。

こうした取組が成果をあげるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。

右決議する。

二　中間報告の提言に関する政府の施策の実施状況
平成一三年二月二三日（金）の調査会における政府の説明及び配付資料から作成

| 提言項目 | 実施状況 |
| --- | --- |
| 一　出産・育児にかかる経済的負担の軽減 | （厚生労働省） |
| （乳幼児医療の負担軽減）<br>妊娠・出産を安心して迎え、出産した子どもが健やかに成長することができる環境を整備することが極めて重要である。<br>乳幼児医療については、医療費の自己負担分を公費で助成する措置が地方公共団体により実施されているところであるが、当該事業の定着度、自治体間での取扱いの相違がもたらす負担の不平等、財源の枠組み等を考慮して、国による負担あるいは医療保険の自己負担割合の軽減等の措置を検討すべきである。<br>また、妊産婦・乳幼児健康診査費用の一般財源化により健康診査の質の低下を来さないよう周知を図るべきである。 | 【乳幼児医療の負担軽減】<br>○　医療保険制度においては、医療を受ける者と受けない者との均衡という観点などから、受診者に一定のご負担をいただくというのが原則である。<br>○　医療保険制度において自己負担割合を軽減するときは①小児医療の一部負担は、老人医療の一部負担などとは異なり、働き、所得を得ている親が負担しているものであり、その負担能力に着目しているものであること、②小児については、一人当たりの医療費自体は他の年齢層に比べ著しく高いわけではないこと、③現在の医療保険財政状況は極めて厳しい状況にあること、から困難と考えている。<br>○　なお、国による公費負担については、難病の子ども、未熟児、障害児といった手厚い援護が必要な児童の疾病については、既に医療費の公費負担を実施しているところであり、これ以外の乳幼児の医療一般については、国として、新たな特別の対策を講じることは現在のところ考えていない。 |
| （出産育児一時金の改善）<br>妊娠・出産に際しては、出産前後の諸費用の負担を軽減することを目的として、出産育児一時金が給付されているが、出産後に給付が行われるため一時的に相当額を自己負担する必要がある。このため、一時金の早期の支給に向け、支給方法を改善すべきである。また、出産及び育児にかかる費用の実態に基づき、出産及び育児費用に見合った額とすべきである。 | 【妊産婦・乳幼児健康診査】<br>○　妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査については、両事業とも制度創設後相当の年数が経過し、市町村の事務として同化・定着していることから、妊産婦健康診査は、平成一〇年度から、乳幼児健康診査は、平成一二年度から一般財源化を図ったところ。<br>○　事業に要する経費については、地方財政措置されているところであり、平成一〇年度、一一年度及び一二年度の全国会議（厚生部局長会議、児童福祉・母子保健主管課長会議）において、都道府県を通じ、事業内容の低下を招かないよう指導方お願いしたところ。 |
| | （厚生労働省）<br>【一時金の支給時期について】<br>○　出産育児一時金は、「分娩」を保険事故として行う給付であり、分娩時の保険者が支給することが必要である。このため、保険者は、分娩の事実を確認の上、支給しているが、こうした事務手続きに要する時間を考えると、退院までさほど日数がない中で支給を間に合わせることは困難である。<br>○　なお、こうした状況を改善するため、平成一三年度より、出産育児一時金が支給されるまでの間、出産費の貸付事業を行うこととしている。政管健保については、平成一三年七月から実施する予定であり、また、組合健保及び国保についても、平成一三年度からの取組を促すために、協力依頼の要請を行っているところ。<br>【一時金の支給額について】<br>○　医療保険制度においては、出産育児一時金として、三〇万円の支給を行うこととしているが、これは、国立病院における分娩費の全国返金額等を勘案したものであり、実態と著しくかけはなれたものではないと考えている。<br>○　また、出産育児一時金については、仮に一万円引き上げた場合、健康保険と国民健康保険とを合わせ、約一〇〇億円もの給付増となるが、現在、医療保険者の財政は大変厳しい状況にあり、保険者の理解を得ることは困難である。 |

（不妊治療への医療保険適用の拡大）

不妊治療の中で医療保険の対象となっていない治療を受けざるを得ない者にとって、治療技術の高度化や低い成功率に伴う治療費の増大が、大きな負担となっている。子どもを望む夫婦が、めざましい進歩を遂げている生殖医療技術の恩恵に浴することができるよう、生殖医療技術の質の担保を図る、治療を一定回数医療保険の対象とするなど支援策の在り方について、不妊治療に関する安全面・倫理面での問題、財源の枠組みに配慮しつつ検討すべきである。

（厚生労働省）

○　不妊治療については、ホルモンの異常や子宮、卵管の機能障害など母体の異常に起因する不妊の治療（排卵誘発剤などの薬物治療や卵管形成術等）は医療保険の給付対象とされている。

○　しかしながら、人工授精等については、

①　成功率の低さや母体の安全性の確保等の面で問題があること

②　減数手術等に係る倫理面での問題があること

③　非配偶者間については、社会的合意が得られていないこと

④　限られた医療費財源の効率的配分という観点からの検討が必要なこと

等の理由から、保険給付の対象とはしていないが、これに対する保険適用については、以上の課題を総合的に勘案して慎重に検討する必要があると考えているところ。

○　なお、不妊治療については、経済的負担の問題のほか、精神的負担や不妊治療に関する情報不足の問題などが指摘されているところ。

○　このため、大学病院などにおいて、専門医等が不妊に関する医学的な相談や心の相談、的確な情報提供を行う「不妊専門相談センター事業」を平成八年度から実施しているところであり、平成一三年度においては、全国の三〇カ所で実施できるよう、予算案に盛り込んだところ。今後、新エンゼルプランに基づき、平成一六年度までに、全都道府県に拡大することとしている。

○　また、生殖補助医療の在り方については、厚生科学研究審議会先端医療技術評価部会の下に設けられた専門委員会において、精子、卵子、胚の提供等による生殖医療の在り方について報告書がまとめられ、現在国民からの御意見の募集を行っているところ。

（児童手当の在り方）

等しく養育者の負担を軽減する児童手当制度は、家計の児童扶養費の一部を社会的に負担することにより将来の社会を担う児童を健全に育成し、子どもを養育している家庭を直接的に支援する制度として位置付けられてきた。今後、扶養控除等他の負担軽減策や社会保障政策等との関連も視野に入れ、制度の政策的役割を明確に位置付けるとともに、支給対象児童の範囲、支給期間、所得要件、支給額、財源等について抜本的な検討を行い、制度の充実を図るべきである。

（厚生労働省）

【平成一二年度改正について（平成一二年六月実施）】

○　平成一一年一二月の与党三党による「児童手当に関する合意書」を受け、児童手当の支給対象年齢を三歳未満から義務教育就学前（六歳到達後最初の年度末）までに拡大した。

【平成一三年度改正について（平成一三年六月実施予定）】

○　平成一二年一二月の与党三党による「児童手当等に関する三党合意」に基づき、支給対象児童を扶養する親等の所得制限を緩和し、支給率を現行の約七二パーセントから約八五パーセントに大幅に拡大することとした。この改正に伴い、約一〇〇万人の児童が新たに児童手当の支給対象となる見込み。

（奨学金制度の充実）

大学等高等教育段階における教育費用は、家計にとって大きな経済的負担となっている。進学率が大幅に上昇した今日、親の経済的な負担の軽減を図り、学生が安心して勉学に従事することができる就学環境を形成し、さらには、学生の自立を促すため、希望者が貸与を受けることが可能となるよう奨学金制度の充実を図るべきである。

（文部科学省）

【私学助成】

○　私立大学等の経常費補助については、一三年度において、前年度に対し七二億円（一・三パーセント）増で計上。

【育英奨学金事業の充実】

○　平成一三年度においては、貸与人員の増員及び貸与月額の増額を図るなど、大幅な充実を予定。

・貸与人員合計　七五・三万人（六八・二万人増）

無利子貸与　四二・二万人（〇・七万人増）

有利子貸与　三三・一万人（五・五万人増）

二　保育所等の整備

（待機児童の解消）

大都市圏を中心として存在する多数の待機児童の解消は、早急に対応すべき課題である。このため、新エンゼルプランに掲げられた目標の達成に向け、待機児童の解消への取組を拡充するとともに、待機児童の多い地方公共団体において十分な取組が可能となるよう、所要の支援を行うべきである。

（延長保育等多様な保育サービスの整備）

夫婦共働きが普通となり保育所の利用が一般的となった中で、保育ニーズも多様化しているが、対応する保育サービスの供給は十分ではない。このため、延長保育、休日保育等の多様な保育サービスの普及を図るべきである。また、一時保育等専業主婦を含めた新しい需要に対応した保育サービスについても拡充を図るべきである。このような取組の一環として、規制の緩和や運用の弾力化等保育制度の見直しを行う場合においては、地域の実情に十分配慮するとともに、保育される子どもの立場に立ち、保育サービスの質の低下が生じないよう留意すべきである。

（育児に関する情報提供）

いわゆる「三歳児神話」については、厚生白書において、少なくとも合理的根拠が認められないとされているが、低年齢児保

・事業費合計　四、七三二億円（五八一億円増）
無利子貸与　二、二八六億円（八八億円増）
有利子貸与　二、四四六億円（四九三億円増）

（厚生労働省）

○　待機児童の解消については、平成一三年度においても、新エンゼルプランに基づいて、需要の多い低年齢児（〇～二歳）の受入枠を引き続き二万人分拡大することとしている。

○　また、昨年三月三〇日に従前は市町村と社会福祉法人に限定していた保育所の設置主体制限を撤廃し、株式会社、ＮＰＯ、学校法人、農協なども保育所設置が可能となったところ（平成一三年四月までに二七件が認可予定）。

○　なお、待機児童数が多い等の地域に関しては、平成一三年四月に、待機解消計画の実績及び今後の方針について直接ヒアリングを行う予定。

（厚生労働省）

○　新エンゼルプランに基づき、延長保育、休日保育等の多様な需要に応える保育サービスを推進するとともに、一時保育等専業主婦を含めた子育て支援の推進を行っているところ。

○　平成一三年度予算案において、一時保育に件数払い方式を導入して、現場での取組を一層促進することとしている。

（文部科学省）

【幼稚園教育の在り方についての実践的調査研究】

○　幼稚園における子育て支援活動の積極的な推進及び地域の幼児教育センターとしての機能充実を図るため、地域の実情に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動を行う地域を指定し、調査研究を実施。

具体的には、教育の専門家による子育て相談、カウンセラーによる子育てカウンセリング、子育てシンポジウムの開催、未就園児の親子登園、園庭・園舎の開放、子育て情報の提供、高齢者、ボランティア団体等との地域交流、子育てサークル等の支援、預かり保育等の活動を総合的に実施し、子育て支援活動の一層の展開を図る。

【満三歳児入園についての調査研究】

○　満三歳に達してからの随時入園、定期的入園など様々な保育形態、望ましい教育内容、留意すべき事項等について、調査研究を実施。平成一三年度は引き続き調査研究を行う予定。

【私学助成（特別補助）幼稚園の子育て支援活動の推進】

○　平成一三年度予算案においては、私立幼稚園が地域の教育センターとしての役割を積極的に果たしていけるよう、予算額を対前年度一・五倍に増額して補助を行う予定。

【私学助成（特別補助）預かり保育推進】

○　私立幼稚園の教育時間終了後も園児を園内で過ごさせる「預かり保育」に対するニーズの増大に応えていけるよう、平成一三年度予算案においては、予算額を倍増して補助を行う予定。

（厚生労働省）

○　平成一三年度厚生科学研究において、夜間保育、延長保育、０歳児保育、病後児保育等の多様化した保育サービスが、子どもの心身の発達にどのような影響を与えているか、実証的に研究することとしている。

育や集団保育についての懸念が存在している。親が抱く保育に関する様々な不安や懸念を解消することや親に適切な育児・教育情報を提供することは、安心して生み育てられる環境を形成する上で重要である。このため、子どもの健全な成長と育児環境との関係について調査研究を行い、育児や教育に関する情報を適切に提供すべきである。

（放課後児童健全育成事業等の拡充）

働く女性が就業を継続するためには、小学校就学後においても、放課後子どもが安心して遊んだり、友達と過ごす場の確保が必要である。このため、放課後児童クラブの普及を図り、対象児童の年齢を引き上げるとともに、事業内容や施設の充実を図るべきである。また、併せて、研修制度等を通じ指導員の資質の向上に努めるべきである。

また、子育て支援については、地域の自主的な取組を尊重し、ＮＰＯ等を含め地域住民が多様な形で参加できるような運営に努めるべきである。

○　育児に関する情報提供については、市町村が妊娠届の際に母子健康手帳を交付し、母子保健に関する情報提供を行うとともに、地域の実情に応じて母親学級、両親学級などの様々な保健指導を実施しているところ。また、平成一三年二月より、全国の保育所情報（名称、所在地、利用人員、利用時間等）、子育て支援情報等広範な子育て関連情報をインターネット上で情報を提供するシステム（「ｉ―子育てネット」http://www.i-kosodate.net/）の運用を開始したところ。

（文部科学省）

【子育て学習の全国展開】

○　小学校入学前の子どもを持つ親が参加する就学時健診や母子保健活動等の機会を活用した子育て講座を全国的に開設するとともに、思春期や子どもの問題行動に悩む親向けの学習機会を提供。

・　就学時健診等を活用した子育て講座…①母子健康手帳の交付時、②三歳児健診、③一歳六ヶ月健診、③就学時健診の機会等に実施。

・　思春期の子どもを持つ親のための緊急子育て講座…一都道府県二カ所で実施。

【家庭教育手帳等の作成・配布】

○　親が家庭を見つめ直し、自信を持って取り組んでいく契機となるよう、「家庭教育手帳」を母子保健の機会を通じて乳幼児を持つ親に配布するとともに、「家庭教育ノート」を小・中学校等を通じて小・中学生を持つ親に配布。

・　「家庭教育手帳」…①母子健康手帳の交付時、②三歳児健診、③一歳六ヶ月健診、③就学時健診の実施時、の四つの機会に、該当する全ての親に順次配布（二四三万部）。

・　「家庭教育ノート」…全国の小・中学校、特殊教育諸学校を通じて、小・中学生等を持つすべての親に配布（一一〇万部）。

【子どもや親のための二四時間電話相談に関する調査研究】

○　子どもの親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により二四時間いつでも対応できる相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託。

【家庭の教育力再生のための調査研究】

○　しつけなど家庭での教育の実態や家族・子育てに関する意識の変化について調査研究するとともに、その成果などを踏まえ、家庭教育の在り方を考え直すためのシンポジウムを開催。

【障害のある子どものための教育相談体系化推進事業】

○　障害のある子どもを持つ保護者に対し、医療、福祉機関等と連携しながら、早期から継続的に教育相談を行うための体制整備に関する研究を都道府県に委嘱して実施。

（厚生労働省）

○　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、平成九年の児童福祉法の改正において法制化するとともに、これまで緊急保育対策等の五か年計画に基づき事業の普及に努めてきたところ。また、新エンゼルプランにおいては、平成一六年度までに全国で一一、五〇〇カ所とする数値目標を設定し、平成一三年度予算案においても五〇〇カ所の増を図ることとしている。

○　事業の内容については、平成一〇年度に、補助単価の大幅な改善、大規模加算の創設を行うとともに、職員研修費を創設し、平成一一年度には長時間開設加算制度の創設を行ったところ。さらに、平成一三年度予算案においても、新たに、児童数の少ない過疎地等において一〇人以上の児童を確保すれば国庫補助の対象とし、また、一定数の障害児を受け入れる場合には補助額を加算することとし、より一層、事業の普及、充実に努めているところ。

（文部科学省）

【子育て支援ネットワークの充実】

○　子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細やかなアドバイス等を行う「子育てサポーター」を配置し、小学校の余裕教室等における様々な交流事業を実施するなど、地域における子育て支援ネットワークを形成。また、父親の家庭教育の参加を促進するため、フォーラムや家庭教育出前講座の開設、子どもの職場参観事業などを実施。

【子どもゆめ基金の創設等】

○　独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに、二一世紀を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する主として地域レベルの様々な体験活動等への支援を行う「子どもゆめ基金」を創設する。

【子どもセンターの全国展開】

○　地域の様々な分野の官民の協力を得て、親や子どもたちに、様々な体験活動や家庭教育支援に関する情報提供を行う「子どもセンター」を全国的に整備する。

【青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業】

○　青少年の「社会性」を育むためには、学校教育、社会教育を通じて、奉仕活動や自然体験活動などの体験活動の機会を効果的に提供していくことが必要である。このため、教育委員会、学校、ＰＴＡ、青少年教育施設、青少年団体などが連携・協力して取り組む青少年の体験活動の推進に資する事業を総合的に実施する。

具体的には、地域の子どもたちが年間七日間程度の奉仕活動に取り組むモデル事業を実施する「学校と地域を通じた奉仕活動推進事業」や、不登校等で屋内に引きこもりがちな青少年等が自然体験活動等の体験活動に取り組むモデル事業を実施する「悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業」を行う予定。

【余裕教室等を活用した「地域ふれあい交流事業」の推進】

○　「地域の教育力」の再生を図るため、各都道府県七カ所において学校の余裕教室等を「地域ふれあい交流センター」として位置付け、センターを拠点とした子どもや高齢者を含めた地域の人々ふれあい活動や異世代間交流等を通じて、地域の人々の連携強化を図り、健全な人間関係を構築するとともに、地域と学校が連携協力を図りつつ豊かな人間性を育む環境を醸成する。

三　育児と仕事の両立

（育児休業取得環境の改善）

育児休業を取得しやすいものとすることは、女性の育児と就業の両立を容易にするとともに、男性の育児休業取得割合の向上につながると考えられる。このため、労働者が育児休業をとりやすく、また、育児休業後、円滑に職場復帰して、その経験、能力を活かして働き続けることができるような復帰後の職務や処遇の在り方等について必要な措置を講ずべきである。

また、日常的にある程度の時間を育児に確保することができれば、育児休業を取らずとも、育児と就業の継続が可能となる。したがって、小学校に就学するまでの子どもを養育する労働者を対象とした短時間勤務の制度、始・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度等について、拡充を図るべきである。

（厚生労働省）

○　育児休業を取りやすく、また、育児休業後、円滑に職場復帰して、働き続けることができるような復帰後の職務や処遇の在り方等に関しては、今通常国会に提出することとしている育児・介護休業法の改正法案において、育児休業や介護休業の申し出や取得を理由とする事業主による不利益な取扱いの禁止を盛り込んでいるところ。

○　また、短時間勤務制度、始・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度等を拡充することについては、同改正法案において、短時間勤務制度等の勤務時間の短縮等の措置に係る事業主の義務の対象となる子の年齢を一歳未満から三歳未満に引き上げることとしているところ。

（育児休業給付の改善）
　雇用保険法の改正により、育児休業給付水準が現行の二五％から四〇％へ引き上げられることとされているが、その活用促進を図り、安心して子育てができるよう育児環境の経済的基盤の強化に努めるべきである。

（労働時間の短縮）
　労働時間の短縮は、単に働き方の面からだけではなく、男性が家庭生活や地域生活へ参加するための条件を整備するとの観点からも、重要であるため、労使をあげた取組を促進すべきである。さらに、こうした取組が実効性を持つためには、社会や企業の制度の変革と併せて、職場中心の働き方についての発想の転換が必要不可欠であり、意識改革に向けた啓発活動を拡充すべきである。

（多様な働き方の環境整備）
　フレックスタイム制度、短時間勤務制度などの労働時間の柔軟性を高める制度の普及や在宅ワーク等の多様な働き方が健全に発展していくための施策の推進を図り、男女が共同して育児や家事に参加することができる就業環境を形成すべきである。また、家事や育児との関連で勤務時間や勤務場所を重視する女性のニーズに対応するため、パートタイム・派遣労働者の適正な待遇や雇用条件を確保すべきである。さらに、年齢制限等労働市場への再参入を阻害する要因を解消すべきである。

（厚生労働省）
○　育児休業給付の給付率を平成一三年一月よりそれまでの二五パーセントから四〇パーセントに引き上げ、さらに、一層の活用促進を図るため、リーフレット等により周知・広報を実施している。

（厚生労働省）
○　年間総実労働時間一、八〇〇時間の達成・定着を図るため、週四〇時間労働制の遵守の徹底、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削除を柱とした労働時間の短縮に努めているところ。
　なお、労使の自主的努力を促進するための措置を規定する「労働時間の短縮促進に関する臨時措置法」が本年三月三一日に廃止期限を迎えることから、同法を五年間延長する法案を今国会に提出している。

（厚生労働省）
【フレックスタイム制度、短時間勤務制度など労働時間の柔軟性を高める制度の普及】
○　労働時間の短縮と併せ、フレックスタイム制などの自律的・効率的な働き方の普及促進を図ることにより、職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することが可能な就業環境の整備に努めているところ。
【在宅ワーク等の多様な働き方が健全に発展していくための施策の推進】
○　情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅ワークの健全な発展に向け、平成一二年六月に契約条件の文書明示・適正化等のためのガイドラインを策定し、その周知・啓発、在宅ワーカー等に対する各種情報提供、相談体制の整備、セミナーの実施等の支援を図っているところ。今後とも、在宅ワーカーに対する能力向上及び就業の支援等を行うこととしている。
　また、仲介機関情報の収集・提供等を通じた、非雇用の在宅就業に係る市場及び就業条件の整備を図ることとしている。
○　雇用形態で行われる企業内のテレワークについて、テレワーク導入マニュアルの作成・配布等により、適正な労働管理の下での普及を図っているところ。
【男女が共同して育児や家事に参加することができる就業環境の整備】
○　仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような様々な取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図るため、シンポジウム、ファミリー・フレンドリー企業表彰等の事業を総合的に推進しているところ。
【パートタイム労働者の適正な待遇や雇用条件の確保】
○　パートタイム労働を魅力ある良好な就業形態としていくため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」に基づく指導を行うとともに、「短時間労働者雇用管理改善等助成金」の活用を促すこと等により、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に向けての事業主の取組を促進させているところ。

特に、通常の労働者とパートタイム労働者の処遇の均衡については、平成一二年四月に公労使三者の研究会において報告がまとめられたところであり、労使団体等に対しこの報告書についての情報提供を行い、取組を支援しているところ。

【派遣労働者の適正な待遇や雇用条件の確保】

○　労働派遣事業の許可・届出等の審査業務の的確な実施を図るとともに、派遣元事業主、派遣先等に対する指導監督の計画的、効果的な実施を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図っているところ。

○　派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針等に基づき、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるよう周知徹底、指導するとともに、公共職業安定所における苦情相談体制の整備を図ることにより、派遣労働者の適正な派遣就業の確保を図っているところ。

また、派遣先事業主にもセクシャル・ハラスメント防止の配慮及び母性健康管理の措置が義務化されたことについて周知を図っているところ。

【年齢制限等労働市場への再参入阻害要因の解消】

○　今国会に提出している雇用対策法等の改正法案において、事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えるように努めなければならないものとすることを盛り込んでいるところ。

四　子どもの看護休暇

育児休業から職場復帰した後、子どもの病気等により、年間相当日数の年次休暇を費やす現状においては、養育者が子どもの看護のために短期間の休暇を取りやすくなるような制度の創設に向けた検討をすべきである。このような制度を、育児・介護休業法の中に明確に位置付けることは、子どもの病気等を理由とした休暇の取得に関する職場の理解の形成に資することとなる。

（厚生労働省）

○　育児・介護休業法の改正案において、事業主は、小学校就学前の子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければならないとすることを盛り込んでいるところ。

五　男女共同参画社会の形成

女性が結婚や家庭に希望を持ち得ず、次代を担う子どもを育てることを負担と感じることが、少子化の要因となっているといわれる。この背景には、家事や育児の負担が女性に集中しがちな職場・企業中心の男性のライフスタイルや我が国の男女の固定的性別役割分業意識が存在している。また、現状の賃金体系や労働慣行の下においては、出産や育児は、これらにより、就業を中断した女性に対し不利な影響を及ぼすものと捉えられている。

こうした社会の在り方が子どもを持つことをためらわせる要因となっているため、社会に存在する男女の固定的な性別役割分業意識を見直し、女性が社会参加しやすくする観点も踏まえ、性別にかかわらず、家庭、職場、地域において自己実現が可能となる社会を形成すべきである。特に男性の働き方の見直しや家庭における責任を男性も担いやすくするような取組が重要である。

（内閣府）

○　男女共同参画基本法において、その基本理念の一つして「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げるとともに、基本法を受けて平成一二年一二月に策定された男女共同参画基本計画においても「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」を重点目標の一つに掲げているところ。

○　中央省庁再編に伴い、内閣府に、新たに重要政策に関する会議の一つとして男女共同参画会議が置かれるとともに、従来の男女共同参画室が男女共同参画局に格上げされて設置されるなど、推進体制が一段と強化された。

○　男女共同参画会議の下に、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会を設置し、検討を開始したところ。

○　男女共同参画局においては、男女共同参画会議の事務局としての機能を担いつつ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うとともに、基本法及び基本計画にのっとり、男女の固定的な役割分担意識の是正のため、広報啓発活動を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進しているところ。

（厚生労働省）

○　男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現することが必要であり、基本計画に基づく施策の着実な推進を図っているところ。

（文部科学省）

【独立行政法人国立女性教育会館】

○　国立女性教育会館は、平成一三年四月に「独立行政法人国立女性教育会館」に移行の予定。

平成一三年は、女性教育指導者その他女性教育関係者に対する研修、女性に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図る。

【0歳からのジェンダー教育推進事業】

○　幼児期から、個性を大切にし、理由ない男女の固定的役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点に立った教育を家庭及び地域で推進するため、年少の子どもを持つ親を対象にした学習プログラム等の開発を行うとともに、幼稚園等を含む地域社会全体で取り組むモデル的な事業を推進する。

（厚生労働省）

○　外国人労働者の受入については、政府基本方針として、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入をより積極的に推進する一方、いわゆる単純労働者の受入については、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠であるとしているところ（第九次雇用対策基本計画等）。これは、

イ　国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと

①　雇用機会が不足している高齢者等の就業機会を減少させるおそれがあること

②　労働市場の二重構造化を生じさせるとともに、雇用管理の改善や、労働生産性の向上の取組を阻害し、ひいては産業構造の高度化の遅れをもたらすおそれがあること

③　景気変動に伴い失業問題が発生しやすいこと

④　新たな社会的費用の負担を生じさせること

ロ　送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されること

等我が国経済社会全般に広範な影響を及ぼすこと等が懸念されるためである。

○　今後、少子高齢化に伴う労働人口の減少が見込まれる中、その減少を防ぐという視点から高齢者、女性等の労働力率を高める施策等を積極的に推進しており、その政策努力により、二〇一〇年までの間は労働力不足の問題は生じない。また、二一世紀中葉に生産年齢人口が大きく減少するという将来人口推計はあるが、今から着実に高齢者、女性の労働力率を高める施策を推進していけば、二〇一〇年以降についても労働力人口の減少を最小限に抑えることが可能であると考える。

一方、労働力の供給制約への対応としての外国人労働者の受入については、我が国の労働市場等広範な分野に及ぼす影響にかんがみ慎重に検討すべきと考えているところ。

六　外国人労働者問題の検討

我が国は、二十一世紀において人口の減少する社会を迎えると予測されている。こうした中、国内における労働力確保等の施策を進めるとともに、個人及び社会全体の生産性の向上を図る必要があるが、特定の労働分野あるいは地域においては労働力不足が懸念される。

我が国においては、外国人労働者が定着した場合に予想される、外国人労働者の家族を受け入れる社会的制度等の在り方については、十分な検討がなされているとは言い難い。このような現状において、なし崩し的に外国人労働者の導入が進むことは、社会的コストを大きなものとしかねないため、本格的人口減少社会の到来を前に、多面的な検討を開始すべきであり、検討に際しては国民的なコンセンサスの形成に努めるべきである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

三　各会派の意見表明（平一三・四・一八　調査会）

○中原爽君　自由民主党の中原でございます。

ただいまの課題につきまして意見表明をさせていただきます。

まず、総論的な事項といたしまして、日本は世界一の長寿国でありますし、そして二〇〇〇年の時点で総人口に対します六十五歳以上の人口比率は一七・〇六％となっておりまして、この比率は世界第四位になっているわけであります。このような長寿をもたらしました要因はともかく、現実問題としての国民全体のこの高齢化に対する新たな対応が必要になり、介護保険制度なども出発したところであります。しかし、日本人の高齢化にはこの少子化という大きな問題が付随しているわけでありまして、そしてこの少子化も高齢化も日本人の人口動態の変化そのものとして見なければいけません。

一九九七年の調査によりますと、婚姻の初婚で妻の平均年齢五十歳未満の夫婦を対象とした結婚持続期間別平均理想子供数、これが二・五三でございました。この平均理想子供数は一九九二年の時点では平均が二・六でありました。要は、夫婦が理想として二人以上の子供を持ちたいということであります。しかし、一九九七年の合計特殊出生率は一・三九でありました。この合計特殊出生率と夫婦が持ちたいという理想の子供数、これは直接比較するべきものではありませんけれども、いずれにしてもこの合計特殊出生率は、十五歳から四十九歳までの各年代の女性の方、その年代に応じて何人お子さんはいるかということについての集計結果であります。それが一・三九ということでありますし、この合計特殊出生率の中では御夫婦でお子さんは二人以上持ちたいというバランスになるわけであります。こういうことで考えていきますと、結局夫婦が持ちたい理想の子供数ということが確保できない、したがって合計特殊出生率との間に、比較ではありませんけれども、乖離があるということになります。

一方、総人口にかかわる一九九八年の調査によりますと、日本の総人口は一億二千六百万人余でありまして、この時点で平均人口増加率は〇・二五％であります。これが、一九六〇年から七五年の平均人口増加率を見ますと、当時は一・〇％ありました。したがって、現在、昔の四分の一に減少している、増加率が減っているということになります。さらに、一九九八年の人口置換水準、現在の人口を維持するための水準でありますが、これが二・〇八であります。すなわち、総人口の一億二千六百万人余を維持するためには合計特殊出生率が二・〇八必要であると、こういうことになります。

二十一世紀において、この日本の社会と経済構造が変化していくわけでありますから、現在の総人口の一億二千六百万人余を維持する必要はないかもしれません。しかし、高齢化を伴うこの現状で年金、医療、介護の問題に対処するためには、やはり経済社会構造がどのように変わりましても、この若年者層の人口数が少子化のままでよいはずがありません。したがって、この少子化が社会と経済に与える影響については今まで多くの調査研究が行われてきたところであります。

次に、各論的事項といたしまして、この基本的な少子化を改善するということで、出生率を増加するということになります。現実に出生対応可能という意味で考えてまいりますと、やはり御夫婦単位ということでなければ即出生対応が可能でないというふうに考えますと、この夫婦単位ということについてどういうふうに考えていくかということであります。

国立社会保障・人口問題研究所の理想子供数についての調査は、婚姻、初婚で妻の平均年齢五十歳未満、先ほどの対象でありますけれども、これがあくまでも調査にかかわる対象として設定された条件でありますけれども、その調査結果は、夫婦は二人以上の子供を持つということを理想としているということでした。このことについて、概略二人以上の子供数が維持されれば総人口も現在に近い一億二千六百万人余が維持されるということの条件を先ほど申し述べました。

さらに、経済企画庁の国民生活白書によりますと、妻が理想の数だけ子供を持ちたい理由ということと、さらに別の国立社会保障・人口問題研究所の報告書によりますと、妻が理想の子供数を持とうとしない理由、こういった理由を、いずれの報告書あるいは白書も調査をしているわけでありますけれども、そこへ出てまいります答え、最初に出てまいりますのは、経済的負担が問題である、教育費の負担ができない、仕事と育児の両立が困難である、住宅問題、それから不妊の問題、子育ての精神的なあるいは心理的な負担が多い、こんなような理由が挙げられてくるわけであります。

ここで言っております経済的な負担と教育費の負担というのは、これは夫婦単位で考えますと、いずれも家計経済の問題であり、三番目に申し上げた仕事と育児が両立できる状態ということが維持されれば、恐らく夫婦単位としての家計経済が解決されるということになるはずであります。核家族としての夫婦単位を考えた場合、夫婦の就業意欲を阻害しない就職、このあり方が大事でありますし、職業能力が、夫婦としておのおのの職業能力が発揮できる雇用の慣行ということが必要であるということであります。これはもう既に多くの調査研究で意見が述べられているところであります。

特に、子育てにかかわると考えられます三十歳から四十歳の女性の労働力率が低下をしているということでありますから、この全体のカーブがいわゆるM型になっております。これを持ち上げるということについての調査では、この年代の女性の方々はやはり就職をしたいという希望でありまして、この希望率をM型に加算をすれば、ちゃんとした欧米で見られるような台形の労働力の曲線が出てくるということは御承知のとおりであります。これは男女共同参画社会の達成の一つの目標である、あるいは指標の一つであるかもしれませんけれども、この基本というのがやはり女性の労働力の確保、それから子育て、育児の両立、この二つができ上がったときに、やはり夫婦の間で第二子、第三子を産みたいという家庭状況が出てくる、これが理想的な形につながるということであろうかと思います。

さらに、住宅問題についても、先般いろいろ御協議をいただいた中で、基本的に家計の経済にかかわることとして、いろいろ当面の子育て期間、あるいは子育てのしやすいという適宜な家賃、賃貸を満たすような家族向けの良質な賃貸住宅の提

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

供を早期に図るべきだという御意見も出ているわけであります。

また、不妊の問題でありますけれども、平成十二年度にかかわります厚生省の科学研究費補助金による研究によりますと、過去に五種類程度のいろいろな不妊治療がありまして、それを受けた延べ女性数、それから現在不妊治療を受けている方々、女性の方が、数として重複しなければ、総数百七十一万九千名ほどこの不妊にかかわる治療を続けておられるということでありますけれども、このうち実際にこの治療を受けてお子様が生まれた数というのが六十一万三千余例あるというふうに報告されております。

すなわち、不妊治療ということは、夫婦にとっては大変重要なことでありますけれども、純粋に医学的な問題、あるいは治療にかかわる経費、その他関連する社会的、倫理的あるいは法制上の問題、いろいろありますけれども、治療可能な実例がある、六十一万もそういう実例が出てくる。お子様が産めるということであれば、やはりこの点について医療保険とのかかわりや不妊専門相談事業、こういったところをさらに進めていくということが必要ではないかというふうに思います。

まとめといたしまして、今申し上げたのは少子高齢社会の対策について、出生率回復を図る際に、まず現在御夫婦であるという、この夫婦単位について二人以上のお子様を持ちたいという御希望があるわけでありますから、これを何とか達成させるということを第一義的に考えてみてはどうかということが、私が申し上げた内容でございます。

以上でございます。

○内藤正光君　民主党・新緑風会の内藤正光でございます。会派を代表しまして意見表明をさせていただきたいと思います。

まず、少子化という事象について申し上げさせていただきたいと思います。

少子化に関する今までの議論を振り返ってみますと、一方で産む産まないは個人の自由だ、だから対策は一切講ずべきでないという意見が一つにはございます。それに対して、いやいやこのまま少子化が進むと社会保障制度にゆがみが生じ、そしてさらには日本の活力が低下する、何としても対策を講じなければならない、そんな意見があって、これが堂々めぐりを繰り返しているわけでございます。私は、こういった堂々めぐりの議論にはそろそろ終止符を打たなければならない、そしてまず少子化の原因というものを冷静に見詰めなければならないのではないかというふうに思います。

そこで参考になりますのが、昨年の三月一日、人口問題研究所所長の塩野谷さんの意見陳述があろうかと思います。氏はこのようにおっしゃっておりました。女性の社会参加と出産、育児というのは互いにトレードオフの関係にあると。どちらか一方を立てればもう一方が引っ込むという関係にあると。そして、もしこの関係を、トレードオフの関係を解消できたならば出生率は、当時一・三八と言われていました、一・三八という出生率を一・七八まで回復できるというふうにおっしゃっていました。

私はこの証言には二つの重要な点があると思っております。一つは、女性の社会参加に向けた環境整備を進めていけば、まずヨーロッパ並みの出生率を回復することはできる、これが一つでございます。そしてもう一つ、しかし幾ら頑張っても人口置換水準、つまり今の人口水準を維持するのに必要な出生率である二・〇八、これには遠く及ばないということです。

つまり、少子化の原因には二つあって、一つは経済発展に伴う自然な少子化、そしてもう一つは産みたいのに産めないという社会的な要因による少子化、この二つがあるのではないかと思っております。そして、往々にして少子化に関する議論がかみ合わなかったのは、これらの理由がごちゃまぜに議論されてきたからではないかなと思います。

そこで、私がまず申し上げさせていただきたいのは、自然な少子化に対しては、これは自然体で受けとめ、そして少子社会を見据えた社会のあり方なり制度のあり方を早急に再構築していく、そんな必要があろうかと思います。

そして一方、社会的な要因による少子化については、これこそまさに社会問題として認識して、国としては具体的な対策、責任ある対策、もっと言うならば、一・三八の出生率を一・七八まで戻すという具体的な対策を講じていく、そんな必要があるんではないかと思います。

そこで、私は今回いろいろ申し上げさせていただきたいんですが、時間の関係で後者の社会的要因による少子化についてこの後述べさせていただきたいと思います。

社会的要因による少子化対策を講じていかなければならないわけなんですが、対策を講じるに当たっての大前提が幾つかあろうかと思います。私は大きく言って三つあるんではないかと思いますが、まず一つは、結婚や出産はあくまで個人の自由な選択にゆだねられるべきものであること、二つ目は、子供を持たない人あるいは持てない人への十分な配慮が必要であること、そして、と同時に三つ目なんですが、子育てという仕事の大変さあるいは重要さというものについて十分な理解を示すこと、これがまず大前提としてあるんではないかと思います。

そして、この大前提を踏まえて、私は、対策を具体的に立案していくに当たって二本の基本的な柱があるんではないかと思います。二つの基本的な考え方でございます。

その一つは、申し上げさせていただきますと、男女共同参画社会の構築、これはもういろいろ言われておりますので、ここで改めて詳しく私の口から申し上げるつもりはございません。

そして二つ目なんですが、これは特に都市部において起こっていることなんですが、子育てをする母親、あるいはまた父親かもしれません、孤立化して周りに相談する相手もなく、しまいには育児ノイローゼに陥ってしまうというようなことが少なからず起こっております。こういった現状を打開するためにもなんですが、二つ目の柱、二つ目の基本的な考え方として、私は、あるいはまた民主党・新緑風会としては、子育てというものを一個人に押しつけるのではなくて社会全体で支え合う仕組みづくり、これが必要だというふうに考えております。

こういった二本の基本的な柱を踏まえて、では具体的な少子化対策とは何なのかということを以下申し上げさせていただきます。よく言われているように、仕事と育児の両立支援策だとか保育環

境の拡充整備等々がありますが、私はこの場では二点に絞って申し上げさせていただきたいと思います。

まず第一点目は、子育てに対する資金的な支援をしていくべきだというふうに考えております。

ここで一つ社会保障費について申し上げさせていただきたいんですが、九八年には社会保障費の支出額は七十二兆一千億円ございました。その給付対象別の内訳を見てみますと、高齢者向けが六六・三%ございました。それに対して児童並びにその家族向けがどれぐらいあったかといいますと、わずかに三・三%でございました。この児童及びその家族向けというのは、出産育児一時金であったり雇用保険の育児休業給付であったり保育所の運営費であったり、児童手当あるいはまた児童扶養手当であるわけなんです。

私は何もここでお金を出せばいい、出せば出すほどいいというふうに申し上げるつもりはございませんが、高齢者向けが六六・三%、対する児童・家族向けが三・三%という実態を見ますと、私は少子化に対する国の取り組みの程度というものがうかがえるんではないのかなと思います。

そこで、人口問題研究所の平成九年度の調査によりますと、理想とする数の子供を持てない理由として幾つかあるんですが、飛び抜けて高いものが三つございます。一番目に高いものは子育て費用が高いということ、これが三六%、重複回答ですから足し算しても一〇〇にはなりませんが、そしてまた高齢等の理由、これが三四%、そして三番目が高い教育費、三三%。一番目、三番目はいずれもお金にかかわることでございます。

そこで、具体的な提案なんですが、小児医療の完全無料化の実施というものも検討に値するのではないかと思っております。これで幾らかかるのかということなんですが、二月二十三日の岩田政府参考人の発言によれば、もし仮に就学前まで、六歳児までの完全無料化を実施した場合どれだけかかるのか。現在の自己負担額は二千億円でございますので、国が全部面倒を見るとしてもその程度で済むということです。

そして、二つ目の提案でございますが、現在、健康保険の本人負担は子供であろうが三十歳、四十歳であろうが一律三割負担というふうになっておりますが、子育てへの積極的な支援という観点から、例えば十八歳までは二割負担、あるいはまた子供が二人いる場合はそれぞれにおいて一割負担等の負担の軽減措置についても私は検討に値する項目ではないかと思います。

これらによって、先ほど申し上げさせていただきました理想とする数の子供を持てない最大の理由であります子育て費用が高いということ、この子育て費用を軽減できるということに加えて、次の世代を担う子供たちを国も一緒になって全力で支援しているんだという明確な意思表示にもなります。そして、その明確な意思表示が安心感へとつながっていくのではないかなと私は考えております。

そして、具体的な対策の二本目でございますが、私は、小児救急医療体制というものを早急に整備していかなければならないというふうに考えております。

さきの対政府質疑でも明らかになったように、小児科を持つ病院の数というのが年々減っております。九〇年には四千百十九であったものが、十年後の九九年には六百以上減りまして三千五百二十八にまで下がっております。これは今も減り続けているというふうに聞いておりますが、このことによって特に夜間の救急体制に支障が生じ始めているというふうにも聞いております。

この根本的な理由は何なのかといえば、大変酷な言い方ではございますが、小児医療というのは手間がかかるだけの不採算部門ということだそうです。こういったことを踏まえて、新エンゼルプランの中では、昨年より三カ年計画でもって、二十四時間小児医療体制を整えた三百六十の医療圏をつくり上げていくというふうになっておりますが、その実態はどうかといえば、ことし、二年目です、二百四十の目標を立てたのに対して、実績、達成数はわずかに五十でございます。大変目標と実績とが乖離していると言わざるを得ません。

私は、こういった実態を踏まえて、必要ならば財政的な措置も講じながら、二十四時間小児医療体制というものを早急に確立を図っていかなければならないというふうに考えております。

時間も参りましたので、最後に不妊に対する対応を一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。

まず、最小限、最低限の条件として心理的なカウンセリングの充実を図ることは言うまでもございませんが、賛否両論ございます不妊治療に対する健康保険の適用についても一言申し上げさせていただきたいと思います。

よくある議論が、不妊治療に対して健康保険を適用できるとなると、このことが結果的に不妊に悩む女性に対するプレッシャーになってしまう、だから健康保険は適用すべきではないという議論がございます。しかし、もしここでやめてしまったら、私はそれは政治の責任放棄ではないかと考えております。

現実を見ますと、実に現在二十八万五千人もの方が不妊治療をされている。毎年の出生数が百二十万人であるということを考えますと、これは大変な数に上ると言わざるを得ません。そして、一昨年の五月、矢内原参考人もおっしゃっておりましたが、結婚した夫婦の実に十組に一組が不妊症に悩んでいるというふうな証言もございました。こういった方々は、先の見えない不安を抱えながら大変な肉体的そしてまた精神的な苦痛を受け、そしてなおかつ多額な金銭的負担も受けているわけでございます。こういった現状を前にして、これはもう適用すべきではないと一刀両断にするには余りにも酷ではないかと思います。

そこで、民主党・新緑風会といたしましては、まず大前提として、女性に対する圧力とならぬよう十分な配慮をすることを前提としながら、不妊治療に対する健康保険の適用も今後検討を深めていくべきだ、このことを申し上げさせていただきまして、会派を代表しての意見表明とさせていただきます。

○但馬久美君　公明党の但馬久美でございます。

少子化対策に関する公明党の意見表明をさせていただきます。

これまで、当調査会では多くの参考人の方々から貴重な御意見を伺ってまいりました。それは大変機知に富んだ、そしてまた当調査会提言をまとめるに当たっても大いに役立つことは申すまでもありません。ただ、少子化問題を考えるとき、余

り表に出ない部分、日夜子育てに苦労していらっしゃる、真っ正面からそれを取り組んでいらっしゃる親御さん、また日本じゅうに数多くいらっしゃるそういう方々に対しまして、それを念頭に置いて考えるべきであるというふうに思います。

そこでまず、現場の声をちょっと紹介させていただきます。私どもの同僚議員に寄せられました手紙をここで紹介させていただきます。

こちらは、重い病気が原因で脳に障害をお持ちのお子さんのお母さんからいただいたお手紙です。この方は福岡に在住で、お子さんが養護学校に通う際、スクールバスで通っているんですけれども、この状況が極めて悪いということで、その改善を求めていらっしゃいます。

私の校区のスクールバスは、私鉄バスとの提携で普通のバスであります。トイレはもちろん、車いすを乗降させるためのリフトがついていません。運転手が一人と、そしてまた卒業生の保護者一人が添乗員としてついているだけで、この二月に雪が降ったときなど片道四時間もかかって、渋滞と悪天候のため途中でトイレ休憩をとることもできず、じっと座っていられない子供たち、また健康上に問題を抱えている子供たちがいらっしゃって、大変な状況にあると聞いております。バスの停留所も主要幹線道路にあり、屋根はもちろんついておらず、バス停まで車で送るにしても車をとめておく場所もない状況であります。別の学校や他県の学校では、スクールバスは出さない条件で建てた、そういうところや、またスクールバスもないところもあると。こうした状況の中で、ぜひこういう問題に取り組んでほしいというお手紙でありました。このお母様の御不安とまた御苦労はもう本当にどんなものであるかということは察して余りあると思います。

そこで、少子化対策の基本的な考え方として、この方に限らず、多かれ少なかれ多くの親御さんは子育てに疲れていらっしゃったり、また悩みを持ったり、負担を感じているということがもう数々、今までのお話の中でもあります。そうした方々を経済的、精神的に援助していくことが少子化対策であると、また当調査会提言をまとめるに当たりましても改めて確認しておきたいと思います。つまり、少子化対策は人口をふやそうとか、また出生率を上げようという国家による人口管理政策ではなくて、すべて子供が生まれてきてよかったと心から感じられる社会をつくること、そして親御さんたちが生き生きと子育てに携われる社会をつくること、これが真の少子化対策であると言うべきであると私は思います。

このスクールバスの問題については別途政府に対応を求めていきたいと思っておりますが、こうした現場の声を一つ一つ拾い上げて、子育て支援制度の改善を図っていくことが今後とも必要であります。常に現状を見直して、そしてまたよりよい制度に変えていくこと、つまり少子化対策に終わりはないということです。

そこで、このたび公明党では、こうした少子化対策への取り組みの中で多くの方々からいただいた御意見を集約して二十一の提案をまとめさせていただきました。その内容は、党派を超えて支持できるものも数多く含まれておりますので、ぜひ調査会提言としても盛り込んでいただきたいと思っております。

簡単にその内容に触れてみたいと思いますが、この二十一の提言は四つの大きな柱でまとめられております。

第一の柱が、地域における子育て支援を推進するということです。これは、単なる仕事と子育ての両立にとどまらず、健全な次世代の育成のために、地域における子育ての支援をさらに拡充することをねらいとしております。そのために、集いの広場事業、子育て支援ルーム事業の創設、子育て関係のＮＰＯの支援、幼稚園の活用の充実を提言しております。

第二に、子育てと仕事の両立を進めるための環境づくりをさらに進めること。これは、昨年度から新エンゼルプランの着実な実施とあわせて、さまざまな施策を推し進めることで子育てと仕事の両立を進める環境の充実を図るものです。

そのために、保育所やファミリー・サポート・センター、また保育サービス提供体制を早急に実施することや、今国会で審議されております育児休業法改正案に盛り込まれました子の看護のための休暇の努力義務、それをさらに充実して、介護・子供看護特別休暇、この制度の創設を目指しております。

さらに、第三の柱として、子供と家庭のためのセーフティーネットの確立と強化。これは、児童虐待のような子育てにおけるさまざまな問題が顕在化していることを踏まえまして、子育ての危機に対応する体制の充実を図って、子育てに悩む親御さんの孤独感や悩みを軽減させることを目的とするものです。

そのためには、児童相談所、児童家庭支援センター、里親制度、児童委員の拡充を図る必要があります。単に量的に数をふやすというのではなくて、関係する職員等の専門性を向上させて、さらに相互の連携協力体制を確立することが絶対に必要である。特に、民間との連携でケース・バイ・ケースの柔軟な対応を可能にすることができます。また、この際、例えば里親制度とファミリー・サポート・センターとの相互的運用など、従来の枠にとらわれないで利用者本位の子育てネットをつくることを進めていきます。

そして、第四の柱としては、健やかな子育てを支援する医療体制の充実であります。

小児科医療については、お医者さんが足りないとか緊急体制が整備されていないとか、また医療費の負担を軽減してほしいといった声を数多くちょうだいしております。そこで、我が党では、現在、各自治体に任せて行われています乳幼児の医療費の軽減措置を国の責任で進めるために、先ほどもお話がありました六歳までの乳幼児医療無料化の実現を提言します。

また、小児科医療体制の着実な整備や小児科専門医の養成など、お子さんがいつでも安心して医療サービスを受けることができる体制の整備を進めていかなくてはなりません。今回の提言には盛り込まれておりませんけれども、アレルギー性疾患対策や障害を抱えたお子さんの支援体制を整備することも今後の大きな課題であると思います。

最後に、子は宝と申しますけれども、それは社会にとっても同じことです。少子化対策、子育て支援というのは、単に子供を持つ家庭への援助にとどまらず、次世代を担う人材への投資であるということをきちっと銘記して、目に入れても痛くない存在である子供たちを社会全体で育てるということが少子社会を迎えた日本に最も重要な政策

の一つであるということは、もう言うまでもありません。

しかし、それにしては、少子化対策は余りにも現在貧弱であると言わざるを得ないのが実情であります。今後とも、自助、共助、公助とバランスをとりながら、少子化対策をますます充実させて、子供を中心に、笑顔のあふれる社会、みんなが生まれてきてよかったという、また育ててよかったと感じられる社会をつくれるよう訴えていきたいと思っております。

生まれてきたからには幸せになる権利がある、そんな当たり前のことを確認しつつ、公明党の意見を表明させていただきました。

以上であります。ありがとうございました。

○畑野君枝君　日本共産党の畑野君枝でございます。日本共産党を代表して、意見表明を行います。

この調査会で三年間にわたって、現在我が国において急速に進む「少子化」の問題について議論を深めてまいりました。しかし、合計特殊出生率が一・三四と過去最低を更新する一方で、保育所待機児童は前年を上回る事態となっています。調査会では、これらの「少子化」の進行が「我が国の社会のあり方に深くかかわっている」として、「単に若者の未婚化や女性の出産、育児の問題としてとらえるのではない」ということが全体の認識として深まってまいりました。

「少子化」問題は、この社会が子供を産み育てる力をどんどん失っていることであり、働き続けることと子供を産み育てることをきちんと両立できる社会にしていくことが不可欠であると考えます。「少子化」が日本社会に問うているのは、仕事と育児の両立できる社会づくり、男女平等と子供たちの全面的な発達を保障できる社会づくりを私たちができるかどうかにかかっているということです。

「少子化」の最大の要因は、日本の政治と社会で、子供を産み育てるという社会を維持していくための条件と環境が余りにもないがしろにされてきたことにあります。国立社会保障・人口問題研究所の試算でも、仕事と育児を両立させる施策をとっていたら七〇年代後半からの出生率は一・九八にとどまっていたという、本調査会で参考人から紹介された研究、これは大変注目されるものでした。男女がともに働くことと子育てをすることが人間として当たり前の生活として両立できるよう、職場の労働条件を全体として改善することが急務です。

私は、昨年の中間報告に際し意見表明したことを踏まえて、さらに幾つかの点について申し上げます。

第一に、男女ともに労働時間の短縮を進め、変則勤務や夜間労働、家族と離れて生活する配置転換などがないよう、条件を整備すること、また育児休業制度の抜本的な改善を行うことです。

まず指摘したいのは、日本社会における異常な労働時間の長さです。家族そろっての夕食は週に一、二回ということが勤労世帯の平均的な姿になろうとしています。我が党は、サービス残業根絶法案を国会へ提出し、労働時間管理をきちんと行えること、それを労働者に開示してチェックできるようにすることなどを求めて、国会でも何度も取り上げてまいりました。その中で、四月六日に厚生労働省がサービス残業撤廃へ向け通達を出しました。これを政府が徹底し、国民に知らせ、事業主に指導して、サービス残業をなくしていくことがまず求められています。

時間外労働については、一九九五年の労基法改悪でいわゆる女子保護規定が撤廃されたことが、「少子化」を進めることにはなっても解決することにはなりませんでした。時間外労働の百五十時間などの男女共通規制が求められています。

また、今、育児休業、介護休業等の法律の改正案が政府から提出されています。内容はまだまだ不十分で、さらなる抜本的改善が求められていると思います。

育児・介護休業中の所得保障については現行の四〇％から六〇％に引き上げること、短時間勤務制度、例えば六時間勤務の創設、また病気や学校行事などを理由にしての家族休暇の創設、育児休業期間の延長、時間外・休日労働の免除請求権を認めること、パートや臨時・派遣労働者にも育児・介護休業制度が取得できるようにすることなどが求められています。

第二に、男女賃金格差の是正、女性差別解消を進めることです。

日本の男女賃金格差についていえば、女性の賃金は男性の半分であり、パートを除いても六割にすぎず、格差が広がっているという事実があります。このようなおくれた状況を是正し、男女平等を職場に確立することが求められています。

失業や不安定雇用の拡大は、将来の生活を不安なものにし、子供を産み育てることへの障害になっています。身勝手な「雇用流動化」を規制し、男女とも安定した雇用を保障することが重要です。労働者の四割が女性です。男女の就業機会が平等な国ほど出生率が高くなるのが世界の傾向です。女性の能力が生かせない企業のあり方と社会を変えることなしに、「少子化」問題の解決も社会の発展もあり得ません。

第三に、保育サービスの拡充、待機児童の解消は切実な要求だということです。

厚生労働省調べでは、待機児童は一番少ない四月時点でも全国で三万三千人に上っています。十月には五万人前後にカウントされています。仮に六十人定員として、五百五十カ所の保育所増設が求められる規模です。入所申し込みをしなければ待機児童にカウントされない、二十三万人がベビーホテルを含めた無認可保育所に入所している、また、三歳児から五歳児については全児童の三割が保育所に入所していますが、ゼロ歳、一歳などでは全児童の一割程度しか入所できていないことなどを考えれば、さらに十万から二十数万人の保育需要が考えられます。しかし、これに見合った保育所整備計画を政府は持っていません。ベビーホテルでは、大和のスマイルマム、池袋のちびっこ園など痛ましい、あってはならない事故が起こっています。私たちの党は、東京や大阪、神奈川などに保育所の状況の調査団を送り、懇談を進めてまいりました。安心して預けられる保育所建設を進めることは緊急の課題です。

八〇年代以降、保育所整備のための国庫の補助率が八割から現在五割に下がっていることが保育所の創設を困難にしています。国の保育士の配置基準は、欧米などと比べても二分の一、三分の一です。保育所整備計画の抜本的拡充、保育士配置基準の大幅改善、保育所創設への補助率を現行の二分の一から十分の八に戻すことを軸に、延長保

育や一時保育、病児保育などを充実させることなど、公的責任を明確にするべきです。学童保育については、法制化されたにもかかわらず、補助額が余りにも低過ぎます。十分な予算措置を行うべきです。

第四に、子育て世代への経済負担の軽減策を進めることです。

この間、比較的少ない予算で効果的とされてきたのが乳幼児医療費の助成制度です。調査会でも、我が党を初め、国としての乳幼児医療費制度の創設について主張してまいりましたが、昨年五月、全会一致で提出された中間報告の提言として、「出産、育児にかかる経済負担の軽減」のトップに「乳幼児医療の負担軽減」が示されました。我が党の議員の指摘で、乳幼児医療費無料化のために必要となる国庫負担は、六歳未満までで一千二十億円であることが明らかになりました。課題を先送りせずに、乳幼児医療費無料化に踏み出すべきです。

政府が乳幼児医療費助成制度導入に踏み切らない一方で、子育て世代への増税とセットの児童手当「拡充」が行われましたが、児童手当の制度の研究者からは、「社会保障制度としての児童手当への展望を持たないままに見直しが進められることには危惧を感じざるを得ない」、「児童手当の支給対象年齢が拡大されたが、その財源は前年度に引き上げた税制の年少扶養控除を再度引き下げて財源を確保した。このように税金を工面して財源を捻出しており、児童手当全体を通した一貫した財源確保の方法が確立されていない」と指摘されています。高過ぎる子供の教育費や住宅事情の悪さなども解決が求められています。子どもの権利条約の完全実施と児童虐待防止、バリアフリーや環境保全など、安心して子育てが楽しめる条件整備が必要です。

スウェーデン政府の施策について、研究者からは、「少子化」対策のその前提として、女性の職場参加を促進した要因として、「短い労働時間と短時間職場滞在。週当たり労働時間は四十時間で、原則として残業なし。平均の年間実労働時間は千五百から千六百時間」という労働環境の特徴を指摘し、「労働環境の整備と女性環境の整備は車の両輪のように並行して推進される必要があった。男性が無理して長時間職場滞在すればそれだけ女性職場は少なくなる」と指摘されています。

日本では、八〇年代以降、男女とも家庭責任を果たせる職場づくりや子供のための予算が減らされてきました。社会保障を欧米のように予算の中心に切りかえるべきです。人間らしい労働条件への抜本的な改善、社会保障の名に値する充実こそが不可欠です。「人間らしい労働と生活」こそ、仕事と家庭を両立できる社会をつくることであり、「少子化」問題を解決するかなめであるということを申し上げて、意見表明を終わります。

○日下部禧代子君　社会民主党の日下部禧代子でございます。社会民主党を代表して意見表明をいたします。

本調査会において、私たちは三年間にわたって、少子化、出生率の低下に関する検討及び分析をさまざまな角度から行ってまいりました。それは、とりもなおさず、男性と女性がともに支え合い、喜びと責任を分かち合いながら、自由な生き方を選択することができ、また労働と余暇、職場と家庭、地域社会における調和のとれた生活時間と生活空間を享受できる社会、そしてそのような社会における新しいライフスタイルをいかにして確立するのか、その条件を探る作業でもあったと言うことができると思います。

少子化という現象に凝縮された形で、家族環境、労働環境など、日本社会の抱える深刻な問題が明らかになってきたばかりではなく、家事、育児が女性の役割であるという性別役割分担意識に基づく社会システムから脱皮することの必要性と緊急性が改めて確認されたのではないかと考えます。このような認識の上に立って、社民党の考え方及び政策を申し上げます。

政治、経済、社会のあらゆる場面に女性が参画することで、一人一人が尊重され、女性も男性も生き生きと暮らせる社会を実現するためには、何よりも、男女共同参画社会基本法を単なる意識改革の精神論ではなく、実効性のあるものとしなければなりません。男女の平等とは、もとより女性の男性化ではありませんし、男性中心のシステムの中に女性が組み込まれることでもありません。固定的性別役割分業を前提とした各法律、雇用制度、社会保障制度の見直しが行われなければなりません。

例えば、選択制夫婦別姓の導入、婚外子への相続差別是正、婚姻年齢の男女同一化、女性のみの再婚禁止期間の見直しなど、民法の改正を初めとして、世帯単位の賃金、年金、社会保険、税制度を個人単位へと見直しすることなど、女性が自立して生活できる公平な制度を整備することが必要であります。

従来の日本型雇用慣行にかわる少子高齢社会の急速な進展に柔軟に対応できる雇用システムを構築するためにも、男女労働者の育児、介護、看護など、家族責任と仕事の両立に向けた抜本的な支援策を講じなければなりません。子育てと連動、両立した就業形態、給与体系を構築するとともに、労働時間の短縮、分かち合いによるワークシェアリング効果を通じた雇用創出にも積極的に取り組む必要があります。

人間らしい生活と働き方の前提として、社民党は九三年段階から、育児・介護休業制度の導入にとどまらず、看護休暇制度の創設による三本柱体制の整備を他党に先駆けて提起してまいりました。現行の育児・介護休業制度の抜本改革、全面的な枠組み変更を図る観点から、社民党が提案している家族的責任と仕事の両立を確保する法律を早急に制定すべきだと考えます。

その内容は、まず、子供と家族に対する看護休暇制度の新設、ポジティブアクションとして、家族的責任を有する男性に対する強制的な育児休業制度の導入、利用者への不利益取り扱いの禁止などを盛り込んだ法律であります。

育児・介護休業をとりやすくする環境整備の一環として、雇用保険法を見直して、休業給付にかかわる所得保障水準を現行の四〇％から六〇％へ引き上げることも重要であります。ペナルティー税制の導入や割り増し賃金率の引き上げなどを検討し、時間外・休日労働、深夜労働等の実効ある規制に取り組む必要があります。

現在、日本の労働力の四〇％を女性が占めています。しかし、その多くはパートタイマーであります。パートタイムの七〇％は女性であります。そのパートタイマー女性の約四〇％が非課税限度額百三万円の壁を超えないような形で労働時間を

調整しているのであります。したがって、パートタイマーの年収分布は九十万円から百万円の間に位置するということになり、女性の平均賃金を引き下げているという結果をもたらしております。均等待遇を確立し、パート労働に賃金、福利厚生などの比例原則の適用を進めるとともに、フルタイム労働とパート労働との双方向転換制度の定着を進めることが必要であります。

さらに、育児や介護、家事などをアンペイドワーク、無償労働として評価するために、公的年金の保険料を免除したり、加入期間を加算するなど、制度上確立することが急務であります。

女性の職場からの離脱を阻止し、社会参画を促すとともに、男性が無理なく育児、家事への参加が可能となるためには、子育ての総合的な支援システムの構築が不可欠であります。

社民党は、従来から、待機児童のみならず、乳幼児や病児、障害児など保育を必要とするすべての子供が受け入れられるよう保育所などの新設拡充を進め、必要な保育士、指導員などの身分保障と雇用機会の拡充が重要であると繰り返し主張してまいりました。

社会的な子育ての基盤整備を確実に進めるため、新エンゼルプランを前倒しし実施するとともに、目標を大幅に引き上げた計画、スーパーエンゼルプランともいうべき計画を策定し、保育所などの基盤整備を大胆に進めることが重要であると考えております。

保育所の充実は言うまでもありません。病後児保育の対象を拡大し、制度の周知徹底、利用しやすい制度とすべきであります。また、とりわけ低年齢保育における待機児童を早急に解消することは重要な課題であります。延長保育の一般化や認可外保育所などへの支援を強化し、保育環境を整備することも必要であります。事業所内託児施設を設置する事業主への助成措置を拡充するとともに、施設の新増改築や設備、用具の整備のみならず、保育士を初めとする子育てヒューマンパワーを増員するなど、子育てに関する最低基準や配置基準を引き上げることが必要であります。

福祉と教育の連携が求められる中、学童保育を拡充し、指導員の身分保障、労働条件の確立とさらなる雇用創出を図ることも急がれる課題であります。

また、地域全体で子育て支援を行う観点から、育児不安についての相談、助言、支援を行う地域子育て支援センター及び複雑多様化する子供の問題に対応する児童相談所、児童家庭支援センターを利用しやすいものとし、その拡充が必要であります。

さらに、各地に子供病院を国の責任で整備するなどして、縮小傾向にある小児救急医療の体制を維持、拡充することも急務であります。

さらに、子供手当の創設ということも必要であります。

以上、安心して子供を産み育てることができる社会のための条件整備について社民党の政策を述べてまいりました。

その前提となっている考え方は、女性及び子供の権利の確立ということにあります。子供たち一人一人がかけがえのない存在として平等であるという憲法、教育基本法、子どもの権利条約を貫く子供の最善の利益を保障するとともに、女性の性と生殖に関する自己決定権を保障することを社民党はあらゆる政策の基本に据えております。

子供は未来への希望のシンボルであります。少子化の最大の原因が子供を産むことへの不安だとするならば、日本社会の現状が明るい未来を約束するものではないということになるわけであります。希望の持てる未来、活力と魅力のある日本社会への再生の道しるべを私たちは後に続く世代のためにも示さなければならないのであります。

だれもが多彩な生き方を選ぶことができ、人生の最後まで人間としての尊厳を保つことができる社会、男性も女性も一人一人が自己決定と自己責任が可能である社会への見取り図をつくらなければならないのであります。戦後の日本社会を支えてきた経済効率、競争原理に決然と別れを告げる勇気、新しい価値基準とそれに基づく新たな社会システムを構築する情熱と責任感、それらが今私たちに最も求められているものではないでしょうか。

本調査会におきまして、さまざまな分野を代表する参考人の方々から貴重な御意見を伺うことを初め、有意義な機会を数多く提供していただきましたことに感謝をいたしまして、私の意見表明を終わります。

ありがとうございました。

○松岡滿壽男君　無所属の会の松岡滿壽男です。

この三年にわたって、会長を中心に事務局の皆さん、委員の皆さん、そして多くの参考人の皆さん方から貴重な御意見を賜り、十分な議論ができたということを大変ありがたいことだというふうに思っております。

しかし、その結果については若干私自身も残念に思う部分があります。

一つは、やはり参議院のあるべき論からこの国民生活・経済に関する調査会ができ上がり、数年前に高齢社会基本法というものを出していったわけです。衆議院と違って、長期にわたって政策立案、立法化していくということがやはり参議院の独自性の中で非常に大事な部分だったというふうに思うんです。おとしの暮れに議連で法案を出してきて、去年廃案になり、一つのチャンスが私はこの調査会であったと思いますし、いろいろな機会にその点についての意見も申し上げておったんですけれども、結果的に決議という形でのそういう三年間の実績を実らさざるを得ないということが一つ残念に思います。

それからもう一つは、それぞれの政党の状況からやむを得ないこととは思いますが、しょっちゅう理事さん方がかわられる。やっぱり衆議院の審議と違って参議院は個人というものを非常に大事にしてやっていくべきだと私は持論として思っております。そういう点で、今後の調査会で、また新しいテーマがあると思うんですけれども、反省点にしていただきたいということを要望いたしておきたいというふうに思います。

さて、この少子化問題、当然、高齢社会の段階でこれは裏腹の問題であったわけですから、もっと早く対応すべきであったわけですけれども、高齢化社会の次には少子化とこうやって、今や少子高齢化とやっとセットになっているわけですね。そういう点では、一種の先進国病といいましょうか、非常に難しい問題だというふうに、皆さん方もそう認識しておられるし、私もそう思っておるわけです。

フランスに行きましたときに、フランスの女性

の国会議員の方が、豊かになるとやはり人間はエゴイストになるんですという話をされました。非常に私自身耳に残っているし、フランスも一九三三年からいわゆる少子化対策、私が生まれる一年前から七十年近く延々と児童手当その他頑張ってこられてあいう状況ですね。だから、一種の先進国病ということであらゆる手だてを、先ほど来各委員の皆さん方が、意見陳述を各党がしておられたように、特に民主党さんは育児、教育費用の問題とか、あるいは小児医療体制の問題とか具体的な提案がありました。

そういう御提案については私どももちろん賛成でございますけれども、一つには、そういう状況の中で国家の意思としてやはりきちっと出してほしいというのがこの前の参考人の意見でもあった。それを出すとすると、やはり一つの立法というものが大きな一つの国家の意思を示す手だてではあったんですが、それにかわる決議という形でまとめていこうということのようですが、そういう一つの国家の意思を明確にするということがやはり一つは大事だし、あとは具体的に、個々の問題についてどう対応するかということも、具体的な手だてを講ずるということがやはり大切であろうと思うんです。

ただ、せんだっても、実は予算委員会で森総理と失われた十年についての意見交換をいたしましたが、既に現在我が国が置かれている状況を見ますと、政治、行政、外交も今、李登輝問題でいろいろとぎくしゃくしておるわけですけれども、一般社会もそうであります。いろんな思いがけない犯罪が頻発をいたしております。さらに、金融、経済、非常に厳しい状況に置かれておる。そのすべてがぎくしゃくとして不協和音を奏でてしまっている。戦後五十年近くうまくいっておった基本ソフトが、国家運営の、やっぱりそのソフトが使えない状況になってきている。新しいソフトをつくっていかなきゃいかぬのだけれども、その中で指導的役割を果たすべき政治が劣化してしまっている。政界再編もうまく進まない。そういう中で、やはりあすに希望が持てない、年金にしても医療にしても、介護の問題についても先が見えない。片方では大変な借金をしているらしいけれども、片方では相変わらずばらまくという形をしている。

だから、一体国の意思というものが、日本の国の形というものがどうなっていくのかと。先が見えない状態で具体的な手だてだけして、果たして少子化対策ができるのか。私は、やはりこの前から、渡らなければいけない橋をやはりきちっと政治の場で提示できるような仕組みを日本がつくらぬ限り、この先の見通しというのはそれほどどしっかりしたものが出てこないんじゃないかというふうに思います。そのために我々の責任というのは非常に大きいものがあるというふうに思っております。

ほかの国とほとんど同じ形ですけれども、今まで伺った中で、私は一つ二つ具体的に申し上げると、例えばパラサイトシングルですね、これ一千万人いるわけですよ。最近はもうパラサイト同棲というのもマスコミで取り上げられてきている。

それで、諸外国でいろいろ聞いてみまするとまず、学校を出て就職したら皆独立しているんですね、どこの国でも。ところが、日本は独立しないで両親と一緒にいると。これをやっぱり私は具体的に取り上げるべきだというふうに思うんですね。これは避けて通れないと思うんですよ。

私は何回か冗談に、例えばこれで五百万組ペアリングが成功したら、少々国費を使って結婚奨励金でもいいから具体的な対応を、これは私は、先ほど来皆さん方の御意見を伺っておったら出なかったですから、この問題はひとつやはり何らかの対応をすべきであろうというふうに思います。

それから、結婚しても子供を産める状況ということになると、この前の参考人の中で、夫の育児休暇ですか、この問題はやはり私は大きいと思いますね。それと幼保の一元化、一、二歳、ゼロ歳ぐらいはやっぱり保育でやらざるを得ないでしょうけれども、二歳か三歳ぐらいからもう一元化して、幼児教育、数少なく生まれてきた子供たちをいかに立派に育てるかということに、やはり社会の子という一つの方向性という位置づけをこれはすべきだろうというふうに思います。

それと、夫婦でダブルインカムだと、しかし一・五倍の収入でやれるんだということをはっきり参考人が言われましたね。これにやはり具体的に、例えば夫婦二人で半日程度働いて子供を養える仕組みというものをもっと勇気を持って取り組んでいくことが必要ではないかなというふうに思います。

いずれにしましても、国会でいろんな法案をつくったりあるいはいろんな決議をして、その方向に向けて我が国のために頑張っていこうという環境整備をやはり政治の場でまずきちっとしていくということが、この少子高齢化社会に対応する我々の責任だろうというふうに思っております。

全体的に十分以内ということでございますので、この程度で私の意見陳述は終わりたいというふうに思います。

○戸田邦司君　まず最初に申し上げておきますが、私がこれから申し上げることは党としてまとめたものではないということであります。

私、少子化の問題をずっと考えてきておりまして、どうしてもその解決方法が見つからないという壁に行き当たっている、そういう状況にあります。

皆さんが今までお述べになられたいろいろな環境整備、これは非常に必要なことではないかと思います。それで、先ほど内藤委員からもお話ありましたが、そういう環境を整備してどこまでそれでは少子化を防げるかといえば、私は人口を維持していくところまでには至らないと思っております。

そもそもの問題を申し上げますと、この日本の国土で適正人口はどれぐらいかという議論を日本においてした人はいないと思います。これは政治の場でももちろんいない、いろいろな研究所でもいないと思っております。

私、北欧三国などを見ますと、それぞれの国がそれぞれの人口を何とか維持してきている。そこにはやはりその適正人口というような観念が彼らには基本的にあったと思っております。例えば、ノルウェーで今四百二十五万ぐらいの人口ですが、四百万を大きく超えるとその人口を受け入れるだけの土地がない、産業もない、そういう考え方が彼らの根底にはあると思います。ですから、今から百年ぐらい前からアメリカに大分移民しておりまして、ノルウェー系のアメリカ人というのは今四百万人いる、こう言われておりますが、やはり人口の、許容人口といいますか適正人口といいますか、そういう観念を我々もこれから考えていかなければならない、そういう時代ではないかと思います。

それで、いろいろその条件を整えていくことはこれは一〇〇％必要なことであろうかと思いますが、戦後の歴史をたどってみますと、そういうものが全く整っていなかったときに人口はふえてきたわけです。そういうものを整えなければならないというときに人口がこれから減っていく、そういう現実の問題に直面していると、そういうことではないかと思います。

例えば、職場内の託児所、これは北欧などを見ますと大学まで託児所があります。もちろん国会にもあると。そういうようなことでありましょうし、それから私は前から人口の減少傾向について、日本の就業体制、特に労働時間の問題は非常に大きな影響を与えてきたと思っております。ですから、先ほどオーバータイムに対しての課税の問題が出ておりましたが、禁止税的な税金を課している国も現実にありますね。例えば、オーバータイムに対して五〇％の税を課す、二時間を超えるオーバータイムに対して一〇〇％の税を課す、つまり禁止税的な税を課している国があります。

ですから、そこまで考えないと、これから家族がゆっくり団らんを持つとか、それから家族で過ごすとか、そういうような時間がとれない、そういうことではないかと思っておりますが、それはあくまでも条件整備の問題で、先ほどの問題に立ち戻りますと、戦後の歴史を見まして政治は何を考えてきたかといいますと、ＧＤＰがふえてそれで右肩上がりに日本の成長が達成されてきたとき、これは政策も成功した、政治は成功していると、こういう認識を我々は持ったと思います。

しかし、現実にその中で国民一人一人の生活のレベルがどうなったか、生活の傾向がどうなったか、そういうような分析をきちっとしたことはなかった。ただ成長だけが政治の成功のように言われてきたという傾向は否定できないと思います。

それで、今後の問題として、そこをどういうふうに考えていくか。私は、戦後、日本の人口が約五割ふえた、これは一方でふえ過ぎではなかったかと、こういう思いをしております。人口を云々するといいますか、人口をふやしたり減らしたりと、これは調節可能な問題ではないんですが、これから少子化が進んでいくことについて、少子化自身も大人のエゴではないかと思います。少子化対策というのも大人のエゴではないか、そういう思いが深いわけです。少子化で何が困りますかと。これは社会保障の負担が困るとか、そういった現実的な問題であって、だから少子化を防がなければならないという議論が非常に多過ぎやしないか、こういう思いもしております。

ですから、これからの家族の生活あるいはコミュニティーをどういうふうに形成していくかということを考えた場合に、今、都会で子供を持って子供を幸せに育てられるかと問えば、私は一〇〇％イエスと言う人はいないんじゃないかと思います。それから、日本の住宅を考えたって、北欧社会などと比べますとはるかに劣っている。そういうことも大きな要因の一つではないか、こう思いますが、幾らその条件を整えても少子化を防げないときに来ている、私はそういう思いを強く持っております。

ですから、これから少子化を防ぐために根本的に何を考えなければならないかということについて我々はまだ回答を持っていない、こういう思いを深くしております。

以上であります。

四　調査会委員名簿

㈠　報告書提出日（平一三・六・二〇）における委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会長 | 久保　亘 | 理事 | 中原　爽 |
| 理事 | 内藤正光 | 理事 | 但馬久美 |
| 理事 | 日下部禧代子 | 理事 | 畑野君枝 |
| 委員 | 岸　宏一 | 委員 | 魚住汎英 |
| 委員 | 斉藤滋宣 | 委員 | 加納時男 |
| 委員 | 勝木健司 | 委員 | 久野恒一 |
| 委員 | 薬科満治 | 委員 | 佐藤昭郎 |
| 委員 | 西山登紀子 | 委員 | 日出英輔 |
| 委員 | 戸田邦司 | 委員 | 吉村剛太郎 |
| | | 委員 | 佐藤泰介 |
| | | 委員 | 竹村泰子 |
| | | 委員 | 山本　保 |
| | | 委員 | 大渕絹子 |
| | | 委員 | 松岡滿壽男 |

㈡　平一〇・八・三一～一三・六・二〇までに当調査会に所属したことのある委員（㈠の委員を除く）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 理事 | 佐藤泰三 | 理事 | 長峯　基 |
| 理事 | 服部三男雄 | 理事 | 海野　徹 |
| 理事 | 平田健二 | 理事 | 前川忠夫 |
| 理事 | 阿曽田　清 | 理事 | 入澤　肇 |
| 委員 | 狩野　安 | 委員 | 金田勝年 |
| 委員 | 国井正幸 | 委員 | 清水嘉与子 |
| 委員 | 鈴木正孝 | 委員 | 田中直紀 |
| 委員 | 長谷川道郎 | 委員 | 真鍋賢二 |
| 委員 | 三浦一水 | 委員 | 山内俊夫 |
| 委員 | 今泉　昭 | 委員 | 小川敏夫 |
| 委員 | 齋藤　勁 | 委員 | 谷林正昭 |
| 委員 | 円　より子 | 委員 | 簗瀬　進 |
| 委員 | 和田洋子 | 委員 | 魚住裕一郎 |
| 委員 | 山下栄一 | 委員 | 渡辺孝男 |
| 委員 | 清水澄子 | 委員 | 高橋紀世子 |
| 委員 | 水野誠一 | 委員 | 高橋令則 |
| | | 理事 | 成瀬守重 |
| | | 理事 | 奥石　東 |
| | | 理事 | 沢　たまき |
| | | 委員 | 石川　弘 |
| | | 委員 | 河本英典 |
| | | 委員 | 清水達雄 |
| | | 委員 | 南野知恵子 |
| | | 委員 | 松村龍二 |
| | | 委員 | 山本一太 |
| | | 委員 | 北澤俊美 |
| | | 委員 | 堀　利和 |
| | | 委員 | 柳田　稔 |
| | | 委員 | 益田洋介 |
| | | 委員 | 吉川春子 |
| | | 委員 | 堂本暁子 |

五　調査会の活動状況（平一〇・八・三一～一三・六・二〇）

調査項目・少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成

①　調査会（手続のためだけに開かれた調査会を除く）

| 国会回次 | 年月日 | 活動内容 |
|---|---|---|
| 一四四回 | 平一〇・一二・七 | 経済企画庁・厚生省から説明聴取・質疑 |
| 一四五回 | 平一一・二・三 | 総務庁・文部省・厚生省から説明聴取・質疑 |
| | 二・一〇 | 経済企画庁・文部省・厚生省・労働省から説明聴取・質疑 |
| | 二・二四 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | 三・三 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | | 派遣委員の報告 |
| | 四・一六 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | 五・一二 | 参考人から意見聴取、参考人及び政府に対する質疑 |
| | | 各委員意見表明 |
| | | 委員相互間の意見交換 |
| | 六・二 | 中間報告書（案）についての委員相互間の意見表明 |
| | 八・四 | 中間報告書の提出を決定 |
| 一四六回 | 平一一・一一・一九 | 海外派遣議員の報告 |
| | | 参考人から意見聴取・質疑 |
| 一四七回 | 平一二・二・二三 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | 三・一 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | | 派遣委員の報告 |
| | 三・六 | 内閣官房・文部省・厚生省・労働省・建設省から説明聴取 |
| | 四・三 | 内閣官房・文部省・厚生省・労働省・建設省に対する質疑 |
| | 四・一九 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | 四・二四 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | 五・一二 | 各会派意見表明 |
| | | 委員相互間の意見交換 |
| | 五・二六 | 中間報告書の提出を決定 |
| 一五〇回 | 平一二・一一・八 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | | 「地方自治体における少子化対策」 |
| | | （参考人） |
| | | 岩手県保健福祉部長　関山　昌人君 |
| | | 横浜市福祉局児童福祉部長　合田加奈子君 |
| | 平一二・一一・一五 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | | 「未婚化、晩婚化が進む中での若者の結婚に対する意識」 |
| | | （参考人） |
| | | 愛知淑徳大学文化創造学部教授　小倉千加子君 |
| | | 財団法人日本青年館結婚相談所所長　板本　洋子君 |
| 一五一回 | 平一三・二・一四 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | | 「少子化を視野に入れた生涯能力発揮社会の形成」 |
| | | （参考人） |
| | | 慶應義塾大学商学部教授　清家　篤君 |
| | | 株式会社キャリアネットワーク代表取締役社長　河野真理子君 |
| | 二・二一 | 参考人から意見聴取・質疑 |
| | | 「育児と仕事の両立支援に関する企業の取組」 |
| | | （参考人） |
| | | セイコーエプソン株式会社人事部長　中條　利治君 |
| | | 男も女も育児時間を一連絡会世話人　田尻　研治君 |
| | 二・二三 | 内閣府・厚生労働省・文部科学省・国土交通省から説明聴取・質疑 |
| | | 「当調査会の提言の実施状況」及び「平成一三年度少子化対策関連予算等」 |
| | | （副大臣） |
| | | 内閣府副大臣　坂井　隆憲君 |
| | | 文部科学副大臣　河村　建夫君 |
| | | 厚生労働副大臣　増田　敏男君 |
| | | 国土交通副大臣　桝屋　敬悟君 |
| | | （大臣政務官） |
| | | 文部科学大臣政務官　高橋　一郎君 |
| | | 池坊　保子君 |
| | | （政府参考人） |
| | | 内閣府政策統括官　江崎　芳雄君 |
| | | 内閣府男女共同参画局長　坂東眞理子君 |
| | | 文部科学省生涯学習政策局長　近藤　信司君 |
| | | 文部科学省初等中等教育局長　矢野　重典君 |
| | | 文部科学省高等教育局長　工藤　智規君 |
| | | 厚生労働省職業安定局長　澤田陽太郎君 |

| | | |
|---|---|---|
| | 厚生労働省職業能力開発局長 | 酒井　英幸君 |
| | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 | 岩田喜美枝君 |
| | 厚生労働省年金局長 | 辻　哲夫君 |
| | 国土交通省住宅局長 | 三沢　真君 |
| 二・二八 | 参考人から意見聴取・質疑 | |
| | 「少子化問題の政策的対応の在り方」 | |
| | （参考人） | |
| | 日本大学経済学部教授・同人口研究所次長 | 小川　直宏君 |
| | 社団法人日本経済研究センター理事 | 八代　尚宏君 |
| | 長上智大学国際関係研究所教授 | |
| 四・一八 | 各会派意見表明 | |
| | 中原　爽君（自由民主党・保守党） | |
| | 内藤　正光君（民主党・新緑風会） | |
| | 但馬　久美君（公明党） | |
| | 畑野　君枝君（日本共産党） | |
| | 旦下部禮代子君（社会民主党・護憲連合） | |
| | 松岡滿壽男君（無所属の会） | |
| | 戸田　邦司君（自由党） | |
| | 委員相互間の意見交換 | |
| 六・二〇 | 報告書提出を決定 | |
| | 冒頭、会長から、本会議決議を行うべく、当調査会委員発議の「少子化対策推進に関する決議案」を提出する旨の報告があった。 | |

（注）平・一〇・八・三一～一二・五・二六の間に招致した参考人等の調査会活動の詳細は、初年度及び二年度の中間報告参照。

② 海外派遣・委員派遣

| 国会回次 | 期間 | 派遣地等 |
|---|---|---|
| 一四五回 | 平一一・二・一七～一九 | 派遣地―鹿児島県及び宮崎県<br>調査目的―教育、雇用及び福祉等国民生活・経済の諸問題に関する実情調査<br>派遣委員―会長　久保　亘　理事　長峯　基<br>理事　成瀬　守重　理事　前川　忠夫<br>理事　山本　保　理事　畑野　君枝<br>理事　旦下部禮代子　理事　阿曽田　清<br>理事　松岡滿壽男　委員　松村　龍二<br>委員　円　より子<br>視察先―株式会社鹿児島頭脳センター、鹿児島県工業技術センター、鹿児島大学地域共同研究センター、鹿児島県女性就業援助センター、鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター、社会福祉法人光輪会橘保育園及び橘デイサービスセンター（併設施設）、清武町立大久保小学校、宮崎大学地域共同研究センター、宮崎大学生涯学習教育研究センター、宮崎職業能力開発促進センター等 |
| 一四五回閉会後 | 平一一・九・三〇～一〇・八 | 派遣地―ドイツ、スウェーデン及びフランス<br>調査目的―ドイツ、スウェーデン及びフランスにおける少子化対策と人材育成等の調査並びに各国の政治経済事情等視察のため<br>派遣委員―団長　久保　亘　加納　時男　円　より子<br>畑野　君枝　旦下部禮代子　阿曽田　清<br>松岡滿壽男 |
| 一四七回 | 平一二・二・一六～一八 | 派遣地―山口県及び広島県<br>調査目的―少子化の現状と対策等に関する実情調査<br>派遣委員―会長　久保　亘　理事　中原　爽<br>理事　海野　徹　理事　沢　たまき<br>理事　畑野　君枝　理事　旦下部禮代子<br>理事　阿曽田　清　委員　斉藤　滋宣<br>委員　長谷川道郎　委員　谷林　正昭<br>委員　松岡滿壽男<br>視察先―おおとり保育園、山口県児童センター、マツダ株式会社防府工場、エソール広島、県立広島病院、広島市児童総合相談センター、株式会社イズミ東広島店、広島大学等 |

---

調査報告書

共生社会に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成十三年六月二十日

共生社会に関する調査会長　石井　道子

参議院議長　井上　裕殿

---

共生社会に関する調査報告

目次

第Ⅰ　調査会の調査の経過
第Ⅱ　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
一　提出の背景
二　提出に至る経緯及び審議の経過
三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

四　参議院本会議における趣旨説明
五　衆議院法務委員会における審査
六　今後の課題
第Ⅲ　調査会の調査の概要
一　女性の自立のための環境整備
二　男女共同参画基本計画
三　男女等共生社会の構築に向けて
四　派遣委員の報告
第Ⅳ　女性の自立のための環境整備についての提言
男女等共生社会の実現を目指して
○　参議院共生社会に関する調査会委員
（参考）
1　一年目の調査（女性に対する暴力）についての提言
2　二年目の調査（女性の政策決定過程への参画）についての提言
3　女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム
4　女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム活動経過
5　三年間の主な活動経過

第Ⅰ　調査会の調査の経過

参議院共生社会に関する調査会は、平成十年六月十六日に議長に提出された「参議院制度改革検討会報告書」の答申に基づき、第百四十三回国会の八月三十一日に設置された。

今日、我が国を取り巻く社会的環境は大きく変化しており、男性と女性、健常者と障害者、日本人と外国人、現役世代と年金世代など、社会を構成している様々な人々が、互いにその存在を認め合い、共生していく社会が求められている。本調査会は、このような共生社会についての的確な対応を目指し、我が国の社会における人と人との新しい関係を模索すべく新たに設けられたものである。

本調査会においては、まず、男女の共生を中心として調査を進めることとし、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面の調査テーマと定め、さらに「女性に対する暴力」と「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとして取り上げ、一年目は「女性に対する暴力」について調査を行い、第百四十五回国会の平成十一年六月三十日、「女性に対する暴力についての調査・研究」を始め六項目の提言を含む中間報告を議長に提出した。

二年目は、「女性の政策決定過程への参画」について調査を行うとともに、一年目の中間報告についてのフォローアップ調査、第四回世界女性会議行動綱領への対応等についても調査を行い、第百四十七回国会の平成十二年五月二十五日、「女性のエンパワーメントのための環境整備」を始め七項目の提言を含む中間報告を議長に提出した。

調査の最終年となる三年目は、二年目の提言の中から「女性の自立のための環境整備」を取り上げ、これをさらに「生涯にわたる女性の健康支援」及び「女性の経済・社会的自立支援」とに分けて具体的な調査を行うとともに、平成十二年十二月に策定された「男女共同参画基本計画」について、また、三年間の調査を締めくくるため「男女等共生社会の構築に向けて」についてそれぞれ政府質疑を行った。また、一年目の提言において検討課題とされた女性に対する暴力に関する法的対応策については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案」として取りまとめ、その成立に至ることができた。

第百五十回国会においては、まず、「女性の自立のための環境整備」のうちの「生涯にわたる女性の健康支援」について調査を行い、平成十二年十一月一日、芦野由利子氏（社団法人日本家族計画連盟事務局次長）、金城清子氏（津田塾大学学芸学部国際関係学科教授）及び森恵美氏（千葉大学看護学部母子看護学講座教授）を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

次いで、十一月八日、中原総理府政務次官、松村文部政務次官、福島厚生政務次官及び政府参考人から政府の取組の現状について説明を聴取した後、中原総理府政務次官、松村文部政務次官、福島厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

さらに、十一月十五日、これまでの参考人からの意見聴取及び政府からの説明聴取を踏まえ、「生涯にわたる女性の健康支援」についての意見を整理するため、委員間の自由討議を行った。

第百五十一回国会においては、「女性の自立のための環境整備」のうちの「女性の経済・社会的自立支援」について調査を行い、平成十三年二月十四日、雇用関係について、大沢真知子氏（日本女子大学人間社会学部教授）、矢野弘典氏（日本経営者団体連盟常務理事）及び北川美千代氏（株式会社ベネッセコーポレーション人財組織部人事サービス課セクションチーフ）を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

次いで、二月十九日、若林財務副大臣及び増田厚生労働副大臣から女性の経済・社会的自立支援についての政府の取組の現状について説明を聴取した後、若林財務副大臣、増田厚生労働副大臣、桝屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

次いで、二月二十一日、税制・社会保障制度について、都村敦子氏（中京大学経済学部教授）及び永瀬伸子氏（お茶の水女子大学生活科学部助教授）を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。

また、四月二日、現場の実情に精通した有識者として、前田正子氏（株式会社ライフデザイン研究所研究開発部主任研究員）、普光院亜紀氏（保育園を考える親の会代表）、松岡俊彦氏（渕野辺保育園園長）及び松井香氏（イエルネット株式会社取締役アドミニストレーショングループジェネラルマネージャー）を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

さらに、五月十四日、これまでの参考人からの意見聴取及び政府からの説明聴取を踏まえ、「女性の経済・社会的自立支援」についての意見を整理するため、委員間の自由討議を行った。

以上のような女性の自立のための環境整備についての論議を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、「女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを視座に入れた総合的な施策の充実」を始め七項目の提言を取りまとめた。

また、平成十三年二月二十一日、男女共同参画社会基本法に基づいて策定された「男女共同参画基本計画」について、坂井内閣府副大臣から説明

を聴取した後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

さらに、本調査会が「男女等共生社会の構築に向けて」のテーマの下、三年間にわたって進めてきた調査を締めくくる観点から、平成十三年六月四日、男女共同参画担当大臣である福田内閣官房長官、松下内閣府副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

他方、女性に対する暴力に関する法的対応策について検討するため、平成十二年四月二十六日に理事会の下に各会派の調査会メンバーを主たる構成員とするプロジェクトチームを設置した。プロジェクトチームは、設置以来三十回にわたり討議を重ねてきた。平成十三年一月三十一日に、調査会においてプロジェクトチームの検討経過に関して中間報告を行うとともに、三月二十八日には草案の起草にこぎつけた。これを受け、四月二日、調査会において「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案」の草案の趣旨について提案者南野知恵子君から説明を聴取し、また、国会法第五十四条の四において準用する第五十七条の三の規定（予算を伴う法律案についての内閣の意見の聴取）により内閣の意見を聴取した後、調査会として本法律案の提出を決定した。

本法律案は、四月四日の参議院本会議において全会一致をもって可決された後、四月六日の衆議院法務委員会の審査を経て、同日の衆議院本会議において全会一致をもって可決、成立した。

以上のほか、第百四十九回国会閉会後の平成十二年九月十二日から十四日までの三日間、男女等共生社会に関する実情調査のため、北海道に委員を派遣し、十一月一日、調査会においてその報告を聴取した。

## 第Ⅱ　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

### 一　提出の背景

近年我が国を取り巻く社会的環境は大きく変化しており、とりわけ男女が互いにその存在を認め合い、共生していく男女共同参画社会の構築はまさに二十一世紀の最重要課題であると言われている。日本国憲法の個人の尊重、法の下の平等の理念にもかかわらず、社会においてはなお女性の人権が軽視されるという実態が存在し、その一つが女性に対する暴力である。

女性に対する暴力については、国際的にも重要な課題として取り上げられてきており、一九八五年七月の「『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議」以降、一九九三年七月の「ウィーン世界人権会議」、同年十二月の「第四十八回国連総会」、一九九五年九月の「第四回世界女性会議」、さらには二〇〇〇年六月の「女性二〇〇〇年会議」などにおいて、女性に対する暴力の撤廃に向けての宣言や行動が打ち出されてきた。とりわけ、「女性二〇〇〇年会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においては、各国がとるべき行動の一つとして、あらゆる形態のドメスティック・バイオレンスに関する犯罪に対処するための法律の制定等が規定されているところである。

このような国際的動向もあり、国内的には、平成八年十二月に策定された「男女共同参画二〇〇〇年プラン」において、女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、また、平成十二年十二月に策定された「男女共同参画基本計画」においては、女性に対する暴力のうちの夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）について、「各種施策の充実や既存の法制度の的確な実施や一層の活用を行うとともに、それらの状況も踏まえつつ、新たな法制度や方策などを含め、幅広く検討する」という施策の基本的方向が示された。しかしながら、ドメスティック・バイオレンスを始めとする女性に対する暴力の実態は潜在化しており、平成十一年九月に国として初めての実態調査が実施されたことにも見られるように、我が国においては、諸外国に比べ、社会的にも法制的にもこの問題に対する取組は十分とは言えなかった。その結果として、被害が放置され、更に潜在化するという実態にあった。

このような状況の下、平成十年八月に設置された参議院共生社会に関する調査会は、その一年目の調査において「女性に対する暴力」をテーマとして取り上げ、平成十一年六月の中間報告で「女性に対する暴力」について提言を行うとともに、その法的対応策については今後の検討課題とした。

### 二　提出に至る経緯及び審議の経過

一年目の中間報告で、女性に対する暴力の法的対応策は今後の検討課題としたが、平成十一年九月のイタリア、イギリス及びノルウェーへの実情調査のための海外派遣、さらには二〇〇〇年六月のニューヨークでの「女性二〇〇〇年会議」もあって、各会派から立法化の声が高まった。

本調査会は、平成十二年四月二十六日に理事会の下に「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」を設置し、座長に南野知恵子君、副座長に小宮山洋子君を選任し、合計三十回にわたる調査、検討を行った。

プロジェクトチームは、シェルター関係者、婦人相談所関係者、弁護士、学識経験者等からそれぞれ意見聴取を行い、また、総理府、警察庁、法務省及び厚生省から説明聴取を行った。

その後、新規立法のたたき台作成及び骨子作成のための討議を経て、平成十三年一月三十一日に、調査会において南野座長からプロジェクトチームの協議の経過等について中間報告を行い、二月二十三日、法律案の骨子の概要をもとに、プロジェクトチームと学識経験者、弁護士、NGO等の間で意見交換を行った。

三月二十八日、法律案について討議の後、プロジェクトチームとしての合意を得、同三十日の理事懇談会において、調査会として法律案を提出することで合意した。

四月二日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案」は全会一致で共生社会に関する調査会提出案として参議院に提出され、同四日の参議院本会議で全会一致をもって可決し、衆議院に提出された。衆議院においては、法務委員会に付託され、同六日委員会審査の後、全会一致で可決され、衆議院本会議に緊急上程の後、全会一致をもって可決、成立した。

四月十三日、本法律は公布された。

なお、この法律は、本調査会の下、超党派の女性議員が中心になって、議論を積み重ねながら立法化し、議員立法として出来上がったものであ

る。本院の調査会に求められている、国政の基本的事項に関する長期的かつ総合的調査の成果として立法化できたことは、調査会の目的に沿ったものと言える。

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

目次

前文

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章　被害者の保護（第六条―第九条）

第四章　保護命令（第十条―第二十二条）

第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章　罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。）の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。）の一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の

法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

## 第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。

二　命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

（管轄裁判所）

第十一条　前条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの暴力を受けた状況

二　更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる事情

三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。

4　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5　前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（保護命令の再度の申立て）

第十八条　保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2　再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第十二条第一項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項及び第十八条第二項の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第二項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第二項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章　罰則

第二十九条　保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第十二条第一項第三号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による申立て」を加え、同表の一七の項ホ中「第二十七条第八項の規定による申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て」を加える。

四　参議院本会議における趣旨説明　（平成十三年四月四日）

ただいま議題となりました配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案につきまして、共生社会に関する調査会を代表いたしまして、その提案の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

本法律案は、三年間にわたって本調査会が進めてまいりました「男女等共生社会の構築に向けて」のテーマのうち「女性に対する暴力」について、各会派の調査会メンバーを主たる構成員とするプロジェクトチームで立法化に向けて協議を重ねた結果を踏まえ、四月二日、各会派の総意をもちまして起草、提出したものであります。

今日、我が国を取り巻く社会的環境は大きく変化しておりますが、とりわけ男女が互いにその存在を認め合い、共生していく男女共同参画社会の構築はまさに二十一世紀の最重要課題であります。

日本国憲法には個人の尊重と法の下の平等が規定されておりますが、社会においてはなお女性の人権が軽視されるという実態が存在しており、その一つが女性に対する暴力であります。

女性に対する暴力については、平成十二年十二月に策定された男女共同参画基本計画において、新たな法制度や方策などを含め、幅広い検討が求められております。

また、昨年六月にニューヨークで行われた女性二〇〇〇年会議では、各国がとるべき行動として、夫やパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンスに対処するための法的措置が求められております。

特に、女性に対する暴力のうち、ドメスティック・バイオレンスは、犯罪となる行為であるにもかかわらず、外部から発見しにくく、被害者である多くの女性が暴力を忍受せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、このようなドメスティック・バイオレンスの状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するための施策を講じようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、前文についてであります。

この法律案におきましては、特に前文を設け、本法制定の趣旨を明らかにしております。

第二は、国及び地方公共団体の責務について定めております。

第三は、配偶者暴力相談支援センターについてであります。

都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとしております。同センターでは、被害者に対し、相談、カウンセリング、一時保護等を行うものとしております。

第四は、被害者の保護についてであります。

配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるものとし、医師その他の医療関係者については別途守秘義務が課されていることから、配偶者からの暴力による傷病者を発見した場合には、被害者本人の意思を尊重しつつ通報できるものとしております。

第五は、保護命令についてであります。

被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、六か月間の被害者への接近禁止又は二週間の住居からの退去の一方又は両方を命ずるものとしております。

その申立ては、一定の事項を記載した申立書を、被害者又は配偶者の住所等を管轄する地方裁判所に提出して行い、裁判所は、申立てがあった場合には速やかに裁判をするものとしております。保護命令に違反した者は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとしております。

これらのほか、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する必要な援助、加害者に対する更生指導の方法等に関しての調査研究の推進等に努めるとともに、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修等を行うこととしております。

なお、本法律につきましては、法施行後三年を目途にその施行状況等を勘案し、検討する旨の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び主な内容でございます。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

五　衆議院法務委員会における審査（平成十三年四月六日）

石井道子会長から法律案の提案理由の説明の後、南野知恵子君、福島瑞穂君、林紀子君、小宮山洋子君及び大森礼子君並びに政府参考人及び最高裁判所当局が質疑に対する答弁を行い、採決の結果、全会一致をもって可決された。

主な質疑の概要は次のとおりである。

1　総論

①　内閣府は、法律の運用に当たって総合調整を行うとともに、配偶者からの暴力の防止の研究、検討については、関係省庁との調整の下で中心になってこれを行う。

②　刑法上の傷害罪に含まれるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス傷害）を受けた場合には「配偶者からの暴力」に当たる。

2　配偶者暴力相談支援センター

①　「婦人相談所その他の適切な施設」としては、男女共同参画社会の形成の促進を目的とする事業を行うために各都道府県が設置している、いわゆる「女性センター」等が考えられる。

②　配偶者暴力相談支援センターが二十四時間対応するかについては、各都道府県の運用次第であるが、二十四時間対応が望ましいと考えており、都道府県に対し、周知徹底されるものと期待している。

③　本法において、センターの保護の対象者について、国籍要件はなく外国人も対象となる。また、現在の婦人相談所においては、外国人婦女子のうち、出入国管理及び難民認定法の違反者について、事前に入国管理局に連絡した上、放置すると危害が加えられるおそれがあり、また、他に適当な援助施設が存在しないときは、入国管理局への送致までの間、一時的に保護している。

3　保護命令

①　ストーカー行為等の規制等に関する法律があるにもかかわらず保護命令制度を創設する理由は、家庭内で配偶者という特段の関係にある者から振るわれる暴力である上、配偶者からの暴力は、被害者と加害者が生活の本拠を共にしていることが多く、ストーカー行為等の規制等に関する法律の禁止命令とは異なり、場合によっては、加害者をその住居から退去させることを内容とする退去命令を発する必要があることである。

②　裁判所は、保護命令として、「六月間のつきまとい又ははいかいの禁止」及び「二週間の住居からの退去」を、併せて命ずることができる。

③　保護命令の申立書に宣誓供述書の添付を必要とする理由は、被害者が配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に保護等を求めた事実がない場合、客観的、定型的な信用力のある証拠であることが制度上担保されている宣誓供述書を、添付すべきこととして、迅速な保護命令を発することを可能とする条件を整えることとした。

④　「速やかに裁判をする」こととしたのは、裁判所は、保護命令事件では、被害者の保護のためできるだけ迅速に保護命令を発しなければならない場合が多いからである。

また、保護命令を発するまでの期間は、相手方の対応振り等の問題もあり、事件により区々であるが、申立てのときに必要な資料等が提出され、また、相手方への期日の呼出等が円滑に行われるような場合であれば、可及的速やかに発せられることを期待している。

⑤　公証人役場における宣誓供述書の手数料は、手数料を支払う資力のない被害者については、その証明を受けると支払いの全部又は一部を猶予する制度が活用できる。

⑥　保護命令の申立ては、口頭又はファクシミリによりすることはできない。

4　雑則

①　法第二十三条において、職務関係者は、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないこととしたのは、被害者が配偶者からの暴力により、心身ともに傷ついており、保護、捜査、裁判等の過程における職務関係者の言動で、更に傷つくことがあること及びこれらの過程で、加害者から報復される危険性が指摘されていることによる。

②　配偶者からの暴力の問題は、公的機関と民間団体とが緊密に連携を取りながら、被害者の多様な要望に応えていくことが望ましい。こうした重要な役割を担っている民間団体に対しては、公的な援助を行うことが必要であると考える。

③　この法律において必要とされる費用に対する国の補助金は、売春防止法上の補助金とともに、将来減額されることのない制度的補助金とすることとする。

六　今後の課題

本法律は、平成十三年十月十三日に施行される（配偶者暴力相談支援センター等に係る規定は平成十四年四月一日）が、今後の課題として、円滑な施行のため、職務関係者に対する研修・教育体制の整備、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者が自立して生活するための支援策の検討及びセンターの機能強化、配偶者暴力相談支援センター又は警察における申立書の書面の定式化等を検討する必要がある。

また、三年後の見直しに向けての検討課題として、保護命令の申立てにおける公証人の宣誓供述書の在り方、被害者のみならず子ども等の被害家族への接近を禁止することの必要性、加害者更生のための指導の方法に関する調査推進の具体的内容、民間団体に対する援助の在り方等があるが、これらの課題の解決のためには関係する府省庁及び男女共同参画会議での十分な検討が望まれる。

第Ⅲ　調査会の調査の概要

一　女性の自立のための環境整備

1　生涯にわたる女性の健康支援

イ　参考人からの意見聴取及び主な意見交換

平成十二年十一月一日、女性の自立のための環境整備に関する件のうち、生涯にわたる女性の健康支援について、それぞれ参考人から意見を聴取

し、意見交換を行った。その概要は、次のとおりである。

社団法人日本家族計画連盟事務局次長
芦野　由利子氏

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは一九九四年にカイロで行われた国際人口・開発会議で提唱され、翌年北京で行われた第四回世界女性会議で重要な女性の人権の一つであると確認された。これは一般に性と生殖に関する健康及び性と生殖に関する権利と訳されるが、性に関すること、産む、産まないに関することを人口政策や道徳ではなく、女性の健康と権利という視点からとらえようとする考え方である。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは男女双方にかかわりのあることであるが、女性にとっての重要性はより大きい。その理由は以下の二つである。

妊娠、出産あるいは中絶するのは女性だけであり、国連の統計によれば世界で妊娠、出産が原因で年間五十八万人の女性が死亡している。また、社会的、文化的につくられた性差、すなわちジェンダーによって女性が社会的弱者、男性が強者であるとの力関係が構造的に社会に組み込まれており、例えば女性の賃金が男性の六割しかないということもその例として挙げられる。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、出産とその調整手段である避妊や中絶、月経や子宮がんのような女性特有の身体の変化や疾病、不妊や思春期の問題、長寿による老年期の性と健康の問題、性にかかわる問題としては性感染症やエイズ、性暴力、買売春なども含まれる概念である。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツを保障するため、①省庁の再編成に当たってリプロダクティブ・ヘルス／ライツの担当部局を設置すること、②不妊相談だけでなく避妊相談事業についても予算面の拡大を行うこと、③保健・医療従事者等専門家の養成カリキュラムを見直すこと、④避妊具、避妊薬及び中絶手術に健康保険を適用すること、⑤堕胎罪と母体保護法という二重構造の中絶に関する法制度を廃止し、新たに女性の自己決定権を尊重した法律を制定することの五項目について、提言したい。

津田塾大学学芸学部国際関係学科教授
金城　清子氏

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは国際社会の中で人権として認められているが、我が国の法制を見るとこれと相反するものがいくつもあり、法律の改正ないし新しい法律の制定が必要と思われるので指摘したい。

第一に、一年以下の懲役を伴う自己堕胎罪を廃止すべきである。これは国際的に見ても我が国の責務と言えるものである。

第二に、避妊と中絶に関する新たな法律の制定が必要である。現行の母体保護法は母体の保護だけを強調しており、生涯にわたる健康を支援していく必要性から考えれば極めて限定的である。新法案にはまず、望まない妊娠の予防に関する規定を設け、学校教育、社会教育を通じて避妊に関する情報の正しい提供を行うことが必要である。次に、人工妊娠中絶の合法化である。これはあくまでも胎児が母体外で生存できない期間を基準として十週までは女性の請求で認めるとともに十一週から二十二週までは母体の精神的、肉体的健康を害する場合にのみ認めることが適当である。また、夫の同意については国際的な動向からしても削除するのが妥当である。なお、不妊手術に関する規定も削除する必要があると思われる。

第三に、不妊治療に関する法律の制定が必要であると考える。生殖医療が可能になってくる中で、少子化という傾向もあいまって不妊の夫婦に対して子どもを産めという圧力が強まってくることが考えられる。そこでこの法律により、不妊治療を受ける女性やカップルの自己決定権をきちんと保障していく仕組みをつくることが重要である。また、クローン技術の規制という意味で不妊治療を実施する医療機関はこの法律により許可制にする必要があると考える。

千葉大学看護学部母子看護学講座教授
森　恵美氏

現在の我が国におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの課題として、四つ挙げることができる。

第一に、望まない妊娠が多く、十代ではそれが非常に増えているということである。望まない妊娠の割合は諸外国に比べて非常に高く、その結果、妊娠した人の四分の一は中絶に至っている。女性の望んだ妊娠は三分の一にすぎない。

第二に、不妊夫婦が増加していることである。不妊原因となる性感染症、ストレスによる機能障害、拒食症による月経障害等が増加し、これらが不妊の原因となっている。また、我が国では女性が子どもを産んで当たり前という社会風潮があるが、このために不妊夫婦は生殖医療に頼って不妊治療をするケースが増えていくことが考えられる。

第三に、子を産み、育てることの困難性の増大である。高齢出産が増えているほか、生殖補助医療技術の発達による多胎妊娠のため低出生体重児の出産が増えており、妊産婦、赤ちゃんとも濃密な医療とケアを必要とする場合が多くなっている。

第四にリプロダクティブ・ヘルスの健康障害の拡大と連鎖である。性感染症の増加のほか、薬物やアルコールなどによる先天異常の増加が危惧される。女性の健康という面では、乳がん等の婦人病が増加しているほか、骨粗鬆症によって骨折しやすくなり、寝たきりの状態になったときには健やかな老後は望みにくくなる。

こうしたことからリプロダクティブ・ヘルス・ケアが十分に準備され、機能することが重要である。ヘルス・ケアの課題としては、まず、生涯を通じた全人格的かつ系統的な性教育の場の必要性が挙げられる。すなわち、避妊法の正確な情報が必ずしも提供されておらず、自分にとって必要な情報を取捨選択して活用することが重要である。また、学校教育の中で全人教育、命の教育、性教育が系統的に行われる必要がある。さらに、各世代、各年代の女性にとってリプロダクティブ・ヘルスに関連したトータルな健診、健康教育機能を中心にしたケアの場が必要である。このために、女性の生涯にわたっての健康を診てくれるホームドクターの存在などが必要である。

また、リプロダクティブ・ヘルス・ケアを行う助産婦などの専門家が不足しており、これらの専門家を増やしていくための対策が必要である。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は、次のとおりである。

① 我が国では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意味するところは、妊娠、出産、母性保護という域から出ておらず、女性の生涯にわたる問題でありかつ男性とは無関係ではないことを積極的に啓蒙していくことが必要である。

② リプロダクティブ・ヘルス／ライツを守るために、リプロ教育を行う者の養成が重要な課題である。

③ 妊娠については、学校教育以外にもあらゆる方法で望まない妊娠を防ぐための情報提供を行うべきである。

④ 現在でも具体的に性教育に取り組んでいる学校が見られるが、こうした学校における実践的な性教育は、今後は極めて重要である。

⑤ 子どもを産みたくても産めない夫婦のために、生殖医療を更に進める必要がある。

⑥ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に対する医療保険の適用あるいは医療費控除制度の創設が必要である。

⑦ 不妊相談においても、女性の自己決定権を基本とし、子どもを持たないで生きることも選択肢とし得るような、柔軟なカウンセリングを行っていく必要がある。

⑧ 男性の方から産んでほしいという要望がある場合、女性の権利のほかに男性の権利も保障する対策が望まれる。

⑨ 刑法の堕胎罪と母体保護法を廃止し、女性の健康と権利を守るために避妊・中絶等を規定した新しい法律を制定する必要がある。

⑩ 人工妊娠中絶を減らしていくために行政の責任が重要である。例えば、今後十年間に中絶を二分の一に減らすという目標が掲げられているが、女性の自己決定権を重視しつつ、男性も視野に入れてその目標を達成していくことが必要である。

⑪ 多くの中絶が行われる理由は、男性と女性が本当に平等な関係になっていないからだと考えられる。このため、男女の対等な人間関係をつくっていくことが非常に大切である。

⑫ 少子化対策は基本的には人口政策であり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは別の問題である。また、男女共同参画審議会の報告書もリプロダクティブ・ライツのところがトーンダウンしている。

⑬ 平成十二年六月にＩＬＯは母性保護条約・勧告を拡充し、すべての雇用されている女性への産前産後休暇の適用、休暇中の所得保障の充実、休暇の長期化等を求めている。我が国でもこうした国際条約の実行が必要である。

⑭ カイロ会議から六年たつが、その成果が我が国の場合は行政のシステムや政策、法律に十分に反映されないできてしまった。このため、今後は国際的な合意が国内政策に反映されるよう努力すべきである。

ロ　政府からの説明聴取及び主な質疑

平成十二年十一月八日、女性の自立のための環境整備に関する件のうち、生涯にわたる女性の健康支援について、中原総理府政務次官、松村文部政務次官、福島厚生政務次官及び政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その概要は、次のとおりである。

総理府

生涯にわたる女性の健康支援については、昭和五十二年一月に「婦人問題企画推進本部」が決定した「国内行動計画」の中で、「母性の尊重及び健康の擁護」として位置付けられた。平成八年十二月に「男女共同参画推進本部」が策定した「男女共同参画二〇〇〇年プラン」は、「第四回世界女性会議」の成果を踏まえ、それまでの「母性保護対策」中心から、「生涯を通じた女性の健康支援」という施策に変化している。また、基本的方向として、①リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透、②生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進、③女性の健康を脅かす問題についての対策の推進を掲げ、それぞれに対応した具体的施策を盛り込んでいる。現在、政府はこのプランに沿って総合的な施策の推進を行っている。

平成十二年六月にニューヨークで開催された国連特別総会「女性二〇〇〇年会議」において、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」いわゆる「成果文書」が採択された。成果文書では、健康に関する取組として、ＨＩＶ／エイズその他疾病を含む健康上の問題へのジェンダー視点に立った政策の実施及び患者の差別からの保護、思春期女性に対する健康教育や情報提供・サービス等の必要性等が強調された。

平成十二年九月に提出された、男女共同参画審議会答申は、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツへの今後の取組」の中で、生涯にわたる女性の健康支援について提言している。同答申は、女性の健康を支援するための総合的な対策の推進等を図る必要性を指摘するとともに、具体的な取組として、①性教育や健康教育の一層の充実、②摂食障害、喫煙等による生殖障害等の健康被害に関する正確な情報提供、③不妊に関する多面的な相談体制の整備、④ＨＩＶ／エイズや性感染症対策の推進、⑤女性が主体的に避妊するための支援策等十一項目を提言している。

政府は、生涯にわたる女性の健康支援という課題の重要性を考慮しつつ、平成十二年中に「男女共同参画基本計画」を策定し、それに基づき施策の推進を進めることとしている。

文部省

学校における性教育については、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立ち、児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観、自ら考え判断する意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるようにするため、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等その他の健康教育については、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、生涯を

通じ自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力の基礎を培い、実践力を育成することを目的として、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

社会教育においては、性や健康に関する学習機会の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の普及に努めている。特に婦人教育施策としては、女性団体・グループが男女共同参画の視点から地域社会づくりに参画し、女性のエンパワーメントに資する事業を行っているが、その中でリプロダクティブ・ヘルス／ライツについても事業テーマとしている。また、国立婦人教育会館において、婦人教育、家庭教育に関する各種の研修、交流、調査研究、情報事業を実施し、女性に対する各種の学習機会の充実等に努めている。

家庭における教育を支援するため、家庭教育手帳・家庭教育ノートを作成し、乳幼児や小中学生を持つ親に配布しているが、この中で薬物乱用や援助交際の違法性、危険性について紹介するなど、家庭における性教育、健康教育の重要性を親に訴えている。

地方公共団体における取組を支援するため、女性に対する高度な学習機会を提供するためのウイメンズライフロングカレッジを開設し、性に関する学習等を実施している。また、市町村における地域社会教育活動総合事業においても、女性の生活上の課題や女性問題学習などを行う婦人学級を開設して、性や健康に関する学習機会の提供に努めている。

厚生省

女性特有の健康上の問題の重要性について、男性を含め広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図る必要があることから、平成十二年三月、生活習慣の改善及び健康づくりに必要な環境整備の推進を目的とした、「健康日本21」を策定した。この一環として、女性の健康問題への取組を含めた二十一世紀に向けた母子保健の国民運動計画「健やか親子21」の検討を進めている。同計画においては、妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保が主要な柱の一つになっている。

また、「生涯にわたる女性の健康支援事業」として、保健所等において保健婦等による健康教室等の開催により、地域に住む女性に対し生涯を通じた健康の自己管理教育、不妊に悩む夫婦に対する医学的な相談の実施や不妊治療の実施状況に関しての情報提供などを行っている。

医師、保健婦、助産婦及び保健所等の母子保健を担当する職員に対しては、従来からリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する研修等を行う母子保健要員研修等事業を実施しているが、平成十二年度から、保健、福祉、医療等の総合的な視点に立ち、保健所に勤務する保健婦、助産婦を対象に母子保健事業やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ等のより専門的、技術的研修に取り組んでいる。

妊娠、出産の安全性や快適さを確保するための母子保健医療施策としては、小児医療、母性医療、父性医療に関する高度な医療を行うとともに、周産期、小児期、成人期と一環した最先端の医療を行う国立成育医療センターを平成十三年度に開院し、当該センターを中心とした成育医療の機能を有する国立病院・療養所による全国的な成育医療ネットワークの構築を考えている。また、地域において救急医療を必要とする未熟児等に対応するため、一般の産科院などから高度な医療機関に母胎や出生児を搬送し、適切な医療を提供する周産期医療ネットワークの整備を考えている。

女性の主体的な避妊に関しては、低容量ピルや女性用コンドームの承認、思春期の男女を対象として性や避妊に関する知識の普及や人工妊娠中絶の影響などについての相談・指導を行う健全母性育成事業の実施、性教育や避妊、人工妊娠中絶の影響などについて保健所の保健婦や受胎調節実地指導員等による指導や情報提供などの施策を実施している。

労働省

女性の職場進出が進み、妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加している中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件の整備は重要な課題となっている。このため、労働基準法では、産前産後休暇等女性労働者の妊娠、出産に関する最低基準を定めている。また、男女雇用機会均等法では、医師等の指導に基づいて母性健康管理の措置を講じること等事業主の措置義務が規定されている。特に均等法の改正において、従来、事業主の努力義務であった母性健康管理に関する規定が強化され、保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保と指導事項を守ることができるようにするための措置が定められた。事業主が講ずべき措置に関して具体的指針が定められ、その中で、女性労働者が医師から受けた指導を的確に事業主に伝えることができるように、「母性健康管理指導事項連絡カード」の様式が定められた。

具体的対策としては、「母性健康管理指導事項連絡カード」については、厚生省と連携しつつ、各都道府県労働局雇用均等室、市町村母子保健担当窓口等において周知を図るとともに、活用方法に係るマニュアルを作成し、労使、医療機関等に配布しており、八七％の女性がカードの指示内容どおりの措置を実施されたと評価している。

さらに、事業主に対する均等法の集団説明会を開催するとともに、法律及び指針に基づいた措置を講じていない事業主等に対する指導等を実施している。あわせて、企業における母性健康管理体制の整備に対する支援を行い、事業所内の母性健康管理に携わる産業医、看護婦等に対する研修の実施、妊産婦が働きやすい職場環境づくり等を職務とする機会均等推進責任者に対する情報提供等も行っている。

このような政府からの説明を踏まえ、質疑を行ったが、その概要は次のとおりである。

① 中絶については胎児という一個の生命体が既に存在しているために、一部の識者の言うような完全な形の中絶を認めることにはためらいを感じる。女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツは無制限に認められるべきではなく他の権利や利益との調和の下に認められるべきである。

② 胎児は民法上、相続、遺贈、損害賠償請求の三つについて権利能力を認められている。女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツの

観点から、堕胎罪を廃止し、母体保護法の見直しを行った場合、胎児の生命のみならず、民法が胎児に認めた正当な権利を侵害する結果となる。

③　中絶における配偶者の同意の削除論については、男性側の権利と利益にも配慮が必要となる。

④　学校における性教育の中で人工妊娠中絶については、暴力行為や売買春などと並列に扱うのではなく、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から教えるべきである。

⑤　学校及び学校以外の場における、女性の自己決定権などを含めた性に関する問題について、専門家への相談体制を量的・質的に充実するとともに、その周知を図るべきである。

⑥　学校における性教育については、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点からは不十分である。性の多様化、多様性の問題に関して、ホモセクシュアルや性同一性障害についても差別や偏見を持たないような教育が必要である。

⑦　乳がんの早期発見・早期治療に有効なマンモグラフィーによる検診体制の確立及び乳がん摘出後の女性の精神的・肉体的ストレスの解消策の充実が必要である。

⑧　妊産婦の健診について三回目以降についても何らかの財政的支援措置が必要である。また、乳幼児の一歳半及び三歳の健診や予防接種の際の親の休暇に対して何らかの支援を検討すべきである。

⑨　女性の体の不調は婦人科系器官で起こりやすいので、女性特有の病気についても企業の健康診断等に位置付ける必要がある。

⑩　中小零細企業の事業主あるいは家族として働く女性の健康問題は、極めて深刻となっており、関係省庁で連携して対策に取り組む必要がある。

⑪　母性健康管理指導事項連絡カードは良い制度であるが、事業主及び労働者に対する男女雇用機会均等法の周知徹底とともに、経営者の女性労働に対する意識改革についても推進すべきである。

⑫　リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは女性が産む産まないについて自身で判断し、またそれについて最高の健康を享受する権利を持つことである。この点に関し、我が国においては中絶に関して対立があるため、自己決定のところでとどまっており、公共的なヘルス・ケアの部分が軽視されていることは問題である。

ハ　調査会委員間の自由討議

参考人からの意見及び政府からの説明聴取を踏まえ、女性の自立のための環境整備に関する件のうち、生涯にわたる女性の健康支援について最終報告に向けての意見を整理するため、平成十二年十一月十五日、調査会委員間における自由討議を行った。そこで述べられた意見の概要は、次のとおりである。

①　リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、一九九四年の国際人口・開発会議において提唱され、女性が子どもを持つかどうか、又は何人出産するかということは、人口問題とは別に女性自身の健康上の個人的権利として確立されるべきものとされた。このためには男性の理解と協力が不可欠であり、女性を産む性としか見てこなかった社会の意識や男性の生活スタイルを変える必要がある。

②　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立のためには不妊相談事業の人材確保と医療保険の適用、不妊治療への保険適用と親子関係確定のための法整備、児童手当の拡充等による安心して子どもを産み育てられる環境の整備、性教育及び女性特有の疾病対策の充実が必要である。

③　少子化は日本社会にとって大きな課題であるが、出産を女性自身の固有の健康上の権利としてとらえ、働きながら子どもを産み育てる環境や女性の生涯にわたる健康を支援する体制の構築のため、人材の確保、不妊治療の経済的支援などが必要である。

④　女性は妊娠、出産及びその準備という性差があることを男性は常に考慮しなければならない。最終的に産む産まないを女性が決定する権利を確立するために、女性にだけ責任を負わせる堕胎罪の早急な見直しとともに、女性が安心して子どもを産み育てる環境をつくることが必要である。そのためには保育所の充実や小中高の性教育や健康教育を専門家を含めた体制で充実させていくことが求められている。

⑤　自己堕胎罪については他の法律で守られていない胎児の生命が保護法益となっている。したがって、堕胎罪すべてを削除するときは胎児の生命は保護法益として認めないということを確定させる必要がある。また、自己堕胎罪のみを削除するときは、不同意堕胎罪において胎児の生命を保護法益として認めることになり、胎児の生命は母親に処分権があることを宣言することになる。この点に決着をつけなければ、堕胎罪の廃止の議論は先に進めないと考える。

⑥　女性にだけ罪を与える堕胎罪は廃止し、母体保護法を見直すとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを守る新しい法律をつくるべきである。また、自己決定するためには情報や判断力がなければならないが、当該法律に情報提供、相談体制、教育なども含めていくことが必要である。

⑦　堕胎罪の存在によって妊娠中絶に対する罪悪感が生み出され、妊娠中絶の機会を失わせる原因となっている。したがって、男女平等という観点からも刑法を改正すべきである。

⑧　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの教育・研修は幅広い国民を対象とすべきである。特に性行動が若年化している現在、若い人が正確な情報を得ることができる体制の構築が必要である。

⑨　社会における性に関する間違った情報の洪水に対応するため、性の問題を心と体の問題として幅広く教えていく必要があり、そのためには養護教諭の体制整備が必要である。

⑩　有害図書のはんらんは問題であるが、現代の子どもはそのような刺激に対して強いと考えている。性行為は愛が基本であり、その愛の延長上に出産があるということを基本にした教育を行う必要がある。

⑪　リプロダクティブ・ヘルス／ライツと関連した重要な概念として、セクシュアルライツがあるが、これは人間が持っている生まれながらの自由、尊厳、平等に基づく普遍的な人権であり、モラルだけで考えるべきではない。したがって、愛の延長上に出産があるということだけではなく、もっと幅の広い自由な性的関係の権利として性を教育していく必要がある。

⑫　女性の自己決定権の理解を深めるためには、学校以外での教育も重要である。さらに、雇用主に対する政府の指導と法律による女性だけでなく男性をも含めた労働時間の短縮が必要である。

⑬　避妊、不妊及び中絶の相談・情報窓口を増設するとともに、女性の自己決定権を基本とした両性の平等な関係を構築するため、社会教育、情報メディアの自主規制の徹底等が必要である。刑法の堕胎罪は廃止されるべきであり、またＩＬＯ母性保護条約は早期に批准すべきである。

⑭　我が国においては、女性が一生を通じて健康に過ごすという権利が一貫して保障されていない。行政がこのような観点での対応をしていないことが、女性の健康や子どもを産む意欲を損なっている。

⑮　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの精神が政府の予算配分に生かされていない。母性の保護を前提にして、長時間労働や深夜労働規制を強化し、働く女性の母性と健康を守ることが大事である。また、更年期以降の健康支援も大事な課題である。

⑯　我が国の政策は、性教育から更年期まで全体的に見た女性の健康支援という視点がなく、母子保健や不妊治療という部分的なものにとどまっている。

⑰　女性の方が長生きであるし、医学的にはリプロダクションの能力がなくなれば男女の差は小さくなるので、女性の高齢期だけ特別に面倒を見るというのは合理的ではないと考える。

2　女性の経済・社会的自立支援

イ　参考人からの意見聴取及び主な意見交換

平成十三年二月十四日、二月二十一日及び四月二日、女性の自立のための環境整備に関する件のうち、女性の経済・社会的自立支援について、それぞれ参考人から意見を聴取し、意見交換を行った。その概要は、次のとおりである。

（平成十三年二月十四日）

日本女子大学人間社会学部教授　大沢　真知子氏

キャリア形成の特徴を国際的に比較してみると、アメリカでは、一九九八年には一歳未満の子どもを持つ女性の五九％が働いており、一九七六年の約二倍となっている。我が国では、大学卒の女性がキャリアを積み上げているが、出産による退職が多く、大学卒の女性の再就職の割合は高校卒の女性より低い。

我が国において雇用就業している女性の割合は、結婚前が八八％、結婚後が五八％であり、結婚による退職はそれほど一般的ではないが、第一子出産後は二三％となり、第二子、第三子出産により更に低下していく。

我が国の大学卒の女性の継続就労や再就職が少ない理由としては、保育所の数が少ないことや労働時間の長いことが挙げられる。また、我が国の労働環境が専業主婦の存在を前提としており、子どもを育てながら働く女性は職場と家庭で二重に働かなければならないということもある。

我が国では、報酬は高いが時間の柔軟性のない仕事と、時間の柔軟性はあるが報酬の低い仕事の二種類しかない。時間の柔軟度がありかつ正社員と同じ待遇の仕事が生み出されていけば、高学歴女性の能力を活用できるのであり、このような仕事を生み出す仕組みについて検討すべきである。

国際的に見て、我が国の女性のパートの賃金は非常に低く、パートタイム労働者は安い労働力としてしか使われておらず、その能力が開発されていない。パートの賃金の上昇を抑制している税制・社会保障制度などを見直すことが望まれる。

このほか、ファミリー・フレンドリーな制度を導入している企業への助成や、父親の育児休業取得を進める政策を検討すべきである。

日本経営者団体連盟常務理事　矢野　弘典氏

女性を積極的に活用するためには、まず社会全体での男女共同参画社会の理念の徹底と実践が求められ、社会全体での意識改革、意識高揚が必要となる。企業においては、経営トップ層から管理職層、一般職層まですべての層での意識改革が必要である。

女性が活躍するためには、仕事と家庭生活の両立支援が不可欠となる。両立支援については、第一に、保育サービスの拡充を急ぐことであり、延長保育、一時保育等、利用ニーズに対応したサービスの提供や保育所設置基準の緩和などが必要であると考える。第二に、職場における取組が求められ、企業は働き方の多様な選択肢を増やしていかなければならない。

日経連は、平成十年の「少子化問題についての提言」の中で、人材確保と活用のために企業が考えていくべきこととして、出産退職を少なくするための雇用環境の整備、男性の家事・育児参加に資する勤務・処遇形態の見直し、異動・転勤制度の運用に際しての家庭事情への配慮を挙げている。このような対策が、Ｍ字型と呼ばれる女性の働き方の改善につながると考える。

税制については、女性の就労機会の拡大を促す方向への改革が必要であり、社会保障制度も含めた多様な検討が必要になる。

年功ではなく業務遂行に応じて評価する成果主義と業務遂行の手段や時間配分を労働者にゆだねる裁量労働制が浸透すれば、企業における女性の活用が進むと考える。

株式会社ベネッセコーポレーション人財組織部人事サービス課セクションチーフ　北川　美千代氏

ベネッセコーポレーションは、平成十一年度「ファミリー・フレンドリー」企業表彰において労働大臣優良賞を受賞したが、これは、育児休業・介護休業等の制度が単にあるだけでなく、これら制度の利用者が多く、管理職や男性も利用した実績があったことによる。

従業員の六割が女性であるが、雇用政策上、女性優遇の特別な対応をとっているわけではない。当社では、良い人材を獲得するため男女均等待遇で男女を分けずに採用を行った結果、大卒女性が多く入社することとなったが、以前は、結婚・出産により、入社して三年から五年で退職する社員が多かった。しかし、入社して三年目以降の女性は貴重な戦力であるので、結婚・出産後も仕事を続けるための制度として、昭和六十一年から再雇用制度を開始し、その後、育児休職制度の充実を進めている。現在では、出産を理由とする退職の事例はほとんどなくなった。

人事制度の基本的考え方として、性差よりも個人差を重視し、成果主義を採用している。育児や介護というライフサイクル上の一時的な生活と仕事の両立困難には、積極的に支援するという考え方をとっており、育児・介護の休職・時短制度を拡充してきている。

現在、女性社員の一割程度が育児中であり、復職後のキャリアアップをどのように考えていくかということ、仕事をどのように自分で深めていくかということが課題となっている。また、当初はゼロ歳児保育の要望が多かったが、現在は学童保育に対するニーズが高くなっており、子どもの成長に合わせた配慮が必要になっていく。今後は介護も課題となると思われる。

両立を支援する環境的な部分で求められるのは、まず託児所であり、以前と比べると充足してきてはいるが自治体によって差が非常に大きい。また、育児と仕事を両立させるためには夫の理解と協力が必要であり、男性の育児参画・家庭参画がポイントになってくる。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は、次のとおりである。

① これからの女性のキャリア形成の在り方としては、女性自身が自由に選択していき、その選択に責任を持って生きる社会を想起する。そのためには、女性の再就職の機会を開くべきである。

② 女性の雇用機会を増やすためには、雇用され得る能力（エンプロイヤビリティ）を高めていく必要があり、そこでは企業が大きな役割を果たすべきである。

③ 出産後復帰した女性の仕事を評価するに当たって、復職後すぐの段階での勤務が不安定なことや、成果がなかなか発揮できないことを追及することは、不利益な取扱いに当たると考えられる。

④ 企業が、仕事と家庭を両立するための支援制度を導入することは、顧客である女性への認知度を高め、商品ブランドのイメージアップにつながる。

⑤ 男女雇用機会均等の理念の浸透は、中小企業では難しい面があると思われるが、政府、地方公共団体、関連団体等が周知、ＰＲを図っていくことが重要である。

⑥ 時間の柔軟度が高い仕事を管理職に導入するのはなかなか難しいが、各個人の仕事内容や責任度が明確になれば、ワークシェアリングのような考え方を導入することも可能になっていく。

⑦ オランダでは時間差差別禁止法が成立しているが、我が国でも正社員か否かにかかわらず同じ職務に同じ賃金が支払われる労働市場がつくられれば、女性の働く選択肢が広がることになる。

⑧ 子育て支援策として、三歳児健診等のために休暇面で配慮することも必要である。

⑨ 男女賃金格差の是正のためには、正社員とパートタイム労働者との賃金格差の問題や、職場の中核への女性の進出が遅れている問題を解決していくことが必要となる。

⑩ 男女とも労働者が仕事と家庭生活・個人生活を両立して享受できるためには、男性の長時間労働の慣行を是正する必要があり、企業に課せられる責務も大きい。

⑪ ファミリー・フレンドリー企業は、我が国では女性の育児・介護を支援するものと受け止められているが、米国では優秀な人材を引き留めるためにファミリー・フレンドリーな企業であることを社会的にイメージ付ける必要があってその政策がとられている。

⑫ 成果主義に基づく人事管理をとる場合、家庭責任を担っている労働者について考慮する必要があり、さらに、成果重視の考え方を核に置きつつ同一価値労働同一賃金の考え方をどう具体化できるか検討する必要もある。

⑬ これからの社会は、雇用の柔軟化が機会の多様化につながると同時に、生活者である我々がそのメリットを享受できる仕組みを考えていくべきである。

（平成十三年二月二十一日）

中京大学経済学部教授　都村　敦子氏

女性が経済・社会に十分参加することを阻害する主たる要因の第一は、税制・社会保障制度等における配偶者の位置付けである。我が国の税制、社会保障、配偶者手当の制度は、伝統的な男女の役割を前提とした世帯単位の考え方を取り入れている。妻が夫の被扶養者の範囲内で働く世帯を優遇しているため、女性の就労に対し抑制的に働き、またパートタイム労働者の処遇・労働条件の改善にも抑制的に働く。阻害要因の第二は、女性の職業と家庭の両立が困難であることである。女

性有業者の離職理由は、二十五歳～三十四歳層では「育児のため」が約三割を占め、子育て後の再就職の障害としては七七％の者が「家庭との両立」を挙げている。阻害要因の第三は、社会における慣行及び男女の意識であり、男性優位の考え方や慣行が根強いこと、家庭や地域活動よりも職場を優先させる意識が強いこと等が、女性の自立を妨げている。

女性の経済・社会的自立支援改革の方向としては、第一に、税制・社会保障制度における配偶者の取扱いを見直すことであり、世帯単位から個人単位へ組み替える必要がある。第二に、就労と育児・介護との両立支援を拡充することであり、具体的には、労働時間へのフレキシビリティの導入、育児休業・介護休業・家族看護休暇等の定着・普及促進、育児・介護サポート・システムの整備を図ることが求められる。第三に、子育て家庭・介護家庭に対する経済的支援の改革であり、支援策としては税制上の控除ではなく社会保障を通じた現金給付等が望ましい。第四に、男女共同参画の考え方を国民に広く浸透させることが必要である。

高齢者への社会的支出の比率は、国際比較では我が国が最も高い。現役世代の労働市場の改善や所得の保障に、今後一層の努力を傾けるべきである。

お茶の水女子大学生活科学部助教授

永瀬　伸子氏

最近の女性の就業と子どもの養育の現状を見ると、若い世代で第一子出産後の専業主婦比率の上昇と、結婚遅延傾向が目立っており、都市部ほどそれが顕著である。育児休業の取得率は増えているものの、取得者総数は出産者全体の一割以下にすぎず、職場復帰しても大きなストレスに悩まされ、仕事と家庭の両立は三世代同居家庭でない限り困難な状況である。また、専業主婦中心の育児は、密室育児での過剰な保護や虐待、育児不安や閉塞感が指摘されている。

いったん離職した女性はパートタイム労働者として雇用市場に復帰することが多いが、正社員との賃金・昇進ルートに大きな格差があることは問題である。また、保育所も都市部において不足している。

出産・子どもの養育と就業とを国がどのように社会保障の中で位置付けるかに関しては、①世帯の主な稼ぎ手への所得保障を通じて、ケア活動を行う妻に保障する、②ケア活動に対して社会保障制度による有償化を行う、③男女の雇用を前提とした上で保育や介護施策を充実させ、ケア活動の社会化を図る、という三つの類型が考えられる。我が国は現在①型であるが、まず②型に移行し、今後の少子高齢化社会を前提とすると最終的には③型に移行しなければ社会がもたないと考えられる。

これからの方向性については、配偶者控除、配偶者特別控除、第三号被保険者制度の妻優遇制度を「ケア活動をしている者」に対する恩典へ組み替えること、多様な児童ケア施設の供給体制の整備・助成を拡大すること、主婦層を短時間公務員として採用するなど女性の視点を行政にいかす施策を行うことが考えられる。「働いていない者から保険料は取れない」という議論に対しては、時間・労務の提供で対応することも考えられる。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は、次のとおりである。

① 税制の配偶者控除、配偶者特別控除は、女性が活動することについての価値観が変化した現代では、廃止の方向の検討もなされるべきである。夫の所得が高い層に専業主婦が多いので、配偶者控除がなくなっても生活維持が困難になることはないと思われる。

② 百三万円の壁での就労調整の問題を解決するためには、壁を取り払うと同時に、パートタイム労働者と正社員の均等な待遇、年齢制限のない採用等を実現させる施策を行う必要がある。

③ 扶養控除は所得の高い層が大きな利益を受ける逆進性が強い制度であり、公平性の点から問題がある。扶養控除を廃止してすべての子どもに社会保障を通じて給付をすることが望ましい。

④ 年金制度を個人単位へ組み替えるには、育児期間や介護期間を年金制度の中で評価すること、夫の年金を婚姻期間に応じて妻に平等に分割すること等の部分的な改正を検討することから始める方法も考えられる。

⑤ 配偶者控除や配偶者特別控除は、妻を夫の被扶養者として位置付けて伝統的な男女の役割を前提としている制度であり、見直すべきである。税制の人的控除の簡素化は、早急な検討課題である。

⑥ 子育て家庭への援助の国際比較では、我が国は先進諸国中、最下位である。子育て世代への援助は社会保障の重要な課題であり、拡充していく必要がある。

⑦ 男性の性別役割分業意識を変えるためには、長期的な視点に立って小・中学校の学校教育の中での意識啓発に力を入れることが大切である。

⑧ 男女共同参画社会は本来男性にも住みやすい社会になるはずであり、その実現のためにはパパクォータ制度の導入により男性の育児休業取得を義務付ける等のショック療法も必要である。

⑨ 我が国の育児休業給付額の対ＧＤＰ比は〇・〇〇五％であり、フィンランドやスウェーデンの二百分の一という相対的に低い水準となっている。これは、我が国の育児休業の取得率や給付率が低いことに起因している。

⑩ 育児休業制度については、数回に分けての取得や短時間勤務への振替による期間延長、保育所入所との連携などの点で改善が必要である。

⑪　男女の賃金格差は、交通事故などの損害賠償における逸失利益の算出や、高齢期の老齢年金の額に反映されるなど別の側面でも女性に不利な影響を及ぼすことになる。

⑫　地域社会での両立支援のための保育政策としては、保母が、蓄積された保育の経験をいかして地域の育児支援センターの核になり、家庭で子どもを預かる主婦の研修・ネットワーク化を図る試みが考えられる。

（平成十三年四月二日）

株式会社ライフデザイン研究所研究開発部主任研究員　前田　正子氏

仕事と家庭の両立の困難さについては、保育改革だけではなく働き方の改革との両輪で解決すべきである。

まず保育の現状については、平成七年のエンゼルプラン以降、認可保育園の定員拡大にもかかわらず待機児童の問題は解決していない。この背景には、育児休業制度の普及により出産後も継続就労する女性の増大、不況による女性の求職意欲の増大、保育園に対する偏見の減少等がある。自治体による保育園整備は、首長や議会の意識によりその格差が大きく、劣悪だと分かっている無認可保育園に子どもを預けざるを得ないという地域もある。

一方、働く女性の実態は、「恵まれた職場で育児休業制度などを利用しながら働き続けることが可能な女性」と「制度を利用できない厳しい職場や非正規労働の女性」という二極分化が起こっている。前者は経済的にも安定しており、通常の認可保育園に加えてベビーシッターを雇うことで両立が可能であるが、後者は労働時間も長く経済的にも不安定である上、二重保育の費用も払えないことから無認可保育園を選びがちである。経済的に苦しく長時間保育が必要で、むしろ良質な保育が必要な子どもほど無認可に流れているという状況がある。これは、認可保育園による長時間保育といった保育の問題に見えがちであるが、実は女性と仕事の問題である。一度家庭に入った女性は再就職が難しく、経済的に自立できる仕事が少ないことから低賃金のパートタイム労働者として長時間働かざるを得ない。これが子どもの状況を悪化させており、短期的には保育サービスの拡大が必要であるが、長期的には女性が自立できる良質な雇用の確保が一番の問題解決策である。

我が国の場合、様々な問題はあっても保育園制度は諸外国と比べ充実している。問題は保育園の供給量が少ないことに加え、子どもを持つ親の労働時間が長過ぎることであり、欧米のような労働時間短縮や育児休業復帰後の短時間勤務が必要である。さらに、母親の精神的ゆとりを増大させるためには、子どもの看護休暇や父親の家事・育児参加が非常に重要であり、子育ては母親だけではなく父親もかかわった家庭内での問題であるという理解が必要である。

保育園を考える親の会代表　普光院　亜紀氏

仕事と子育ての両立を成功させるためには、第一に地域に安心して子どもを預けられる保育園があること、第二に男女の役割分担にこだわらず夫婦で家事・育児を分担できること、第三に職場で産休や育休等が取りやすく、上司や周囲の理解が得られること、が必要である。

保育園を考える親の会会員によるアンケート結果によれば、両立支援策のうち緊急に改善を求めることとして、第一に認可保育園の拡充、第二に社会全体の労働時間の短縮、第三に病児保育の実施、第四に認可保育園の保育時間の延長、第五に勤務時間の短縮制度の充実と、保育制度と労働制度が交互に出てきており、両方から板挟みになって苦労している親たちの姿がかいま見られる。

学童保育については平成十年に児童福祉法の改正で法制化されたが、何の基準もなく助成金も少ない中で自治体任せで行われていることからその充実が望まれる。また、先のアンケートでも、勤務時間の短縮制度については小学校低学年まで非常に強い要望がある。保育園で幾ら延長保育等長時間保育を保障しても、小学校入学と同時に学童保育は保育時間が非常に短くなる。子どもは小学校生活に慣れ、学童保育生活に慣れ、学童保育後の家庭での留守番に慣れなくてはならず、子どもも親も非常に緊張しストレスがたまる。

共生社会を目指すのであれば、子どもの視点から見た望ましい共生社会を考えなくてはならない。そのためには、必要な人には長時間保育を保障すると同時に、家庭での時間を尊重する施策や子育て観が、特に企業等の場で必要であり、一定以上の保育水準を備えた保育園がどの子どもにも保障される社会でなくてはならない。

渕野辺保育園園長　松岡　俊彦氏

現在の保育の課題は、第一に待機児童の解消という量的確保、第二に延長保育、休日保育、夜間保育等の多様な保育サービスの拡大、第三に利用者等の評価により担保される保育の質の保障である。

夜間保育等については、夜間や休日に働いている人たちがいるから私たちは安心して生活できるのであり、これらの人たちにも子どもを産んで育てる権利を保障しなければならない。そのためにはこうした時間に子どもを預けて働くべきではないという非社会的な子育て観や三歳児神話の払拭が必要である。なぜなら現在は保育制度の改善により、保育園が母親の代わりを行うことができ、愛着の基地となっているからである。さらに、保育施策を実施する地方自治体の構造や財政状況の改善、保育士養成カリキュラムも必要である。

次に、学童保育については、改正児童福祉法により位置付けられた放課後児童クラブは児童館等で不特定多数を対象に行われる健全育成事業であるので、暮らしの領域として担当保育者を決めるなど一人一人を大切にする生活支援事業としていくことが必要である。

このほか、保育と看護を一体化させる領域として病後児保育等が課題となってきている。

また、児童虐待問題については、児童虐待防止法で児童福祉司の権限が強化されているが、踏み込みが弱い。一方保育園では、着替え等を通じての発見・通報の場であり、子どもの心の傷をいやし、安定感を与え、罪障感を取り除くなど事後のフォローの場でもある。さらに、子どもに対処の仕方を教えると同時に、一時保育などを活用して親の不安定な心情をしっかり受け止めることで予防の場にもなる。

保育園は、専門性を持って様々な役割を果たし、地域社会の保育者として期待にこたえてくれる存在である。

イエルネット株式会社取締役アドミニストレーショングループジェネラルマネージャー

松井　香氏

私は結婚を機に退職し一度は家庭に入ったが、三十五歳までの復職を念頭に出産・育児を行うとともに、簿記等の勉強を続けていた。その後現在の会社にパートタイム労働者として再就職したが、それは育児について三歳児神話にとらわれていたこと、百三万円の壁で損をするのであれば勉強の場と割り切ってパートタイム労働者として働くことが得であるという考え方からである。現在は取締役として仕事と育児で睡眠時間三～四時間の生活であるが、やり甲斐や生きているという実感があるので勤務状態についての問題意識は感じていない。しかし、家庭という基盤を大切にしつつ自分の力を十分にいかし社会で自立していく、というなりたかった自分と比べると、これだけ時間を惜しんでやっても何か足りない気はしている。

女性は社会の含み資産であると言われているが、これは教育を受けながらもその能力が活用されずに生きている女性が多いということである。その視点で見ると女性は、①望んで専業主婦をし子育てや家事を楽しんでいる女性、②保育園に子どもを預けて大企業で自分の力をいかしている女性、③希望するのに働く環境が整わない女性、④自分の時間を削ることでしか働くことができない女性に分けられ、社会で資産としていかされているのは①と②である。

再就職の壁として、三十五歳の壁ということが言われるが、実はそれほど難しくない。能力ややる気があり、積極的に動けるのであれば比較的簡単にすり抜ける方法はある。反対に百三万円の壁は非常に引きずられるものが大きく、安い賃金で短時間働いて、会社にうまく利用されている人たちが多い。さらに、ＰＴＡなど他の母親とのかかわりの中では「好きで働いているのでしょう」という厳しい同性の目がある。そして最大の壁は子どもである。「あなたが働いているから、目が届かないから子どもが悪くなる」という無言の圧力が大きく、どうしてもそれにとらわれてしまう。個人的な問題と言われればそうかもしれないが、自分で覚悟を決めるしか走れない状況があり、非常に高いハードルである。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は、次のとおりである。

①　女性の自立を支援し住みやすい社会とするためには、長時間労働を改善し、男性も含め多様な働き方ができるようにするなど働き方の改革が必要であるが、正規雇用に短時間就労の選択肢を用意したオランダなど諸外国の例に学ぶことも必要である。

②　育児を行う労働者を特別に配慮することにより企業が女性を雇用しなくなるという懸念もあるので、すべての労働者に対して個人生活と就労が両立できるように労働時間を短縮した上で、子ども看護休暇や育児休業があるという姿が望ましい。

③　男女の所得格差は家庭の中にも大きな影響を及ぼしており、子どもが病気のときはパートタイム労働者である妻が休むなど夫に迷惑をかけない働き方に拘束されがちであり、パートタイム労働者以上のキャリアに進んでいくことは難しい。

④　多くの女性のパートタイム労働者は正社員になることをためらうが、その理由は百三万円の壁があることや歯止めのない長時間労働に巻き込まれて時間の自由度がなくなることである。

⑤　保育園で子どもを長時間預かり、待機児童の解消のために定員以上の子どもを預かることは短期的には女性の就労を支援する上で有効であるが、子どもへの影響も懸念される上、保育所はあくまでも子育ての補完的存在にすぎないことも考えると、余裕を持って働きながら家庭生活を楽しめるような状況をつくることが一番大切である。

⑥　子どもと高齢者の交流については、イベントとしてその場限りで終わるのではなく、日常的に個別関係を築けるような交流を行うことが重要で、その拠点として保育園が理想的である。

⑦　大都市圏での待機児童の問題も深刻であるが、逆に子どもが少ない農村部では、保育園が子ども同士の交流の場としての存在意義を有するほか、過疎対策や町づくりの拠点としての役割も担っている。

⑧　核家族化の進展、少子高齢化に伴う若年労働力の減少の下で、育児も介護も行わなくてはならない世代にとって、その負担は重くのしかかってきており、それらの世代の負担を社会全体でどのように支えていくのか、企業における転勤や単身赴任等の在り方を含めて考えていくことが必要である。

⑨　待機児童数が依然として減らないことは問題であるが、ただ単に定員を拡大すれば良いというものではなく、子どもにとってどのよ

うな保育が一番良いのかを中心に据えながら解決していくことが必要である。

⑩　認可保育園の新設は財政的に厳しいが、余剰の公共施設を整備したり、庭付き一軒家を買取り小規模保育室とするなど即効性のある形で量的拡大をすることが大切である。また、分園政策を進め、夜間保育や病後児保育など本園以外の保育サービスを行うこと、保育ママを活用することも有効である。

⑪　認可保育園の設置主体の規制緩和による保育の質の低下が懸念されるが、設置主体が何であれ一定の基準を満たす認可保育園が増えることは良いことである。その際、企業の参入を増やすために最低基準を下げることは避けなければならない。

⑫　地域の子育て支援については幼保一元化ということが言われているが、単に施設の一元化の問題ではなく、幼稚園、保育園が一緒にその役割を担っていくことが求められている。

⑬　親のハードな働き方を反映して保育園では親の負担を軽減するために行事や保護者会が減らされる傾向にあるので、親が保育園で地域のネットワークに参加できるような工夫も必要である。

ロ　政府からの説明聴取及び主な質疑

平成十三年二月十九日、女性の自立のための環境整備に関する件のうち、女性の経済・社会的自立支援について、若林財務副大臣及び増田厚生労働副大臣から説明を聴取し、若林財務副大臣、増田厚生労働副大臣、桝屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。その概要は、次のとおりである。

財務省

男女共同参画の実現に関しては、税制面についても、就業や婚姻など個人のライフスタイルの選択に対して公平性、中立性を損なうことがないよう、その在り方を検討していく必要がある。

まず課税単位の問題であるが、我が国では世界的にも主流となっている個人単位課税をとっている。婚姻や配偶者の就業に対して相対的に中立であることから、引き続き個人単位課税をとることが適当であると考える。

次に、配偶者に係る控除制度についての問題であるが、我が国の場合、個人単位課税を採用しつつ配偶者控除や扶養控除が設けられている。これらは所得がない、あるいは所得が少ない配偶者や親族を有する場合には、納税者自身の担税力が減殺されるという点に着目し、これをしんしゃくする趣旨で設けられている。

配偶者控除については、昭和三十六年に扶養控除とは独立した控除として創設された経緯があり、配偶者特別控除は、昭和六十二年・六十三年の抜本的税制改革の際に創設された。これは、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題への対応の観点などから創設されたものであり、控除額を段階的に減少させる消失控除の仕組みをとっている。この仕組みによりパートをめぐる手取り逆転現象の問題は少なくとも税制上は解消されたが、社会保険制度の被扶養者や企業の配偶者手当等が密接にかかわっていることからパートタイム労働者の労働調整が行われていることに留意する必要がある。

配偶者控除等は現実に多くの世帯に適用されているなど一定の定着をみているが、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力の減殺を調整する所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス等の観点から検討を加える必要があると考えている。平成十二年七月の政府税制調査会の中期答申においても検討の必要性は指摘されており、今後、国民的な議論が必要であると考えている。

厚生労働省

女性の自立のための環境整備に関する厚生労働省の取組として、第一に、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保への取組についてであるが、男女雇用機会均等法において、雇用の全ステージにおける女性に対する差別の禁止、ポジティブアクションを講ずる事業主への援助、セクシュアル・ハラスメントの防止、女性労働者の健康管理などが規定されており、これに基づき各種施策が講じられている。

第二に、仕事と家庭の両立支援策への取組についてであるが、就労環境の整備等として、育児・介護休業制度の利用促進を図るため、育児・介護休業取得者に対し休業期間中は休業開始前賃金の四〇％に相当する額を支給するほか、職場復帰プログラムや代替要員の確保等を行った事業主に対しては助成金を支給している。さらに、今国会では育児休業等の申し出や取得を理由とする不利益取扱いを禁止するなど六項目を内容とする育児・介護休業法改正案の提出を予定している。このほか、ファミリー・サポート・センターの抜本的改編、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進事業、労働時間の短縮や弾力的な労働時間制度の普及促進、再就職支援等にも努めている。

子育て支援策としては、平成十一年十二月に策定された新エンゼルプランに基づき、低年齢児保育所受入枠の拡大、延長保育等多様な保育サービスの整備、地域子育て支援センターの拡充等に取り組んでいるが、特に、平成十二年四月現在、約三万三千人の保育所待機児童については、新エンゼルプランを推進するとともに、保育所定員の弾力化や設置主体制限の撤廃などを通じてその解消に努めている。

介護支援策については、平成十二年四月の介護保険制度の施行後、ショートステイを利用しやすくするための支給限度額の一本化などの必要な改善措置を講ずるなど制度の定着を図っている。

最後に、男女共同参画の視点に立った社会保障制度の見直しについてであるが、就労等個人の選択に中立的な制度の構築が求められており、特に年金制度に関しては、女性のライフスタイルの変化等を踏まえた制度の在り方について検討会を開催し平成十三年末を目途に意見を取りまとめたいと考えている。

このような政府からの説明を踏まえ、質疑を行ったが、その概要は次のとおりである。

① 終身雇用制と年功序列型賃金体系が定着している我が国の雇用環境においては、出産と育児により長期間の継続的勤務が難しい女性は責任ある立場に立ちにくく、女性の自立や社会進出、地位の向上が妨げられている。

② 配偶者控除を廃止することは、実質的な増税となり国民に新たな負担を課すことになるので、基礎控除額の引上げなど何らかの代替措置を講ずる必要がある。

③ 配偶者特別控除は、パート問題における逆転現象をなくすものではあるが、創設時に内助の功に報いるためとの国会答弁もなされている。男女共同参画社会の形成は二十一世紀の最重要課題であることからも、配偶者特別控除は廃止すべきである。また、配偶者控除についても段階的に廃止する方法を考えるべきである。

④ 我が国の所得税は個人単位課税を原則としているにもかかわらず、配偶者控除など様々な人的控除が世帯単位の要素を持っており、片働き世帯、共働き世帯、単身世帯の間でバランスが取れなくなっている。

⑤ 税制については控除を簡素化し、その分を児童手当あるいは保育や介護の基盤整備に使うという考え方もある。

⑥ 最低賃金と同程度のパートタイム労働者の賃金では、たとえ千八百時間働いたとしても自立した生活はできないので、最低賃金の底上げを図り、「人たるに値する生活」ができる全国一律の最低賃金制を確立すべきである。

⑦ パート労働法施行後、パートタイム労働者も基幹的、恒常的業務に携わっているので、本来であれば賃金格差は縮小されていなくてはならないが、女性について拡大しているのは、国連の女子差別撤廃委員会も指摘しているように、女性差別や間接差別の表れである。

⑧ 我が国の賃金体系は、配偶者手当や家族手当を含む世帯単位的なものとなっているが、世帯主は男性であるという社会通念から女性が世帯主であっても世帯主としての扱いを受けられない場合があるなど、女性に対して不利益な取扱いを行っている例がある。

⑨ 育児・介護休業法の見直しについては、今国会提出予定の改正案にとどまらず、ＩＬＯ百五十六号条約の精神にのっとり、パパクォータ制度による男性の育児休業取得の促進など、仕事と家庭との両立について幅広く抜本的な取組を行うべきである。

⑩ 本来教育機関である幼稚園は設立目的が保育園と異なり、二歳以下の低年齢児を預かるノウハウがないなどの批判的意見もあるが、三割以上の幼稚園が預かり保育を行っており、幼稚園の保育園化が進んでいることや、保育園不足に対応するためにも、両者の連携について考える必要がある。

⑪ 家庭内での自立を阻害するドメスティック・バイオレンスについては、シェルターの配置や保護命令による被害者救済も必要であるが、カウンセリングなどの心理的ケアがより重要である。そのためには、専門的知識を有する人材を配置するとともに、加害者プログラムについても研究すべきである。

ハ　調査会委員間の自由討議

参考人からの意見及び政府からの説明聴取を踏まえ、女性の自立のための環境整備に関する件のうち、女性の経済・社会的自立支援について最終報告に向けての意見を整理するため、平成十三年五月十四日、調査会委員間における自由討議を行った。そこで述べられた意見の概要は、次のとおりである。

① 雇用については、男性を含めた働き方の見直しを行い、男女とも仕事と家庭のバランスを取れるようにすべきである。そのためには、育児休業を父親も取れるようなパパクォータ制度を導入するなど、仕事と家庭の両立支援の見直しが必要である。

② 研究者、教師などの分野ではかなり女性が活躍しているが、それは、育児休業を取得しても、また元の研究生活、教育生活に復帰することが容易なためである。女性の自立を図るためには、育児休業取得後の就業継続が困難である実態を改善し、社会全体で女性の職場復帰を支援することが重要である。

③ 仕事と育児・介護との両立を図るために、長時間過密労働や男女賃金格差の是正を前提として、育児休業給付の六割程度への引上げ、代替要員確保の困難な中小企業に対する助成額の引上げなど育児休業制度の改善が必要である。

④ 保育施策については、多様な働き方に合わせた保育の充実が必要であるが、その場合には子どもを中心に置いて取り組まなければならない。また、認可保育所と無認可保育所との格差是正のため、無認可保育所に関する届出制度を創設するとともに、学齢前の子どもへの社会的支援という視点から、保育所と幼稚園の連携を考えるべきである。

⑤ 子どもの養育問題は、税制・社会保障制度以上に女性の社会進出の障害となっており、保育期間だけでなく学童期も含めて安心して子どもを預けることができる仕組みが必要である。

⑥　女性の社会的自立支援については、女性と男性が共に社会的に十分活躍できる仕組みをつくっていく必要がある。そのためには、指導的地位につく女性の割合を三〇％まで増やすという国連経済社会理事会の目標の早期達成、ジェンダーフリー社会を目指した広報・啓発等の活発化及び個人の選択に対する中立性の観点からの選択的夫婦別氏制度の導入を図る必要がある。

⑦　女性の経済的自立のための社会制度はいまだ不十分であり、早期にその改善を図るべきである。具体的には、雇用における男女差別の実質的撤廃、個人単位の年金制度設計、離婚に伴う女性の不利益の改善及び仕事と子育てを両立できる社会の実現が必要である。

⑧　現在、女性の自由意思による多様な働き方の選択が可能であるとは言えず、低賃金で不安定な雇用を選択せざるを得ないという状況がある。こうした状況を改善するため、労働基準法に雇用形態による差別の禁止を明記すべきである。

⑨　女性の国家公務員の採用、昇格については、他の模範となるように審議会並みの目標数値を設定したポジティブアクションで早急に男女格差の是正を図り、国際水準に引き上げるべきである。

⑩　男女共同参画基本計画では、二〇〇〇年プランには含まれていた賃金格差解消に向けた取組という項目や、審議会答申に盛り込まれていた一日当たりの実労働時間の短縮、仕事中心の男性の働き方の見直し、男女の経済力の格差是正、訴訟における使用者側の反証責任の検討、女子差別撤廃条約の選択議定書の批准等の記述が落ちているので、これらの追加を提言・勧告すべきである。

⑪　政府の審議会に女性委員を入れることは当然であり、特に、福祉・教育関連の審議会においては、構成員の半分を女性にすべきである。

⑫　厚生労働省は、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」を設置して平成十三年末までに意見の取りまとめを図るとしているが、男女賃金格差是正の問題や、老後も自立して暮らせる年金額の保障などの問題を中心にした検討がなされるように、調査会で提言すべきである。

⑬　パートタイム労働については、待遇、社会保障等に関する差別を禁止するパートタイム均等待遇法を制定すべきであり、差別禁止の実効性を上げるためには強制的な調査権限とそれを判定する機能を持つ機関を設置すべきである。

⑭　パートタイム労働者として働いている女性の多くは、百三万円の壁があるため、好きな時間だけ働いて後は自分の時間にしておきたいと考えている。パートタイム労働を希望する人もいることから、一律に配偶者控除等を廃止する方向で税制等を取り決めてよいのかという懸念がある。

⑮　女性と男性がそれぞれ人間らしい、そしてその人らしい生き方をするために、性に中立的に働くよう税制や社会保障制度を組み立てる必要がある。また、選択的夫婦別氏制度を含む民法の問題は、女性が一人の人間として社会で生きていく上で重要な問題であり、積極的な議論を進めていくべきである。

⑯　農業等自営業者の妻は働いた報酬が賃金として支払われないことなどから、税制・社会保障制度を論ずる場合に必ずしも議論に上らないが、その取扱いについても検討する必要がある。

⑰　ドイツでは育児という賃金の支払われない労働を年金の上乗せという形で評価している。我が国においても、アンペイドワークを統計という目に見える形で表し、社会政策にいかせるよう更に調査研究すべきである。

⑱　男女共同参画社会の実現のためには、男性の意識を変えることが先決であり、種として女性は劣るもの、男性は勝るものという潜在的な優劣の意識を払拭する必要がある。

⑲　男女共同参画社会実現のためには法制度の改革も必要であるが、小中学校又は家庭教育の中における男女の区別のない教育により、意識改革を行うことが最も重要である。

⑳　保育環境と雇用環境の整備というときに、地域社会が再生されているということが大変重要である。例えば、六十歳代前後の女性たちが保育ママとして、働く女性たちへの支援を始めた町もあるなど、男女共同参画社会基本法の成立は様々な意味で大きな影響があると考える。

二　男女共同参画基本計画

平成十三年二月二十一日、同十二年十二月に閣議決定された男女共同参画基本計画について坂井内閣府副大臣から説明を聴取し、質疑を行った。その概要は、次のとおりである。

内閣府

平成十二年十二月十二日に閣議決定された男女共同参画基本計画は、平成八年十二月に男女共同参画推進本部で決定された国内行動計画「男女共同参画二〇〇〇年プラン」の内容を基礎とし、男女共同参画審議会からの答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」等を受け、さらには国連特別総会「女性二〇〇〇年会議」の成果及び国民からの意見をも踏まえて策定した。

第一部は基本計画の基本的考え方、第二部は男女共同参画社会の形成に当たっての十一の重点目標を掲げ、それぞれについて、施策の基本的方向及び平成十七年度末までに実施する具体的な施策に関して記述するとともに、第三部は男女共同参

画会議の機能発揮、地方公共団体やＮＧＯへの支援等、施策の総合的かつ効果的な推進のための体制の整備強化に関して記述した。

十一の重点目標は、①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革、③雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、④農山漁村における男女共同参画の確立、⑤男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援、⑥高齢者等が安心して暮らせる条件の整備、⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑧生涯を通じた女性の健康支援、⑨メディアにおける女性の人権の尊重、⑩男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実、⑪地球社会の「平等・開発・平和」への貢献である。

男女共同参画社会の実現は二十一世紀の我が国社会にとっての最重要課題の一つであり、政府は基本計画に基づき、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に図っていく。

このような政府からの説明を踏まえ、質疑を行ったが、その概要は、次のとおりである。

①　真の男女共同参画社会を形成するためには、女性の持てる能力を活用し、社会への女性の参加を更に活発化して、経済的、社会的に活力ある社会をつくり上げていくことを基本理念とすべきである。

②　男女共同参画社会への転換を図っていくためには、男女共同参画の実現の度合いを分かりやすく示す指標を持つべきである。例えば、女性の就業率、育児に関する男女の役割分担の度合いなどについて実体的な指標を設定し、その目標管理を行っていく必要がある。

③　男女共同参画社会の形成に当たっては、例えば、税制、年金、保育政策、雇用政策等について明白な方向性が示されるべきである。

④　男女共同参画基本計画においては、男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関し、政策・方針決定過程の透明性の確保も含めて全府省で取り組むこととされているので、積極的に努力すべきである。

⑤　非嫡出子問題については、平等の原則と、子どもの利益を主として考慮するという子どもの権利条約の観点から取り組む必要があり、相続における差別は解消すべきである。

⑥　選択的夫婦別氏制度については、選択的な制度であっても反対する合理的な理由があるのか考えるべきであり、これまでの世論調査、社会の様々な動きを見ると、実現すべき時期に来ていると考える。

⑦　選択的夫婦別氏制度に関しては、働き続けてきた女性が結婚によって姓が変わり、その後の活動・業績について別人であるかのような印象を与えてしまうなど、結婚の前後で姓が同一でないために様々な不利益を受けることがあるということを基本に考えるべきである。

⑧　ドメスティック・バイオレンス対策に関しては、民間シェルターに対して財政支援を含めた様々な支援を行うとともに、民間シェルターなどのノウハウを大いに活用するために、これらの組織と婦人相談所などの公的な機関との連携強化を図るべきである。

⑨　一九九五年の女子差別撤廃委員会の報告書において、日本政府は我が国の女性が企業の中で直面している賃金、昇進に関する間接差別について的確に対処すべきであると述べられている。男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、間接差別の問題について政府一体となって取り組むべきである。

⑩　男女別の雇用管理を総合職と一般職というコース別管理に置き換えたように、企業は依然として労働基準法や男女雇用機会均等法をすり抜けて性別による差別的取扱いをしているという実態がある。企業に対する行政指導の状況や企業の実態について調査し、適切な対応を行うべきである。

⑪　雇用の場における性別による差別的取扱い等について違反企業名を公表するとともに、差別の有無を争う裁判においては、申立て側の立証責任を軽減し、企業側の反証責任を重くしていくような方法についても広く検討する必要がある。

⑫　雇用上の均等待遇で最も重要な課題は、男女の賃金格差の是正である。我が国は昭和四十二年に男女同一価値労働同一賃金の原則に関するＩＬＯの百号条約を批准しているにもかかわらず、男女の賃金格差は拡大しており、この実態を重く受け止めるべきである。

⑬　男女の賃金格差を是正するためには、男女雇用均等対策、仕事と家庭との両立支援対策及び多くの女性がパートなどの非正規労働に就労せざるを得ない状況の改善が必要である。

⑭　今国会に提出予定である育児・介護休業法の一部改正案に子どもの看護休暇制度の導入についての努力義務が盛り込まれたが、特に中小企業における同制度の普及について国が支援を行っていく必要がある。

三　男女等共生社会の構築に向けて

平成十三年六月四日、本調査会が「男女等共生社会の構築に向けて」のテーマの下、三年間にわたって進めてきた調査を締めくくる観点から、男女共同参画担当大臣である福田内閣官房長官、松下内閣府副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。その概要は、次のとおりである。

①　政府は、男女共同参画型社会の形成を構造改革の一つと位置付けたが、男女共同参画基

本計画に基づいた政策方針決定過程への女性の参画の拡大、女性に対する暴力の根絶に向けた取組及び広報啓発活動等、幅広い取組を総合的に推進すべきである。

② 男女共同参画社会基本法は女子差別撤廃条約の理念に基づくものである。性差別の撤廃のためには個人の性別役割分担意識をなくしていくという意識改革が必要であり、これは社会構造システムを変えるという大きな政治課題でもある。

③ 構造改革の議論が実効性を持つためには性別役割分担意識に基づく制度の改革が必要となるので、政府の経済財政諮問会議においても男女共同参画の視点が重要である。

④ 仕事と子育ての両立支援のためには、政府の専門調査会で検討されている、保育所待機児童の解消に向けた施策、保育の質を確保するための方策、無認可保育所への公的補助及び保育所整備の地域間格差の是正について真剣に取り組むべきである。

⑤ 男女雇用機会均等の実現のためには男女が共に家族的責任を果たす必要があるが、そのための手段としてノルウェー等で実施されているパパクォータ制度の導入を検討すべきである。

⑥ 交通事故などで子どもが死亡した場合、いわゆる逸失利益について性差による命の値段の格差を見直す判決が相次いでいるが、本来は、就労後の男女賃金格差をなくすことにより解消すべきである。

⑦ 二〇〇〇年プランには含まれていた男女賃金格差解消に向けた取組という項目が、男女共同参画基本計画においては明文化されていないが、雇用の場における男女平等を実現するため、基本計画の下でも賃金格差解消に向けた積極的な取組を行う必要がある。

⑧ 女性労働者が結婚、産前・産後休暇、育児時間取得などを理由に不利益な取扱いを受ける事例があるが、これは労働基準法や男女雇用機会均等法に反することである。男女共同参画基本法において企業も男女共同参画社会の実現の責務があり、その役割を果たすべきである。また、男女雇用機会均等法で法違反に対して厳しく対処する罰則が必要であり、差別を迅速に是正できる救済機関を強化すべきである。

⑨ 男女共生社会の実現のためには、社会保障制度の個人単位化、税制の控除の簡素化、保育の質・量の充実等が必要であるとともに、選択的夫婦別氏制度に関する世論調査については、中立的な項目による調査の実施が求められる。

⑩ 夫婦別氏の韓国人夫婦が我が国に帰化する場合に、夫婦同氏を強制するのは合理的でない。また、夫婦別氏が可能になるまで結婚を待っている人たちも多い。選択的夫婦別氏制度は早期に実現すべきである。

⑪ 夫婦が同姓を名乗ることを法律で強制すべきではなく、そのためにも選択的夫婦別氏制度を導入すべきである。

⑫ 配偶者からの暴力防止法は本調査会三年間の最大の成果であるが、その運用・見直しにおける内閣府の役割は大きい。加害者の更生プログラム等残された問題点については、「女性に対する暴力に関する専門調査会」において今後の検討が必要である。

⑬ 婦人補導院は平成三年から十二年までの入所者がわずか三名にすぎないので、公的シェルターや女性の人権センターなどの施設に転換できるように法改正を含めた検討を急ぐべきである。

四　派遣委員の報告

平成十二年九月十二日から十四日までの三日間、北海道において、男女等共生社会に関する実情調査を行った。

北海道では、女性行政を総合的に推進するため、知事を本部長とする「北海道男女共同参画推進本部」を設置するとともに、民間有識者委員及び公募委員から構成される「北海道男女共同参画懇話会」を設置し、男女共同参画について総合的な協議を行っている。また、平成十二年度「北海道男女共同参画プラン」においては、学校における男女平等教育の推進、女性への暴力根絶についての認識の浸透、審議会等への女性の登用の促進、農林水産業等における男女共同参画の促進、生涯学習の推進等が重点事項とされている。このほか、家庭内暴力被害者に対する支援として、被害者の相談及び保護活動を実施している民間団体への助成措置等を行うとともに、家庭内暴力被害実態の調査のため、本年アンケート調査、被害体験者面接調査及び関係機関ヒアリングを実施している。説明聴取の後、調査会委員と道担当者との間では、推進本部副本部長に北海道警察本部長を充てる理由、民間シェルターへの財政的補助に際しての制限の有無等家庭内暴力対策を中心に質疑が行われた。

このほか、女性の職域拡大に取り組んでいる札幌信用金庫から同金庫における女性の職域拡大の実績について説明を聴取し、質疑を行うとともに、男女共生社会の形成に向けて各種活動を行っている道内の女性団体から、その活動概況等について説明を聴取した後、男女共同参画と女性団体の役割、農村地域における女性の地位向上、家庭内暴力とマスメディアの影響等について意見交換を行った。

札幌市では、平成六年に「男女の共同参画型社会を目指すさっぽろ計画」を策定し、あらゆる分野への男女共同参画の促進等を推進している。また、札幌市男女共同参画サポーター事業を実施し、一般公募及び市の選定する十八歳以上の男女市民にサポーターを委嘱し、各種活動を行ってい

る。家庭内暴力については、女性への暴力対策関係機関会議を設置し、被害女性の一時保護、自立支援策の検討のため、それぞれワーキンググループを設置して検討を行っている。説明聴取の後、派遣委員から、サポーター事業の内容、家庭内暴力に関する北海道庁との連携等について質疑が行われた。

このほか、女性の能力活用のための取組を進めている北海道ガス株式会社を視察し、女性の業務拡大の内容について説明を聴取した。委員からは、男女の給与面の格差、職域拡大と今後の方向性、女性活用方針の決定過程等について、質疑が行われた。また、女性の多様な職業訓練ニーズに対応するため開校した職業訓練校である北海道立札幌女子高等技術専門学院を視察し、組織、就職状況等の説明を聴取した。委員からは、最近の就職率低下の原因とその対応策、学生の学力低下の実情、最近の学生の気質等に関して質疑が行われた。

石狩市は、平成十二年三月に「いしかり男女共同参画プラン」を策定し、その推進のため石狩市男女共同参画行政推進会議等を設置するなど積極的に男女の共生に取り組んでいる。同市の女性議員比率は一八・五％、女性審議会委員の比率は三七・二％といずれも北海道全域の数字より高く、また、女性管理職を全国から公募し採用するという試みを行うなど、女性の参画に関して先進的な取組を行っている。説明聴取の後、派遣委員から、公募採用を行った理由、女性比率を高める際の男性の理解と協力の状況、今後の女性の職域拡大の方向性等について質疑が行われた。

## 第Ⅳ　女性の自立のための環境整備についての提言

男女等共生社会は、女性も男性も性別にかかわりなく、すべての個人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮した多様な生き方を可能とする社会であり、その構築は二十一世紀の最重要課題である。今後は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画基本計画を着実に実施していくとともに、社会経済システムのあらゆる分野において、男女共生の視点に立った施策の検討が求められている。

特に、女性が的確な自己決定に基づき、生涯を通じて健康を享受し、経済的にも社会的にも自立していくための環境整備は、真に男女が共生する社会の構築のための重要な要件となるものである。しかし、我が国においてはなお、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の浸透が十分ではなく、男女の多様な生き方に中立的でない社会制度の存在も指摘されているほか、女性は雇用面においても、仕事と育児・介護との両立支援の面においても、十分な環境の下に置かれているとは言い難い。

こうした観点から、本調査会は女性の自立のための環境整備について、広範な論議を行い、問題点の発掘やとるべき対策について理解を深めてきた。

これらの取組を経て、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

### 一　女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを視座に入れた総合的な施策の充実

1　妊娠、出産等に対する女性の自己決定権を確立するため、避妊・不妊等に係る相談・情報窓口の増設を図るとともに、堕胎罪を始め、女性の健康に関する法制度について、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを保障する観点から新たな法整備を含め幅広い検討を行う必要がある。

2　働きながら子どもを産み育てることのできる環境や、女性の生涯にわたる健康を支援する体制を構築するため、リプロダクティブ・ヘルス・ケアを行う専門家の増加と質の向上、養成プログラムの見直し、女性特有の疾病対策、女性労働者の健康対策、更年期以降の健康支援等の施策を充実させる必要がある。

3　リプロダクティブ・ヘルス／ライツを推進するため、学校及び社会における科学的で公正な情報の提供、ジェンダーによる差別の解消及び性の多様性の尊重を重視した適切な性教育の実施が必要である。また、十代の望まない妊娠を防ぐため、学校及び地域において避妊に関する情報提供やプライバシーに配慮した身近な相談体制の確立等適切な対応を行う必要がある。

### 二　雇用の分野における男女差別の解消

雇用の分野における実質的な男女平等を実現するために、同一労働同一賃金を前提とした男女間の賃金格差の解消、昇給差別の禁止、間接差別の禁止、グラス・シーリングの解消等のための施策を強力に推進すべきである。また、パートタイム均等待遇の確立を始めとして、社会保険や育児・介護休業法の適用等非正規雇用者と正規雇用者との均等待遇を図る必要がある。

### 三　家庭との両立を可能とする多様な働き方の実現

1　労働者全体の労働時間の短縮を促進するとともに、育児・介護を行う労働者に対しては、不利益取扱いがないような短縮勤務の選択、時間外労働の免除、フレックスタイムの活用等柔軟な労働時間の選択が可能となるような施策を推進するほか、権利として取得できる看護休暇及び学校行事等への参加のための家族休暇制度の新設についても検討する必要がある。

2　我が国社会にいまだ根強く残る性別役割分担意識を改革し、男性の家事や子育てへの一層の参加を促進するため、パパクォータ制度の導入の検討など男性が育児・介護休業や出産休暇を取得しやすい環境整備を進めるべきである。

四　女性の経済・社会的自立の支援のための保育施策等の充実

1　多様化する女性の働き方に合わせた保育の充実及び待機児童の解消が急務となっていることから、これらに対する公的助成の一層の拡大とゼロ歳児・低年齢児保育や延長・休日・夜間保育等多様なニーズに対応したきめ細かな保育サービスの拡充を図る必要がある。また、待機児童ゼロ作戦の達成に向け、実効ある施策を早急に具体化し、推進するとともに、保育の質を確保する必要がある。

2　放課後児童健全育成事業の充実等、学童のための保育の拡充を図る必要がある。

3　児童虐待の解消や子どもの健全な発達のためにも、保育所等を開放し育児相談や情報交換を行う場とする地域子育て支援事業の拡充、一時保育の充実、地域子育て支援センターにおける相談支援の充実、地域社会における子育てネットワークの構築等、地域における子育ての支援体制を拡充すべきである。

五　女性の生き方・働き方の選択に中立となるような税制・社会保障制度の改革

1　配偶者控除・配偶者特別控除制度は、女性の就労に対して中立性を阻害する要因ともなっており、男女共同参画社会の実現や制度の簡明性の観点に立って見直していくことが必要である。

2　男女平等及び個人の生き方に中立的な立場から、世帯単位から個人単位への切替え等社会保障制度全般について検討を行うべきである。特に、年金制度は、被扶養配偶者に対する第三号被保険者制度が設けられていることなど、伝統的な女性の役割を反映した世帯単位の考え方を基本としており、女性の生き方や働き方に必ずしも中立的ではないので、個人単位の制度設計に改める必要がある。

3　育児や介護等に係る所得保障については、扶養控除や児童手当等税制・社会保障の両面から行われ、相互に密接にかかわっていることから、税制及び社会保障制度全般にわたり総合的に検討することが必要である。

六　選択的夫婦別氏制度の導入

個人の選択に対する中立性を確保し、性別による偏りのない社会システムを構築するためにも、選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けて努力すべきである。

七　無償労働の社会的評価の在り方に関する検討

育児、家事、介護等の無償労働の社会的評価の在り方について検討を行う必要がある。

男女等共生社会の実現を目指して

本調査会は、平成十年八月に設置されて以来、三年間にわたり、社会を構成する男女が互いの人権を尊重しつつ、共生していく社会の構築を目指して調査に取り組んできた。

この取組の中で、一年目の調査テーマであった「女性に対する暴力」に関し、三年間の調査会活動の集大成として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案」を提出し、成立させた。今後はその法律の円滑な実施と三年を目途とした法律の見直しに向けての対応が望まれるところである。また、二年目の調査テーマであった「女性の政策決定過程への参画」に関しては、国の審議会等における女性委員の割合について、政府が当面の目標としてきた平成十二年度末二〇％の数値が一年早く達成（平成十一年度末二〇・四％）されたことにより、本調査会が提言した今後の国際的目標値三〇％の早期実現と更なる女性委員の参画が望まれるところである。さらに、平成十二年七月の衆議院議員総選挙において史上二番目となる女性の大量当選、本年四月に発足した小泉内閣における女性閣僚五名の起用、地方における三名の女性知事の誕生など、この三年の間に政策決定過程への女性の参画拡大のための環境整備が徐々にではあるが図られつつあると言えよう。また、三年目の調査テーマであった「女性の自立のための環境整備」に関しては、本報告書において七項目の提言をまとめたところである。

本調査会が調査を進めていたこの間、政府は、平成十一年六月に施行された男女共同参画社会基本法に基づいて、平成十二年十二月に「男女共同参画基本計画」を策定し、これによって今後の男女共同参画社会の形成に向けた具体的な道筋が示された。また、平成十三年一月からの中央省庁再編等の改革においては、これまでの男女共同参画室が男女共同参画局へと格上げされるとともに、男女共同参画会議が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する諸課題について、専門調査会を活用して検討を進めるなど、男女共同参画社会を推進する体制の整備も図られてきている。

しかしながら、男女が共生する社会の形成を更に推進していくためには、まだまだ解決すべき課題は多い。雇用の分野においては男女雇用機会均等法の改正等によって、法的、制度的には男女平等が実現しているものの、現実には採用面、賃金面さらには処遇面においてなお女性が差別を受けているという実態が存在している。また、生涯を通じた女性の健康支援に関しては、リプロダクティブ・ヘルス／ライツが意味する女性が生涯を通じて健康に過ごすという権利が一貫して保障されているとは言い難い状況にある。さらに、社会のみならず家庭においてもいまだなお男女の役割分担意識が存在し、その解消のためには男性の意識を変えていくことが必要となる。この他、女性のライフスタイルの選択に中立な税制・社会保障制度の改革、性別による偏りのない社会システムの構築に資するための選択的夫婦別氏制度の実現等への努力も強く求められるところである。

言うまでもなく、男女共同参画社会の実現は二十一世紀の最重要課題であるが、三年間にわたる本調査会の調査結果を踏まえた提言や男女共同参画基本計画の着実な実施によって、真の男女共生社会が実現するよう期待するところである。

○参議院共生社会に関する調査会委員（平成十三年六月二十日現在）

会長　石井道子（自由民主党・保守党）　理事　有馬朗人（自由民主党・保守党）
理事　橋本聖子（自由民主党・保守党）　理事　小宮山洋子（民主党・新緑風会）
理事　大森礼子（公明党）　理事　林紀子（日本共産党）
理事　清水澄子（社会民主党・護憲連合）　阿部正俊（自由民主党・保守党）
岩崎純三（自由民主党・保守党）　大島慶久（自由民主党・保守党）
末広まきこ（自由民主党・保守党）　竹山裕（自由民主党・保守党）
鶴保庸介（自由民主党・保守党）　仲道俊哉（自由民主党・保守党）
南野知恵子（自由民主党・保守党）　森下博之（自由民主党・保守党）
岡崎トミ子（民主党・新緑風会）　郡司彰（民主党・新緑風会）
高橋千秋（民主党・新緑風会）　谷林正昭（民主党・新緑風会）
千葉景子（民主党・新緑風会）　渡辺孝男（公明党）
小池晃（日本共産党）　八田ひろ子（日本共産党）
高橋紀世子（無所属の会）

（参考）

1　一年目の調査（女性に対する暴力）についての提言（平成十一年六月三十日）

本調査会がこれまで取り組んできたドメスティック・バイオレンス（夫（恋人）からの暴力）を中心とした女性に対する暴力の問題については、本報告書の調査の概要でも明らかなように、女性に対する暴力についての認識から法的対応の在り方まで、広範な論議が行われ、問題点についても明らかになった。

このうち、我が国においていまだ行われていない全国的な実態調査の必要性、被害女性に対する支援体制、被害女性が暴力から逃げ込むシェルターの充実、女性に対する暴力を根絶するための予防・啓発活動の充実、さらにはドメスティック・バイオレンスについての警察の適切な対応等については、各委員の認識が共通するところとなった。

他方、ドメスティック・バイオレンス対策特別法等の制定、地域において実際の問題解決に当たる地方自治体の視点を踏まえた個別法の整備等の法的対応策等については、その前提として、女性に対する暴力の課題を、現行法で対応できるもの、法改正が必要なもの、新規の立法が必要なものにそれぞれ区分して、対応に向けての議論を進めるべきであるとの指摘もなされていることから、今後の検討課題とすることとした。

こうした取組を経て、今回、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

なお、提言のうち、緊急を要する事項で予算措置が必要なものについては、関係省庁等において早急に検討を行い、概算要求に反映させていくべきである。

一　女性に対する暴力についての調査・研究

女性に対する暴力の実態調査については、速やかにこれを実施し、その結果を広く公表するとともに、特に緊急性を有する被害女性の保護、精神的ケア対策等については、早期に有効、適切な措置を講ずるべきである。

さらに、定期的な実態調査や暴力の発生原因の究明等を行い、暴力への対応策を総合的、継続的に検討していく必要がある。

二　暴力被害者に対する支援体制

1　暴力被害者対策は、その所管が各省にまたがることから、関係省庁等が十分連携し問題解決に当たるとともに、地域においても、医療機関、弁護士会、民間支援団体等をも含めたネットワークの確立が必要である。

2　女性に対する暴力に関し、専門的な知識と経験を有する者から成る総合相談窓口の設置や精神的ケア・サポート体制を充実するとともに、その周知を図る必要がある。

三　暴力被害者のためのシェルターの在り方

被害女性の相談や保護のための公的な事業は、主に売春防止法上の婦人相談所において通達に基づき行われているが、法の目的と現状が著しく乖離し対応にも限界がみられることから、被害女性の保護施策の在り方について法改正を含め抜本的に検討する必要がある。さらに、時代に適応していない婦人補導院についても、シェルターへの転用等その在り方に関して検討する必要がある。

また、民間シェルターは、被害女性支援に重要な役割を果たしていながら、厳しい運営を強いられていることから、財政的な支援策等について検討する必要がある。

四　女性に対する暴力についての関係職員の研修

個々のケースに対応する、警察、司法、医療、福祉等の関係職員が、女性に対する暴力の問題を正しく認識し、公平、公正な判断が行えるよう、ジェンダーの視点に立った研修の充実を急ぐべきである。

五　女性に対する暴力についての予防、啓発

女性の人権が尊重され、暴力のない社会を実現するためには、学校教育・社会教育等の場における教育・啓発活動の充実を始め、様々な媒体を利用した広報活動の充実、女性のエンパワーメントのための施策の推進により、性差別意識の改革や女性の自立を図る必要がある。

また、加害者に対するカウンセリングや教育プログラムなどの検討も必要である。

六　ドメスティック・バイオレンスについての対応

1　警察の対応

ドメスティック・バイオレンスの抑止のためには、家庭内の問題であっても法に触れるような場合は、被害の状況を客観的、正確に把握した上で、警察として適切な対応をする必要がある。その際、一線の警察官が適切な状況判断ができるよう、ミニマムスタンダードのような指導指針を作成し、その徹底を図る必要がある。

2　接近禁止等の仮処分命令

被害女性が裁判所に申し立てる加害者の接近禁止等の仮処分命令については、迅速性や保証金の要否の点で、暴力から逃れた女性の要請にこたえきれていないことから、被害女性が利用しやすいものとなるよう検討する必要がある。

3　経済的自立支援策

被害女性の経済的自立支援のためには、問題の本質を十分認識した上で、関連する就労、母子福祉等の施策の連携と充実を図る必要がある。

2　二年目の調査（女性の政策決定過程への参画）についての提言（平成十二年五月二十五日）

我が国における女性の政策・方針決定過程への参画は、国際的に見ても公的分野、私的分野共に極めて遅れている。このような実情が早急に改善されなければ、真の意味で男女が共生する社会は実現されない。

こうした観点から、本調査会は女性の政策決定過程への参画について、広範な論議を行い、問題点と課題を明らかにするよう努めてきた。

これらの取組を経て、今回、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

一　女性のエンパワーメントのための環境整備

1　女性の自立

女性の社会進出支援の観点から、雇用の分野における男女平等の実現及び女性労働者の能力発揮促進のための取組を積極的に進める等、あらゆる分野における施策の充実を図るとともに、職場生活と家庭生活との両立を支援する施策を一層拡充するため、保育所等の整備、各種子育て支援策の充実、男性も含め過度の長時間労働や深夜労働等が行われることのないよう、環境の整備に努める必要がある。

特に農林水産業における女性の経営参画を促進するための取組を進める必要がある。

2　生涯にわたる女性の健康と権利

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が保障されるよう総合的な施策の推進を図るとともに、出産・育児をしても社会的な地位や活動に影響が及ばないような施策の充実が必要である。

二　アファーマティブアクションの導入・強化

1　我が国における女性の政策・方針決定過程への参画は非常に遅れていることから、国、地方公共団体、政党、企業、教育・研究機関、各種団体等のそれぞれが、こうした状況を早急に改善するため、有効かつ適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

2　国の審議会メンバーに占める女性比率については、男女共同参画推進本部が三〇％を目標としつつ、当面の目標を二〇％とし、平成十二年度末までのできるだけ早い時期にこれを達成するよう努めることとしている。平成十一年九月末現在で国の審議会に占める女性の割合は一九・八％であり、当面の目標はほぼ達成される見通しにあるが、今後は国際的な目標である三〇％を早急に実現するとともに、更に引き上げることについても検討すべきである。

3　我が国の国家公務員（行政職）に占める女性の比率は増加傾向にあるものの、いまだに二〇％にも満たない。特に女性の管理職職員は極めて少なく、女性職員の多くは下位級に集中している現状にある。女性の政策決定過程への進出を促進するため、幹部要員を含めた女性職員の採用に努めるとともに、積極的な登用を行うよう一層の配慮が必要である。

三　税制・社会保障制度の在り方の検討

現行の税制・社会保障制度は世帯単位を前提としているため、女性の経済的自立を阻害する要因となっており、制度は個人のライフスタイルの選択に対して中立的であるべきであるとの指摘もあることから、配偶者控除・配偶者特別控除制度、国民年金の第三号被保険者制度等について幅広く検討を行う必要がある。

四　選挙制度についての検討

女性が立候補しやすくするためには、比例区定数の拡大、戸別訪問の解禁、選挙運動期間の長期化等が必要であるとの指摘もあることから、こうした観点から選挙制度について検討を行う必要がある。

五　ジェンダー教育の充実

我が国には家父長制などの影響を受けた男女の性別役割分担意識が根強く存在し、これが女性の政策決定過程への進出の遅れの大きな要因と考えられる。男女の意識を改革し、共生をより可能とするためには、男性の家庭責任についての啓発に努めるとともに、男女の育て分けをしないような家庭教育並びに学校及び社会におけるジェンダー教育の充実を図る必要がある。

六　ジェンダー統計の充実と情報の公開

現在の我が国の統計においては、男女間格差の状況の把握や改善につながることを認識して作られたジェンダー統計は極めて少ないので、ジェンダーの視点を踏まえた統計の充実を図るとともに、情報公開の促進が必要である。

七　NGOとの連携

NGOは政治や行政を含む様々な分野で国民・地域と密接な活動を行っており、この結果、女性の政策決定過程への進出に貢献しているという指摘もあるので、NGOとの協力・連携の方法を検討することが必要である。

3　女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム（平成十二年四月二十六日理事会合意）

一　名称

女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム

二　目的

女性に対する暴力に関する法的対応策等について検討するため

三　位置付け

共生社会に関する調査会理事会の下に設置する

四　メンバー

（平成十二年四月二十六日現在）

座　長　南野知恵子（自保）
副座長　小宮山洋子（民主）
大森礼子（明改）
林　紀子（共産）
三重野栄子（社民）
堂本暁子（参ク）

（平成十三年四月二日現在）

座　長　南野知恵子（自保）
副座長　小宮山洋子（民主）
大森礼子（公明）
林　紀子（共産）
清水澄子（社民）
高橋紀世子（無会）

4　女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム活動経過

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 平成十二年　四月二十六日 | 共生社会に関する調査会理事会の下にプロジェクトチーム設置 |
| (2) | 五月　十日 | 座長、副座長の互選 |
| (3) | 五月　十七日 | 今後の進め方について協議 |
| (4) | 五月二十四日 | 各省庁に対する資料要求、活動計画について協議 |
| | | 勉強会　近藤恵子氏（女のスペース・おん世話人代表）<br>阿部裕子氏（かながわ・女のスペース〝みずら〟事務局長）<br>各省庁に対する資料要求決定 |
| (5) | 七月　五日 | 勉強会　警察庁、法務省、厚生省 |
| (6) | 七月　七日 | 勉強会　柴田幸子氏（神奈川県婦人相談員）<br>岸信子氏（東京都女性相談センター所長） |
| (7) | 七月三十一日 | 勉強会　寺尾美子氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）<br>総理府、法務省、厚生省 |
| (8) | 八月　四日 | 勉強会　長谷川京子氏（弁護士）<br>増田生成氏（国立国会図書館専門調査員） |
| (9) | 八月　九日 | 今後の進め方、新規立法作成について協議 |
| (10) | 九月　七日 | 勉強会<br>新規立法のたたき台作成のための討議 |
| (11) | 九月二十六日 | 新規立法のたたき台作成のための討議 |
| (12) | 九月二十八日 | 勉強会　戒能民江氏（お茶の水女子大学生活科学部教授） |
| (13) | 十月二十六日 | 新規立法のたたき台作成のための討議 |
| (14) | 十月　三十日 | |
| (15) | 十一月　六日 | |
| (16) | 十一月　十三日 | |
| (17) | 十一月二十七日 | |
| (18) | 十二月　十三日 | |
| (19) | 十二月二十六日ＡＭ | |
| (20) | 十二月二十六日ＰＭ | |
| (21) | 平成十三年一月　十八日 | 新規立法骨子作成のための討議 |
| (22) | 一月　三十日 | |
| (23) | 二月　六日 | |
| (24) | 二月　十三日 | |
| (25) | 二月　十五日 | |
| (26) | 二月　二十日 | |
| (27) | 二月二十三日 | 意見交換会 |
| (28) | 三月　一日 | 新規立法要綱案の討議 |
| (29) | 三月二十二日 | 新規立法条文案の討議 |
| (30) | 三月二十八日 | 草案趣旨説明の討議等 |

5　三年間の主な活動経過

（一年目）

| | |
|---|---|
| 第百四十三回国会<br>平成　十年　八月三十一日<br>十月　一日 | 共生社会に関する調査会設置<br>当面の調査テーマを「男女等共生社会の構築に向けて」に決定<br>「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、男女共同参画社会の現状について総理府から説明聴取、共生社会について調査会委員間の自由討議 |
| 第百四十三回国会閉会後<br>十一月二十六日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について、参考人お茶の水女子大学ジェンダー研究センター長・教授、男女共同参画審議会委員（女性に対する暴力部会委員）原ひろ子氏及び東邦学園短期大学教授戒能民江氏から意見聴取、質疑 |
| 第百四十五回国会<br>平成十一年　二月　三日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について、参考人弁護士渡辺智子氏、東京医科歯科大学難治疾患研究所助教授小西聖子氏及びアディクション問題を考える会代表米山奈奈子氏から意見聴取、質疑 |
| 二月　十日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について、警察庁、法務省及び最高裁判所から説明聴取、質疑 |
| 二月　十六日<br>～十八日 | 共生社会に関する実情調査のため、徳島県及び兵庫県に委員派遣 |
| 四月　十九日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について、文部省、厚生省及び労働省から説明聴取、質疑 |
| 五月　十二日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について、調査会委員間の自由討議 |
| 六月　三十日 | 共生社会に関する調査報告書（中間報告）を議長に提出することを決定 |

（二年目）

| | |
|---|---|
| 百四十五回国会閉会後<br>平成十一年　九月二十五日<br>～十月　三日 | 女性の政策決定過程への参画と女性に対する暴力に関する実情調査のため、イタリア、イギリス及びノルウェーに海外派遣 |
| 第百四十六回国会<br>平成十一年十一月　十九日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について、参考人東京家政大学教授・人間文化研究所長樋口恵子氏及びジャーナリスト・財団法人日本女子社会教育会理事長藤原房子氏から意見聴取、質疑 |
| 十二月　三日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について、総理府から説明聴取、総理府、文部省、農林水産省、法務省、労働省及び建設省に質疑 |
| 第百四十七回国会<br>平成十二年　二月　十六日<br>～十八日 | 共生社会に関する実情調査のため、福岡県及び熊本県に委員派遣 |
| 二月二十三日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について、参考人三重大学人文学部教授岩本美砂子氏及び中央大学教授植野妙実子氏から意見聴取、質疑 |
| 三月　一日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について、参考人立教大学法学部教授五十嵐暁郎氏及び早稲田大学理事・社会科学部教授岡澤憲芙氏から意見聴取、質疑 |
| 三月　八日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について、調査会委員間の自由討議<br>「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について、文部省、厚生省、通商産業省、人事院、総理府、警察庁、総務庁、経済企画庁、法務省、大蔵省、農林水産省、労働省及び自治省に質疑 |

| | |
|---|---|
| 四月　七日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について、参考人東京大学社会科学研究所教授大澤眞理氏及び日本経済新聞社編集委員兼論説委員鹿嶋敬氏から意見聴取、質疑 |
| 四月　十七日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について、警察庁、法務省及び厚生省から説明聴取、警察庁、法務省、厚生省及び総理府に質疑 |
| 四月二十六日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について、公述人財団法人21世紀職業財団理事長太田芳枝氏、新日本婦人の会副会長笠井貴美代氏、財団法人市川房枝記念会常務理事山口みつ子氏、東京生活者ネットワーク女性部会メンバー中田慶子氏、女性政策研究家・法政大学法学部講師三井マリ子氏、女性議員をふやすネットワーク「しなの」会長樽川通子氏及び杵築市各種女性団体連絡会議議長綿末しのぶ氏から意見聴取、質疑 |
| 五月　十日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について、調査会委員間の自由討議 |
| 五月　十七日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について、総理府、文部省及び労働省から説明聴取、総理府、文部省、労働省、警察庁及び厚生省に質疑 |
| 五月二十五日 | 共生社会に関する調査報告書（中間報告）を議長に提出することを決定 |

（三年目）

| | |
|---|---|
| 第百四十九回国会（閉会後）<br>平成十二年　九月　十二日<br>～十四日 | 共生社会に関する実情調査のため、北海道に委員派遣 |
| 第百五十回国会<br>平成十二年十一月　一日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の自立のための環境整備に関する件（生涯にわたる女性の健康支援）について参考人社団法人日本家族計画連盟事務局次長芦野由利子氏、津田塾大学学芸学部国際関係学科教授金城清子氏及び千葉大学看護学部母子看護学講座教授森恵美氏から意見聴取、質疑 |
| 十一月　八日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の自立のための環境整備に関する件（生涯にわたる女性の健康支援）について総理府、文部省、厚生省及び労働省から説明聴取、質疑 |
| 十一月　十五日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の自立のための環境整備に関する件（生涯にわたる女性の健康支援）について、調査会委員間の自由討議 |
| 第百五十一回国会<br>平成十三年　一月三十一日 | 女性に対する暴力に関するプロジェクトチームの中間報告に関する件について、南野知恵子理事から報告を聴取 |
| 二月　十四日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について、参考人日本女子大学人間社会学部教授大沢真知子氏、日本経営者団体連盟常務理事矢野弘典氏及び株式会社ベネッセコーポレーション人財組織部人事サービス課セクションチーフ北川美千代氏から意見聴取、質疑 |
| 二月　十九日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について、若林財務副大臣及び増田厚生労働副大臣から説明聴取、若林財務副大臣、増田厚生労働副大臣、桝屋厚生労働副大臣及び政府参考人に質疑 |
| 二月二十一日 | 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、男女共同参画基本計画に関する件について、坂井内閣府副大臣から説明聴取、同副大臣及び政府参考人に質疑 |

四月　二日　「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について、参考人中京大学経済学部教授都村敦子氏及びお茶の水女子大学生活科学部助教授永瀬伸子氏から意見聴取、質疑
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案の草案について提案者南野知惠子君から説明聴取、国会法第五十四条の四において準用する第五十七条の三の規定により内閣の意見を聴取した後、調査会提出の法律案として提出することを決定
「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について、参考人株式会社ライフデザイン研究所研究開発部主任研究員前田正子氏、保育園を考える親の会代表普光院亜紀氏、渕野辺保育園園長松岡俊彦氏及びイエルネット株式会社取締役アドミニストレーショングループジェネラルマネージャー松井香氏から意見聴取、質疑

五月　十四日　「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について、調査会委員間の自由討議

六月　四日　「男女等共生社会の構築に向けて」について、福田内閣官房長官、松下内閣府副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に質疑

六月　二十日　共生社会に関する調査報告書（最終報告）を議長に提出することを決定

---

少子化対策推進に関する決議案

右の議案を発議する。

平成十三年六月二十日

発議者

久保　亘　　久世　公堯
中原　爽　　内藤　正光

但馬　久美　　畑野　君枝
旦下部禮代子　　松岡滿壽男
戸田　邦司

賛成者

魚住　汎英　　加納　時男
岸　宏一　　久野　恒一
佐藤　昭郎　　斉藤　滋宣
日出　英輔　　吉村剛太郎
勝木　健司　　佐藤　泰介
竹村　泰子　　藁科　滿治
松　あきら　　山本　保
西山登紀子　　大渕　絹子
石井　一二　　黒岩　秩子
参議院議長　井上　裕殿

---

少子化対策推進に関する決議

我が国は、急速な少子化の進行により、未だかつて経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしている。こうした少子化の進行は、子どもの健全育成、地域社会、社会保障、労働力等において我が国社会に深刻な影響を与えることが懸念されている。子どもが未来の社会を担う存在であることを思えば、子どもを生み、育てることを社会的に支援していくことは、我が国にとって、極めて重要な課題である。

いうまでもなく結婚や出産は個人の自由な選択に委ねられるべきものである。今日の少子化は、個人の価値観の多様化や意識の変化に社会の仕組みが対応できていないことに大きく起因している。かかる社会の在り方を見直し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の形成を目指し、総合的な施策を早急に確立することは、国会及び政府の責務である。

我々は、人口減少社会の到来を前にして、最善の努力をもって少子化問題に取り組み、男女とも育児に喜びや誇りを共有できる社会を構築していくことを決意する。

このため、政府においては、本院の意思を体し、仕事と育児の両立支援をはじめ子育てへの社会的支援の拡充、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進すべきである。

特に、乳幼児医療費の国庫助成等出産・育児にかかる経済的負担の軽減、小児医療・母子保健等医療体制の整備、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の拡充等男女がともに仕事と子育てを両立できる雇用・職場環境の整備、保育所待機児童の早期解消をはじめ多様な保育サービスの拡充、放課後児童の受け入れ体制の整備等地域の子育て支援環境の整備、子育てしやすい住環境等生活環境の整備については、重点的に取り組むべきである。また、子育て支援の重要性に鑑み、子どもや家庭を支える施策に対して積極的な予算措置を講ずるべきである。

こうした取組が成果をあげるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　財務省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部（本体六三〇円）（配送料六〇〇円別）